

神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和4年3月11日(金曜日)

号外第9号

毎週火曜日及び金曜日発行

目次	ページ
○監査委員公表 令和3年度包括外部監査の結果に関する報告の公表について	1

監査委員公表

神奈川県監査委員公表第7号

令和3年度包括外部監査の結果に関する報告の公表について
地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第5項の規定に基づき、神奈川県知事が包括外部監査契約を締結した包括外部監査人椎名毅から、次のとおり令和3年度包括外部監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により公表する。

令和4年3月11日

神奈川県監査委員	村上英嗣
同	太田真晴
同	吉川知恵子
同	嶋村ただし
同	てらさき雄介

令和3年12月22日

神奈川県監査委員	村上英嗣様
同	太田真晴様
同	吉川知恵子様
同	嶋村ただし様
同	てらさき雄介様

包括外部監査人 椎名毅

令和3年度包括外部監査の結果に関する報告(提出)
地方自治法第252条の37第1項の規定に基づき実施した包括外部監査の結果に関する報告について、同条第5項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年三五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部二、九三〇円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策局政策部政策法務課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五―二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一―三五〇八

この公報は再生紙を使用しています

令和3年度
包括外部監査結果報告書

神奈川県包括外部監査人
弁護士 椎名 毅

目次

第1章 包括外部監査の概要.....1

第1 監査の種類.....1

第2 選定した特定の対象期間.....1

第3 選定した特定の対象期間(監査テーマ).....1

第4 包括外部監査対象期間.....1

第5 事件を選定した理由.....1

第6 財政的影響.....2

第7 県民の関心の重要度.....2

第8 施策検証の重要性.....3

第9 過去の包括外部監査のテーマとの重複.....3

第10 現下の県庁における新型コロナウイルス感染症への重点的対応の状況.....4

第11 監査の実施体制.....4

第12 包括外部監査の方法.....4

第13 監査の視点.....4

第14 監査の実施方法.....6

第15 監査手続において心掛けたこと.....9

第16 利害関係.....10

第17 監査結果報告書の構成及び記載方法.....10

第18 留意した事項.....10

第19 見書の内容及び意見の記載方法.....11

第20 本報告書の結果、指摘事項及び意見の指摘事項の記載方法.....12

第2章 包括外部監査の結果(総論).....13

第1 県の保有する債権の概説.....13

第2 債権分類.....13

第3 県における債権管理の状況.....17

第4 県における債権管理体制・手続.....18

第5 地方公共団体の債権管理に関する法令上の定め.....18

第6 最高裁判所判決の説示.....22

第7 県の債権管理に関する規定等.....22

第8 債権管理体制.....28

第9 債権管理手続の流れ.....32

第10 公会計における取扱い.....33

第11 公会計制度の概要.....33

第12 県の公会計制度による情報開示の現状.....35

第13 サブシステムによる債権管理システムのカスタマイズ.....43

第14 指摘事項.....45

第3章 包括外部監査の結果(各論).....46

第1 総務局.....46

第2 土地建物等売却収入及び土地建物等貸付収入(総務局財産経営課).....46

第3 環境農産物最終処分場処理手数料(資源循環推進課).....51

第4 産業廃棄物貸付金返納金及び同延滞違約金.....51

第5 農業改良及び同延滞違約金.....57

第6 福祉子どもみらい局.....61

第7 世帯更正特別奨学資金返納金及び同違約金(子ども家庭課).....61

第8 母子父子福祉資金貸付金返納金及び同違約金(子ども家庭課).....67

第9 特別児童手当て返納金(子ども家庭課).....79

第10 児童福祉士等修学資金貸付金返納金及び同違約金(地域福祉課).....83

第11 介護福祉士等修学資金貸付金返納金及び同違約金(高齢福祉課).....95

第12 寄附金(高齢福祉課).....101

第13 高齢者居室整備資金貸付金返納金(高齢福祉課).....104

自立医療費返納金(障害福祉課).....114

心身障害者扶養共済掛金(障害福祉課).....118

県土整備局.....123

行政代執行船舶の保管・処分費用(県土整備経理課).....123

土地建物等貸付収入(用地課).....133

国有水路不法投棄者に対する損害賠償請求(用地課).....143

借上公共賃貸住宅使用料・家賃/損害賠償金(住宅計画課).....149

県営住宅家賃・違約金(公共住宅課).....157

駐車場使用料(公共住宅課).....163

財産貸付収入・雑入(公共住宅課).....165

会計局.....168

第1 会計取にかかるとる損害賠償金(債務弁済契約上の金銭債権)(会計課).....168

第2 教育局.....177

第3 高等専門学校授業料債権(財務課).....177

第4 神奈川県企業庁.....186

第5 契約解除によって発生した前払金返還に伴う利息債権(谷ヶ原浄水場).....197

第6 和解金債権(企業局財産管理課/相模原水道営業所).....204

第7 水道料金債権(企業局経営課/相模原水道営業所).....210

第8 配水管等き損にかかるとる損害賠償債権(企業局経営課/相模原水道営業所).....216

第9 神奈川県警察本部.....224

第10 X社に対する違約金(大和警察署他15警察署).....224

第11 見舞金支給に伴う求償債権(捜査第三課).....231

第12 神奈川県住宅供給公社.....241

第13 事業未収金・長期事業未収金.....241

第14 事業未収金・長期事業未収金.....249

第15 神奈川県道路公社.....262

第16 その他附帯事業収入.....262

第4章 終わりに.....269

第1 監査人からの一言.....269

第2 雑感.....269

第3 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況.....269

第4 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下での包括外部監査.....269

第5 謝辞.....270

第6 補助者から一言.....270

第7 西尾弁護士から.....270

第8 板崎弁護士から.....270

第9 増田弁護士から.....271

第10 金子弁護士から.....271

第11 松本弁護士から.....271

第12 山田弁護士から.....272

第13 青木木公認会計士から.....272

第1章 包括外部監査の概要
第1 監査の種類
 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第252条の37第1項並びに神奈川県(以下「県」という。)及び包括外部監査人(以下「監査人」という。)との間で締結された令和3年4月1日付包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

第2 選定した特定の事件及び監査対象期間
1 選定した特定の事件(監査テーマ)
 「私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について」
 ただし、監査人が必要だと判断したものについては、県が非強制徴収公債権として整理している債権を監査対象に含むこととした。
2 包括外部監査対象期間
 令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間)
 ただし、監査人が必要だと判断したものについては、過年度及び令和3年度の事務についても監査対象に含むこととした。

第3 事件を選定した理由
 包括外部監査は、「包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行」及び「包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理」に関して行うこととされている(法第252条の37第1項)。この点、「財務に関する事務の執行」とは、主に法第2編第9章の「財務」に係る事務と理解され、監査の対象とすべき内容は予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行をすべて包含する。
 この点、民間企業は、貸借対照表によって会計年度末のストックとしての資産と負債を、損益計算書によって会計年度期間中のフローとしての売上高、コスト、利益などを株主に対して開示し、株主は、かかる情報を踏まえた上で、株主総会において、議決権行使を行う。このように、ストックとフローの両面から作成された財務書類を株主に適時に開示することは、株主が経営者の事務執行を監視・監督する際に財務的な裏付けを与えるものであり、企業経営を適正化するために当然に必要であると考えられている。
 これに対して、地方公共団体と住民との関係性は、必ずしも民間企業経営者と株主の関係性と同一視することができるものではない。しかし、住民が地方公共団体の行政事務執行に関して、ストックとフローの両面から作成された財務書類を適時に開示を受け、住民代表たる議員を通じて意思決定に参画することは、住民による行政の適切な監視・監督という観点に鑑みれば、有益であることは論を待たない。

ところが、地方公共団体は、伝統的に、現金主義会計、単式簿記による予算・決算を採用している。住民代表で構成される議会は、この予算・決算の議決を行うことで、住民が、フローという観点から、行政の事務執行について適切に監視、監督し、その意思決定に参画できていると評価することができず、

しかし、他方で、地方公共団体は、従前は、ストック及び現金移動が伴わないストックという側面に関しては、住民に対する十分な情報公開を行うことはできていなかった。
 このような状況を踏まえて、総務大臣は、平成26年5月23日、「今後の地方公会計の整備促進について」と題する通知(以下「本件通知」という。)を発し、現金主義会計では見えにくいコストやストックを把握することで中長期的な財政運営への活用の充実に期待できることから、現金主義会計、単式簿記による予算・決算制度を補完するものとして、地方公会計の整備を推進していくことが重要であるとされた。これに基づき、総務大臣は、平成27年1月23日、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(総財務第14号)と題する通知を発した。これを受けて、総務省自治財政局長は、同日、「統一的な基準による地方公会計マニユアルについて」(総財務第15号)と題する通知を発し、「統一的な基準による地方公会計マニユアル」(以下「統一的基準公会計マニユアル」という。)を公開した(令和元年8月改定)ことよって、地方公共団体に対して、統一的基準に基づく財務書類の整備を促したものである。県は、これに基づき、平成29年以降毎年、財務書類の作成をして、これを公開している。県は、本報告書作成時点において、令和元年度の財務書類まで公開している。

監査人は、令和3年度の監査対象となる「特定の事件」(以下「テーマ」という。)の選定に際して、本件通知の趣旨に立ち返り、通常の現金主義会計の予算・決算では見えにくい「コスト」又は「ストック」に焦点を当てていくことが、より住民自治及び団体自治のいわゆる地方自治の本旨に資するものと判断した。
 そして、監査人は、具体的にテーマを選定するに当たっては、「コスト」又は「ストック」にかかる財務事務のうち、財政的影響、県民の関心の高さ、施策検証の重要性、過去の包括外部監査のテーマとの重複の有無、監査人の専門性、現下の県庁における新型コロナウイルス感染症への重点的対応への状況などを考慮して決定した。

1 財政的影響
 令和2年3月31日時点における県の管理している債権については、総額約1,392億円とされており、5兆円を超える規模の県有資産全体との比較でいえば、決して大きな比率を占めるものではないようにも見受けられる。
 しかし、県税以外未収金は令和2年度末には37億円程度であるところ、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度の財源不足1,100億円程度

の専門性を生かして、債権の管理回収に係るテーマを取り上げることには十分な意義が認められる。

6 現下の県庁における新型コロナウイルス感染症への重点的対応の状況

令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、県庁においては、職員のリモートワーク化並びに全庁コロナ・シフトと称する職員の産業労働局や健康医療局などの特定部局への傾斜配置及び特定部局の職員の過重負担といった状況にある。

このような状況下において、包括外部監査のテーマとして、産業労働局や健康医療局などの特定部局への過度な負担となることは避けるべきものと考えられた。

この点、債権管理回収をテーマとして選定する場合には、県庁の保有する債権が多岐にわたる関係上、監査への対応を行う担当部局が多くに分散することとなる半面、各担当部局による監査への対応は極小化される可能性が高い。

以上を踏まえると、債権の管理回収に係るテーマを取り上げることには十分な意義が認められる。

また、このような観点からの監査の実施は、法の趣旨である「住民福祉の増進」、「最少の経費で最大の効果」、「組織及び運営の合理化」、「規模の適正化」を達成することにも十分適合する。

第4章 監査の実施体制

監査人が、本年度の監査を実施するにあたり組織した監査チームの構成員は以下のとおりである(以下、監査人及び補助者をあわせて「監査人ら」という。)

包括外部監査人	弁護士	椎名 毅
補助者	弁護士	西尾 政行
	弁護士	板崎 一雄
	弁護士	増田 直毅
	弁護士	金子 桂輔
	弁護士	松本 隆
	弁護士	山田 康平
	公認会計士	青木 重典

なお、包括外部監査における補助者の行為は、監査人の責任において、監査人の指揮監督の下で行われているものであり、補助者は、特に明示しない限り、単独で責任を負うものではない。

第5章 包括外部監査の方法

1 監査の視点

(1) 基本的視点

と見込まれていることに鑑みると、仮に債権管理回収が適切に行われていないとすると、県財政への影響は非常に大きいといえる。

2 県民の関心の高さ

県議会議事録を確認する限り、住民代表たる県議会議員は、会派を問わず、随時のタイミングにおいて、県の管理する多種多様な債権の管理のあり方や未収金債権への対応について質問をしている事実が確認できる。かかる事実を鑑みると、県の債権管理体制や実務に関する県民の関心度も非常に高いものと考えられる。

3 施策検証の重要度

県は、平成26年12月26日付にて、神奈川県債権管理条例(平成26年条例第66号)(以下「債権管理条例」という。)を定め、平成27年1月1日から同条例を施行したものである。

債権管理条例の施行から6年強の期間が経過した状況において、県の債権管理の状況を包括的に網羅的に監査することは、条例制定の効果検証という側面から考えても十分な意義が認められる。

また、令和2年4月1日、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)が施行された。債権法に関しては、民法制定の明治以来の初めの大改正であり、債権管理実務においては、これに対応することの重要性は高い。債権法改正の施行からちょうど1年程度の期間が経過した状況において、県の債権管理の体制や実務を包括的に網羅的に監査することは、法改正への適切な対応という側面から考えても十分な意義が認められる。

4 過去の包括外部監査のテーマとの重複

従前の県の包括外部監査に関しては、債権の管理回収について包括的に網羅的に取り上げることがなかった。

しかし、他の都道府県では、定期的にかかるテーマについて取り上げている(北海道令和2年度、群馬県平成30年度、大阪府令和2年度、奈良県平成30年度、愛媛県令和元年度など)。

県において、債権管理の体制や実務を包括的に網羅的に監査することは、従前の監査テーマとの重複という観点から見ても十分な意義が認められる。

5 監査人の専門性

債権の管理回収は弁護士のみも基本的な職務の一つである。県の私債権の回収においても、当然に、弁護士に代理を依頼し、訴訟及び民事執行を行っている事例が存在している。

令和3年度の包括外部監査においては、弁護士が監査人となったものであり、そ

オ 県の債権の管理・回収手続において債務者の個性性に応じつつ、債権者間の公平に配慮されているか。

カ 県の債権にかかるとる公会計上の表示が適切に行われているか（特に、徴収不能引当金の計上が適切に行われているか）。

2 包括外部監査の実施方法

(1) 段階的監査の手法

新型コロナウイルス感染症の感染拡大及びこれに伴う県庁における全庁的なワークの推進及び全庁コロナ・シフトによる職員の一時的傾斜配置の実施に鑑み、監査人は、包括外部監査の進め方について、以下に記載する段階的監査の手法を採用した。

ア 監査人は、第一次調査の段階において、総務局総務室不祥事防止対策グループを通じて、全ての知事部局、教育委員会（教育局）、神奈川県警察本部、神奈川県企業庁、神奈川県住宅供給公社、神奈川県道路公社に対して、網羅的に債権の有無、その概要、管理状況等を質問し、これを示す資料の提供を求めた。

イ 各債権を所管する事業所管課（以下「債権所管課」という。）から、別上記アの資料要求に対する報告と資料提供を受け、監査人は、原則としてすべての債権所管課担当者に対して、第一次調査の内容として報告された内容について、債権の概要に関するヒアリングを実施した。監査人は、各債権所管課の担当者に対して、債権の概要及び管理状況の詳細に関する質問を行い、必要に応じて、更なる追加資料の提供を求めた。なお、第一次調査におけるヒアリングについては、監査人は、新型コロナウイルス感染症が感染拡大に鑑み、オンライン会議システム Zoom により行った。

ウ 監査人は、上記第一次調査、ヒアリング及び追加資料の提出を基に、必要に応じて、実査を行い、資料閲覧、現場担当者からの直接のヒアリング、電算システムの確認など実際の債権管理状況をエビデンス資料により確認する作業に入るべき債権の絞り込みを行った。この際、監査人は、他の部局でも応用が利く汎用性の高い問題点を発見することができるといった点を重視した。

エ 監査人は、上記絞り込みの後、各債権所管課に対して、質問事項の様式を送付すること等によって書面による質問をした上で、債権所管課や現場事務所などに往査を行い、資料閲覧、現場担当者からのヒアリング、電算システムの確認などの第二次調査を実施した。

オ 監査の結果及び意見の案を作成した最終確認段階で、これを各部局に提示し、事実関係に誤りがないか、指摘事項及び意見的指摘事項として監査人が提示した事項が適切か否か等の協議を実施した。

(2) 第一次調査の実施

監査人は、本年度の包括外部監査の実施に際しては、監査テーマとして設定した「私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について」に関連して、重要な基本的視点を設定した。

法第252条の37第1項は、「第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成するため」に必要と認める特定の事件について監査を行うと定めていることに鑑み、監査人は、包括外部監査の基本的視点として、第一に法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成しているか否か、という視点を設定した。加えて、法第2条第16項は、地方公共団体の事務の執行に関する原則を記載していることに鑑み、監査人は、包括外部監査の基本的視点として、第二に法第2条第16項の規定の趣旨を達成しているか否か、という視点を設定した。

以上を踏まえ、監査人は、本年度の包括外部監査の実施に係る基本的な視点を以下のとおり定めた。

ア 経済性 (Economy)・効率性 (Efficiency)・有効性 (Effectiveness) の視点

本年度の包括外部監査に当たっては、法第2条第14項の規定に鑑み、「最小のコストでしかるべき質の資源を獲得すること」（経済性）、「ある部局（又は事業）に投入された資源から最大のアウトプットを得ること、又は一定のレベルのアウトプットに対して資源の投入を最小にすること」（効率性）、「サービス活動から得られるアウトプットによって期待された成果を達成すること」（有効性）という視点を基本的視点とすることとした。

イ 組織運営の合理化・規模の適正化の視点

本年度の包括外部監査に当たっては、法第2条第15項の規定に鑑み、「組織及び運営の合理化」、「規模の適正化」という視点を基本的視点とすることとした。

ウ 法令遵守の視点

本年度の包括外部監査に当たっては、法第2条第16項の規定に鑑み、「法令等の遵守」という視点を基本的視点とすることとした。さらには、法令等の遵守に関連して、債権管理事務における債権者間の公平性という観点も加味して考えることとした。

(2) 包括外部監査の具体的ポイント

監査人は、上記に設定した基本的視点に基づき、具体的な監査ポイントを以下のとおり定めた。

ア 県の債権管理体制が関連法令、条例・規則、マニュアル等に従い、適正に整備されているか。

イ 県の債権の発生及び回収に関する事務が、関連法令、条例規則、マニュアル等に従って適切に行われているか。

ウ 県の債権の管理が、民法その他の法改正に対応しているか。

エ 県の債権の管理・回収手続が適時適切に効率的・合理的に行われているか。

ア 監査（ヒアリング）の実施

＜ヒアリングの状況＞

年月日	場所・主な対象部署又は団体	内容	監査人	補助者
R3.8.19	福祉子ども未来局 (子ども家庭課) (地域福祉課) (障害福祉課) (障害サービス課)	Zoom ヒアリング	1	5
R3.8.19	福祉子どもみらい局 (高齢福祉課)	Zoom ヒアリング	1	4
R3.8.26	くらし安全防災局 (くらし安全交通課)	Zoom ヒアリング	1	3
R3.8.26	会計局 (会計課)	Zoom ヒアリング	1	3
R3.8.27	神奈川県警察本部	ヒアリング	1	2
R3.8.27	県土整備局 (県土整備経理課) (用地課)	Zoom ヒアリング	1	7
R3.8.30	環境農政局 (農業振興課) (農地課)	Zoom ヒアリング	1	5
R3.8.31	教育局 (財務課)	Zoom ヒアリング	1	3
R3.9.1	総務局 (職員厚生課) (財産経営課) (庁舎管理課) (総務室)	Zoom ヒアリング	1	3
R3.9.2	県土整備局 (公共住宅課) 神奈川県道公社 神奈川県住宅供給公社	Zoom ヒアリング	1	5
R3.9.9	環境農政局 (資源循環推進課)	Zoom ヒアリング	1	5
R3.9.9	企業局 (財務課) (財産管理課) (経営課)	Zoom ヒアリング	1	4
R3.9.15	会計局 (会計課)	Zoom ヒアリング	1	1

(3) 第二次調査の実施

ア 監査（実査）の実施

＜ヒアリングの状況＞

年月日	場所・主な対象部署又は団体	内容	監査人	補助者
R3.9.28	神奈川県住宅供給公社	実査	1	2
R3.9.29	県土整備局 (用地課)	実査	1	2

R3.9.29	会計局 (会計課)	実査	1	1
R3.10.1	福祉子どもみらい局 (子ども家庭課)	実査	1	2
R3.10.6	福祉子どもみらい局 (子ども家庭課)	実査	0	1
R3.10.12	福祉子どもみらい局 (障害福祉課)	実査	1	1
R3.10.12	総務局 (財産経営課)	実査	1	1
R3.10.13	神奈川県道路公社	実査	1	2
R3.10.15	環境農政局 (資源循環推進課)	実査	0	1
R3.10.18	環境農政局 (農業振興課)	実査	1	1
R3.10.18	神奈川県住宅供給公社	実査	1	2
R3.10.20	企業局 (財産管理課)	実査	1	0
R3.10.21	福祉子どもみらい局 (地域福祉課)	実査	0	1
R3.10.21	県土整備局 (住宅計画課)	実査	1	2
R3.10.21	県土整備局 (藤沢土木事務所)	実査	1	2
R3.10.22	企業局 (谷ヶ原浄水場)	実査	1	0
R3.10.22	企業局 (相模原水道事業所)	実査	1	0
R3.10.22	県土整備局 (公共住宅課)	実査	0	2
R3.10.26	教育局 (財務課)	実査	1	4
R3.10.26	神奈川県警察本部 (捜査第三課)	実査	0	2
R3.10.27	神奈川県警察本部 (大和警察署)	実査	1	1
R3.10.28	会計局 (指導課)	ヒアリング	1	1
R3.10.28	福祉子どもみらい局 (高齢福祉課)	実査	0	1
R3.11.4	県土整備局 (公共住宅課)	実査	1	2
R3.11.4	教育局 (神奈川県立永谷高等学校)	実査	1	3
R3.11.8	会計局 (会計課)	ヒアリング (Zoom ヒアリングと併用)	1	1

(4) 協議の実施

ア 監査（実査）の実施

おける全庁的なテレワークの推進及びコロナ・シフトによる職員の一時的傾斜配
置の実施に鑑み、多人数が密になる状態での直接のヒアリングは可能な限り避け、
第一次調査、第二次調査及び最終確認段階の協議においては、債権所管課の窓口
担当者として監査人らとが書面による質問、Zoom によるヒアリング、電子メールによ
る連絡などを心掛けた。

(2) 役割分担

監査人は、各債権所管課が管理する債権に関する管理状況における調査に際し
ては、7 名の補助者が効率的かつ詳細に検討できるよう、債権ごとに担当 1
名とそれを補佐する副担当者 1 名を決定した。

各補助者は、自身が担当として担当する債権の状況を第一次的に検討して報
告書のドラフトを作成するとともに、副担当者として他の補助者が作成した報告
書のドラフトをレビューすることを担当した。

公認会計士職の補助者については、会計的観点から、主に各債権に関する公会
計上の処理（特に徴収不能引当金の計上）に関する横断的な監査の役割を分担し
た。

監査人は、かかる役割分担と情報共有がスムーズにいくよう、全員が参加する
内部打ち合わせの会議の場を頻繁に設け、各補助者の検討の経過や内容、問題意
識の共有を行った。

(3) 組織運営の合理化の視点

各債権所管課が管理する個別の債権の管理状況を精査するに当たっては、常に、
各債権に共通する課題の有無を検討するなど、横断的な観点から組織運営の合理
化に資する意見を心掛けた。

第 6 包括外部監査の実施期間

令和 3 年 6 月 21 日から令和 3 年 12 月 22 日まで

第 7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、法第 252 条の 29 の規定により記載すべき
利害関係はない。

第 8 監査結果報告書の構成及び記載方法

1 留意した事項

監査人は、県知事に対して提出する監査結果報告書（以下「本報告書」という。）
及び包括外部監査人の意見書（以下「意見書」という。）が公表される予定であるこ
とに鑑み、県民にとって十分に理解できるよう平易な記述を行うように努めた。

<ヒアリングの状況>

年月日	場所・主な対象部署又は団体	内容	監査人	補助者
R3. 11. 24	福祉子どもみらい局 (子ども家庭課)	Zoom 協議	1	1
R3. 11. 26	教育局 (財務課)	Zoom 協議	1	1
R3. 11. 26	県土整備局 (用地課)	Zoom 協議	1	1
R3. 11. 29	県土整備局 (公共住宅課)	Zoom 協議	1	2
R3. 11. 30	福祉子どもみらい局 (高齢福祉課)	Zoom 協議	0	1
R3. 11. 30	会計局 (会計課)	Zoom 協議	1	1
R3. 11. 30	企業局 (財務課) (財産管理課) (経営課)	Zoom 協議	1	0
R3. 11. 30	福祉子どもみらい局 (地域福祉課)	Zoom 協議	1	1
R3. 12. 1	教育局 (財務課)	Zoom 協議	1	0
R3. 12. 1	環境農政局 (資源循環推進課)	Zoom 協議	1	1
R3. 12. 2	県土整備局 (県土整備経理課)	面談	1	2
R3. 12. 2	警察本部	面談	1	2
R3. 12. 3	県土整備局 (住宅計画課)	Zoom 協議	1	1
R3. 12. 9	福祉子どもみらい局 (子ども家庭課)	Zoom 協議	1	1
R3. 12. 9	福祉子どもみらい局 (障害福祉課)	Zoom 協議	1	0
R3. 12. 9	教育局 (財務課)	Zoom 協議	1	1

(5) 監査人らの内部打ち合わせ

監査人らは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に鑑み、対面による
打ち合わせではなく、オンライン会議システムである Zoom による打ち合わせ、電
話による打ち合わせ、ビジネスチャットアプリケーションソフトである Slack を
活用した適宜の意見交換などによる合意形成に努めてきた。

監査人らの週次の定例打ち合わせの時間は 40 時間を超える。

3 監査手続において心掛けたこと

(1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大

監査人は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況及びこれに伴う県庁に

を採った場合には公表義務を負うことになる（措置を採っていない段階では公表義務は生じない）。

(2) 包括外部監査人の意見書について

法第252条の38第2項は、監査人が、「監査の結果に基づいて必要があると認めるときに、監査対象団体の「組織及び運営の合理化に資するため」に、監査の結果に関する報告に「添えて」その意見を提出することができる、と定めているところ、かかる目的のため、述べる必要があると判断した意見について、別添の包括外部監査人の意見書に記載することとした。

上記(1)の意見的指摘事項は、個別性の高い各債権所管課の所管する債権の管理運営方法についての指摘事項であるが、別添意見書は、神奈川県組織及び運営の合理化に資するために全庁的・横断的対応を検討する総論的な提言に留まる。

もとより、松本英昭著『新版逐条地方自治法第9次改訂版』1,493頁は、監査人の述べる意見について、「これは監査委員の場合（法第199条第10項）と同様である」と記載するところ、同書715頁は、監査委員が自ら実施した監査に関して述べる意見について定めた法第199条第10項に関して、「第10項の意見の提出は、監査の結果に基づいて必要があると認めるとき、当該地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するために監査の結果に関する報告に添えて意見を提出することであり、監査結果報告に含まれている事項についてでなくともよい。」とすることにより、監査人の意見は、包括外部監査人の職責の法を超えることも十分にあり得るものであり、これを受領した受検機関は、本報告書に対する監査委員の意見と並列して検討していただくべきものであると理解する。

【包括外部監査人の意見書】 包括外部監査人が必要であると認めるときに、県の組織及び運営の合理化を達成するために検討すべき長期的課題及びこれに資する提言。

なお、前掲『新版逐条地方自治法第9次改訂版』（715頁）は、「監査の結果に基づいて必要があると認めるとき、当該地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するために監査の結果に関する報告に添えて意見を提出するもので、監査結果報告に含まれている事項についてでなくともよい。」とすることから、監査人も、別添の意見書に、必ずしも監査結果報告に含まれない事項についても記載していることに留意されたい。

3 監査の結果、指摘事項及び意見的指摘事項の記載方法

監査の結果、指摘事項及び意見的指摘事項については、簡単な見出しを記載し、見出しの前に監査の結果、指摘事項、意見的指摘事項の別を記載した。

なお、指摘事項及び意見的指摘事項については、それぞれ通し番号を付した。

また、監査人は、監査結果を構成する指摘事項及び監査人の意見については、関係者が対応や措置を検討できるような具体的かつ明確に記載するとともに、今後の県の債権管理に資するように努めた。

2 本報告書と意見書のそれぞれの構成

(1) 本報告書の構成

監査人は、実施した監査の結果については、総論として、第2章に県における債権管理の現状を記載した。

続いて、監査人は、各論として、監査対象たる債権所管課毎に、当該部署の所管する債権に関する事実を記載し、これに関連して発見した課題と対応策を「指摘事項」として記載した。

ただし、指摘事項については二種類に区分し、「受検機関による是正改善が必要」な「指摘事項」と「受検機関に是正改善が必ずしも求められるものではないが、望ましいもの」については「意見的指摘事項」と定義することとする¹。すなわち、本報告書においては、以下のとおり整理する。

【監査の結果】	財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、監査の結果発見された事実関係
【監査の結果】 (指摘事項)	財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、主に、経済性、効率性、有効性、適法性の観点から、是正・改善を求め、是正・改善が必要であるもの。
【監査の結果】 (意見的指摘事項)	財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、主に、経済性、効率性、有効性、適法性の観点から、是正・改善を必ずしも求めめるものではないが、是正・改善が望ましいもの。

なお、法第252条の38第5項は、監査人から監査の結果を受領した受検機関が、当該監査の結果に基づき又はこれを参考に措置を講じた場合には、監査委員がかかた事実を公表するものと定めている。そこで、上記の「指摘事項」はもちろん、「意見的指摘事項」に基づき又はこれを参考に受検機関が是正措置

1 なお、令和2年度の包括外部監査人は、「財務に関する事務の執行及び経営に関する事業の管理について、規則や規定に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの」を「指摘事項」とし、「組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの」を「意見」と整理し、平成30年度の包括外部監査人も類似の整理をしており、「違法であるか著しく不当であったは是正措置が必要と考える事項」を「指摘事項」とし、「違法若しくは著しく不当とまでは考えないが、是正措置が望まれると考える事項」を「意見」としている。
しかし、法文上は、包括外部監査人は、監査の結果として、「規則や規定に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの」のみを指摘することが求められているわけではないため、従前の監査実務上は「意見」とされてきたようなものも、あくまで監査報告書に記載する以上、監査の結果を構成する指摘事項であることを前提として、従前の監査実務における区分に配慮し、「意見的指摘事項」と表現した。他方、後記(2)のとおり、法律上、監査の結果に関する報告とは別の、包括外部監査人の任意の「意見」については、別添意見書に記載して、監査の結果を構成する指摘事項とは区別した。

第2章 包括外部監査の結果（総論）

第1 県の保有する債権の概説

1 債権分類

(1) 地方公共団体の保有する「債権」の定義

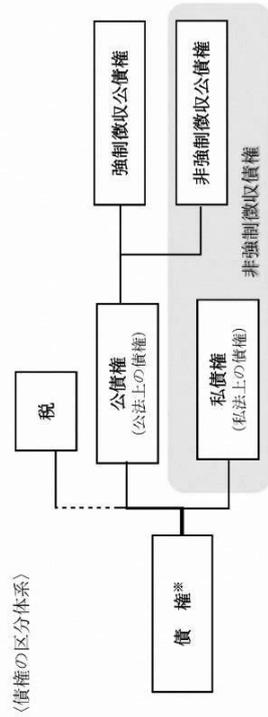
地方公共団体の保有する「債権」は地方公共団体の財産である（法第 237 条第 1 項）。そのため、地方公共団体は、保有する「債権」については、適切に「管理及び処分」しなければならず、例えば、適正な対価なくして譲渡する場合などについては、原則として議会による議決が必要であるとされている（法第 237 条第 2 項）。

ここでいう、法律上地方公共団体が適切に「管理及び処分」することを求められている「債権」は、「金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利」（法第 240 条第 1 項）と定義されている。したがって、この意味において、地方公共団体の保有する「債権」には、私法上一般的には債権の定義に含まれる債務者に対する行為請求権や金銭以外の給付請求権が含まれないこととなり、私法上の一般的な債権の定義とは異なることは理解が必要である。

(2) 債権分類

地方公共団体の保有する「債権」は、発生原因により大きく2つに区分される公法上の原因に基づいて発生するもので、法第 231 条の3 第 1 項に記載されている普通地方公共団体の歳入に該当するものを「公債権」とし、私法上の原因に基づいて発生する債権を「私債権」として整理するのが一般的である。

さらに公債権については、分担金、加入金、過剰又は法律で定める使用料など普通地方公共団体が地方税の滞納処分の例に従って強制徴収をすることができる公債権とそうでない公債権に区分される。債権管理条例第 2 条は、前者を「強制徴収公債権」、後者を「非強制徴収公債権」と定義している。



※ 期限未到来などの理由により、未調定の債権や収入未済金が発生していない債権も含む。

（「神奈川県収入未済金管理ハンドブック」1頁）

具体的には、神奈川県では、公債権と私債権の判別について、神奈川県収入未済金管理ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）に、以下のようなコラムを入れ、職員に対して注意を促している。

☞公債権・私債権の判別ポイント

【強制徴収公債権】

- ・ 分担金、加入金及び過剰及び自治法附則第 6 条第 1 ～ 4 号に規定されているもの
- ・ 個別法により「地方税の滞納処分の例」又は「国税の滞納処分の例」により徴収することが規定されているもの

例：海岸使用料、道路使用料、生活保護費の不正受給返還金、放置違反金等

【非強制徴収公債権】

- ・ 県の処分によって発生し、相手方の同意を要件としないもの
- ・ 対等な関係ではなく、県が許可をしたり、免許を取り消したりするなど公権力の行使にあたるもの

例：不服申立てや取消訴訟の対象となるもの

例：県有財産使用料、生活保護費返還金（不正受給以外）、児童扶養手当返納金等

【私債権】

- ・ 対等な立場での契約等によって生じるもの
- ・ 私法上の原因（不法行為、不当利得、事務管理等）に基づいて発生するもの

例：母子父子寡婦福祉資金貸付金、高等学校授業料等

※ 現在は公債権でも、判例により、私債権に変更される場合がある。

（「神奈川県収入未済金管理ハンドブック」2頁）

(3) 公債権と私債権の区分の帰結

公債権（強制徴収公債権・非強制徴収公債権）と私債権の区分により、その管理回収方法も大きく異なる。県は、ハンドブック 3 頁において、適切な債権管理のために重要と考えられる公債権・私債権の差異を以下のとおり明示している。

● 債権区分別適用法令

債権の分類	自力執行権・質問検査権	消滅時効期間	時効の援用	送達	延滞金・遅延損害金等
公債権	あり	5年 (個別法に別規定がある場合を除く) 【自治法第231条第3項・地方税法第20条第4項・第20条第2項】	不要 【自治法第236条第2項】	地方税の例による(公示送達も可) 【自治法第231条第3項・地方税法第20条第4項・第20条第2項】	条例の定めにより延滞金・手数料を徴収可 【自治法第231条第3項】
私債権	なし	5年又は10年 【民法第166条第1項】※1	要 【民法第145条】	原則到達主義※2 (公示送達は裁判所に申立が必要) 【民法第97条】	遅延損害金徴収可 【民法第419条第1項・404条】

※1 令和元年度以前に成立した私債権については、改正前の民法が適用され、時効は1年、2年、3年、5年、10年のいずれかとなる。

※2 債権者が正当な理由なく通知の到達を妨げたときは、通常到達すべきであった時に到達したものとみなされる。

(「神奈川県収入未済金管理ハンドブック」3頁)

本報告書においては、私債権の管理回収の実務を取り扱うこととしたものであるが、滞納処分によることができないう点において非強制徴収公債権も私債権と同様の回収手続が必要となるため、監査人が必要と判断した場合において、特定の非強制徴収公債権の管理回収にかかる実務についても取り扱うこととしている。

そこで、私債権及び非強制徴収公債権の管理回収方法に関する差異について、さらに下記に詳述する。

ア 消滅時効期間

(ア) 私債権

私債権の消滅時効期間は、債権発生の原因となる法律行為が令和2年4月1日以降に行われたものについては、平成29年法律第44号による改正後の新民法(以下「民法」という。)が適用され、権利を行使できることを知った時から5年(主観的起算点)又は権利を行使できる時から10年である(客観的起算点)(民法第166条第1項第1号、第2号)。

私債権のうち令和2年4月1日より前に発生した債権(同日以降に発生した債権であっても、発生原因となる法律行為が同日より前に行われたものを含む。)については、平成29年法律第44号による改正前の民法(以下「旧民法」という。)が適用されるため(平成29年法律第44号附則第10条第4項)、消滅時効期間は原則として権利を行使できる時から10年である(旧民法第167条第1

項)。ただし、債権の種類によっては短期消滅時効を定めているものもあり、その場合、権利を行使できる時から1年、2年、3年、5年などと縮減される(旧民法第169条ないし第174条参照)。

(イ) 非強制徴収公債権

非強制徴収公債権の時効期間は、法第236条第1項により、原則として、5年と定められている。

イ 消滅時効期間経過の効果

(ア) 私債権

私債権は、消滅時効期間が経過したとしてもそれのみでは当然に債権は消滅せず、債権者による時効援用の意思表示があつて初めて債権が消滅する(民法第145条)。

すなわち、債権者は、私債権については、債権者からの時効援用の意思表示があるまでは、引き続き債権者に対して、履行を請求することができる。債権者からの弁済があれば、これを受領することができる。

(イ) 非強制徴収公債権

非強制徴収公債権は、時効期間の経過により、債権者による時効の援用を要せず、直ちに時効の効力が生じ、権利が消滅する(法第236条第2項)。

ウ 時効の利益の放棄

(ア) 私債権

私債権については、債権者は、消滅時効期間が経過しても、時効の援用をせず、又は時効の利益を放棄して債務の弁済をすることができ、

(イ) 非強制徴収公債権

非強制徴収公債権については、債権者は時効利益を放棄することは認められない(法第236条第2項)。したがって、債権者は、消滅時効期間経過後に債務者から弁済を受領した場合には、これを不当利得として返還する義務を負う。

エ 延滞金・遅延損害金

(ア) 私債権

私債権に関しては、債権者と債務者との間で特段の合意のない場合には民法上の法定利率年3%(合意のある場合には約定利率)による遅延損害金を請求できる(民法第419条第1項、民法第404条)。なお、令和2年4月1日より前に遅滞の責任を負った場合には、その遅延損害金には旧民法の法定利率(5%)が適用される(平成29年法律第44号附則第17条第3項)。

(イ) 非強制徴収公債権

非強制徴収公債権については、条例の定めに従い、納付期限を指定した督促を行った場合に、延滞金を徴収することができる(法第231条の3第2項)。

オ 書類の送達

(ア) 私債権

第2 県における債権管理体制・手続

1 地方公共団体の債権管理に関する法令上の定め

地方公共団体は、その保有する債権を適切に管理するに際して、法及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)に基づいて行うことが必要となる。

以下、本報告書における前提となる地方公共団体の債権管理のあり方について定める法及び施行令の内容について概説する。

(1) 調定及び納入通知

ア 地方公共団体は、歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない(法第231条第1項)。

調定とは、歳入の内容を具体的に調査し、収入すべき金額を決定する地方公共団体の内部的意思決定の行為をいう。地方公共団体が保有する債権に関して債務者から弁済を受ける行為も、「歳入を収入する」場面に該当するので、地方公共団体は、その保有する債権について、歳入を収入する際には、調定を行わねばならない。

なお、調定は、その性質上、原則として、納入の通知の行為の前に行われる。

イ 債権の調定は、当該債権について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬ(施行令第154条第1項)。

ウ 地方公共団体は、その保有する債権について債務者に支払を求めるときは、納入の通知をしなければならぬ(施行令第154条第2項)。ここに、納入の通知は、一般的には、納入義務者に対して歳入の納入を通知するという対外的行為を意味している。その性質は、一般の歳入については、その多くは単に既に完全に成立した債務についてこれを催告する行為すなわち一種の通知行為にとどまるものである。

エ 納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならぬ。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によってこれをすることができ(施行令第154条第3項)。

オ なお、地方公共団体が債務者に行った納入の通知は、債権の時効の更新の効力を有する(法第236条第4項)。

(2) 誤払金等の戻入等

ア 誤払金等の戻入

地方公共団体は、歳出の誤払い又は過渡しとなった金額及び資金前渡若しくは概算払をし、又は私人に支出の事務を委託した場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない

私債権に関しては、通常の民法の到達主義の原則(民法第97条)が適用される。そして、到達とは、一般取引上の通念により相手方の了知し得るようによる(支配圏内)に入ることであり、相手方が現実的に了知することまでは必要でないと解されている。

(イ) 非強制徴収公債権

非強制徴収公債権については、書類の送達については、地方税の例によることができるとされる(法第231条の3第4項)。

すなわち、非強制徴収公債権については、差置送達(地方税法第20条第3項第2号)や公示送達(地方税法第20条の2)によることが可能である他、書類の到達時期については、「通常到達すべきであつたときに送達があつたものと推定する」との規定(地方税法第20条第4項)の適用を受ける。

2 県における債権の状況

県の令和2年3月31日時点の債権の状況は以下のとおりである。

県は、一般会計において、約39,836,618,000円の債権を保有し、母子父子寡婦特別会計において、約3,587,993,000円の債権を保有している。

そして、県の令和2年3月31日時点の財務書類によれば、一般会計における長期延滞債権は約9,145,000,000円であり、未収金は約7,844,000,000円である。このうち、私債権の未収金は約3,704,945,000円である。

また、県の令和2年3月31日時点の財務書類によれば、母子父子寡婦特別会計における長期延滞債権は、約1,122,000,000円であり、未収金は約104,000,000円である。

● 債権の状況

区 分	令和2年3月31日		平成31年3月31日		増 減 額 (A) - (B)
	現 在 額 (A)	現 在 額 (B)	現 在 額 (A)	現 在 額 (B)	
一 般 会 計	39,836,618	40,776,987	40,776,987	△ 940,369	
市 町 村 自 治 振 興 事 業 会 計 債 権	46,283,983	47,545,091	47,545,091	△ 1,261,108	
農 業 改 良 資 金 会 計 債 権	—	52,500	52,500	△ 52,500	
恩 賜 記 念 林 業 振 興 資 金 会 計 債 権	35,000	18,000	18,000	17,000	
林 業 改 善 資 金 会 計 債 権	39,333	40,111	40,111	△ 778	
治 岸 漁 業 改 善 資 金 会 計 債 権	100,714	101,232	101,232	△ 518	
母 子 父 子 寡 婦 社 資 金 会 計 債 権	3,587,993	3,618,308	3,618,308	△ 30,315	
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計 債 権	25,000	—	—	25,000	
地 方 独 立 行 政 法 人 神 奈 川 県 立 病 院 機 構 資 金 会 計 債 権	39,306,807	41,387,620	41,387,620	△ 2,080,812	
中 小 企 業 資 金 会 計 債 権	9,978,069	11,431,293	11,431,293	△ 1,453,223	
計	139,193,519	144,971,145	144,971,145	△ 5,777,625	

(注) 農業改良資金計債権は、会計の歴史上に伴い、平成31年4月から一般会計債権へ統合されています。

(「県財政のあらまし 2020Ⅱ」18頁)

当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。

② 債務名義のある債権(次号の措置により債権名義を取得したものを含む。)

については、強制執行の手続をとること。

③ ①及び②に該当しない債権(上記④に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。))については、訴訟手続(非訟事件の手続を含む。))により履行を請求すること。

(6) 履行期限の繰上げ

地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならぬ。ただし、履行延期の特約又は処分の要件を満たす場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない(施行令第171条の3)。

(7) 債権の申出等

ア 地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない(施行令第171条の4第1項)。

イ 上記のほか、債権を保全するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長は、債務者に対し、担保の提供(保証人の保証を含む。))を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない(同条第2項)。

(8) 徴収停止

地方公共団体の長は、履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されないものについて、次のいずれかにか該当し、これを履行させることが著しく困難又は不相当であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる(施行令第171条の5)。

① 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開の見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。

② 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。

③ 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

(9) 履行延期の特約等

ア 地方公共団体の長は、債権(強制徴収公債権を除く。))について、次のいずれか

(施行令第159条)。

イ 過年度収入

地方公共団体は、出納閉鎖後の収入は、これを現年度の歳入としなければならない。誤払金等の戻入金で出納閉鎖後に係るものについても、また同様とする(施行令第160条)。

(3) 歳入の徴収又は収納の委託

次に掲げる普通地方公共団体の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる(施行令第158条第1項)。

- ① 使用料
- ② 手数料
- ③ 賃貸料
- ④ 物品売払代金
- ⑤ 寄附金
- ⑥ 貸付金の元利償還金
- ⑦ ①②の歳入に係る延滞金並びに③～⑥の歳入に係る延滞損害金

(4) 督促

ア 地方公共団体の長は、債権について納期限までに納付しない者があるときは、「期限を指定して」これを督促しなければならない(法第231条の3第1項、施行令第171条)。

イ 督促は、時効の更新の効力を有する(法第236条第4項)。
ただし、督促をした後、再び督促をしても、再び時効を更新することはできな
いと解されている(大判大正8年6月30日参照)。

(5) 強制執行等

強制徴収公債権については、期日を定めて督促をしたけれども納付がない債務者に関しては滞納処分をすることができるのに対して、地方公共団体の保有するそれ以外の債権について、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、裁判上の手続により強制的に債務内容の実現をさせるほかない。施行令上は、地方公共団体の長は、次の各措置をとらなければならないと定める(施行令第171条の2)。

ただし、地方公共団体の長は、徴収停止の措置をとる場合又は履行延期の特約・処分をする場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りではなく、強制執行等を行うことは求められない(施行令第171条の2)。

① 担保の付されている債権(保証人の保証がある債権を含む。))については、

2 最高裁判所判決の説示

最高裁判平成 16 年 4 月 23 日判決 (判例時報 1857 号 47 頁ほか) は、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法 240 条、地方自治法施行令 171 条から 171 条の 7 までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」と説示している。

上記判決は、住民が、自動販売機設置を通じて商品を販売する業者 (以下「商品販売業者」という。) が都道府県の管理する道路に権原なくはみ出して自動販売機を設置し、これによって当該地方公共団体が道路の占有料相当額の損害を被ったとして、平成 14 年法律第 4 号による改正前の法第 242 条の 2 第 1 項第 4 号に基づき、当該都道府県に代位して、商品販売業者に対して、損害賠償又は不当利得返還を請求する住民訴訟についてなされたものであるが、上記判決の説示内容は、地方公共団体における債権管理一般に妥当するものである。

したがって、地方公共団体の債権管理については、すべからず、法及び施行令の規定する内容に則って実施される必要がある。

3 県の債権管理に関する規定等

県は、その保有する債権の債権管理を行うことに関連して、以下のような条例・規則や運用基準・マニュアルなどを定めている。

以下、本報告書における前提となる県の債権管理のあり方について定める条例・規則、運用基準・マニュアル等の内容について概説する。

(1) 債権管理条例

ア 制定経緯

県は、平成 21 年度に収入未済金対策部門を設置し、以降、対策部門による債権の直接回収や支払督促の申立て、サービサー (債権回収業者) の活用などにより、収入未済金対策の強化に取り組んできた。

しかし、県の収入未済金は、平成 20 年度から平成 25 年度にかけて、大幅に増額し、収入未済金の回収と削減は県の重要な課題となった。

こうした中、県知事は、平成 26 年第 1 回定例会の代表質問において収入未済金対策の強化についての質問を受けたところ、「全庁一丸となって収入未済金対策に取り込む。その際には、債権管理のための条例の制定を検討していきたい」旨の答弁を行った。

これを受け、県において、債権管理条例の制定に向けた検討が行われ、県議会の平成 26 年第 3 回定例会 (平成 26 年 12 月 25 日本会議) において、同定例会において議案提案された債権管理条例が全会一致で可決された。

イ 目的及び施行

県は、その保有する債権の管理に関し、徴収その他必要な事項を定めることに

に該当する場合は、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることができる (施行令第 171 条の 6 第 1 項)。

- ① 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- ② 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- ③ 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- ④ 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- ⑤ 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第一号から第三号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

イ 地方公共団体の長は、履行延期の特約又は処分は、履行期限後においてもすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権は、徴収すべきものとする (同条第 2 項)。

(10) 免除

ア 地方公共団体の長は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限 (当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日) から十年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができている見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金その他の徴収金を免除することができる (施行令第 171 条の 7 第 1 項)。

イ 上記規定に基づく免除をする場合については、議会の議決は不要である (同条第 3 項)。

(11) 債権の放棄

地方公共団体の長は、債権を放棄するには議会の議決又は条例に基づく必要がある (法第 96 条第 1 項第 10 号)。

より、その管理について一層の適正化を図り、もって健全な行政の運営に資することを目的として（債権管理条例第1条）、債権管理条例を制定した。なお、債権管理条例は、平成27年1月1日から施行されている。

ウ 徴収のための法的措置

県知事及び公営企業管理者（以下「知事等」という。）は、督促をしてもなお履行されないときは、県の債権の性質、債務者若しくは保証人の状況又は配当の見込みその他の事情を総合的に勘案し、担保権の実行の手続若しくは保証人に対する履行の請求、強制執行の手続又は訴訟手続による履行の請求を行うものとする（債権管理条例第5条第2項）。

知事等は、訴訟手続による履行の請求を行うに当たり、民事訴訟法第383条の規定による支払督促の申立てを積極的に行うものとする（債権管理条例第5条第3項）。

エ 債権の放棄

（ア）知事等は、私債権のうち消滅時効が完成したものについて、次のいずれかに該当する事由がある場合において、当該債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（以下「損害賠償金等」という。）の額の合計額が500万円以下であるときは、当該債権及び損害賠償金等を放棄することができる（債権管理条例第6条第1項）。

- ① 債務者の所在が不明であるとき。
- ② 債務者である法人の実体が不明（当該法人が登記された本店及び支店の所在場所が存在せず、かつ、当該法人の代表者の所在が判明しない状況という。）であるとき又は法人の実体がない（会社法第472条第1項本文その他の規定による解散の登記が行われた場合をいう。）とき。
- ③ 施行令第171条の5の規定により債権の保全及び取立てをしないこととしたとき。
- ④ 債務者に強制執行の対象となる財産がないとき。

（イ）知事等は、非強制徴収債権について、次の各号のいずれかに該当する事由がある場合において、当該債権及び損害賠償金等の額の合計額が500万円以下であるときは、当該債権及び損害賠償金等を放棄することができる（債権管理条例第6条第2項）。

- ① 債務者である法人について破産法第216条又は第217条の規定により破産手続停止の決定が確定したとき。
- ② 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行の費用及び当該債権に優先して弁済を受ける他の債権の価額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- ③ 破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。

（ウ）債権管理条例第6条の規定により債権を放棄したときは、その内容を次の議会に報告しなければならない（債権管理条例第7条）。

オ 情報の利用

（ア）強制徴収公債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の県の債権及び地方税法の規定に基づく徴収金に係る債権の管理により知り得た情報を利用することができる（債権管理条例第8条第1項）。

（イ）知事等は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該非強制徴収債権の管理に必要な範囲内において、当該非強制徴収債権以外の非強制徴収債権の管理により知り得た情報を利用することができる（債権管理条例第8条第2項）。

カ 解釈及び運用の基準

県総務局総務室は、令和2年4月、「神奈川県債権管理条例の解釈及び運用の基準」を作成し、庁内で債権管理条例の各条項の解釈及び運用の基準等についての解説を共有している。

キ 法第96条第1項第10号の議会の議決による債権放棄と債権管理条例第6条に基づく債権放棄の関係性

債権管理条例第6条の債権放棄の規定は、法第96条第1項第10号が「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか」権利を放棄する場合には議会の議決を経なければならぬと定めていることを踏まえて、条例を定めているものである。

すなわち、債権管理条例第6条に基づく債権放棄は、法第96条第1項第10号に基づく債権放棄の条例による特則であり、両者は一般規定と特別規定の関係性にある。

つまり、県は、債権管理条例第6条に基づく債権放棄ができない事案に関しても、法第96条第1項第10号に基づき議会の議決を経れば、債権放棄をすることは可能である。

（2）財務規則

神奈川県財務規則（昭和29年規則第5号。以下「財務規則」という。）は、債権の管理に関して以下のとおり定めている。すなわち、財務規則は、法、施行令及び債権管理条例において地方公共団体の長、知事等の職責とされている内容について、県の組織内部における具体的な職責を負う者を定義し、職責を負う者が具体的な手続として行うべき行為などについて定めている。

ア 調達について

財務規則は、調達について、権限、手続、分納の場合、変更手続、調達管理などについて、第53条～第57条及び第60条に詳細な規定を置く。

<p>なお、収入の徴収権者（経理担当課長）は、収入について分割して納付させる処分又は特約がなされている場合においては、当該処分又は特約に基づき納期が到来するごとに、当該納期に係る金額について調定をしなければならないとされている（財務規則第55条）。</p> <p>イ 納入通知及び納付書</p> <p>財務規則は、納入の通知に関して、手続、通知書及び納付書の書式などについて、第58条、第59条及び第61条に規定を置く。</p> <p>ウ 債権の管理・記録</p> <p>財務規則は、債権の管理及び処分に関して、権限、記録、督促、その他の手続などについて、第64条の2から第69条に詳細な規定を置く。</p> <p>(ア) 債権の発生原因となる契約又は処分に係る事務を所管する課長又は所長（地域政総合センターにあつては、地域政総合センターの総務部長）（以下「債権管理者」という。）は、債権の現況を把握し、並びにその保全及び取立てに関し必要な措置をとるものとする（財務規則第64条の2）。詳細は後述するが、本条の定めに基づき、債権管理の権限が事業所管課の課長に属するという権限分配が導かれる。</p> <p>(イ) 債権管理者は、地方税法に基づく徴収金、過料に基づく債権など法第240条第4項に規定する債権以外の債権で当該年度中に債権の総額を調定しないものについて、債務者ごとに次に掲げる事項を債権管理表により管理しなければならない（財務規則第65条）。</p> <p>① 債務者の氏名（法人の場合にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所</p> <p>② 債権の総額及び発生年月日</p> <p>③ 調定予定年月日及び調定予定額</p> <p>④ 当該債権の調定、施行令第171条の3の規定による履行期限の繰上げ、施行令第171条の6の規定による履行延期的特約等、施行令第171条の7の規定による免除等の状況</p> <p>エ 督促</p> <p>(ア) 債権管理者は、法第231条の3第1項及び施行令第171条の規定により督促するときは、知事が別に定めるものを除き、納付期限後20日以内に、次に掲げる事項を記載した書面（以下「督促状」という。）によりしなければならない（財務規則第66条第1項）。</p> <p>① 所属年度</p> <p>② 会計区分</p> <p>③ 施行番号</p> <p>④ 歳入科目</p> <p>⑤ 滞納金額及びその内訳</p>	<p>⑥ 指定期限</p> <p>⑦ その他必要な事項</p> <p>(イ) 督促状の指定期限は、他の法令に特別の定めがあるものを除き、督促状を発行する日から起算して10日を経過した日とする（財務規則第66条第2項）。</p> <p>オ 履行期限の繰上げ手続</p> <p>債権管理者は、施行令第171条の3の規定により履行期限を繰り上げる場合の通知は、履行期限を繰り上げる旨の表示及びその理由を記載した納入通知書によらなければならない（財務規則第68条）。</p> <p>カ 債権の申出等の手続</p> <p>(ア) 債権管理者は、施行令第171条の4の規定による債権の申出等、施行令第171条の5の規定による徴収停止、施行令第171条の6の規定による履行延期的特約等又は施行令第171条の7の規定による免除の手続をしようとするときは、部長の決裁を受けなければならない（財務規則第68条の2第1項）。</p> <p>(イ) 債権管理者は、徴収停止の手続をした後、施行令第171条の5各号に該当しなくなつたときは、部長に報告し、徴収停止を取り消さなければならない（財務規則第68条第2項）。</p> <p>(ウ) 債権管理者は、履行延期的特約等を行った場合において、当該債権が調定済であるときは、調定伺票（履行延期）により処理するものとする（財務規則第68条の2第3項）。</p> <p>キ 債権の放棄</p> <p>債権管理者は、債権管理条例第6条の規定による債権の放棄をしようとするときは、局長の決裁を受けなければならない（財務規則第68条の3）。</p> <p>ク 欠損処分</p> <p>(ア) 債権管理者は、債権について次の各号のいずれかに該当する場合は、欠損処分の手続をとらなければならない（財務規則第69条第1項）。</p> <p>① 法律若しくはこれに基づく政令又は条例の規定により権利が消滅し、又は権利を放棄したとき。</p> <p>② 債務者である法人に破産手続終結の決定があつたとき（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があつたときを除く。）</p> <p>③ 法第96条第1項第10号の規定による議会の議決があつたとき。</p> <p>(イ) 債権管理者は、欠損処分をしようとするときは、調定伺票（欠損処分）により総務室長の決裁を受けなければならない（財務規則第69条第2項）。</p> <p>(3) ハンドブック</p> <p>ア 県総務局総務室は、平成31年4月、ハンドブックを作成し、令和2年4月に改訂版を作成した。</p> <p>イ ハンドブックは、税を除く神奈川県収入未済金の圧縮を進めるため、各債権</p>
--	---

の債権管理事務担当の一助となるよう、債権管理条例、同解釈及び運用の基準その他債権管理に関する関係法令に記載されている事項を詳細に解説するとともに、フローチャートや図表等を多用して債権管理の仕方をわかりやすく説明している。

ウ ハンドブックは、債権管理者において、債権の適切な管理を行う必要があるとされている。
ここに債権の適切な管理とは、債権の発生に始まり、債務の弁済又は免除により債権が消滅したり、債権を放棄するまでの全過程を適切に処理し、また効率的に管理していくことを意味する。債権を適切に管理するための基本的な方針は、次表のとおりであるが、債権の管理について、地方公共団体の長・職員に「公金の賦課徴収を怠る事実」があった場合は、住民監査請求及び住民訴訟の対象になることに留意する（法第242条、法第242条の2）。（ハンドブック4頁）

債権管理適正化の基本的方策	
1	債権管理の徹底 ① 債権発生時の提出書類の厳格なチェック ② 債権の点検と記録の徹底 債権管理表または債権個別システムにより債権者の氏名、債権金額、督促、催告等の処理年月日及び内容等を記録するとともに、各種関係書類の最新の状況が確認できるようにしておく。 ③ 債権保全のため状況把握 債権の発生から履行までに一定の期間がかかる債権については、債務履行期限まで、債権者の状況を把握しておく。 督促後も履行に応じない場合は、速やかに催告を行い、それでも納付がない場合は、支払督促申立等の訴訟手続きによる履行の請求や強制執行の手続きを行うなど、債権の確実な回収を図る。
2	債権回収の強化 債権の状況に応じ、徴収停止、履行延期の特約、債務の免除、債権の放棄等の手続きを行い、効率的な管理を進める。
3	債権の効率的な管理

（「神奈川県収入未済金管理ハンドブック」4頁）

エ 分割払に応じる場合の対応として、「債務者の返済能力に応じた柔軟な対応策として、債務者に納付誓約書や分納計画書等を提出させた上で任意の分割納付に応じる場合がある。」「債務者が申し出た毎月の分納額が少額で、何十年もの長期にわたる分割納付となる場合は、併せて連帯保証人にも分納してもらおう。」等の記載がある（ハンドブック19頁）。

オ 時効管理について、「債権について、県の権利を一定期間行使しないと、消滅時効により公債権は消滅し、私債権は履行の請求が困難となる。債権の種類により消滅時効の期間や援用の要否などが異なるので、各債権の時効の障害（更新・完成猶予）の状況を把握するとともに、必要に応じて時効更新の措置を講じ、債権が消滅しないよう、適切に管理する必要がある。」といった記載があり（ハンドブック53頁）、時効管理の方法について詳細を解説している。

(4) 特色等

県の財務規則及び債権管理条例の各規定並びにハンドブックの各記載事項は、概ね、自治体の債権管理に関する各規定に沿ったものであると考えられるが、以下の各点に特色がある。

- ① 収入について分割して納付させる処分又は特約がなされている場合においては、当該処分又は特約に基づき納期が到来すること、当該納期に係る金額について調定をしなければならないこと（財務規則第55条）。
- ② 徴収のための法的措置として、民事訴訟法第383条の規定による支払督促の申立てを積極的に行うものとして、民事訴訟法第383条の規定による支払督促の申立てを積極的に行うものとして、消滅時効が完成したものに限り、かつ、金額が500万円以下のものに限定した上で、債務者の所在不明、債務者である法人の実態不明などの放棄事由を列挙していること（債権管理条例第6条第1項）。
- ④ 分割払に応じる場合の対応として、履行延期の特約又は処分によらずに任意の分割納付に応じることや、何十年もの長期にわたる分割納付となる場合を認めていること（ハンドブック19頁）。

4 債権管理の体制

(1) 債権管理の所管部署

財務規則第64条の2は、前述のとおり、債権の発生原因となる契約又は処分に係る事務を所管する課長又は所長（地域県政総合センターにおいては、地域県政総合センターの総務部長）を債権管理者として定めて、債権の現況を把握し、並びにその保全及び取立てに関し必要な措置をとるという権限を付与している。すなわち、かかる財務規則の定めにより、債権管理の第一義的主体は、債権の発生原因となる契約又は処分に係る事務を所管する部署となる。

監査人は、次章「第3章 包括外部監査の結果（各論）」において、県の保有する各種債権の管理回収の状況について、監査を行った結果を報告するものであるが、上記の内部的権限分配を前提とする以上、かかる包括外部監査は必然的に債権管理の所管部署である債権の発生原因となる契約又は処分に係る事務を所管する部署に対する監査でもある。

(2) 債権管理者が債権管理のために行うべき職責

債権管理者は、債権管理を適正に行うため、概ね以下の職責を負うものとされている。

- ① 債権の現況の把握並びに保全及び取立てに関し必要な措置を取ること（財務規則第64条の2）

債務名義取得 ⁴	45 (47)	38 (40)	46 (47)	52 (52)	54 (55)
訴訟移行 ⁵	2	2	2	0	1
取下げ	11	9	10	8	11
手続継続中	0	0	0	0	1

(総務局総務室ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

総務局総務室経理・債権管理適正化グループは、令和2年度、合計131件の支払督促申立を実施した。その内訳は、教育局の保有する債権(高等学校奨学金)につき101件、同じく教育局の保有する債権(高等学校授業料)21件、県土整備局が保有する債権(県営住宅家賃)4件、教育局の保有する債権(過払給与返納金)2件、産業労働局の保有する債権(総合職業技術校授業料)1件、環境農政局の保有する債権(中高年ホームフォーマー体験研修受講料)1件、警察本部の保有する債権(契約解除に伴う違約金等)1件である⁶⁷。

(4) 会計管理システムの全体像

県における収入・支出の処理は会計管理システムにより行われている。会計管理システムの主な役割は、①歳入予算の執行のために、調定額と収入額を適切に管理すること(調定額・収入済額・収入未済額を適正に管理する、納入通知書を作成する、調定の変更を適正に管理する、回議・決裁を行うなど)、②金融機関が行う公金管理状況と執行状況の照合確認を行うこと、の2点が挙げられる。なお、会計管理システムの全体図及び他のシステムの連携状況は下図の通りである。

- ② 債権管理票の作成・管理(財務規則第65条)
- ③ 督促(財務規則第66条)
- ④ 滞納処分の手続(財務規則第67条)
- ⑤ 履行期限の繰り上げの手続(財務規則第68条)
- ⑥ 債権の申出等(施行令第171条の4)、徴収停止(施行令第171条の5)、履行延期の特約等(施行令第171条の6)、免除の手続(施行令第171条の7)について、部長決裁の下で行うこと(財務規則第68条の2)。
- ⑦ 債権管理条例第6条に基づく債権放棄について、局長決裁の下で行うこと(財務規則第68条の3)
- ⑧ 欠損処分(財務規則第69条)

(3) 県総務局総務室経理・債権管理適正化グループの役割

県総務局総務室には、平成25年に設置された経理・債権管理適正化グループという部署が存在している。

上記のとおり、財務規則上は、債権の発生原因となる契約又は処分に係る事務を所管する課の課長が、債権管理・回収に関する責任を行うとされているものの、現実には、事業部署である所管課が債権の管理回収を自らの判断のみで適正化をしていくことは難しいことから、これに関する指導的役割を果たす部署として、経理・債権管理適正化グループが設置されたものである。

経理・債権管理適正化グループは、各局の経理担当課長等を構成員とする債権管理適正化推進会議を設置し、年に2回前期と後期、かかる会議参加者に対して、債権の管理回収に関する研修を行っているなどとして、これを運営している。

また、経理・債権管理適正化グループは、毎年7月、10月、12月、3月の年に4回支払督促を申し立てることとし、各知事部局に対して、その2か月程度前に、文書管理システム上で債権回収のために支払督促を提起する案件を募集し、債権管理者に代わって、支払督促の申立に必要な書類作成・提出、手数料の納付、裁判所との連絡調整などを行う。

総務局総務室経理・債権管理適正化グループが、申立てを行った支払督促の申立の状況は以下のとおりである。

● 総務局総務室における支払督促申立件数 (R3.9.24時点)

区分	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度
申立件数	106	92	103	100	131
納付あり ³	48 (48)	43 (44)	45 (47)	40 (42)	64 (71)

² 総務局総務室では、各債権所管課からの依頼を受け、支払督促を実施

³ 括弧中の件数は、納付の上で債務名義を取得した件数を含む。

⁴ 括弧中の件数は、訴訟係属の上で債務名義を取得した件数を含む。
⁵ H30年度訴訟移行のうちの1件(母子父子寡婦福祉資金貸付金)は、現在も訴訟継続中。
⁶ 令和元年度の合計100件の支払督促申立の内訳は、福祉子どもみらい局(母子父子寡婦福祉資金貸付金)59件、教育局(高等学校奨学金)27件、教育局(高等学校授業料)7件、福祉子どもみらい局(高齢者居室等整備資金貸付金)2件、環境農政局(産業廃棄物処理手数料)1件、県土整備局(行政代執行船舶保管費用)1件、総務局(過払手当返納)1件、警察本部局(損害金)1件、警察本部局(交通事故賠償金)1件である。
⁷ 平成30年度の合計103件の支払督促申立の内訳は教育局(高等学校奨学金)37件、教育局(高等学校授業料)18件、福祉子どもみらい局(母子父子寡婦福祉資金貸付金)39件、福祉子どもみらい局(高齢者居室等整備資金貸付金)3件、環境農政局(産業廃棄物処理手数料)2件、教育局(過払給与等返納)3件、総務局(過払給与等返納)1件である。

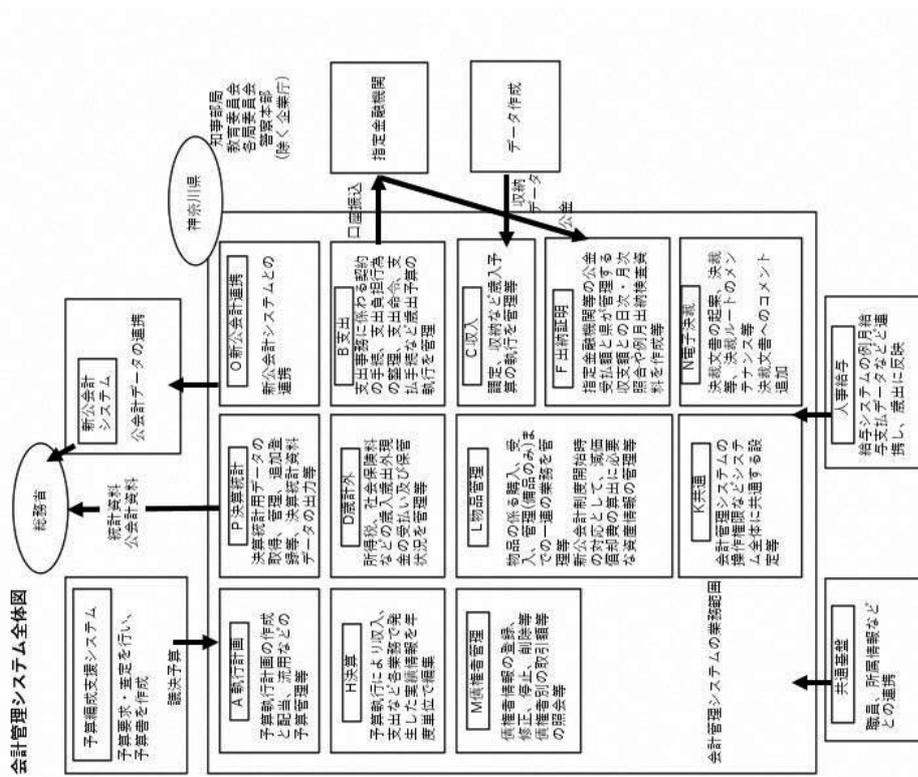
を同時に管理する必要がある場合には、債権所管課は、独自に専用の債権管理システムを導入し、債権管理を行っている。

独自に専用債権管理システムを有する債権所管課は、例えば貸付金の場合、貸付時には債権管理システムで作成した貸付に関するデータを会計管理システムに取り込み出金処理を行う。貸付金に対する弁済が行われた場合には、金融機関から会計管理システムに入金処理が行われたデータを、債権所管課の管理する独自の専用債権管理システムに取り込み、回収データを債権管理システムに反映させている。

他方、違約金や損害賠償金など少数の個別性の高い債権を管理している債権所管課は、エクセルや紙の債権管理台帳などにより債権管理簿を作成し、これにより債権管理を行っている。

5 債権管理手続の流れ

県の私債権・非強制徴収公債権の管理・回収に関する具体的な措置については前記のとおりであるが、ハンドブック6頁は、私債権及び非強制徴収公債権に関して、その調定・納入通知から不納欠損処理に至るまでの債権管理の流れについて、以下のとおり図示している。



(会計局指導課とアリンク受領資料に基づき監査人作成)

債権管理の文脈においては、債権所管課は、債権発生時から債権管理を行うが、徴収時期が到来すると会計管理システムを通じて収入の調定を行い、納入通知書及び納付書の作成を行う。

もともと、会計管理システム自体は、個別の債権管理を行う機能を有していないことから、徴収時期未到来の債権の管理はもとより、納入通知書で指定した納期限に未納が発生した場合には、各債権所管課は、独自に個別的に債権管理を行うこととなる。

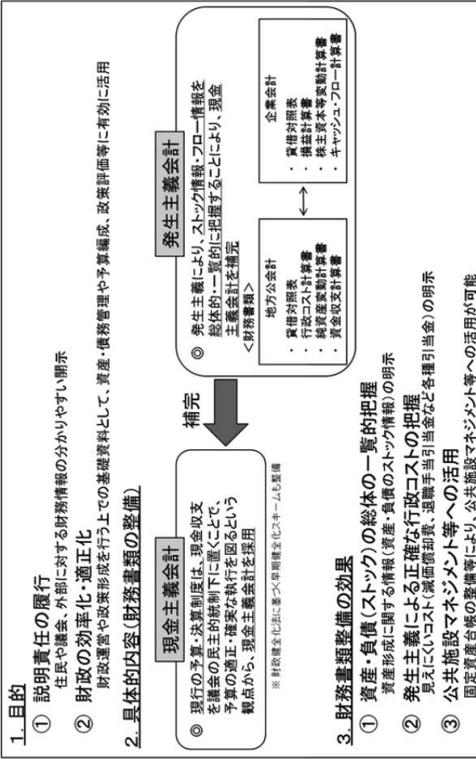
母子父子寡婦福祉資金貸付金や高等学校奨学金資金など同種類似の多数の債権

すとともに、財政の効率化・適正化を図るため、総務省は、上記のとおり、平成 27 年 1 月 23 日、統一の基準会計マニュアルを公表した。

統一の基準会計マニュアルにおいては、統一的な基準による財務書類の作成手順や資産の評価方法、固定資産台帳の整備手順、連結財務書類の作成手順、事業別・施設別のセグメント分析をはじめとする財務書類の活用方法等が示された。これらにより、総務省は、統一の基準会計マニュアルも参考としながら、原則として平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で、すべての地方公共団体に おいて、統一的な基準による財務書類等を作成し、予算編成等に積極的に活用す るよう要請を行った。

なお、これを受けて、詳細は後述するが、県では、平成 29 年度から、総務省の 示す統一の基準会計マニュアルに基づき、地方公会計を導入し、平成 30 年 12 月、平成 29 年度の財務書類を開示した。

地方公会計の意義



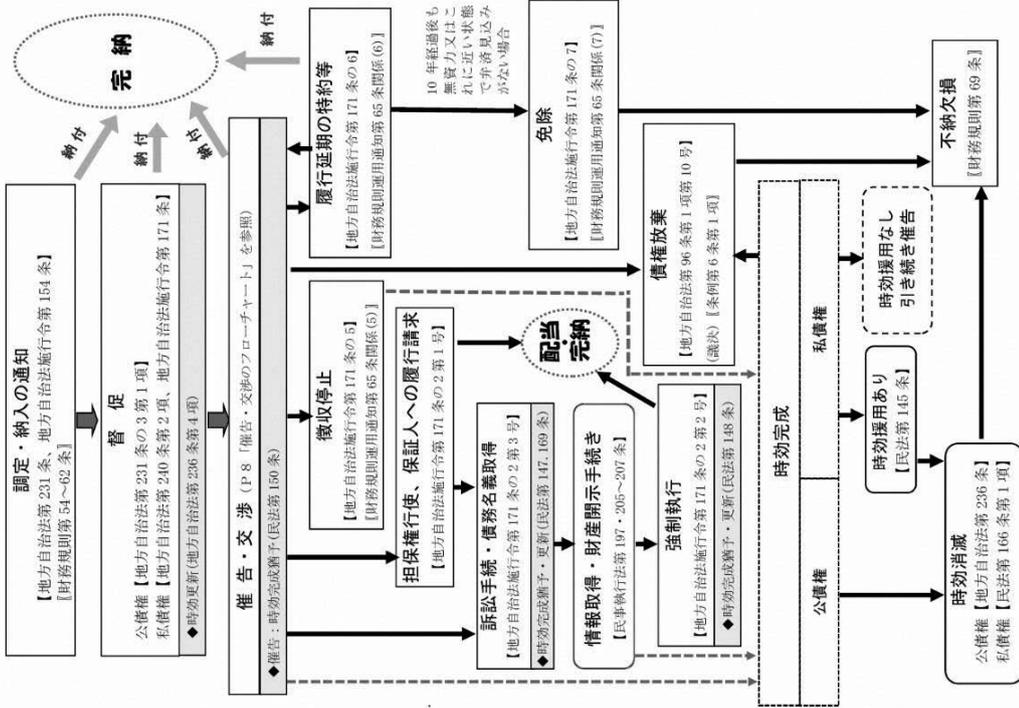
(「統一的な基準による地方公会計マニュアル」 3 頁)

(2) 統一的な基準に基づく新公会計制度の重要なポイント

統一的な基準に基づく新公会計制度の主なポイントは以下の 3 点に集約される。

ア 発生主義・複式簿記の導入

地方公共団体における予算・決算に係る会計制度(官庁会計)は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確定性、客観性、透明性に優れた単式簿記による現金主義会計を採用してい



(「神奈川県収入未済金管理ハンドブック」 6 頁)

第 3 公会計における取扱い

1 新公会計制度の概要

(1) 新公会計制度の導入

地方公共団体の財政の透明性を高め、住民に対する説明責任をより適切に果た

成するまでの全体の流れを説明した概要編のほか、貸借対照表に計上される資産や負債について記載した貸借対照表計上編等、全8編から構成されている。

ウ 体系
県の地方公会計制度に関する基準・要領・マニュアルの体系は以下の表のとおりである。

＜ 地方公会計制度に関する基準・要領等及びマニュアルの体系 ＞

基準・要領等及びマニュアルの名称	分類	公表区分	施行	所管課
神奈川県財務書類作成基準	作表	公表	H29.4	会計課
財務書類作成要領	作表	庁内用	H29.4	会計課
公会計事業管理要領	作表	庁内用	H29.4	財政課
人件費・取債等配賦要領	作表	庁内用	H29.4	会計課
引当金等算定要領	作表	庁内用	H28.12	会計課
固定資産取戻要領	固定資産	公表	H28.4	財産経営課 / 会計課
有価証券・出資金算定要領	固定資産	庁内用	H28.12	財産経営課
概要編	作表	庁内用	H28.4	会計課
日々仕訳編	作表	庁内用	H28.4	会計課
貸借対照表計上編(固定資産台帳関係以外)	作表	庁内用	H28.12	会計課
運用資金取戻編	作表	庁内用	H28.12	会計課
取債及び取債管理基金取戻編	作表	庁内用	H29.4	会計課
人件費取戻編	作表	庁内用	H29.4	会計課
財務書類作成編	作表	庁内用	H28.4	会計課
固定資産取戻編	固定資産	庁内用	H28.4	財産経営課 / 会計課
財務書類の読み方の手引	全般	庁内用	H30.3	会計課
その他、地方公会計対応システムの操作マニュアル	-	-	-	-

(神奈川県「地方公会計マニュアル(概要編)」16頁)

(2) 県の債権の会計処理

ア 債権及び徴収不能引当金の計上科目及び計上区分について

(ア) 統一の基準公会計マニュアル

統一の基準公会計マニュアルは、「投資その他の資産は、「投資及び出資金」、「投資損失引当金」、「長期延滞債権」、「長期貸付金」、「基金」、「その他」及び「徴収不能引当金」に分類して表示します」と定める(統一の公会計マニュアル

47頁 第3章一般会計等財務書類の作成要領 I 貸借対照表 2 資産(2) 固

る。
これを補充するものとして、経済現象の発生に着目した発生主義会計を導入することにより、減価償却費や引当金等といった現金支出を伴わない見えにくいコストを把握することができるようになる。

イ 固定資産台帳の整備
固定資産台帳とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿で、所有する全ての固定資産(道路、公園、学校、公民館等)について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものである。従来の公有財産台帳等とは金額情報の記載がある点が異なる。固定資産台帳を補助簿として整備することによって、複式簿記の採用と相まって、地方公共団体の保有する「ストック情報」を可視化して把握することができるようになる。

ウ 統一の基準による財務諸表の作成
従前は、基準モデル、総務省方式改訂モデル及びその他の方式が混在していたため、地方公共団体間での比較可能性が確保されていなかったが、統一の基準により現金主義会計の予算・決算を補充するものとして、「貸借対照表(B/S)」「行政コスト及び純資産変動計算書(PL/NW)」、「資金収支計算書(CF)」という3つの財務書類を作成するものとされたことにより、地方公共団体間の比較可能性が担保された。

2 県の公会計制度による情報開示の現状

(1) 県の財務書類作成ルール

ア 財務書類作成基準
総務省が示した統一の基準を受けて、県は、平成29年4月1日、神奈川県財務書類作成基準(以下「作成基準」という。)を施行し、財務規則等の既存の規則等には定めがない、地方公会計による会計事務の取り扱いや複式仕訳の業務を明確化した。

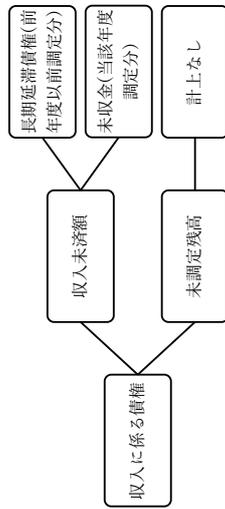
作成基準は、県が財務書類を作成する目的として、複式簿記の導入により、資産や負債、減価償却費、引当金の状況などを含めた県の財務状況を明らかにし、県民への説明責任の向上を図ることと併せて、事業の効果測定を行い、改善を図ることを挙げている(作成基準第3条)。

また、作成基準は、県が作成・公表する財務書類として、貸借対照表、行政コスト及び純資産変動計算書、資金収支計算書を挙げている(作成基準第4条)。

イ 地方公会計マニュアル
そして、県では、会計局会計課公会計グループが担当となり、県の地方公会計マニュアルを取りまとめた。県の地方公会計マニュアルは、担当職員が行う地方公会計への対応業務等について概説しており、地方公会計の概要や財務書類を作

また、返済期日が到来しておらず未調定のものについては、その弁済予定時期に応じて長期貸付金と短期貸付金に区分される。

b 収入に係る債権



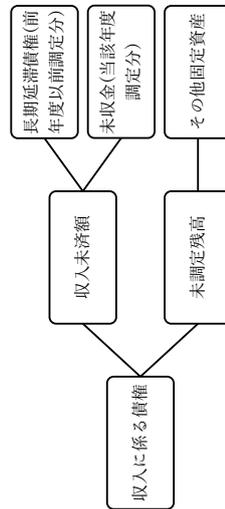
(会計局会計課ヒアリングに基づき監査人作成)

県のマニュアル(貸借対照表計上編)には貸付金以外の債権については、『投資その他の資産』の「その他」(県のマニュアル(貸借対照表計上編)6頁)、『流動資産』の「その他」(県のマニュアル(貸借対照表計上編)14頁)として記載されている。

会計局会計課公会計グループからのヒアリングによれば、産業廃棄物最終処分場処理手数料、土地使用料などの利用料に係る収入に係る債権については、測定済みであるが、未収となっている債権は、収入未済額に区分され、測定後に延滞している期間に応じて、1年以上の長期にわたる延滞継続のものは長期延滞債権、そうでないものは未収金に計上される。

他方、未測定のものについては、貸借対照表に計上されない。

c その他の債権



(会計局会計課ヒアリングに基づき監査人作成)

会計局会計課公会計グループからのヒアリングによれば、損害賠償金や違約金などのその他の債権については、測定済みであるが、未収となっている債権は、収入未済額に区分され、測定後に延滞している期間に応じて、1年以上の長期にわたる延滞継続のものは長期延滞債権、そうでないものは未収金に計上

定資産③ 投資その他の資産 第103項。

また、統一的基準公会計マニュアルは、「流動資産は、「現金預金」、「未収金」、「短期貸付金」、「基金」、「棚卸資産」、「その他」及び「徴収不能引当金」に分類して表示します。」と定める(統一的基準公会計マニュアル47頁 第3章一般会計等財務書類の作成要領 I 貸借対照表 2資産(3)流動資産 第113項)。

(イ) 作成基準

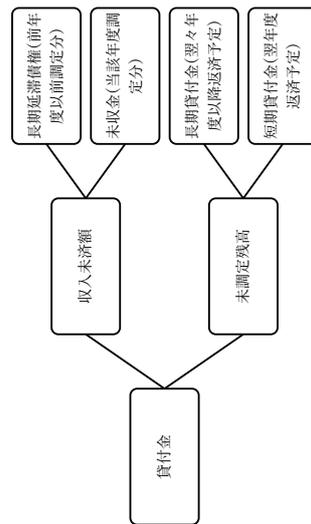
作成基準は、投資その他の資産について、「投資及び出資金、投資損失引当金、長期延滞債権、長期貸付金、基金、その他及び徴収不能引当金に分類して表示し、投資損失引当金及び徴収不能引当金は、当該資産に対する控除項目として表示する」と定める(作成基準第18条第1項)。

また、作成基準は、流動資産について、「現金預金、未収金、短期貸付金、基金、棚卸資産、その他及び徴収不能引当金に分類して表示し、徴収不能引当金は、当該資産に対する控除項目として表示する」と定める(作成基準第19条)。そして、徴収不能引当金は、流動資産に区分される金銭債権のうち、徴収不能となる見込額を計上する(作成基準第19条第7号)とされる。

(ウ) 県の地方公会計マニュアル貸借対照表計上編<固定資産台帳関係以外>

県の地方公会計マニュアル(貸借対照表計上編<固定資産台帳関係以外>) (以下「県のマニュアル(貸借対照表計上編)」という。)によれば、県が保有する各債権については、貸借対照表に計上するに際して、債権の性質に応じて、以下のような科目に計上される。

a 貸付金等



(県のマニュアル(貸借対照表計上編)) 5頁)

母子父子寡婦福祉資金貸付金や高等学校奨学金資金など長期分割払の貸付金に関しては、測定済みか否かで区分される。そして、当年度に測定されているものの収入未済となっているものは未収金、測定済みで測定後1年以上の長期にわたって収入未済の状態が継続しているものは長期延滞債権に計上される。

される。

他方、未調定の債権については、その他固定資産として計上される。

イ 徴収不能引当金の計上について

新しい公会計制度は、上述のとおり、地方公共団体の保有する資産（ストック）に関する減価償却費のような現金支出を伴わない見えにくいコストを可視化して把握することができるようになるという意味合いを持っている。

県は、その保有する債権について、債権額を上記のとおり区分して資産として計上するとともに、以下に記載のとおり評価方法によって、評価性引当金（徴収不能引当金）として、将来見込まれる費用や損失を、貸借対照表に資産控除の形で計上することが求められる。

徴収不能引当金については、各基準等により以下の通り定められている。

(ア) 統一的基準公会計マニュアル

徴収不能引当金は、債権全体又は同種・同類の債権ごとに、債権の状況に応じて求めた過去の徴収不能実績率など合理的な基準により算定することとする。具体的には、以下の不納欠損率を用いて算定する。

ただし、他の方法によることができると認められる場合には、当該他の方法により算定することができることとする。

不納欠損率の算定方法

	不納欠損決定前 年度末債権残高	不納欠損決定額	不納欠損率
4年前	A4	B4	(B4+B3+...+B0) / (A4+A3+...+A0)
3年前	A3	B3	
⋮	⋮	⋮	
当年度	A0	B0	

(統一的基準公会計マニュアル146～147頁)

(イ) 県の徴収不能引当金の計算方法

a 引当金等算定要領

県は、実際の引当金の算定方法については、引当金等算定要領に以下のとおり定める。

徴収不能引当金の算定は、債権全体又は同種の債権ごとに次の方式により行う（第4条第2項）。ただし、個々の債権の事情に応じて、個別に徴収不能見込み額を算定するなど、他により合理的な算定方法がある場合には、当該方法によることができる（引当金等算定要領第4条第3項）。

徴収不能引当金＝当年度末の債権残高×不能欠損実績率（％）

※円未満の端数切り上げ

不能欠損実績率（％）＝過去5年間の不能欠損決定額

÷過去5年間の端数切り上げ

※小数点第4位未満の端数切り上げ

(引当金等算定要領第4条第3項)

b 県のマニュアル(貸借対照表計上編)

県のマニュアル(貸借対照表計上編)は、『長期延滞債権や長期貸付金等固定資産に属する債権に係る回収不能見込額は「固定資産(投資その他の資産)」の「徴収不能引当金」、未収金や短期貸付金等流動資産に属する債権に係る回収不能見込額は「流動資産」の「徴収不能引当金」に計上する。各債権(収入未済額含む)に対する控除項目として計上するため、各債権の金額は年度末残高をそのまま計上する(徴収不能引当金を差し引く必要はない。』とする。

そして、県のマニュアル(貸借対照表計上編)は、具体的に計上すべき場面の例示として、以下のとおり記載する。

徴収不能引当金(回収不能見込額)の計上について

徴収不能引当金(回収不能見込額)は従来の官庁会計にはなかった概念ですが、財務書類の活用事例の一つに、

- ・徴収不能引当金控除後の債権額(回収すべき債権額)が財務書類で明らかになることにより、未収債権の徴収体制の強化が図られるとともに、職員取組意識が向上することが挙げられますので、この趣旨を踏まえ、各債権管理所属にあっては、
- ・多額の収入未済額があり、例年欠損処分を行っている(この場合下記の不納欠損実績率等により引当金を算定)
- ・時効等により翌年度に欠損処分を予定している(この場合不納欠損見込額を引当金として計上)

等の場合は徴収不能引当金を計上されるようお願いいたします。

(県のマニュアル(貸借対照表計上編)7頁)

また、県のマニュアル(貸借対照表計上編)は、具体的な計算方法として、収入未済額(長期延滞債権、未収金)と貸付金(長期延滞債権、未収金、長期貸付金、短期貸付金)に分けて記載している。

収入未済額については、回収不能見込額の算定方法を特に定めていない場合は、原則として同種の債権ごとに次の方法による。

回収不能見込額＝債権残高×不納欠損実績率(%)
 ※円未満の端数切り上げ
 不納欠損実績率(%)＝過去5年間の不納欠損累計額÷過去5年間の不納欠損決定
 前年度未償債権残高×100
 ※小数点第4位未満の端数切り上げ

(県のマニュアル(貸借対照表計上編) 7頁)

また、貸付金については、原則としてそれぞれの区分(長期延滞債権、未収金、長期貸付金、短期貸付金)ごとに回収不能見込額を算定する。

ウ 所管部署

徴収不能引当金の算定及び計上は、上記の作成基準、引当金等算定要領、県のマニュアル(貸借対照表計上編)に基づき、各事業所管部署の事業担当者が算定し、経理担当者がこれを仕訳する。

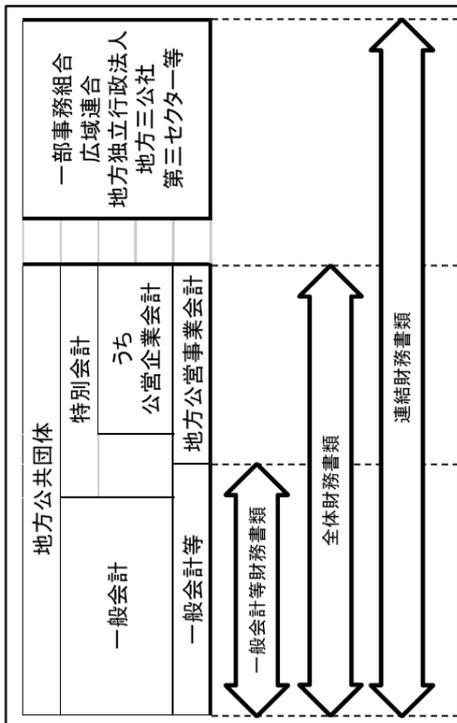
各事業所管部署の事業担当者及び経理担当者が算定した徴収不能引当金の金額は、翌会計年度の7月頃までに、エクセルの調査表の形式で会計局会計課公会計グループに提出される。

会計局会計課公会計グループは、各事業所管部署から提出された徴収不能引当金をとりまとめ、会計管理システムのサブシステムである財務書類作表システムに仕訳入力を行う。

なお、会計局会計課公会計グループは、各事業所管部署の事業担当者及び経理担当者に対して、公会計制度導入時に制度の内容について指導し、引当金の計上方法や具体例については地方公会計マニュアルや資産・負債の決算額調査時の作成要領で説明しているほか、地方公会計研修の中でも説明している実績はあるものの、各事業所管部署の行った毎年の仕訳処理の数字のチェックなどは行っていない。

(3) 県の債権及び徴収不能引当金の状況

県は、一般会計及び地方公営事業会計以外の特別会計からなる一般会計等(地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。)第2条第1号に規定する「一般会計等」に同じ。)を基礎として財務書類を作成している。また、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況さらには行政サービス提供に要した費用や資金収支の状況等を総合的に明らかにするため、一般会計等に地方公営事業会計を加えた全体財務書類、全体財務書類に地方公共団体の関連団体を加えた連結財務書類をあわせて作成している。一般会計等、全体及び連結財務書類の対象となる団体(会計)は、以下のとおりである。



(統一の基準公会計マニュアル168頁)

ア 県の一般会計等貸借対照表における債権及び徴収不能引当金の残高は以下のとおりである。

	(単位:百万円)	
	平成29年度	令和元年度
長期延滞債権	14,510	12,114
長期貸付金	120,201	115,592
その他	16,207	15,527
徴収不能引当金	△ 2,166	△ 1,989
未収金	9,521	9,200
短期貸付金	13,369	13,102
その他	679	679
徴収不能引当金	△ 100	△ 84

(県の財務書類から監査人作成)

イ 県の全体貸借対照表における債権及び徴収不能引当金の残高は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
長期延滞債権	14,620	12,213	11,898
長期貸付金	120,271	115,654	100,844
その他	18,323	17,456	16,596
徴収不能引当金	△ 2,276	△ 2,088	△ 1,894
未収金	18,248	18,215	17,784
短期貸付金	13,378	13,111	22,513
その他	1,563	1,527	6,595
徴収不能引当金	△ 186	△ 163	△ 153

(県の財務書類から監査人作成)

ウ 県の連結貸借対照表における債権及び徴収不能引当金の残高は以下のとおりである。

(単位：百万円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
長期延滞債権	15,085	12,621	12,236
長期貸付金	77,192	74,664	62,367
その他	26,866	25,948	25,172
徴収不能引当金	△ 2,849	△ 2,590	△ 2,295
未収金	31,689	32,094	32,107
短期貸付金	9,504	9,191	18,674
その他	8,273	6,577	11,614
徴収不能引当金	△ 393	△ 349	△ 343

(県の財務書類から監査人作成)

3 サブシステムによる債権管理システムのカスタマイズ

県は、地方公会計制度に対応した財務書類を作成するため、会計管理システムのパッケージに対して、次の4つのサブシステムを付け加えて一体のシステムとして運用している。

(1) 新公会計連携システム

新公会計連携システムは、支出、収入等の会計処理を行う際に、日々仕訳として仕訳変換区分、仕訳計上所属、公会計事業などを登録するサブシステムである。

(2) 物品管理サブシステム

物品管理サブシステムは、備品や借用物品等の管理を行うサブシステムである。

る。

(3) 財産管理システム

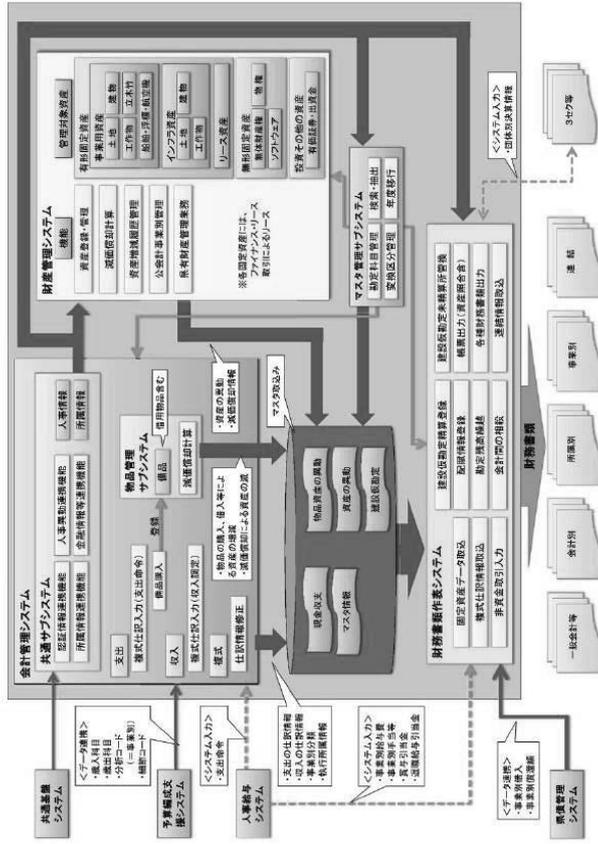
財産管理システムは、地方公会計の導入に伴い、固定資産台帳の管理を行う機能を備えたサブシステムである。

(4) 財務書類作成システム

上記3個のサブシステムにより登録されたデータを集約し、財務書類や分析調書を出力するためのサブシステムである。

なお、会計管理システムと4つのサブシステムの全体像は次の図のとおりである。地方公会計に準拠した財務書類に作成に当たっては、事業所管課の事業所管担当者と経理担当者が、上記4つのサブシステムに仕訳を登録し、会計局会計課公会計グループが、会計管理システムにより生成された数値に加え、各所管課から非資金仕訳に関する情報を収集し、財務書類作成システムに非資金仕訳を追加することにより、最終的に財務書類を作成することとなる。

＜システム全体構成図＞



(県のマニュアル(概要編)10頁)

第3章 包括外部監査の結果(各論)

第1 総務局

1 土地建物等売払収入及び土地建物等貸付収入(総務局財産経営課)

(1) 概要

ア 土地建物等売払収入

債権の名称	土地建物等売払収入等
根拠となる法令・ 条例・要綱等	法 財務規則
制度概要	県有土地建物等の売払代金
債権の性質	私債権
所管部署	総務局財産経営課
債権者の属性・数	分割分について 地方公共団体等 5件
時効期間	令和2年4月1日より前の契約分 5年(民法の一部を改正する法律 の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成29年法律第45 号)による改正前の商法(以下「旧商法」という。)第522条) 令和2年4月1日以降契約分 5年(民法第166条第1項第1号)
時効管理の状況	未払不発生
債権額の概況	令和2年度に処分した土地建物等の売却代金の総額： 1,651,197,800円(7件) 令和元年度以前に処分した土地建物等の売却代金の分割納付総額： 21,048,830円(3件)

イ 土地建物等貸付収入

債権の名称	土地建物等貸付収入
根拠となる法令・ 条例・要綱等	法 財務規則
制度概要	県有土地建物等の貸付賃料
債権の性質	私債権
所管部署	総務局財産経営課
債権者の属性・調 定件数	賃料分 個人及び法人 132件
時効期間	令和2年4月1日より前の契約分 5年(旧民法第169条) 令和2年4月1日以降契約分 5年(民法第166条第1項第1号)
時効管理の状況	未払不発生
債権額の概況	令和2年度の債権総額 : 合計 227,841,264円

(2) 債権の内容

ア 土地建物等売払収入について

(ア) 債権発生の経緯

本件債権は、県が所有する土地建物等について、第三者に対して売却を行うことにより発生する代金債権である。

県が所有する土地建物等を売却する場合には、原則として入札の形式による処分となっている。しかし、県は、令和2年度に処分した土地建物等7物件のうち1物件(「元藤沢警察署幹部公舎」)は買主との間で随意契約による売買契約を締結している。

なお、県は、所有する土地建物等について、売払収入を歳入に組み入れるべ

第4 指摘事項

県の債権管理体制全体に関する指摘事項は特になし。

監査人は、県の債権管理体制全体に関して、県の組織及び運営の合理化に資する観点から、別添の包括外部監査人の意見書を作成し、意見を述べている。

監査人の意見については、別添の包括外部監査人の意見書をご覧ください。

く定期的に処分をしており、土地建物等売払収入に係る債権は毎年発生するものといえる。

そのほか、令和元年度以前に随意契約により処分した土地建物等3物件(「元万葉荘」、「元七島町団地の一部」、「元七島町団地(残地)」)の売却代金の分割納付について、代金債権が発生している。

(イ) 本件債権にかかる未収金

a 入札物件

上述のとおり、県が所有する土地建物等を第三者に対して売却する場合には、通常、入札の方式による。この場合、県と買主との間の売買契約の内容は、買主が代金を一括納付するものとされ、買主は代金を完済した後に実体法上の所有権の移転及び移転登記を受けるものとされることから、県が買主に対して土地建物等売払収入にかかる未収金債権を取得することはない。

県は、令和2年度に入札により処分した6物件について、土地建物等売払収入債権を特に問題もなく回収できている。そのため、県が行う土地建物等の売却処分に関する入札は実効的に機能していると思われる。

なお、入札により処分した6物件の買主は、個人2名及び合同会社1社(30,000,000円を下回る比較的低額の物件)並びに不動産事業者3社(土地面積で1,200㎡を超えるもの及び売却代金で380,000,000円を超える比較的高額の物件)であった。

b 随意契約物件

上述のとおり、令和2年度に処分した土地建物等のうち1物件に関しては、随意契約による売却となった。また、令和元年度以前に処分し、分割納付としている土地建物等3物件についても、随意契約による売却となっている。

「元藤沢警察署幹部公舎」の買主は隣接地権者(不動産事業者)、「元万葉荘」の買主は他の地方公共団体(湯河原町)、「元七島町団地の一部」の買主は町内会という法人格なき社団、「元七島町団地(残地)」の買主は商店街協同組合である。

「元藤沢警察署幹部公舎」の売却代金は一括納付されている。

「元万葉荘」の売買契約は、地方公共団体である買主(湯河原町)が延納を求めるところから、売却代金の長期の分割納付を定めているものの、実体法上の所有権は売買契約締結時に買主に移転しており、既に所有権移転登記が済んでいる。このような運用は、買主が地方公共団体であるということにより、県が保有する代金債権が典型的に徴収不能に陥るリスクが低いということに起因するものである。

これに対して、「元七島町団地の一部」「元七島町団地(残地)」の売買契約は、買主の希望により、売却代金の長期の分割納付を定めており、町内会及び商店街協同組合への売却については、分割納付代金の納付完了時点で実体法上の所有

権が県に留保され、代金の納付完了後に所有権移転登記が行われることとなっている。そのため、県は、当該売却対象となっている土地建物等について、買主による代金の完済までの間、買主に対して貸付をすることによって、買主に当該土地建物等を利用許諾している(町内会に対する貸付は無償、商店街協同組合に対する貸付は有償(減額あり))。県は、これらの物件に係る土地建物等売払収入債権について潜在的に未収となるリスクを抱えているものの、買主による完済まで所有権を県に留保することによって、物的担保を取っているのと同等の効果をj得ていることから、仮に買主が代金の弁済を滞ったとしても、県に未収債権を回収できないリスクは事実上存在しない。

イ 土地建物等貸付収入について

(ア) 債権発生経緯

本件債権は、県の所有する土地建物等について、第三者に対して貸付を行うことにより発生する賃料債権である。

県が行う土地建物等の貸付には、主に大別して、a 所有する土地建物等について一般的な貸付を行う事実と b 電柱類、電柱類等を含む土地貸付を行う事実が存在している。

a については、県が、市町など他の地方公共団体、自治会・町内会などの公共的な性格を有する任意団体、社会福祉法人や公益財団法人などの非営利法人などに対して、土地建物等を賃貸しているものである。なお、借主としては、少数ながら個人や私企業なども含まれている。

b については、概略としては、電力・電気通信会社に対する電柱の設置場所の賃貸、ガス会社に対する配管の設置場所の賃貸、他の地方公共団体に対するマンホールや下水管の設置場所の賃貸など、県がその所有する土地をライフレイン業者などに賃貸する内容である。

(イ) 本件債権にかかる未収金

a 電柱類等を除く一般の土地建物等の貸付

県は、土地建物等を第三者に対して貸付するに当たり、原則として「普通財産(土地及び建物)の貸付料算定基準」第3条に基づき算定される貸付料をもって、有償で貸し付けを行っている。県は、所有する土地建物等について、駐車場敷地、通路敷地など様々な用途で、個人から私企業まで多種多様な相手に、減額のない貸付を行っている。

もつとも、県は、土地建物等を地方公共団体が公用又は公共用に使用する場合や、自治会・町内会などの公共的団体が使用する場合には、「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」第3条の定める基準に基づいて、減免し、貸し付けを行っている。県が、所有する土地建物等を減額し、貸し付けている事例は22件存在しているが、そのうち8件は他の地方公共団体に貸し付けをしているものであり、また別の8件は自治会・町内会など公共的な性格

を有する任意団体に貸し付けをしているものであり、その他についても公益財団法人・社会福祉法人など公益的団体に貸し付けを行っているものが多い。

なお、電柱類等を除く一般の土地建物等の貸付について、令和3年3月31日における、賃貸借契約の件数、賃料額の総額は以下のとおりである。

- ① 減額のない貸付 31 件 96,389,083 円
- ② 減額のある貸付 22 件 129,493,033 円
- ③ 無償貸付 26 件(土地 144,935.47 m² 建物 62.18 m²)

この点、減額ありの貸付は上記に述べた借主の属性から貸付料債権が未収となるリスクは比較的小さいものの、減額なしの貸付については個人や私企業を含む多種多様な借主がいることから貸付料債権が未収となる潜在的リスクは存在している。

しかし、令和3年3月31日の時点において、これら電柱類等を除く一般の土地建物等貸付料債権について、特に未収となっている債権は存在していない。

b 電柱類、電柱類等を含む土地貸付

電柱等の設置に伴う土地の貸付に係る貸付料は、「普通財産(土地及び建物)の貸付料算定基準」第2条に基づき、「行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例(昭和39年条例第79号)」第2条に定める使用料の例によるものとされている。

その結果、電柱類に係る貸付については、賃料が上記のとおり定められる結果僅少となっている(複数件を取りまとめた結果50,000円程度となっているものが最も高額であり、概ね1件当たり数千円単位)。

また、電柱類に係る貸付については、借主が東京電力パワーグリッド株式会社、東京ガス株式会社、東日本電信電話株式会社などのインフラ企業である事例が多数を占める。

これに対して、電柱類等を含む貸付については、県は、「普通財産(土地及び建物)の貸付料算定基準」第2条、第3条及び「普通財産の無償貸付け及び減額貸付けに関する取扱基準」第3条の定める減額基準に基づいて、貸付料が算定される。

電柱類等を含む貸付については、借主が他の地方公共団体及び東日本電信電話株式会社である。

なお、電柱類、電柱類等を含む貸付について、令和3年3月31日における、賃貸借契約の件数、賃料額の総額は以下のとおりである。

- ① 電柱類 39 件 351,107 円
- ② 電柱類等を含む貸付 4 件 1,608,041 円

これらについては、借主の属性や金額の僅少性などから、特に未収となつてはいない。

(3) 管理の実態

ア 時効管理について

土地建物等売却収入債権及び土地建物等貸付収入債権のいずれについても、令和3年3月31日の時点で、全ての債権について未収となっていないことから、時効管理の具体的必要性が発生していない。

なお、債権所管課は、債務者による支払状況については会計システムを通じて確認している。

イ 未収金に対する対応について

債権所管課は、土地建物等売却収入債権及び土地建物等貸付収入債権のいずれについても、未収が発生した場合には、ハンドブックの内容に従って対処するとの方針を明確にしている。

(4) 公会計上の処理

令和2年度末時点において、特に未収金が発生していないことから、特に徴収不能引当金の計上は行っていない。

(5) 指摘事項

特になし。

(6) 意見的指摘事項

特になし。

第2 環境農政局

1 産業廃棄物最終処分場処理手数料(資源循環推進課)

(1) 概要

債権の名称	産業廃棄物最終処分場処理手数料 【法令等】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。) 【条例等】 神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例(以下「処分手数料条例」という。) 神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例施行規則(以下「処分手数料規則」という。)
根拠となる法令・条例・要綱等	神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例(以下「処分手数料条例」という。) 神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例施行規則(以下「処分手数料規則」という。)
制度概要	かながわ環境整備センターにおいて処理を受け入れた産業廃棄物に係る処理手数料
債権の性質	私債権
所管部署	環境農政局資源循環推進課
債権管理体制	資源循環推進課調整グループ所属の職員2名(実質1名) 及びかながわ環境整備センター所属の職員3名
債権者の属性・数	産業廃棄物排出事業者1会計年度ごとに約1,000名
時効期間	令和2年4月1日より前の搬入分:5年(旧商法第522条) 令和2年4月1日以降搬入分:5年(民法第166条第1項第1号)
債権管理台帳	会計管理システムを利用して作成した未納付者リストや、交渉経過等の所要事項を随時追記したワードファイル等を利用
督促・催告	ハンドブック及び本件債権独自の管理マニュアルに従い実施
時効管理の状況	ハンドブック及び本件債権独自の管理マニュアルに従い実施
法的手続による回収	支払督促(一部)

債権金額の状況	残高	令和2年度		残高
	R2.3.31	調定	収入	R3.3.31
金額(円)	9,864,440	707,822,808	697,958,368	0
件数(件)	11	2,597	2,586	0
引当金計上額(円)				0(令和2年度末)

(2) 債権の内容

ア 本件債権について
かながわ環境整備センター(産業廃棄物最終処分場、横須賀市所在)に産業廃棄物を搬入した排出事業者に対する処理手数料債権である。
産業廃棄物の処分を依頼しようとする排出事業者は、毎年度、事業場ごとに、廃棄物の種類、予定数量その他所要の事項を記載した産業廃棄物搬入計画承認申請書を知事に提出し、承認を受けなければならず(処分手数料規則第1条第1項)、かかる承認を受けた排出事業者との間では、廃棄物処理委託契約が締結されることとなっている。処理委託契約を締結している排出事業者の数は、毎会計年度概ね1,000名程度である。

処理手数料の額は従量制であり、廃棄物の種類により単価が異なる(処分手数料条例第2条、別表)。排出事業者ごとの各月の処理手数料の額は、少ない事業者では数百円程度であるが、多い事業者では数百万円に達する場合がある。

令和2年度末時点で収入未済の債権は、いずれも過年度調定分であり、会計年度ごとの内訳は、下表のとおりである。なお、原則として月単位で調定・徴収を行っており、複数月分が未納付となっている債権者があることから、調定件数と債権者数は一致しない。

調定年度	調定件数	債権者数	収入未済額
平成20年度	2件	1名	3,529,225円
平成24年度	5件	3名	611,832円
平成26年度	3件	1名	5,309,248円
平成29年度	1件	1名	414,135円

(環境農政局資源循環推進課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

イ 遅延損害金について

本件債権に係る遅延損害金については、まったく調定・徴収が行われていない状況にある。

この点について、債権所管課からは、債務不履行時に債権者が債務者に対し損害賠償を請求することができる旨の民法第415条第1項本文(旧民法第415条を含む。以下本項において同じ。)の定めは、損害賠償請求権行使するか否かにつき債権者に裁量を認める趣旨のものと理解しているとの説明があった。

(3) 管理の実態

ア 債権の発生から徴収までの業務フロー等

(ア) 現在の業務フローの概要

当月中に搬入された廃棄物に係る処理手数料は、月末締めで集計し、翌月10日頃に納付書を作成し、排出事業者宛に送付している。納付期限は、納付書作成の日から20日以内(概ね搬入月の翌月末日頃)に設定している。

納付期限を徒過した排出事業者に対しては、架電により納付を促すとともに、納付期限から20日以内(概ね搬入月の翌々月末日頃)に督促状を送付し、さらに、督促状記載の納付期限(概ね搬入月の翌々月末日頃)前にも、架電により納付を促している。

また、納付期限を徒過した場合は、当該排出事業者による廃棄物の搬入を停止する措置(搬入停止措置)を取ることとしている。なお、未納付者に対し同措置を取る旨は、処分手数料条例及び処分手数料規則には特に根拠となる規定が設けられていないが、排出事業者との間の処理委託契約にはその旨の条項が設けられている(ただし、(イ)のとおり、この条項が設けられたのは令和3年4月である)。

令和2年度における各月の未納付の発生状況等は、下表のとおりである。

える回収が見込めないものと判断された2名を除く債務者3名に対し、支払督促の申立ても行っている。

しかし、これらの対応を経て、上記債権については、任意整理における配当として一部弁済があった債務者1名を除き、何ら弁済がなされていない。

(4) 会計上の取扱い

債権所管課においては、本件債権については不納欠損処理の要件を満たしたものが存在しないため、徴収不能引当金の計上は不要と整理しているとのことであった。

(5) 指摘事項【1、2】

ア 遅延損害金を測定・徴収すべきである

上記(2)イのとおり、本件債権について、債権所管課は、民法第415条第1項本文が損害賠償請求を行うか否かにつき債権者に裁量を認める趣旨のものであるとの理解を前提に、遅延損害金の請求を不要と整理している。

しかし、民法第415条第1項本文の規定は、単に債務不履行に基づく損害賠償請求権の発生要件を定めたものと解するのが一般的な理解である。また、本件債権についても、民法の原則(第419条第1項、同第2項、第404条第2項)のとおり、本来の履行期限後は、何らの手続等を要することなく、当然に損害賠償請求権としての遅延損害金債権(現在は年3%)が発生することとなると解される。地方公共団体の有する債権については、上記最高裁判平成16年4月23日判決の趣旨を踏まえれば、債権所管課における上記の民法第415条第1項本文の理解には重大な疑問がある。

さらに、実質的に検討しても、例えば遅延損害金の額が極めて少額で徴収停止の要件(施行令第171条の5第3号)を満たしているような場合等はおくとしても、本債権に係る遅延損害金一般につきすべからず請求対象から除外するとの現状の取扱いを容認し得るような合理的理由は特段見当たらないし、かかる取扱いが、かえって、履行期限を遵守して本債権を納付した債務者とこれを徒過した債務者との間の公平、ひいては本債権の債務者その他の債権の債務者との間の公平を害するものとさえいえることができる。

したがって、本件債権に係る遅延損害金について測定・徴収を行っていない現状の取扱いを正当化することは困難と言わざるを得ず、この点は速やかに是正すべきである。

イ 徴収不能引当金を適切に計上すべきである

会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とする徴表の一つに過ぎない。

なお、下表記載の搬入停止措置は、いずれも、同措置後に全額の納付があったことを受けて解除されたことである。

調定月	未納付	督促状発行	搬入停止措置	調定月	未納付	督促状発行	搬入停止措置
4月	10件	7件	1件	10月	11件	4件	1件
5月	5件	3件	0件	11月	5件	0件	0件
6月	1件	1件	0件	12月	7件	5件	1件
7月	16件	6件	1件	1月	5件	3件	1件
8月	3件	0件	0件	2月	8件	2件	0件
9月	9件	3件	2件	3月	6件	1件	0件

(環境農政局資源循環課とアライング受領資料に基づき監査人作成)

(イ) 見直し等の経過

平成30年度包括外部監査において、本件債権の回収について、「手数料の滞納が高額かつ複数月に及ぶことがないよう手数料回収フローの見直しや納付書発行時の工夫等が図られることが望まれる。」との意見(同監査報告書49頁)が示されたことを受け、令和元年6月、以下の対策が新たに取られた。

- ① 過去に3か月以上の滞納がある排出事業者には、処理委託契約締結時に財産調査に関する同意書を提出させる。
 - ② 長期滞納歴のある排出事業者等が一定額以上の搬入を行った場合は、埋立処分完了後速やかに(月末を待たずに)測定・納付書送付を行う。
 - ③ 搬入停止措置について、契約締結後の排出事業者向け説明会において説明を行い、県ホームページにも明記する。
 - ④ 毎年度初回に送付する納付書に、搬入停止措置に関する案内を同封する。また、督促状にも、同記載の納付期限までに納付されなければ同措置を取る旨を明記する。
 - ⑤ 従前行っていた督促状送付前に加えて、督促状送付後にも、架電による納付の促しを行う。
 - ⑥ 搬入停止措置の実施の時期を、「督促状記載の納付期限の8日後」から「督促状記載の納付期限の日」に前倒しする。
- また、令和3年4月には、排出事業者との間の処理委託契約のひな形が改訂され、未納付者に対し搬入停止措置を取る旨の条項が新たに設けられる等した。
- イ 長期収入未済債権の管理・回収の状況等
- 上記(2)の令和2年度末時点収入未済債権(長期収入未済債権)は、いずれも法人の債務者に対するものであり、各債務者は、納付書記載の納付期限ないしその比較的近傍の時期には、事業停止状態となつているものとみられる。
- これら債務者に対しては、これまで、書面・電話・面談による納付催告のほか、住民票の写しの交付請求による代表者住所の追跡調査、債務者所在地・代表者住所等の臨戸調査等を随時行い、さらに平成28年度には、その時点で手続費用を超

本件債権については、回収可能性に疑義が生じているものがあることが明らかであるから、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引金を適切に計上すべきである。

(6) 意見の指摘事項【1、2】

ア 未収債権の発生そのものを抑制するための対策を引き続き検討すべきである
 本件債権においては、上記(2)の現在の回収フローを前提とする限り、廃棄物の搬入から支払期限までの間に債務者が事業停止状態に陥り、債権の回収が困難になるという事態が常に発生し得る。しかも、本件債権においては、搬入される廃棄物の種類及び量によつては、月あたりの処理手数料の額が数百万円に達する場合があり、万一、このような債務者が事業停止状態に陥ると、相当高額の未収債権が発生することとなる。債権所管課によれば、上記(3)ア(イ)の平成30年度包括外部監査における意見を受け、未収債権の発生そのものを抑制する方策として、搬入事業者から契約保証金を徴収する制度の導入を検討したものの、大要、①本債権の回収率が現状でも99%を上回っていること、②事務負担が増加すること、③契約保証金制度の導入により搬入事業者が競合する他の最終処分場に流れることが懸念されること、などを理由に、同制度は導入しないこととしたことである。

しかし、契約保証金を徴収する搬入事業者の範囲や契約保証金の額の算定方法等、具体的な制度設計を踏まえた費用対効果(制度導入による事務コスト等の増加と債権回収その他の局面における事務コストや回収不能コスト等の減少のバランス)の検証が定量的に行われたとも思われなから、たとえば、月あたりの処理手数料が高額になるものも見込まれる排出事業者や、過去に支払期限を徒過した履歴のある排出事業者等、類型的に未収リスクの高い排出事業者につき契約保証金を徴収することとする等、上記(2)の現在の回収フローの枠にとらわれない、契約保証金の徴収の再検討を含む未収債権の発生そのものを抑制するための合理的な対策を具体的に検討すべきである。

イ 長期収入未済債権の管理・回収に関する有効かつ具体的な業務フローを確立し、実行に移すべきである

本件債権に係る長期収入未済債権については、上記(3)イのとおり、これまで、納付催告・調査、支払督促の申立て等の手続が随時行われているものの、督促期限経過後にこれらの手続をいつ、いかなる順序で、どの程度の期間をかけて行うか等については、上記(3)ア(イ)の平成30年度包括外部監査における意見を受けた見直し等の機会にも明確な基準等が定められることはなく、現在に至るまで、担当者の裁量に委ねられている状況にある。

そのため、同債権については、債務者が比較的早期に破産手続開始を申し立てた1件を除き、長期(長いものでは4年余)にわたり対応の履歴がない期間が存在する、債務者側の手元不如意等の説明を聞き置き置くのみで積極的な対応を取っていないなど、いずれも、管理・回収のための確かな対応が適時になされてきたとは言いがたい状況となっている(一部の債権に係る記録には、督促を繰り返すことにより絶対的な時効中断効(当時)が都度発生するものと当時の担当者が誤解しているかのような記載さえみられた。)

上記(3)イのとおり、本件債権における長期収入未済債権は、いずれも事業停止状態となった法人債務者に対するものであり、このような債権については、漫然と放置等することなく、未収発生後速やかに、法的手続を含めた厳格な回収手続を着実に実施することがとりわけ重要である。かかる点を踏まえ、担当者が法令等の正確な理解に基づき適時的確な対応を取ることができよう、長期収入未済債権の管理・回収に関する有効かつ具体的な業務フローを確立すべきである。

また、これら長期収入未済債権には、債務者の事業再開の見込みも、強制執行可能な財産が見込まれないと思われ、状況のまま相当の長期間が経過しているものもあること(中には、既に消滅時効期間が経過していると思われるものもある。)、このような債権については、債権管理条例に基づき債権放棄(同条例第6条第1項第4号)ないし同債権放棄を見据えた徴収停止(同項第3号、施行令第171条の5)、あるいは議会の議決に基づく債権放棄(法第96条第1項第10号)等の措置を適時に行うべく、財産調査の時期、方法等に関する具体的な業務フローを確立するとともに、既に消滅時効期間が経過し、かつ、これらの措置の要件を満たす債権については、速やかに所要の財産調査等を行った上、当該措置を実施すべきである。

2 農業改良資金貸付金返納金及び同延滞違約金

(1) 概要

債権の名称	農業改良資金貸付金返納金及び同延滞違約金 【法令等】 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成22年法律第23号)による改正前の農業改良資金助成法(以下「旧農業改良資金助成法」という。) 【条例等】 農業改良資金助成法(平成22年規則第102号)による廃止前の神奈川県農業改良資金貸付規則(以下「旧農業改良資金貸付規則」という。)
制度概要	農業者等に対する農業改良措置の実施に必要な資金の貸付け
債権の性質	私債権
所管部署	環境政務局農業振興課
債権管理体制	農業振興課調整グループ所属の職員2名
債務者の属性・数	個人9名
時効期間	10年(旧民法第167条第1項)
債権管理台帳	交渉経過等の所要事項を随時追記したワードファイル等を利用
督促・催告	ハンドブックに従い実施
時効管理の状況	ハンドブックに従い実施
法的手続による回収	行っていない

債権金額の状況	残高 R2.3.31	令和2年度		残高 R3.3.31
		測定	収入	
貸付金 金額(円)	35,342,488	0	2,570,000	32,772,488
返納金 件数(件)	27	0	7	24
延滞 金額(円)	18,113,906	4,008,279	36,652	22,085,533
違約金 件数(件)	24	3	1	0
引当金計上額(円)				0(令和2年度末)

(2) 債権の内容

農業改良資金とは、農業改良措置(農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営等を開始すること等をいう。)の実施に必要な施設取得等のための資金を指す(旧農業改良資金助成法第2条)。

旧農業改良資金助成法においては、都道府県が農業者等に対し農業改良資金の貸付けを行うことができるとされていたが、同法は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律(平成22年法律第23号)により改正され、これにより、同改正法の施行日(平成22年10月1日)以降、農業改良資金の貸付主体は都道府県から農林漁業金融公庫等に移管された(さらにその後、同公庫の事業は株式会社日本政策金融公庫に承継された)。

上記改正(以下「平成22年改正」という。)の時点における県による農業改良

資金の貸付条件は、概ね下表のとおりであった。

貸付上限額	1事業者あたり、個人1,800万円、法人その他の団体5,000万円
最長償還期間	10年(一部は12年)、うち据置期間3年(一部は5年)
償還方法	年1回
利息	無利息
延滞違約金	年12.25%
連帯保証人	要する

令和2年度末時点で残存する本件債権は、個人(農業者の任意団体の代表者としての個人を含む。)の債務者計9名に対するものであり、いずれも上記改正前(平成5年度から平成15年度まで)に果が行った貸付けに係るものである。これらの債権については、引き続き、旧農業改良資金助成法及びこれに基づく関係法令の規定に従い取り扱われる(農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律附則第2条第1項)。

このうち、6名に対するものは元金及び延滞違約金の双方が、3名に対するものは延滞違約金のみが残存している。なお、延滞違約金は、各償還期に係る賦払元金が全額償還された時点で測定を行っていることから、上記(1)の表記載の測定済みのもの以外に、発生済みながら未測定のものもが相当額存在している状況にある。

(3) 管理の実態

ア 分納等の取扱い

本件債権については、平成22年改正以前から、償還金の償還に延滞が生じた債務者に対し幅広く延納又は分納(以下「分納等」という。)の取扱いがなされていたことが窺われ、令和2年度末時点で残存する本件債権についても、全て分納の取扱いがなされている。

すなわち、本件債権の償還に延滞が生じた場合には、債務者の経営状況、生産販売状況、生活状況等につき現状調査を行うとともに、債務者からは当該年度中の分納等の具体的な方法(償還期日、各回の償還金額等)を記載した申出書を提出させ、審査を経て分納等をやむを得ないものとして承認した場合には、当該分納等を承認した旨の通知書を債務者に送付している。また、延滞が生じた年度中に債務者が延滞を解消することができなかった場合も、次年度以降、概ね上記と同様の手続により、分納等の取扱いが繰り返し行われている。

なお、この分納等の取扱いについては、これを認める法令上の根拠は見当たらないが、債権所管課においては、少なくとも旧農業改良資金助成法に基づく支払猶予(第10条)及び施行令に基づく履行延期の特約(第171条の6)とは異なる制度と位置付けており、これらの制度の要件を満たさない債務者も、分納等の取扱いの対象とされている。

イ 連帯保証人に対する請求等

上記(2)のとおり、本件債権においては連帯保証人を立てることが貸付条件

とされており、令和2年度末時点で残存する本件債権においても、全て貸付時に1名又は複数名の連帯保証人が立てられている。しかし、これら連帯保証人に対する請求等は、一部の例外を除き行われていない。

(4) 公会計上の取扱い

債権所管課においては、本件債権については消滅時効が完成したり不納欠損処理の要件を満たしたりしたものが存在しないため、徴収不能引当金の計上は不要と整理しているとのことであった。

(5) 指摘事項【3, 4】

ア 連帯保証人に対する請求等を躊躇なく行うべきである

上記(3)イのとおり、少なくとも令和2年度末時点で残存する本件債権については、一部の例外を除き連帯保証人に対する請求等が行われていないが、これら本件債権は、既に本来の償還期限を長期間徒過しているのだから、相当に高度な理由のない限り、連帯保証人に対する請求等を回避すべきではない。

とりわけ、一部の債務者においては、連帯保証人には迷惑をかけたくないなどと債務者から強く要請され、これに押し切られる形で連帯保証人に対する請求等を行っていないことが窺われるが、このような状態は、連帯保証人を立てることを貸付条件としていた本貸付制度の趣旨に反するものというほかなく、特にこれらの債務者については、連帯保証人に対する請求等を躊躇なく行うべきである。

イ 徴収不能引当金を適切に計上すべきである

公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とする徴表の一つに過ぎない。

本件債権については、回収可能性に疑義が生じているものがあることが明らかであるから、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当金を適切に計上すべきである。

(6) 意見的指摘事項【3】

ア 分納等に関する取扱いを見直すべきである

分納等の取扱いは、短期間（例えば延滞が生じた年度中）に延滞を解消する見込みがある場合等において時限的に行うものとはともかく、長期間にわたり漫然と分納等の取扱いを繰り返すことは、支払猶予や履行延期の特約につき明確な要件を規定した旧農業改良資金助成法及び自治令の各規定の趣旨に反するのみならず、債務者のモラルハザードを惹起し、回収可能性をかねて低下させることともなりかねないことから、このような対応は取るべきではない。

とりわけ、令和2年度末時点で残存する本件債権に係る債務者には、①既に離農し、又は実質的に離農状態にあるなど、本貸付制度の目的である農業経営の改善がもはや見込めない状況にあると思料される者や、②分納に係る納付期限さえも繰り返し徒過している、分納に係る期間中に延滞を解消することができなかつたにもかかわらずその後の期間に係る分納等の申出書の提出になかなか応じない、経営状況や生活状況等につき不自然不合理的説明を繰り返している、農業生産に係る重要な資産を親族に譲渡したことが窺われる等、債務者として誠実性を欠く度合いが高いものと思料される者も含まれていることから、特にこうした債務者に対しては、分納等の取扱いを漫然と繰り返すことなく、法的手続を含む厳格な回収手続を躊躇なく行うべきである。

また、本件債権においては、上記(3)アのとおり、分納等の取扱いに際し、当該分納等を承認した旨の通知書を債務者に送付しているが、これでは、債務者との間の合意によって行う履行延期の特約等との外形的区別が曖昧となり、ひいては分納等に係る期間中に発生する延滞違約金の請求の正当性にも無用の疑義を生じさせかねないことから、このような対応は取るべきではない。

第3 福祉子どもみらい局
1 世帯更正特別奨学金等貸付金返納金及び同違約金(子ども家庭課)

(1) 概要

債権の名称	世帯更正特別奨学金等貸付金返納金 同上の延滞に伴う違約金
根拠となる法令・ 条例・要綱等	神奈川県世帯更正特別奨学金貸付条例(以下、本項において「条例」という。) 神奈川県世帯更正特別奨学金貸付条例施行規則(以下、本項において「施行規則」という。)
制度概要	神奈川県世帯更正特別奨学金貸付実施要領 経済的理由により修学が困難である者に対して学費を援助するため、生活保護受給世帯の子女や児童施設入所児童を対象に基本奨学金及び特別奨学金を貸し付けていたもの
債権の性質	私債権
所管部署	福祉子どもみらい局子ども家庭課
債務者の属性・数	個人・28名(令和2年4月1日時点)
貸付時期	昭和35年～昭和45年
償還期間	基本奨学金については奨学生でなくなった日から6か月経過後から20年以内、特別奨学金については基本奨学金の返還期限から10年以内
時効期間	10年(旧民法第167条第1項)
時効管理の状況	28件全部について時効完成 令和2年度末時点の債権総額 : 2,628,102円 令和2年度の測定額 : 0円
債権額の概況 (返納金)	令和2年度の回収額 : 0円 令和2年度の不納欠損額 : 2,628,102円 令和2年度末時点の債権総額 : 0円 令和2年度の徴収不能引当金 : 0円
債権額の概況 (違約金)	令和2年度末時点の債権総額 : 54,081円 令和2年度の測定額 : 0円 令和2年度の回収額 : 0円 令和2年度の不納欠損額 : 54,081円 令和2年度末時点の債権総額 : 0円 令和2年度の徴収不能引当金 : 0円

(2) 債権の内容

- ア 貸付制度の廃止
昭和35年から主に生活保護世帯の子及び児童施設入所児童を対象に貸付を行っていたものであるが、昭和45年に特別母子福祉資金貸付制度が創設されたことに伴い廃止されたものであり、それ以降の新規の貸付はない。
- イ 償還期間等
貸付金は、①基本奨学金、②特別奨学金、③奨学支たぐ金の3種類である。
①については奨学生でなくなった後20年6か月以内に毎年2,000円を下らない額を継続して返済しなければならぬ(施行規則第13条第1項)、同期間内に①の返済を完了した場合②と③の返還は免除される(条例第9条第2項)。

- ①について上記期間内に返済を完了できなかった場合は、②と③の合計額を①の返還期限の翌日から10年以内に返還しなければならない(施行規則第13条第2項)。
- ウ 延滞利息(違約金)
奨学金の貸付を受けた者が正当な理由がなくて奨学金を返還すべき日までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数にじ、返還すべき額100円につき、1日4銭の割合(年14.6%)による延滞利息を徴収することができる(条例第12条)。
- エ 個別債権の概要
令和元年度末時点における28件の各債権の貸付年、償還期間、収入未済額は次の表のとおりである。

番号	貸付年	基本奨学金の償還期間	特別奨学金の償還期間	令和元年度末の収入未済額
1	昭和37年	S40.7-S50.7	S60.10-H7.10	73,000
2	昭和44年	S47.12-S56.6	H4.10-H14.10	46,000
3	昭和44年	S47.12-S55.12	H4.10-H14.10	29,000
4	昭和44年	S47.12-S56.6	H4.10-H14.10	42,000
5	昭和44年	S47.12-S56.6	H4.10-H14.10	47,000
6	昭和44年	S47.12-S50.12	H4.10-H14.10	47,000
7	昭和39年	S42.12-S52.6	S63.10-H9.10	216,000
8	昭和39年	S42.12-S52.6	S63.10-H9.10	98,300
9	昭和39年	S42.12-S52.6	S63.10-H9.10	93,000
10	昭和40年	S43.12-S61.6	S63.10-H9.10	90,500
11	昭和40年	S43.12-S53.6	S63.10-H9.10	131,000
12	昭和38年	S59.12-S49.6	S59.10-H6.10	33,000
13	昭和38年	S41.12-S61.6	S61.10-H8.10	119,600
14	昭和35年	S38.12-S56.6	S58.10-H5.10	159,000
15	昭和43年	S46.12-H1.6	H3.10-H13.10	89,000
16	昭和43年	S46.6-H1.6	H3.10-H13.10	87,000
17	昭和43年	S46.12-S63.12	H3.10-H13.10	89,000
18	昭和43年	S46.12-S56.6	H3.10-H13.10	65,002
19	昭和43年	S46.12-H1.6	H3.10-H13.10	79,000
20	昭和42年	S43.7-S53.1	H1.10-H10.10	22,500
21	昭和42年	S43.7-S53.1	H1.10-H10.10	22,500
22	昭和42年	S45.12-H1.12	H2.10-H12.10	98,600

わざるを得ず、しかるべき債権管理が全くなされていなかったと言える。

イ 時効援用書の記載内容について

債権者から提出された時効援用書は県が用意したものであるところ、いずれも下記記載があり、債務者の住所と氏名について債務者の自署がなされている。

記

「私が、神奈川県から貸付を受けた世帯更正特別奨学金については、最終支払日から起算して 10 年以上経過しており、債権の時効の援用を申し出ます。

今後、世帯更正特別奨学金に掛かる一切の債権については請求しないでください。」

本件債権については、同一の債務者が複数の奨学金の貸付を受けることはできないため、上記記載でも債権の特定に欠けるとまでは言えない。しかしながら、債権者から時効援用書を提出してもらった場合は、債権の特定のため、可能な限り貸付日ないし貸付期間及び貸付金額を記載するべきである。

ウ 相続人からの時効援用について

(ア) 債権者（借受人及び保証人）が死亡した場合、当該債務者の相続人が債権を承継するが、相続人が複数いる場合、債務は法定相続分に従って当然に各相続人に分割承継されることになる。したがって、ある相続人から時効援用がなされたとしても、その効果は当該相続人が承継した債務についてだけ生じ、他の相続人については時効援用の効果は及ばない。

(イ) 前記表番号 2 の債権については、借受人及び保証人（借受人の父）の双方が既に死亡しているところ、相続人 3 名（借受人の兄弟姉妹）から時効援用書が提出されている。

借受人の相続人はその父（保証人）と母であり、仮に母が生存している場合は母からも時効を援用してもらい必要があるが、母については相続調査がなされた形跡がない。

また、上記債権の「滞納整理経過」には、「保証人には前妻との間に 2 名子どもがいるが、対象外とする」との記載があるが、仮にそうだとすれば前妻との間の子も保証人の相続人となるのであるから、「対象外とする」との判断は適切である。

よって、番号 2 の債権については、一部の相続人に対する債権が残っている可能性が高いが、それにもかかわらず全額について不納欠損処理がなされてしまっている。

客観的に存在する債権について誤って不納欠損処理がなされた場合でも、当該債権が消滅するわけではないので、上記母（又はその相続人）及び父の前妻との間の子からあらためて時効援用書を提出してもらわなければならない。なお、その際に不納欠損処理を取り消すまでの必要はないと思料する。

23	昭和 42 年	S45.12-S62.12	H2.10-H12.10	122,000
24	昭和 42 年	S45.12-S62.12	H2.10-H12.10	110,000
25	昭和 41 年	S45.12-H2.6	H2.10-H12.10	300,600
26	昭和 41 年	S43.12-S55.6	S63.10-H10.10	70,500
27	昭和 41 年	S44.12-S57.12	H1.10-H10.10	126,000
28	昭和 41 年	S44.12-S57.12	H1.10-H10.10	122,000
			合計	2,628,102

(福祉子どもみらい局子ども家庭課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

(3) 管理の実態

ア 時効完成

令和元年度末時点における 28 件の各債権全部について 10 年の消滅時効が完成している。

イ 令和 2 年度における不納欠損処理

令和 2 年度に各債務者の所在調査がなされ、債務者の所在が判明したものについては借用証書または償還台帳の写しを同封して未納額を通知し、23 件について時効援用がなされた。

債務者の所在が判明しなかった 5 件については債権管理条例第 6 条第 3 号（消滅時効完成及び所在不明の要件）により債権放棄がなされた。

これにより、令和 2 年度に全 28 件について不納欠損処理がなされている。

(4) 公会計上の処理

徴収不能引当金は計上されていない。令和元年度以前の 5 年間に不納欠損金額が発生しておらず、県のマニュアル（貸借対照表計上編）上の不納欠損実績率算定方法での計上ができないため、とのことである。

(5) 指摘事項【5、6、7、8】

ア 債権が放置状態であったこと

令和元年度末時点において全 28 件の債権についてすでに 10 年の時効が完成していたところ、いずれの債権についても令和 2 年度より前の各債務者との交渉記録は平成 7 年 3 月時点のものしか残されていない。なお、平成 11 年 4 月に未調定であった特別奨学金が臨時調定されているが、その後も債権の回収に向けたしめるべき措置が取られた形跡はない。

別表記載の償還期間からすれば、少なくとも債権の一部（特に特別奨学金及び奨学支度金）については、上記各時点ではまだ消滅時効が完成していないと思われる。

よって、少なくとも平成 12 年以降はいずれの債権も完全に放置されていたと言

(ウ) 前記番号 15 の債権については、「滞納整理経過」に「相続人は兄弟 3 人と借受人の妻となる」旨の記載があるが、時効援用書は借受人の妻から提出されたもののみである。借受人の妻からは「借受人の兄弟 2 人には相続放棄して貰った」旨の記載もあるが、実際には相続放棄はされておらず、遺産分割協議書にて借受人の妻が借受人の遺産の全部を相続する旨の記載があるだけである。したがって、借受人の兄弟 2 人もその法定相続分に就いて借受人の債務を相続していることになる。

よって、前記番号 15 の債権についても、一部の相続人に対する債権が残っている可能性が高いが、それにもかかわらず全額について不納欠損処理がなされてしまっている。

同債権についても、上記 (イ) で述べたところと同様、不納欠損処理を取り消すまでの必要はないが、上記兄弟 2 名からあらためて時効援用書を提出してもらうべきである。

エ 徴収不能引当金の計上について
前述のとおり、令和元年度以前の 5 年間に不納欠損金額が発生しておらず、県のマニユアル (貸借対照表計上編) 上の不納欠損実績率算定方法での計上ができないため、との理由で徴収不能引当金は計上されていない。

しかしながら、県のマニユアル (貸借対照表計上編) ではあくまで原則的な算定方法を示しているにすぎず、より適当な算定方法がある場合はその方法によることとされている。本件債権のように過去の不納欠損の実績がなくとも、令和 2 年度においてすでに全債権について消滅時効が完成しており、回収可能性に疑義が生じている場合には債権の全部またはその相当部分について徴収不能引当金を計上するべきであったと言えるべきである。

(6) 意見的指摘事項【4、5】

ア 不納欠損処理の方法について

前述のとおり、本件債権については令和 2 年度にまず借受人の所在調査を行い、所在が判明した借受人 (またはその相続人) については未納額を請求し、結果的には (一部不十分な点はあるものの) 全件について借受人から時効援用をしてもらい、所在が判明しなかった借受人については債権管理条例第 6 条第 1 号による債権放棄をしている。

本件債権については、約 20 年間の長期にわたって放置状態にあったものであるが、このような債権をいつまでも保有するのは不適切であるから、令和 2 年度において全債権について不納欠損処理を敢行した点は高く評価できる。また、本件債権は私債権であることから、時効が完成しても当然には消滅せず、不納欠損処理をするには借受人から時効の援用がなされるか、または債権放棄が必要であるから、前述のような方法をとったことについても理解はできるところである。

しかしながら、約 20 年間にわたり債権管理を行っていないため、担当職員は借受人の所在調査及び相続人調査に膨大な時間と手間を要したものである。また、相続人が複数存在する場合、金銭債権は法定相続分に就いて各相続人に当然に分割して承継されることになるため、相続人全員から時効援用がされない限り債権は残ってしまうことになる。さらに、そもそも時効が完成していることが明らかであり、かつ、約 20 年間にわたって放置状態にあった債権について、住民の福祉の増進を図るべき自治体が請求することそれ自体が適切であったかは大いに疑問が残るところである。

このような観点からすると、本件債権は全件について、借受人の所在調査や相続人調査をするまでもなく、議会の議決 (法第 96 条第 1 項第 10 号) によって債権放棄をすることが望ましかったといえる。この点、債権所管課が議会に対して本件債権の管理状況を報告することに躊躇を覚えることは理解できるが、本件債権について借受人に支払を求めることが適切ではないこと、借受人の所在調査等に膨大な事務量が必要となること等の事情からすれば、本件債権を放棄することについて議会の理解を得ることは十分に可能であったと思われる。

イ 遅延損害金について

前述のとおり、本件債権については、滞納額に対して年 14.6% の割合による遅延損害金が発生するものであるから、全 28 件の債権について多額の遅延損害金が発生しているはずであるが、令和元年度末時点ではわずか 1 件・54,081 円が計上されているのみであり、大半の債権について遅延損害金が適切に計上されていないことがあったことになる。

本件債権についてはすでに全件について時効援用または債権放棄により不納欠損処理されているため、今後の対応を求めるとはならないが、遅延損害金についても適時に調定したうえで計上するべきであったといえる。

2 母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金及び同還約金(子ども家庭課)

(1) 概要

債権の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金返納金 同上の延滞に伴う還約金
根拠となる法令・条例・要綱等	【法令等】 母子及び父子並びに寡婦福祉法 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則 【条例等】 母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金の貸付けに関する規則(以下「母子寡婦規則」という。) ひとり親家庭等の生活を支援し、子どもの福祉向上のために県が実施している貸付金であり、修学資金、就学支度資金等計12種類の貸付金がある。
制度概要	私債権
債権の性質	福祉子どもみらい局子ども家庭課
所管部署	子ども家庭課家庭福祉グループ所属の職員4名(実質2~3名)
債権管理体制	個人・3,000名弱
債務者の属性・数	3年~10年(貸付金の種類により異なる)
償還期間	令和2年3月31日までに貸し付けたもの:10年(旧民法第167条第1項)。 令和2年4月1日以降に貸し付けたもの:5年(民法第166条第1項1号)
時効期間	電算システムにより管理しており、紙ベースのものはない。 実施している。 時効が完成しているものが相当数ある。
債権管理台帳	一部について支払督促の申立てを実施している。
督促・催告	令和2年度末時点の債権総額 : 3,443,155,308円 令和2年度の調定額 : 1,683,733,659円 令和2年度の回収額 : 486,042,144円 令和2年度末時点の滞納総額 : 1,187,396,857円 令和2年度末時点の不納欠損額 : 10,294,658円 令和2年度の徴収不能引当金額 : 19,235,822円 令和2年度の調定額 : 11,431,472円 令和2年度の回収額 : 1,840,450円 令和2年度末時点の滞納総額 : 9,334,579円 令和2年度末時点の不納欠損額 : 256,443円
法的手続による回収	
債権額の概況(返納金)	
債権額の概況(還約金)	

(2) 債権の内容

ア 貸付金の種類及びその内容等

各種貸付金の名称、内容、貸付限度額、償還期間等は以下のとおりである。

名称	内容	貸付限度額	償還期間
1 修学資金	子が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院及び専修学校に修学するために必要な授業料等の資金	例:公立高校の場合原則月額18,000円、特に必要と認められる場合は月額27,000円	原則、卒業後6か月以内(大学院は20年以内)

2	就学支度資金	子が小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院及び専修学校に入学するために必要な資金	例 小学校:64,300円 中学校:81,000円 公立高校:150,000円 私立高校:410,000円	原則、卒業後6か月の据置期間経過後10年以内(大学院は20年以内)
3	修業資金	子が事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額68,000円(運転免許取得の場合は460,000円)	知識技能習得後1年の据置期間経過後10年以内(運転免許取得の場合は貸付の16か月後から10年以内)
4	技能習得資金	母等が生計を安定させるため、必要な知識技能を習得するために必要な資金	月額68,000円(運転免許取得の場合は460,000円、技能修得に多額な経費が必要となる場合は816,000円)	技能習得後1年の据置期間経過後10年以内(運転免許取得の場合は貸付の16か月後から10年以内)
5	生活資金	母等が①知識技能を習得する間、②医療又は介護を受けている間、③母子(父子)家庭になって7年未満、④失業中、のいずれかの期間に生活を安定させるために必要な資金	生計中心者の場合 ①月額141,000円 ②③④月額105,000円 非生計中心者の場合 ①②③④月額70,000円	6か月の据置期間経過後 ①据置期間後、さらに6か月目から10年以内 ②④5年以内 ③8年以内
6	医療介護資金	母等または子が医療又は介護を受けている間に必要な資金(自己負担分)	医療340,000円(所得税非課税者等の場合は480,000円) 介護500,000円	6か月の据置期間経過後5年以内
7	住宅資金	母等が住宅の補修・保全・改築・増築のために必要な資金(災害等による特別な場合については住宅の建設・購入のために必要な資金)	原則 1,500,000円 特別な場合 2,000,000円	6か月の据置期間経過後6年以内(特別な場合は7年以内)
8	転宅資金	母等が住居を移転するために必要な資金	260,000円	6か月の据置期間経過後3年以内
9	就職支度資金	母等または子が就職するために必要な被服等の資金	100,000円(自動車購入の場合330,000円)	1年の据置期間経過後6年以内
10	事業開始資金	母等が事業を開始するために必要な設備、機械、材料等の購入に必要の資金	2,930,000円(母子・父子団体等の場合、4,410,000円)	1年の据置期間経過後7年以内
11	事業継続資金	母等が現在営んでいる事業を継続するために必要な商品、材料等の資金	1,470,000円	6か月の据置期間経過後7年以内

であるため、世帯単位で管理されていることから、債務者の数を正確に把握することが困難な状況となっている。

ウ 調定について

本件債権については、「母子父子寡婦福祉資金貸付償還事務実施要領」(昭和 45 年施行、令和 3 年最終改定)に基づいて償還事務を実施しているところ、調定については同実施要領第 13 条第 1 項に「月賦償還の場合は毎月、半年賦償還の場合は 6 月及び 12 月、年賦の場合は 12 月に、当該月の 10 日から 15 日の間に調定し、月の末日を納付期限とした納入通知書を発行するものとする。」との規定があり、同規定に基づいて調定を実施している。

よって、月賦償還の債権については、毎月調定をしようえ、毎月納入通知書を発行することになる。

なお、連約金については、上記事務実施要領第 20 条に基づき、納入期限後納付された償還金について毎年 4 月及び 10 月の年 2 回、調定及び納入通知書の送付がなされている。

エ 滞納発生時の対応

(ア) 督促状の発送

滞納発生月の 2 か月後の 25 日に督促状を発送している。母子寡婦規則第 18 条に、「…納付期限後 3 月以内に、発行の日から 10 日を経過した日を指定期限とする督促状を発行する。」との規定があり、同規定に基づいた措置とのことである。

(イ) 催告書の発送等

督促しても反応がない場合には催告書を送付し、催告書を送しても反応がない場合は、職員による電話催告や臨戸訪問等を実施しているとのことである。

臨戸訪問については、月に 1 ～ 2 回程度の頻度で実施し、同一債務者に対する臨戸訪問は原則として 1 回のみ実施しているとのことである。ただし、令和 2 年度以降は、新型コロナウイルスの影響により実施を見合わせているとのことである。

(ウ) 連帯債務者・連帯保証人への請求

督促及び催告は主に主債務者に対して実施しており、滞納が続いている債権については連帯債務者や連帯保証人に対しても催告書の送付を実施しているとのことである。

ただし、平成 29 年頃までは連帯保証人等に対する請求は積極的には実施していなかったようである。

オ 納付交渉について

債務者から分割払いの申出があった場合は、生活状況、収支状況、勤務先等に聴取しようえ、分割払額を記載した納付誓約書を提出してもらって分割払いに応

	料等を購入するため に必要な資金	
12	子が結婚するために 必要な葬式披露宴等 の経費及び家具、什 器等を購入する資金	300,000 円 6 か月の据置期間経 過後 5 年以内

イ 債務者数について

滞納債務者のうち、県が直接管理している債務者が約 2,560 名、福祉事務所(町村部)及び支援員(市役所職員)が管理している債務者が約 1,200 名いるとのことであり、債務者単位での件数は 3,800 名弱とのことであるが、正確な件数は不明とのことである。

同一人が複数の異なる種類の貸付を受けている場合があること、同一世帯で異なる者(母と子など)が貸付を受けている場合があること、債権管理システム上、世帯単位で管理されていることなどがその理由である。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

(ア) 業務所掌上、債権管理を担当する職員は貸付担当が 2 名、滞納整理担当が 4 名とのことであるが、滞納整理については実質的にはそのうちの 2 名が担当しており、必要に応じて貸付事務担当の職員 1 名の協力を求めているとのことである。

また、滞納整理の実質的な担当者である上記 2 名についても、他の業務をこなしながら債権管理業務にあたり、他の業務が多忙となる時期は、債権管理業務はどうしても後回しになってしまうとのことである。

(イ) 令和元年度以降、収税業務の経験のある職員が本件債権の管理回収の担当となり、滞納額の多い債務者から順次、分納、サービサーへの回収委託、支払督促の申立て等の措置を取っているとのことであるが、3,000 名前後の滞納者のうち、上記措置が講じられているのは半分程度であり、順次処理を進めているが、追いついていない状況である。

イ システムによる管理

福祉資金マスターファイルと称する電算システムにより債権管理がなされているところ、同システムに債務者の氏名、住所、世帯構成、貸付の時期、貸付金額、交渉経過などが記載されている。

債務者の一覧表は担当者個人が作成したものはあるが、母子寡婦福祉資金システムは、貸付を行うことを主に設計されたシステムであるため、それ自体には一覧性はなく、当該システムに債務者の氏名または台帳番号を入力して初めて当該債務者に関する情報が表示される。

また、債務者単位ではなく、福祉資金の性格上、親子で借り受け事例が大半

じているとのことである。この点、本件債権については、関係者が借受人、連帯借受人、連帯保証人と最大3者に及ぶため、履行延期の特約（施行令第171条の6）における「無資力」「無資力に近い状態」等の判断が難しいことから、分割納付誓約書に基づいた対応をしているとのことである。分割払いに応じる場合、完済までの期間は5年を目途にしており、やむを得ずこれを超える分割払いになる場合は半年ごとに金額の見直しをしようとしているとのことである。

カ 徴収停止について
徴収停止の措置（施行令第171条の5）は活用していないとのことである。その理由としては、これまで徴収停止の措置を取ったことがないこと、また、私債権であるため徴収停止後に時効が完成しても債権が消滅するわけではなく徴収停止のメリットがないと思われることにあるようである。

キ サービサラーへの回収委託
（ア）催告や臨戸訪問等をして反応がない債権者については、サービサラーに回収を委託しており、具体的には催告書の発送、電話催告、債権者から連絡があった場合の対応、現地調査等を依頼しているとのことである。

（イ）令和2年度は債権者262名合計約1億6,400万円の債権を委託し、約1,470万円を回収することができたとのことである。サービサラーとの契約は完全成功報酬制であり、回収額の23パーセント相当額をサービサラーに報酬として支払うため、費用倒れになることはないとのことである。

（ウ）もつとも、サービサラーに委託した9割前後の債権は回収されないまま戻されるることとされており、これらの債権については引き続き県担当職員において滞納整理を実施する必要があると生じている。

ク 時効管理
（ア）令和2年4月1日より前に貸付契約をした債権については10年、同日以降に貸付契約をした債権については5年を消滅時効期間として管理しており、時効期間、時効の起算点、中断（更新）事由などについては、ハンドブックを参考に、適切に踏まえて判断しているとのことである。

（イ）もつとも、滞納が発生している債権については、全体の3～4割程度について消滅時効が完成していると思われるとのことであった。

その理由としては、①滞納者の所在不明、②時効管理を含め当時の担当者の債権管理に対する理解不足、③債権管理を担当する人員の不足、④システム上時効完成間際の債権に関するアラーム機能がないこと、等が考えられるとのことである。

（ウ）他方、消滅時効が完成した債権については、債権者から時効を援用する旨の申出があった場合は、県において時効援用書の書式を作成し、これに債権者の署名・押印したものを提出させているとのことであるが、時効援用書の提出がない限りは時効の援用があったとの取扱いをしていないとのことである。

ケ 法的手続による回収

（ア）職員による催告、サービサラー委託を経て納付がないものや、約束が守られず返済が途絶えてしまったものを中心として支払督促の手続を取っている。

（イ）令和元年度は計59名の債権者に対して支払督促を申し立てており、その結果は以下のとおりである。

債権名義（仮執行宣言支払督促）を取得したもの：33件

督促異議後、分割払いの申出により取り下げたもの：20件

督促異議が出されたため取り下げたもの：2件

送達不奏功により取り下げたもの：4件

（ウ）債権名義を取得するための法的手続としてはもつとばら支払督促の申立てのみであり、訴訟提起は実施していない。

（エ）法的手続によるべき事案のうちごく一部しか支払督促の申立てが実施できていないが、その理由としては、予算が限られていること、人員が不足していることが挙げられる。

コ 債権者が死亡した場合

債権者が死亡した場合は、相続人を調査したうえで相続人に対して請求しているとのこととであるが、人員不足・業務過多等により、相続が発生した全件について必ずしも十分な相続人調査や請求はできていないようである。

（4）公会計上の処理

毎年度、一定額を徴収不能引当金として計上しており、その計算方法は過去数年分の不納欠損実績率により算定しており、かつ、その算定方法は県のマニユアル（貸借対照表計上編）に記載されている原則的方法により計算しているとのこととである。県のマニユアル（貸借対照表計上編）上は直近5年間の年度末債権残高に対する翌年度の不納欠損額により不納欠損実績率を算出し、これに期末の債権残高を乗じることににより徴収不能引当金を算定することが示されている。

母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る徴収不能引当金の算定方法は以下のとおりである。

られるとき」に該当するものとして、積極的に徴収停止の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すべきである。

(ウ) この点、県が直接管理する債権のうち債権額が 2,500 円未満のものは 38 件あるが、これら債権については、支払督促の申立てに要する費用に満たないことは明らかであるから、徴収停止の措置を取るべきである。

(エ) また、後述のとおり、法的措置としては支払督促よりも訴訟提起によるのが適切であるが、その場合には少なくとも 6,600 円の費用がかかることになる。県が直接管理する債権のうち金額が 2,500 円以上 6,600 円未満のものは 51 件あるが、これら債権についても、施行令第 171 条の 5 第 3 号に基づき積極的に徴収停止の措置を取るべきであろう。

ウ 法的回収手続について

(ア) 令和元年度は計 59 名の債務者に対して支払督促を申し立てているが、滞納者数が 3,000 名以上いることからすれば、本来法的手続が必要な債務者のうちごく一部についてしか手続が取られていないものと思われる。

予算や人員との関係から、現状ではやむを得ないのであるが、早急に改善が必要である。

(イ) 法的手続としてはもっぱら支払督促が利用されているが、これは県の債権管理条例第 5 条第 3 項が法的措置による履行の請求として「支払督促の申立てを積極的に行うものとする。」と規定していることによるものと思われる。

この点、支払督促は債務者に滞納額全額の一括払いを命じるものであるところ、それまで滞納を重ねてきた債務者が任意に一括払いをする可能性は極めて低く、それゆえ、債務名義取得後に強制執行の申立てをせざるを得ない。しかも、債務者の財産状況等に関する情報が不十分であるため、ただちに強制執行を申し立てることができず、債務名義を取得しても有効な回収に結びついていない。

一般的に、自治体の有する債権については法的措置が必要となった場合は、訴訟を提起したうえで、債務者から分割払いの申出があった場合は、履行延期の特約の手続をとる場合と同様に、債務者からその生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取したうえで、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解を成立させて債務名義を取得し（民事訴訟法第 267 条）、または和解に代わる決定（民事訴訟法第 275 条の 2）を得ること等により債務名義を取得する方法により、分割払いに応じるのが実効的な回収に結びつくといえる。

(ウ) また、令和元年度に支払督促を申し立てた 59 件のうち 4 件は、送達不奏功により申立てを取り下げている。これは、支払督促においては公示送達によることができず（民事訴訟法第 382 条但書）ことによるものと思われる。

これに対し、訴訟手続においては公示送達によることができ（民事訴訟法第 110 条～第 113 条）、債務者の所在が不明であっても債務名義を取得することが

徴収不能引当金の計算方法	
年度	不納欠損決定額
令和元年度	10,294,658
平成30年度	5,879,398
平成29年度	29,760,845
平成28年度	15,197,834
平成27年度	16,612,632
平成26年度	40,233,423
合計	A 7,458,364,450 B 117,978,790

不能欠損率 (B/A)	1.5819%
徴収不能引当金額	19,235,822

(福祉子どもみらい局子ども家庭課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

令和2年度は、令和元年度の不能欠損決定前年度未償権残高 (1,215,994,842 円) に不能欠損率 (1.5819%) を乗じた結果導かれる 19,235,822 円が徴収不能引当金に計上されている。

(5) 指摘事項【9、10、11、12、13、14】

ア 絶対的な人員不足による債権管理事務の停滞

本件債権は、すでに滞納が発生している債務者だけでも 3,000 人前後にのぼり、かつ、同一の債務者が異なる複数の借入をしていることから、債権の管理には多大な時間と労力を要するものである。それにもかかわらず、債権の管理・回収にあたっているのは実質的に 2～3 名程度の職員のみであり、かつ、当該職員も他の業務と兼務しているとのことで、他の業務が多忙な時期には債権管理業務は後回しになってしまっているのが実態であり、事実上、大半の債権について適切な債権管理をすることが不可能な状況である。

イ 徴収停止措置が活用されていないこと

(ア) 前述のとおり、本件債権については、徴収停止措置が全く活用されていない。(イ) 督促してもなお支払がなされない債権については、履行延期の特約の措置が取られる場合を除き、原則として訴訟提起や支払督促等の法的措置をもって請求するべきであるところ（施行令第 171 条の 2）、訴訟の場合は少なくとも 6,600 円（印紙代 1,000 円、郵便切手代 5,600 円）、支払督促の場合でも約 2,500 円（印紙代 500 円、郵便切手代約 2,000 円）の費用がかかることとなるのであるから、債権の額が上記費用の額に満たないものについては、施行令第 171 条の 5 第 3 号「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認め

な事柄であるから、早急にしかるべき方法により改善するべきである。

(ウ) 前述のとおり、①債務者から時効を援用する旨の申出があった場合は時効援用書を提出させており、②時効援用書の提出がない限りは時効の援用があったとの取扱いをしていないところ、上記①の取扱いは適切であるが、上記②の取扱いは妥当でない。

時効の援用は要式行為ではなく、必ずしも書面による必要はないのであるから、口頭で時効援用があり、その後時効援用書が提出されない場合であっても有効な時効援用があったものとして取り扱うべきである。なお、その場合は、時効を援用したものの氏名、住所、時効を援用する旨の発言があった日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の発言の具体的な内容等をできるだけ詳細に交渉履歴等に記録しておくべきである。

(エ) なお、令和2年4月1日より前に貸付契約をした債権の消滅時効期間については、貸付金の種類を問わず全て10年として管理しているとのことであったが、事業開始資金及び事業継続資金については商事債権として旧商法第522条が適用される可能性が高い。よって、これらの債権については、10年の消滅時効にかかるものとして整理しつつも、5年の消滅時効にかかるものと判断される可能性があることを踏まえ、時効期間が5年以上経過する前に、債務承認や法的措置による履行請求等の時効更新措置を取るなど、確実な時効管理をするべきである。

カ 徴収不能引当金の算定方法について

徴収不能引当金は当年度を含めた過去6年間の不納欠損額を前年度以前の6年間の年度末債権残高で除することにより不納欠損実績率を算出し、これに前年度の債権残高を乗じることにより算定されている。すなわち、平成27年度から令和2年度までの不納欠損決定額の合計額を平成26年度から令和元年度までの各期の債権残高の合計額で除することにより不納欠損実績率を算定し、これを令和元年度の債権残高に乗じることにより徴収不能引当金を算定されている。

しかし、県のママニキュアル(貸借対照表計上編)では過去一定期間の不納欠損累計額を過去一定期間の不納欠損決定前年度末債権残高で除することにより不納欠損実績率を算定し、当年度の債権残高に乗じることにより徴収不能引当金を算定するとされていることから、令和元年度末の債権残高ではなく、令和2年度末の債権残高に乗じることにより徴収不能引当金を算定するべきである。

また、令和元年度末の調定済み債権残高1,215,994,842円に対して不納欠損率を乗じて徴収不能引当金を算定しているが、本来であれば、令和2年度末日付の未調定分も含めた債権残高である3,443,155,308円に対して不納欠損実績率を乗じて徴収不能引当金を算定するべきである。

(6) 意見的指摘事項【6、7】

可能である。

(エ) したがって、本件債権について法的措置による履行の請求が必要となった場合についても、直ちに強制執行により回収可能な財産があらかじめ把握できているなどの特段の事情がない限りは、訴訟を提起したうえで裁判上の和解又は和解に代わる決定により分割払いに応じることを絶対的な人員不足の解消と合わせ第一義的な措置として検討するべきである。

エ 支払督促申立後の対応について

(ア) 分割払いの申出があった場合の対応

前述のとおり、令和元年度に支払督促を申し立てた59件のうち20件は督促異議とともに分割払いの申出があった債務者であるが、これらについては、いずれも納付誓約書の提出を条件に申立てを取り下げている。

しかし、これではその後納付誓約に基づいた支払がなされない場合は、あらかじめ法的措置をもって履行の請求をしなければならないことになるが、これでは当初の支払督促申立てにかかる費用と労力が無駄になってしまうことは明らかである。

したがって、支払督促申立後に債務者から督促異議があり、かつ、分割払いの申出がなされた場合は訴訟手続に移行させるとともに、上記ウ(イ)で述べたとおり、裁判上の和解または和解に代わる決定により債権名義を得る方法で分割払いにに応じるべきである。

(イ) 債務名義取得後の対応

債務名義取得後も速やかに支払いのない債務者については強制執行の手続をとる必要がある(施行令第171条の2第2号)。

前述のとおり、本件債権については、令和元年度に支払督促を申し立てた59件のうち33件について仮執行宣言付支払督促を得ているが、これを債務名義として強制執行を申し立てたものはない。

担当者によれば、令和3年度以降、強制執行の申立てを検討しているところであるが、債務名義を取得してからすでに1年以上が経過しており、遅きに失すと言わざるを得ない。

オ 時効管理について

(ア) 前述のとおり、滞納債権の3~4割程度については消滅時効が完成していると思われるとのことであり、適切な時効管理がなされているとはとても言えない状況である。

(イ) その理由としては、①滞納者の所在不明、②時効管理を含め当時の担当者の債権管理に対する理解不足、③債権管理を担当する人員の不足、④システム上時効完成間際の債権に関するアラーム機能がないこと等が挙げられているが、これらはいずれも債権管理の懈怠を免責する事由にはならない。

上記各事由のうち②③④についてはいずれも債権者たる県において改善可能

務者も全体からすれば少数にとどまるものである。よって、仮に上記のような実情があるとしても、全債権について毎月調定を実施している現状の取扱いのままではよいとはいえないから、債務者の実情を踏まえつつも、調定及び納入通知書発送事務の合理化・簡素化が望まれるところである。

ア 分割払いに応じる場合の対応
 (ア) 債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取し、履行延期の特約（施行令第171条の6）の要件（同条第1項第1号ないし第5号のいずれか）を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合と同特約の手続をとることにより分割払いに応じるべきである。

(イ) この点、本件債権については、分割払額を記載した分割納付誓約書を提出してもらい分割払いに応じているとのことであるが、履行延期の特約の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味されていないが、その理由として、一つの債権の債務者が多数いるために履行延期の特約における「無資力」「無資力に近い状態」等の判断が難しいからとのことである。しかしながら、上記「無資力」等の要件を満たすか否かについては、それぞれの債務者ごとにこれを判断すればよいのであるから、債務者が多数いることは履行延期の特約によらずに分割払いに応じることの合理的な理由とは言えない。

(ウ) 納付誓約書を提出させることにより分割払いに応じる方法が直ちに違法であるとはいえない。しかしながら、当該方法には法的な根拠がないこと、事実上履行期限を延期する結果になる一方でその後遅延損害金が発生し続ける点において履行延期特約に比して債務者側の不利益が大ききこと、期限の利益喪失による全額一括請求が可能であるか不明確であること、などの不都合があることから、分割払いに応じる場合は原則として履行延期の特約の方法によるべきであり、納付誓約書による分割払いは、履行延期の特約の方法によることのできない特段の事情がある場合に限り許容されるというべきである。

イ 月賦償還債権の調定の合理化・簡素化の必要性

前述のとおり月賦償還の債権については、毎月調定をしようえ、毎月納入通知書を発行しているが、債務者の数が膨大であるため、毎月の調定及び納入通知書の発送等の作業に膨大な労力と時間及び費用をかけていることになる。

イレギュラーに発生する債権であれば、債権が発生する都度、調定等をする必要があるが、毎月定額の返済であれば毎年度の当初に1回12か月分の調定と納入通知書を送付すれば足りるはずであり、このような合理化・簡素化を図ることにより、滞納債権の管理回収に注力できるようになることが望ましい。

この点、本件債権の借受人は、転居する者や支払変更（年2回から毎月、毎月から年2回等）を希望する者が多いことから、年1回調定はかえって事務量が增加するものと考えられること、及び、県に転居の報告をしないまま転居する借受人も多いことから現任調査も兼ねて毎月調定を実施していること等の事情から、現状の取扱いを変更する必要はないとの意見もあった。

しかしながら、債務者の住所調査は滞納発生後に送付する督促状や催告書が返戻されてから実施すれば十分であり、また、頻繁に支払方法の変更を希望する債

3 特別母子福祉資金貸付金返納金及び同連約金(子ども家庭課)

(1) 概要

債権の名称	特別母子福祉資金貸付金返納金 同上の滞滞に伴う連約金
根拠となる法令等	神奈川県特別母子福祉資金貸付条例(以下、本項において「条例」という。)
制度概要	神奈川県特別母子福祉資金貸付条例施行規則 母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けを受けている者に対し、本件資金をあわせて貸し付けることにより、その者の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るもの。「事業開始資金」「就職支度資金」「就学支度資金」の3種類がある。
債権の性質	私債権
所管部署	福祉子どもみらい局子ども家庭課
債権管理体制	子ども家庭課家庭福祉グループ所属の職員4名(実質2~3名)
債務者	母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けを受けている者
償還期間	6か月~1年の据え置き期間経過後、5年~7年
時効期間	10年(旧民法第167条第1項)
債権管理台帳	電算システムにより管理しており、紙ベースのものはない。
督促・催告	実施している。
時効管理の状況	時効が完成しているものが相当数ある。
法的手続による回収	一部について支払督促の申立てを実施している。
債権額の概況 (返納金)	令和2年度までの調定額 : 70,043,621円 令和2年度の回収額 : 5,726,025円 令和2年度の不納欠損額 : 533,235円 令和2年度末時点の滞納総額 : 63,784,361円 令和2年度の徴収不能引当金 : 3,124,738円
債権額の概況 (連約金)	令和2年度までの調定額 : 5,990,488円 令和2年度の回収額 : 604,403円 令和2年度の不納欠損額 : 48,330円 令和2年度末時点の滞納総額 : 5,337,755円

(2) 債権の内容

ア 貸付金の種類及びその内容等

母子福祉資金または寡婦福祉資金の貸付を受けている者を対象として、次に掲げる資金を貸し付けるもの。なお、貸し付ける資金は、現に貸付を受けている福祉資金と同一种類の資金とされており(条例第3条)、母子父子寡婦福祉資金貸付金の一部についての上乘せ貸付金として位置づけられるものである。

名称	内容	貸付限度額	償還期間
1 事業開始資金	事業を開始するのに必要な資金	230,000円	1年の据置期間経過後7年以内
2 就職支度資金	就職するに際し必要な資金	20,000円	1年の据置期間経過後6年以内
3 就学支度資金	事業の開始又は就職に必要な知識技能を習得させることを目的とする各種学校等に入学するに際し必要な資金	福祉資金の貸付額と併せて105,000円(自宅から通所する者については95,000円)	知識技能習得終了後6カ月の据置期間経過後5年以内

イ 条例の廃止

本件貸付金の根拠たる条例は平成22年8月3日に廃止されており、同日以降の貸付はない。

ウ 債務者数について

令和3年3月末(令和2年度末)時点において746名である。

(3) 管理の実態

母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付を受けている者を対象として、その上乘せ分として貸し付けられるものであるため、母子父子寡婦福祉資金貸付金の管理を担当する職員が、同貸付金とあわせて管理回収業務をしている。

したがって、システムによる管理の内容、調定に関する業務、滞納発生時の対応、納付交渉時に分割払いに応じる場合の対応方法、徴収停止措置が活用されないこと、サービスサーへの回収委託、時効管理、法的手続による回収、債務者が死亡した場合の対応等については、いずれも前項の母子父子寡婦福祉資金貸付金について述べたところと同様である。

(4) 公金計上の処理

徴収不能引当金は、不能欠損実績率により算定する方法により計算されており、県のマニユアル(貸借対照表計上編)に記載されている原則的方法により計算していることである。県のマニユアル(貸借対照表計上編)上は直近5年間の年度末債権残高に対する翌年度の不納欠損額により不納欠損実績率を算出し、これに期末の債権残高を乗じることで、徴収不能引当金を算定することが示されている。

特別母子福祉資金貸付金に係る徴収不能引当金の算定方法は以下のとおりである。

イ その他の指摘事項については、前項の母子父子寡婦福祉資金貸付金で述べたところと同様である。

(6) 意見的指摘事項
特になし。

特別母子福祉資金徴収不能引当金の計上について		
年度	不納欠損決定前年度末 債権残高	不納欠損決定額
令和2年度	69,945,346	533,235
令和元年度	75,377,658	1,059,386
平成30年度	93,350,406	9,724,837
平成29年度	103,362,021	3,109,265
平成28年度	120,915,243	4,191,002
平成27年度	139,205,221	8,282,949
合計	A 602,155,895	B 26,900,674

不納欠損率 (B/A)	4.4674%
徴収不能引当金額	3,124,738

(福祉子どもみらい局子ども家庭課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)
令和2年度は、令和元年度の不能欠損決定前年度末債権残高(69,945,346円)に不能欠損実績率(4.4674%)を乗じた結果導かれる3,124,738円が徴収不能引当金として計上されている。

(5) 指摘事項【15】

ア 徴収不能引当金の算定方法について
徴収不能引当金は当年度を含めた過去6年間の不納欠損額を前年度以前の6年間の年度末債権残高で除することにより不納欠損実績率を算出し、これに前年度の債権残高を乗じることにより算定されている。すなわち、平成27年度から令和2年度までの不納欠損決定額の合計額を平成26年度から令和元年度までの各期の債権残高の合計額で除することにより不納欠損実績率を算定し、これを令和元年度末の債権残高に乗じることにより徴収不能引当金を算定されている。
しかし、県のマニュアル(貸借対照表計上編)では過去一定期間の不納欠損累計額を過去一定期間の不納欠損決定前年度末債権残高で除することにより不納欠損率を算定し、当年度の債権残高に乗じることにより徴収不能引当金を算定するとされていることから、令和元年度末の債権残高ではなく、令和2年度末の債権残高に乗じることにより徴収不能引当金を算定するべきである。

⑥ 父又は母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

⑦ 父又は母が1年以上拘禁されている児童

⑧ 父または母が婚姻しないで生まれた児童

⑨ 上記⑧に該当するかどうかがかででない児童

(ウ) 除外事由

上記(イ)の①ないし⑨のいずれかに該当する場合でも、次のいずれかに当てはまるときは当該児童については、支給されない。

a 母又は養育者に対する手当にあっては児童が①～④のいずれかに該当するとき、父に対する手当にあっては児童が②⑤⑥のいずれかに該当するとき(児童扶養手当法第4条第2項)。

① 日本国内に住所を有しないとき。

② 児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されているとき。

③ 父と生計を同じくしているとき、ただし、その者が政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

④ 母の配偶者(政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。)に養育されているとき。

⑤ 母と生計を同じくしているとき、ただし、その者が政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

⑥ 父の配偶者(政令で定める程度の障害の状態にある母を除く。)に養育されているとき。

b 母に対する手当にあっては当該母が、父に対する手当にあっては当該父が、養育者に対する手当にあっては当該養育者が、日本国内に住所を有しないとき(児童扶養手当法第4条第3項)。

(エ) 所得制限

申請者及びその配偶者及び扶養義務者の前年の所得がそれぞれ以下の金額以上であるときは手当の支給は停止される。

扶養親族等の数 (16歳未満の児童も含まれる)	請求者(受給者)		配偶者及び扶養義務者
	全部支給	一部支給	
0人	490,000円	1,920,000円	2,360,000円
1人	870,000円	2,300,000円	2,740,000円
2人	1,250,000円	2,680,000円	3,120,000円
3人	1,630,000円	3,060,000円	3,500,000円
4人	2,010,000円	3,440,000円	3,880,000円
5人目以降	1人につき380,000円加算		

債権の発生原因

以上のように、児童扶養手当法は、一定の受給資格を満たした者に対して児童

4 児童扶養手当返戻金(子ども家庭課)

(1) 概要

債権の名称	児童扶養手当返戻金
根拠となる法令・条例・要綱等	【法令等】 児童扶養手当法 児童扶養手当法施行令 児童扶養手当法施行規則 【条例等】 なし
制度概要	児童扶養手当法に基づき児童扶養手当について、受給資格喪失後も支給を受けた者に対する当該過支給分の返還を求めらるものである。
債権の性質	非強制徴収公債権
所管部署	福祉子どもみらい局子ども家庭課
債権管理体制	子ども家庭課家庭福祉グループ所属の職員2名
債権者の属性・数	個人・55名
時効期間	5年(法第236条第1項)
債権管理台帳	あり
督促・催告	実施している。
時効管理の状況	適切になされているとはいえない。
法的手続による回収	実施していない。
債権額の概況(返戻金)	令和2年度までの調定額 : 26,260,540円 令和2年度の回収額 : 617,910円 令和2年度の不納欠損額 : 4,971,920円 令和2年度末時点の滞納総額 : 20,670,710円

(2) 債権の内容

ア 児童扶養手当の概要

(ア) 本件債権は、児童扶養手当法に基づき児童扶養手当について、受給資格を喪失した後も同手当を受給した者に対する当該過支給分の返還を求めらるものである。そこで、令和2年4月1日現在における児童扶養手当の受給資格等について概要を述べておく。

(イ) 支給対象者

支給対象者は、次の①ないし⑨のいずれかに該当し、かつ、18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童(政令で定める一定程度以上の傷害がある場合は20歳未満の児童)を監護している父母、又は父母に代わって児童を養育している者である(児童扶養手当法第4条、児童扶養手当法施行令第1条の2、第2条)。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から1年以上遺棄されている児童

くなればなるほど回収が難しくなる傾向にある。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

主に債権の発生に関する事務を担当する職員が1名、主に債権の回収事務を担当する職員1名の計2名で担当している。

ただし、上記2名についても他の業務をこなしながら債権管理業務にあたり、他の業務が多忙となる時期は、債権管理業務はどうしても後回しになってしまうことである。

本件債権の管理回収を担当する職員については、同職員が担当する事務全部に充てる時間のうち、概ね1割〜2割程度の時間しか債権の管理回収業務に充てることができていることである。

イ 債権管理台帳等について

債務者の氏名、調定額、納付期限、収入済み額等が記載された一覧表があるほか、各債務者について「児童扶養手当返納金台帳」が作成され、各債務者に対する督促、催告、各債務者とのやり取り等が記載されている。

ウ 調定・納入通知等

(ア) 受給資格喪失の事実が判明した場合、当該受給者に対して資格喪失届を提出させたり、児童扶養手当資格喪失通知書を送付するとともに、「児童扶養手当過誤払分の返納について(通知)」と題する書面及び戻入通知書を送付していることである。また、受給者から資格喪失届が提出されない場合は職権で資格喪失通知書を送付していることである。

(イ) 債権が発生した当該年度内に支払を求める場合は歳出の戻入処理となるため、調定は実施しておらず、当該年度内に全額回収ができなかった場合に翌年度の歳入とし、その際に調定を実施するとともに、納入通知書を送付していることである。

エ 債権の回収に向けた取組

大部分の債務者は生活状況が厳しいため、一度に返納することが困難な状況にあるが、次のような地道な指導を繰り返すことで計画的な返納の促進を図っていることである。

- ① 町村窓口で過払いの防止に関する十分な説明を行う。
- ② 速やかに事務処理を行い、短期間で返納通知書及び納付書を本人宛て送付する。
- ③ 返納通知により返済が行われない場合は督促を行う。
- ④ 一括返済が困難な債務者への分割返納指導を行う。
- ⑤ 定期的な催告を行う(年3回予定)。
- ⑥ 時効完成前の者を中心に催告を行い、債務承認を取る等時効の中断を図る。

扶養手当を支給することを定めているところ、受給開始後に婚姻(事実婚を含む)、公的年金受給、県外転出、施設入所措置等の事実が発生したときは受給資格を喪失することになる。しかしながら、自治体を受給資格喪失の事実を把握しないまま受給資格喪失後も支給を継続してしまうことがあり、この場合、当該受給資格喪失後に支給した手当相当額について受給者に対してその返還を求めることとなる。

なお、県によれば、受給資格喪失の事実を把握できない要因として、①受給者が速やかに資格喪失の届出をしないこと、②町村における公簿等による確認が十分でないこと、などが挙げられることである。

ウ 債権の法的性質

(ア) 児童扶養手当については、受給者が偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた場合は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる(児童扶養手当法第23条第1項)。この場合の債権の法的性質は強制徴収公債権となるが、県ではこれに該当するものはないことである。

(イ) 上記(ア)の不正受給に該当しない場合であっても、受給資格喪失後に支給された児童扶養手当については、その返還を求めることができると解されており、本件債権はいずれもこれに該当するものである。

この点、本件債権は法律上の根拠なくして利得を得たものの返還を求めるものとして民法上の不当利得(民法第703条)として私債権と解する余地もある。しかしながら、本件債権が児童扶養手当という公的制度の枠内において発生するものであること、受給資格の溯及的取消しという行政処分によって発生する債権であること、他方、滞納処分することができる旨の法律上の根拠規定がないこと等の事情からすれば、非強制徴収公債権として整理するのが妥当である。県においても本件債権を非強制徴収公債権として整理している。

エ 町村の取扱い分のみが対象であること

児童扶養手当の支給主体は、都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。)及び福祉事務所を管理する町村長である。そのため、県内の各市が取り扱う分については各市において支給し、受給資格喪失後に支給された手当の返納請求権も各市が取得することになる。よって、県が児童扶養手当を支給し、かつ、県が受給資格喪失後の返納請求権者となるのは、県内の町村が窓口となる児童扶養手当についてのみである。

オ 典型的に回収が難しい債権であること

前述のように、もともと児童扶養手当を受給することができるのは一定の所得以下の者であること、支給された手当については生活費等に消費されてしまいう受給者の手元には残っていないのが通常であること、等の事情があるため、一括払いにより返還することができない債務者は少なく、また、返還を求める額が大き

オ 債権発生防止策

本件債権は、受給資格を喪失した者に対して児童扶養手当の支給を継続してしまつたことにより発生するものであり、本来的に発生しないうる。

その発生防止には、住民票や戸籍等の公簿確認や生活保護、保育所関係課との連携による受給者情報の収集が必要なため町村の協力が不可欠であることとあり、県としては、児童扶養手当の申請を受け付ける町村に対して次の各事項を依頼していることとある。

- ① 新規認定者に資格喪失の事由とその届出義務について充分な説明をする。
- ② 毎年現況調査時に受給者全員にリーフレットを配布し、資格喪失の事由及び発生時の速やかな届出について充分な説明をする。
- ③ 県からの支払リストで、定時に(年6回:1月、3月、5月、7月、9月、11月)支払予定者の受給資格の有無についてチェックする。
- また、県では、次の対策を実施していることとある。
- ④ 制度を周知するリーフレットを作成配布する。
- ⑤ 疑義が生じた受給者への振込停止と事実確認調査を実施する。
- ⑥ 児童相談所等から、定時支払期前4か月間の新規施設入所児童の情報をもらい、市町村へ情報提供をする。

カ 直近6年間の各年度末債権残高と不納欠損額

本件債権の直近6年間の各年度末における債権残高と不納欠損額は以下のとおりである。

年度	年度末債権残高	不納欠損額
平成27年	54,186,230	2,054,390
平成28年	50,770,950	12,816,140
平成29年	38,718,760	498,160
平成30年	39,058,770	134,560
令和元年	25,875,990	14,508,900
令和2年	20,670,710	4,971,920

(福祉子どもみらい局子ども家庭課に基つき監査人作成)

債権残高それ自体は減少傾向にあるが、減少額の大部分は不納欠損処理によるものであり、上記エ及びオの対策が功を奏しているか疑問である。

キ 滞納発生時の対応

- (ア) 督促状の発送
納入通知書記載の納付期限後20日以内に督促状を発送していることとある。
- (イ) 催告書の発送等

督促しても反応がない場合には催告書を発送し、催告書を発送しても反応がない場合は、職員による電話催告や臨戸訪問等を実施していることとある。

臨戸訪問については、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施していないが、令和元年度には母子寡婦福祉資金貸付金に係る債務者の現地調査と併せて、月に1~2回程度の頻度で臨戸訪問を実施していたこととある。なお、同一者に対する訪問回数は1回を原則としていることとある。

ク 納付交渉について

(ア) 債務者から分割払いの申出があった場合は、生活状況、収支状況、勤務先等を聴取し、分割払額を記載した分納誓約書を提出してもらって分割払いに応じていることとある。

ただし、履行延期の処分(施行令第171条の6)の手続は取っておらず、また、履行延期の処分の要件についても吟味していないこととある。その理由としては、履行延期を認めると、新たな履行期限が多数設定されて時効管理が煩雑になるからである、とのことであった。

(イ) 分割払いに応じる場合、完済までの期間は概ね5年を目途にしており、生活保護受給世帯等でやむを得ず長期の分割払いになる場合は半年ごとに金額の見直しを行うようにしていることとある。

(ウ) なお、債務者に全く資力がなく、かつ、資力回復の見込みもない場合は、消滅時効完成を待って不納欠損処分にするか、それまでに返済可能になれば返済させていることとある。

ケ 徴収停止について

徴収停止の措置(施行令第171条の5)は全く活用されていない。その理由として、実務上、消滅時効の完成を待てば十分と考えていることとある。

コ 法的手続による回収

督促・催告をした後、徴収停止(施行令第171条の5)や履行延期の特約・処分(施行令第171条の6)の措置を取っておらず、また、一部返済もなま概ね1年以上経過している債権が2件あるが、そのような事案についても訴訟等の法的手続は取られていない。2件とも資格喪失届の提出がなく職権で受給資格を取り消したものであり、回収困難な案件とのこととある。

カ 時効管理

(ア) 督促状が送達された日の翌日から起算して5年として整理しており、時効中断・時効更新事由などを適切に踏まえて判断していることとあり、一部支払いがあつた場合には時効が中断・更新するものとして取り扱われている。しかしながら、電話等で債務者から分割払い等の申出があつても実際に支払がなされない場合には時効が中断・更新しないものとして取り扱われている。

しかしながら、本件債権の回収を担当する職員は1人のみであり、かつ、当該職員についても他の多数の業務をこなしながら債権管理業務に当たっており、同職員が担当する事務全部に充てる時間のうち、概ね1割～2割程度の時間しか債権の管理回収業務に充てることができていないとのことである。

後述するとおり、本件債権については、法令上取るべき措置の多くが適切に実施されておらず、反応がない債権者や資力が全くない債権者については消滅時効の完成を待って不納欠損処理をするという傾向が認められるが、その最大の要因は人員不足にあると思われる。

よって、人員の補強や適切な事務分配などの改善策を早急に検討するべきである。

イ 無駄な催告が繰り返されていること

督促および催告（催告書の送付、電話による支払催促等）をしても反応がない債権者については、法的措置をもってその履行を請求するべきであるが（施行令第171条の2）、後述するとおり、法的手続による回収措置は取られておらず、その後も催告を繰り返すという取扱いがなされており、その結果、消滅時効が完成してしまうという状況にある。

催告を何回か繰り返しても反応がない債権者に対してさらに催告を繰り返すことは労力及び時間の無駄であると言わざるを得ず、また、このような取扱いにより結果的に時効を完成させてしまうのは適切な債権管理を怠っているものと評価せざるを得ない。

催告を何回か繰り返しても反応がない状況が概ね1年以上続く場合は、当該債権者の具体的状況に応じて、徴収停止、法的手続による履行の請求等しかかるべき措置を取るべきである。

ウ 徴収停止措置が活用されていないこと

(ア) 前述のとおり、本件債権については、徴収停止措置が全く活用されていない。が取られる場合を除き、原則として訴訟提起や支払督促等の法的措置をもって請求するべきであるところ（施行令第171条の2）、訴訟の場合は少なくとも6,600円（印紙代1,000円、郵便切手代5,600円）、支払督促の場合でも約2,500円（印紙代500円、郵便切手代約2,000円）の費用がかかることになるのであるから、債権の額が上記費用の額に満たないものについては、施行令第171条の5第3号「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」に該当するものとして、積極的に徴収停止の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すべきである。

(ウ) また、本件債権で消滅時効が完成した事案のうちの相当数は、債権者の所在不明によるものとのことであるが、そのような債権については、差押可能な財産の調査をしたうえでこれが見当たらないときは、施行令第171条の5第2号

(イ) 令和2年度に不納欠損処理をした債権が17件あるところ、全て消滅時効の完成を理由とするものである。いずれの債権者についても督促、催告、臨戸訪問などをしたが本人と接触できなかつたとのことである。

(ウ) 公債権であるため、消滅時効が完成した債権については債権者からの時効の援用を待たずに直ちに不納欠損処理をしている。

(4) 公会計上の処理

徴収不能引当金に計上する額は、前年度末の債権残高に過去5年間の不納欠損実績率を乗じる方法により算定されている。過去5年間の不納欠損実績率は以下の式により算出されている。

$$\text{不納欠損実績率}(\%) = \frac{\text{「過去5年間の不納欠損累計額」}}{\text{「過去5年間の不納欠損決定前年度末債権残高」}} \times 100$$

令和2年度においては、平成28年度から令和2年度までの不納欠損額の累計額32,929,680円を平成27年度から令和元年度までの5年間の各年度末債権残高の合計額208,610,700円で除した数値(15.7853%)を、令和2年度の年度末債権残高20,670,710円のうち現年度発生分の341,640円を除いた20,329,070円に乗じた額である3,209,005円を徴収不能引当金として計上している。なお、現年度発生分を除くのは時効到来まで債権回収に努めるためとのことである。

年度	年度末債権残高	不納欠損額
平成27年	54,186,230	2,054,390
平成28年	50,770,950	12,816,140
平成29年	38,718,760	498,160
平成30年	39,058,770	134,560
令和元年	25,875,990	14,508,900
令和2年	20,670,710	4,971,920
下線部合計	208,610,700	32,929,680

令和2年度の徴収不能引当金=20,329,070×(32,929,680÷208,610,700)=3,209,005円

(福祉子どもみらい局子ども家庭課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

(5) 指摘事項【16、17、18、19、20、21】

ア 人員不足による債権管理事務の停滞

前述のとおり本件債権は本来的に回収が困難な類型のものであり、額が大きくなればなるほど一括払いによる返納は事実上難しいものであることから、督促、催告、臨戸訪問、分割払いの申出があった場合の対応等、必然的に個々の債権者に費やす事務量が多くなる傾向にある。

のとして取り扱うべきである。

この点、平成27年9月7日に一部支払いがあり、その後令和元年8月28日に電話によって債務承認があったにもかかわらず、令和3年2月28日に消滅時効の完成を理由として不納欠損処理をしまつてしまつては明らかなから、令例では令和元年8月28日に時効が中断されていることは明らかであるから、令和3年2月28日の不納欠損処理は不適切であつたと言わざるを得ない。

上記のような取り扱いの背景には、客観的に明らかでない限り時効中断・更新として認めないとの考え方があつたこと、後日言つた言わないの争いと更新は債権管理の上でも重要な事項であること、立証は必ずしも容易ではないこと等の事情からすれば、上記のような取扱いも理解できないではないし、債務承認による時効の中断ないし更新に関しては、一部支払いや債務承認書の提出を求めると、できるだけ債務承認があつたこととの客観的な根拠づけをするよう努めるべきであることはもちろんである。

しかしながら、時効中断・更新事由としての債務の承認は要式行為ではないから、口頭による債務承認であつても時効中断・更新の効力を有することは明らかである。また、後日に時効の中断ないし更新の有無について争いが生じた場合の立証の問題については、その発言がなされた日時、場所、発言の詳細な内容、その発言を受けた担当者の氏名等を交渉履歴に具体的に記載しておくことにより、時効の中断・更新の立証は十分に可能であるし、そもそも時効完成の有無が争点となつた場合には、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも当該自治体の利益に適合するように処理する必要があるが(国の債権の管理等に関する法律第10条参照)、債務者から争われてもいないのに債権者たる自治体が自ら「口頭による債務承認については時効中断・更新事由として認めない」との取扱いをするのは上記要請に反することになる。

そうだとすれば、債務者の口頭による債務承認であつても時効の中断ないし更新の効力が生じるものとして取り扱うべきであり、「客観的に明らかでない限り時効中断・更新として認めない」との取扱いは早急に改められるべきであると思料する。

カ 徴収不能引当金の算定方法について

児童養護手当返戻金については県のマニュアル(貸借対照表計上)に定める原則的な方法により算定されている。しかし、これまでの債権残高と不納欠損額の推移を見ると、債権残高の減少のほとんどは不納欠損によるものであり、このような実態を踏まえ、令和2年度の債権残高20,670,710円に対する徴収不能引当金3,262,934円が十分引当額であるかは疑念が残る。債務者ごとに個別に回収可能性を検討する等より適切な方法により徴収不能引当金を算定することが望

「債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき」に該当するものとして、積極的に徴収停止の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すべきである。かかる措置を取らずに漫然と消滅時効が完成するのを待つて不納欠損処理をするという現状の取扱いでは、適切な債権管理を怠つていてのそしりを免れないと言わざるを得ない。

法的回収手続が全くとられていないこと
エ (ア) 本件債権については訴訟や支払督促等の法的回収手続は一切取られていない。施行令第171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないうときは、徴収停止の措置を取る場合又は履行延期の処分をする場合その他特別の事情があると認められる場合を除き、①担保権の実行または保証人に対する請求、②債務名義のある債権については強制執行の手続、③上記いずれにも該当しない債権については訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること、を命じている。

(イ) しかるに、本件債権については上記①②に該当する債権はないのであるから、訴訟その他の法的手続による回収を図るべきであるにもかかわらず、これが一切実施されていないのであつて、かかる取扱いは施行令第171条の2に抵触するものと言わざるを得ない。
オ 時効管理について

(ア) 漫然と時効を完成させてしまつては、督促及び催告に対して反応がない債務者に対しても、適時に徴収停止や法的措置による履行請求の措置を取ることなく、その後も催告を繰り返していることから、そのような債権についてはいずれ消滅時効が完成することになる。令和2年度に17件の不納欠損処理がなされているところ、その全てが消滅時効の完成(法第236条第1項)によるものであり、反応がない債務者や所在の不明な債務者については消滅時効の完成を待つて不納欠損処理をすればよいとの姿勢がうかがわれるが、かかる取扱いは早急に改められるべきである。

(イ) 口頭のみ債務承認も時効中断・更新事由として取り扱うべきこと

本件債権については、一部支払いがあつた場合には時効が中断・更新するものとして取り扱われているものの、電話等で債務者から分割払い等の申出があつても実際に支払がなされない場合には時効は中断・更新しないものとして取り扱われている。

しかしながら、電話等で債務者から分割払い等の申出があつた場合はそれだけで債務の承認として時効の中断事由(旧民法第147条第3号)または時効の更新事由(民法第152条第1項)となるのであるから、その後実際に支払いがなされない場合であつても、上記申出の際に時効の中断ないし更新があつたも

まれる。

また、児童扶養手当返戻金のうち、現年度発生分については時効到来まで債権回収に努めるとして徴収不能引当金の算定対象としていないが、時効到来まで債権回収に努めるのは現年度発生分も過年度発生分も同じであり、徴収不能引当金の算定対象としない理由にはならず、現年度発生分についても徴収不能引当金の算定対象とすべきである。

(6) 意見的指摘事項【8】

ア 分割払いに応じる場合の対応

(ア) 履行延期の処分が取られていないこと

債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の処分（施行令第171条の6）の要件（同条第1項第1号ないし第5号のいずれか）を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に履行延期の処分により分割払いに応じるべきである。

しかるに、本件債権については、分割払額を記載した納付誓約書を提出してもらい分割払いに応じているとのことであるが、履行延期の処分の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないとのことであり、この点において、法令の規定に沿った債権管理がなされていないとはいえない。

なお、履行延期を認めると新たな履行期限が多数設定されて時効管理が煩雑になる、との説明を受けたが、これは履行延期の処分をしないことの正当な理由とはいえない。

(イ) 分割払が著しく長期に及んでいる例があること

本件債権の債務者には生活に困窮している者が多く、生活保護受給者や疾病により就業が困難な者もいる。中には、160万円を超える債権について生活保護受給者から月3,000円ずつの分割払いに応じている事例もあったが、これらは分割払金が順調に支払われたとしても完済までに44年以上もかかってしまうことになり、妥当ではない。

地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするものであり（法第1条の2第1項）、数十年にもわたって債務の返済に縛り付けておくような結果となる措置は取るべきではない。

したがって、上記のような債務者については、将来的に施行令第171条の7による免除も視野に入れ、少額の分割払いに応じる場合も「無資力又はこれに近い状態にある」ものとして履行延期の処分によるべきであり、当該履行延期処分から10年経過後も生活状況や収支状況が改善しなければその時点で施行令第171条の7による免除を実施するべきである。しかるに、納付誓約書を提出させるだけで分割払いに応じるとの取扱いは、上記免除の道を閉ざしてしま

ことにもなる。

このような観点からも、本件債権について債務者から分割払いの申出があった場合には、すべからく履行延期の処分によるべきである。

5 介護福祉士等修学資金貸付金返納金及び同建約金（地域福祉課）

(1) 概要

債権の名称	介護福祉士等修学資金貸付金返納金 同上の遅延損害金
根拠となる法令・ 条例・要綱等	【法令】 なし 【条例等】 神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例（以下、この項において「条例」という。） 神奈川県介護福祉士及び社会福祉士修学資金貸付条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）
制度概要	将来県内等において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事する有能な人材を育成するため、介護福祉士等の養成施設に修学するための資金を貸し付けていたもの。
債権の性質	私債権
所管部署	福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課
債権者の属性・数	個人・7名（令和2年4月1日時点）
貸付時期	平成6年～平成20年
返還免除及び返還 方法	養成施設等を卒業した日から1年以内に県内において介護福祉士等の業務に従事した場合は全額について返還が免除され、その要件を満たさない場合は貸付を受けた期間に相当する期間内に月賦、4分の1年賦又は半年賦により返還する。
時効期間	10年（旧民法第167条第1項）
時効管理の状況	時効が完成している債権はない。
債権額の概況 （返納金）	令和2年度までの調定額 : 3,791,000 円 令和2年度の回収額 : 924,000 円 令和2年度の不納欠損額 : 0 円 令和2年度末時点の債権総額 : 2,867,000 円 令和2年度の徴収不能引当金 : 0 円
債権額の概況 （遅延損害金）	令和2年度の調定額 : 173,928 円 令和2年度の回収額 : 33,141 円 令和2年度の不納欠損額 : 0 円 令和2年度末時点の債権総額 : 140,787 円 令和2年度の徴収不能引当金 : 0 円

(2) 債権の内容

ア 貸付制度の概要

(ア) 修学資金の種類及び月額

本件修学資金貸付金は、将来県内において介護福祉士又は社会福祉士の業務に従事する有能な人材を育成するため、一定の要件のもとに、修学資金の貸付を行うものである。修学資金は一般修学資金及び特別修学資金の2種類であり、貸付額は介護福祉士等の養成施設に在学中、一般修学資金は月額25,000円、特別修学資金は月額36,000円である（条例第4条）。

(イ) 修学資金の貸付を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は貸付金の全額について返還が免除される（条例第9条第1項）。

- ① 一般修学資金の貸付を受けた者が、養成施設等を卒業した日から1年以

内に県内において介護福祉士等の業務に従事し、かつ、引き続き5年間従事したとき。

- ② 一般修学資金の貸付を受けた者が、養成施設等を卒業した日から1年以内に県内において規則で定める施設で介護福祉士等の業務に従事し、かつ、引き続き3年間従事したとき。
- ③ 特別修学資金の貸付を受けた者が、養成施設等を卒業した日から1年以内に県内において介護福祉士等の業務に従事し、かつ、引き続き7年間従事したとき。

④ 上記①から③に規定する業務に従事した期間内に、当該業務上の事由により死亡し、又は心身に故障が生じたため当該業務を行うことができなくなったとき。

(ウ) 返還を要する場合及び返還方法

修学資金の貸付を受けた者は、次のいずれかに該当する場合には、その該当するに至った日の属する月の翌月から修学資金の貸付を受けた期間に相当する期間内（修学資金の返還が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間内）に、貸付を受けた修学資金を返還しなければならない（条例第8条）。

- ① 養成施設等を退学した等の事情により修学資金の貸付を廃止されたとき。
- ② 養成施設等を卒業した日から1年以内に県内において介護福祉士等の業務に従事しなかったとき。
- ③ 県内において介護福祉士等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- ④ 介護福祉士等の業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により県内において介護福祉士等の業務に従事できなくなったとき。

(エ) 本件債権の債務者

以上より、本件債権の債務者は、上記（イ）により返還免除を受けることができなかった者のみとなる。

イ 県による貸付制度の廃止

(ア) 平成6年に条例が制定され介護福祉士及び社会福祉士の養成施設に在学する者で一定要件を満たす者に貸付を行っていたものであるが、平成21年度より社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が主体となつて同様の貸付をすることになるに伴い、県からの貸付が停止され、平成30年3月に条例が廃止された。平成21年度以降、県からの新規貸付はないが、猶予期間が長かった等の事情により令和2年度以降に新規に調定された分もある。

(イ) なお、県社協が貸付事業の主体となつて以降の貸付金の原資は平成27年度までは国が全額拠出していたことであるが、平成28年度以降は国が10分の9を、県が10分の1を拠出していることであり、当該拠出金にかかる事務も本件債権の管理回収を担当する職員が担当していることである。

ウ 延滞利息（遅延損害金）
 修学資金の貸付を受けた者が正当な理由がなく修学資金を返還すべき日まで返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき、年 14.5%の割合による延滞利息を徴収することができる（条例第 13 条）。

(3) 管理の実態

ア 管理体制
 地域福祉課福祉介護人材グループ所属の職員 2 名が担当しており、実質的にはそのうち 1 名が管理回収業務を担当している。
 当該職員も介護人材確保のための他の業務を兼任しており、毎月の調定等、現在進行している事務を優先的に実施しているため、どうしても時間と労力を要する滞納整理まで手が回らず、苦勞しているとのことである。

イ 調定及び納入通知について
 各債権について、納付期限が到来するごとに調定を実施するとともに納入通知書を送付しているとのことであり、月賦償還により返還を求め債権については毎月調定をするとともに納入通知書を送付している。

ウ 督促及び催告について
 滞納が発生した場合は督促状を発送しており、「神奈川県財務規則の運用について」第 66 条（督促）関係に基づき、納入期限の翌日から起算して 20 日目までに発送しているとのことである。

督促を発送しても反応がない場合は催告書を発送しており、それでも反応がない場合は電話催告、現地臨場を行っている。
 督促・催告は主に借受人に対して実施しているが、滞納が続いている者についても連帯保証人に対しても実施しているとのことである。

なお、臨戸訪問については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 2 年度以降は実施していないとのことである。

エ 納付交渉について

(ア) 滞納額について債権者から分割払いの申出があった場合は、履行延期申請書を提出させるとともに給与明細の写しを提出させるなどして債権者の収入を確認したうえで、「履行延期・分割返納承認書」を発行して分割払いに応じているとのことである。

しかしながら、債権者の具体的な生活状況（家族構成、住居費その他の毎月の生活費の具体的な内容、他の債務の有無及び内容等）については十分な確認がなされているとはいえず、履行延期特約の要件（施行令第 171 条の 2）の吟味が不十分のまま分割払いに応じている状況である。

(イ) 分割払いに応じる場合、完済までの期間は特に定めていないが、収入の状況

により 5 年を超えるような長期の分割払にも応じているとのことである。

また、分割払いを希望する債権者に全く資力がなく、かつ、資力回復の見込みもない場合は少額分納を認める対応をしているとのことであり、議会の議決による債権放棄（法第 96 条第 1 項第 10 号）はなされていない。

オ 法的手続による履行請求について

(ア) 督促・催告としても反応がなく、一部弁済もなまま概ね 1 年以上経過している債権については支払督促の申立てをしてはできているとのことであるが、限られた予算や人員で全ての案件を一律に実施することはできないとのことである。
 (イ) 平成 28 年に仮執行宣言付支払督促により借受人に対する債務名義を取得した債権が 1 件あるが、その後任意の支払がなかったため、当該借受人の連帯保証人に電話催告をしたところ、月 1 万円ずつの分割返済の申出があったため、借受人本人宛に同内容の分割払いを承認する旨の平成 28 年 9 月 21 日付「履行延期・分割返納承認書」を发出している。同承認書には分割払いを怠った場合に関する特段の留保条件は記載されていないため、上記債務名義による強制執行の申立てに対して債務者から請求異議訴訟が提起された場合には、債務者の主張が認められ、上記債務名義による強制執行は不許となることになる。

カ 債権放棄、免除について

(ア) 施行令第 171 条の 7 に基づく免除は実施されていない。
 (イ) 債権管理条例第 6 条に基づき債権放棄は、消滅時効が完成した所在不明者について実施しているとのことである。
 (ウ) 議会の議決による債権放棄（法第 96 条第 1 項第 10 号）は実施されていない。

(4) 公会計上の処理

徴収不能引当金は個別の債権ごとに回収不能見込み額を算定する方法により計上しているとのことであり、令和 2 年度は計上されていない。

(5) 指摘事項【22】

ア 公会計上の処理について

本件債権の徴収不能引当金の計上については個別の債権ごとに回収可能性を判断しているとのことであり、令和 2 年度においては全額回収可能として徴収不能引当金を計上していない。

しかし、収入未済の主な理由が経済的理由による未納であれば、その回収可能性には一定の疑義が生じるはずであり、徴収不能引当金が全く計上されないというのは合理性に欠けると思われる。債権者の資力や延滞期間などを考慮して徴収不能引当金計上の要否を慎重に検討することが望まれる。

(6) 意見的指摘事項【9、10、11】

ア 法的回収手続について

(ア) 督促・催告を繰り返しても反応のない債権者のうち一部に対しては支払督促を申し立てているが、予算及び人員の問題から法的措置による履行請求が必要と思われる債権の全てについて申し立てができておらず、施行令第 171 条の 2 の要求する取扱いが十分になされているとはいえない。

(イ) また、支払督促が申し立てられた事例についても、本来の納付期限が経過してから 10 年以上、履行延期特約後の分割払金の支払がなくなつてから 3 年以上経過した後に申し立てられているが、施行令第 171 条の 2 の規定内容からすれば遅すぎるといえる。債権者から何らの反応もない状態が概ね 1 年以上続くときは、速やかに法的措置による履行請求を実施するべきである。

(ウ) さらに、支払督促により借受人に対する債務名義を取得した後、連帯保証人からの分割払い申し出に応じて、借受人宛に「履行延期・分割返納承認書」を發出しているが、同承認書には分割払いを怠つた場合は上記債務名義による強制執行を受けても異議はない旨の留保条件は記載されていないため、上記債務名義による強制執行の申し立てをした場合は債権者からの請求異議が認められることとなり、債務名義を取得した意味がなくなつてしまう。

債務名義取得後は原則として強制執行の申し立てをすべきであり（施行令第 171 条の 2 第 2 号）、強制執行の対象たる財産が見当たらない場合は分割払いに応じるべきであるが、その場合は、「分割払金の支払を怠つたときは当該債務名義による強制執行を受けても異議はない」旨の留保条件を付したうえで分割払いに応じるべきである。

イ 分割払いに応じる場合の対応

(ア) 債権者から分割払いの申し出があつた場合は、債権者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の特約（施行令第 171 条の 6）の要件（同条第 1 項第 1 号ないし第 5 号のいずれか）を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に同特約の手続をとることににより分割払いに応じるべきである。

(イ) この点、本件債権については、債権者に履行延期申請書と併せて、給与明細等、収入の状況を把握する資料を提出させたうえで、「履行延期・分納承認通知書」を發出して分割払いに応じているとのことであり、形式上は履行延期の特約の手続が履践されているといえる。

しかしながら、債権者の具体的な生活状況（家族構成、住居費その他の毎月の生活費の具体的な内容、他の債務の有無及び内容等）については十分な確認がなされているとはいえず、履行延期特約の要件（施行令第 171 条の 2）の吟味が不十分なまま分割払いに応じている状況である。その結果、その後法的回収手続に移行することを想定した財産調査の機会としても活用できておらず、

この点において対応が不十分であると思われる。

ウ 調定の合理化・簡素化の必要性

前述のとおり月賦償還の債権については、毎月調定をしたうえで、毎月納入通知書を発行しているが、毎月の調定及び納入通知書の発送等の作業に多大な労力と時間及び費用をかけていることになる。

イレギュラーに発生する債権であれば、債権が発生する都度、調定等をする必要があるが、毎月定額の返済であれば毎年度の当初に 1 回、12 か月分の調定と納入通知書を送付すれば足りるはずであり、このような合理化・簡素化を図ることにより、滞納債権の管理回収に注力できるようになることが望ましい。

もつとも、本件債権については債権者の数が 7 名にすぎず、今後新規に債権が増えることもないことから、現在の運用を変更することによりむしろ担当者の事務量が增大するようであれば、現状維持でもよいと思料する。

6 寄附金(高齢福祉課)

(1) 概要

債権の名称 根拠となる法令・ 条例・要綱等	寄附金 民法第549条
概要	住民から100万円の寄付の申し込みがあり、県がこれを承諾したもののその後寄附金の支払いがないもの
債権の性質	私債権
所管部署	福祉子どもみらい局高齢福祉課
債権者の属性・数	個人・1名
債権発生日	平成21年4月24日
時効期間	10年(旧民法第167条第1項)
時効管理の状況	時効が完成している。
債権額の概況 (寄付金)	令和2年度の調定額 : 0円 令和2年度の回収額 : 0円 令和2年度の不納欠損額 : 0円 令和2年度末時点の債権総額 : 1,000,000円 令和2年度の徴収不能引当金 : 0円

(2) 債権の内容

ア 概要

平成21年5月9日に行われたチャリティショーの主事者であるA氏から、同年4月21日付けで100万円の寄付の申込みがあり、ショー当日に寄付目録を受領するとともに県知事感謝状を交付し、同年5月27日を納付期限とする収入調定を行なったが、期限までの納付がなかった。

その後再三にわたり納付を依頼したが納付がなく、平成21年10月以降はA氏と連絡が取れず、平成27年12月に沖縄県に転居していることが判明、転居先へ送付した簡易書留は受領されたものの連絡はなく、以後の郵便物は受取拒否、架電もつながらっていない。

イ 経過

平成21年	2月25日	A氏からチャリティショーに県の後援名義依頼と売上の一部寄付の申出(保健福祉総務課対応)
	4月17日	(保健福祉総務課から高齢福祉課に引継) 後援名義使用承認
	4月21日	A氏から寄付申込書受領
	5月9日	チャリティショーにて寄付目録受領、保健福祉部長から知事感謝状贈呈
	5月11日	A氏から寄付金は5月11日に来庁し、納付する申し出あり
	5月11日	A氏から書面で来庁の日程を13日又は14日に延期したい旨申し出あり
	6月8日	納付書をA氏あて送付
平成22年	3月5日	県からの再三にわたる納付の要請に対し、A氏から書面にて「本日付で出先信用金庫から振り込ませて戴きます。」との申し出あり
平成23年	3月24日	督促状をA氏あて送付
平成27年	12月	A氏宅訪問、郵送物不達を受け住民票を公用請求、沖縄県に転居が判明

平成28年	2月	A氏の転居先(沖縄県)に簡易書留送付、受理(これ以降、郵送物は全て不受理)
平成31年	3月	住民票を公用請求、27年12月時点の住所から転居していないことが判明

(3) 管理の実態

ア 管理体制

高齢福祉課企画グループ所属の職員1名が担当している。

イ 時効完成

債権所管課は、令和元年5月27日に消滅時効が完成したものと整理している。

ウ 処理方針について

債権所管課としては、法的手続による履行請求も検討したが、寄附金債権であることに鑑み、法的手続を取るまでに至らなかったとのことである。

(4) 公会計上の処理

これまで徴収不能引当金の計上は一切されていない。

(5) 指摘事項【23、24、25、26】

ア 早期に債権管理の対象から外すべきであったこと

本件債権は寄附金にかかる債権であるため法及び施行令の適用はなく(法第240条第4項第7号)、また寄附金という性格に鑑みても、法的手続により強制的に債権回収を図る(施行令第171条の2参照)には至らなかった、との点は理解できる。

他方、だからといって回収見込みのない債権をいつまでも管理するのは時間と労力の無駄である。上記経過からすれば、債務者は遅くとも平成28年末頃までには寄附金を支払う意思を完全に失くしていたものと思われ、その時点において契約解除、債権放棄等の方法を取ることににより、債権管理の対象から外するのが適切であったものと思われる。

イ 時効管理について

債権所管課は、令和元年5月27日を時効完成日として整理しているが、上記経過に鑑みれば、平成22年3月5日に債務者の債務承認があり、これにより時効が中断されることは明らかであるから(旧民法第147条第3号)、その翌日から起算して10年後の令和2年3月5日に消滅時効が完成したものと取り扱うべきである。

なお、県は債務者に対して平成23年3月24日に督促状を送付しているが、寄附金債権であるため法第236条第4項、施行令第171条は適用されないこと、また上記督促状の送付前に口頭による督促が繰り返されていることから、上記督促

7 高齢者居室等整備資金貸付金返納金 (高齢福祉課)

(1) 概要

債権の名称	高齢者居室等整備資金貸付金返納金 同上の延滞に伴う違約金
根拠となる法令・条例・要綱等	【条例等】 県高齢者居室等整備資金貸付規則 (以下、この項において「規則」という。) 県高齢者居室等整備資金貸付規則事務取扱要領 ※いずれも平成14年4月に廃止
制度概要	高齢者にとって住みよいう住環境の整備の促進を目的として、昭和47年度から平成13年度末まで高齢者向け居室・住宅整備の改造資金の貸付を行っていたもの。 介護保険制度による住宅改修費の給付 (平成12年度開始) に伴い、本件貸付の利用実績が減少したため、新規貸付は平成13年度末で終了している。
債権の性質	私債権
所管部署	福祉子どもみらい局高齢福祉課
債権管理体制	高齢福祉課高齢福祉グループ所属の職員4名
債権者の属性・数	個人・147名 (主債権者の数)
償還期間	6か月据置後、9年6か月以内の原則月賦払い、借受人の希望により年賦、半年賦も可。
時効期間	10年 (旧民法第167条第1項)
債権管理台帳	あり (システムによる管理)
督促・催告	実施している。
時効管理の状況	相当数の債権について時効が完成している。
法的手続による回収	一部について支払督促の申立てを実施している。
債権額の概況 (返納金)	令和2年度の調定額 : 0円 令和2年度の回収額 : 1,423,134円 令和2年度の不納欠損額 : 0円 令和2年度末時点の債権総額 : 159,151,341円 令和2年度の徴収不能引当金計上額 : 0円
債権額の概況 (違約金)	令和2年度の新規調定額 : 2,063,071円 令和2年度の回収額 : 2,978,335円 令和2年度の不納欠損額 : 0円 令和2年度末時点の債権総額 : 62,703,873円 令和2年度の徴収不能引当金計上額 : 0円

(2) 債権の内容

ア 貸付事業の概要

(ア) 貸付の対象者

次の要件を全て満たす者

- ① 60歳以上の者と同居する者又は同居者がいる60歳以上の者
 - ② 申込日現在、県内に引き続き1年以上住所を有している者
 - ③ 前年度の所得金額が900万円以下で、かつ、返済能力がある者
 - ④ 連帯保証人2人を有する者
- (イ) 貸付対象工事

ウ 状態による時効中断の効果は発生しないものと解される。

エ 公会計上の処理について

前述のとおり、債務者は遅くとも平成28年末頃までには寄附金を支払う意思を完全になくしていたものと思われ、平成29年以降は、債権管理を維持するとしても、全額を徴収不能引当金として計上しておくべきであったと思料する。

エ 今後の方針について

本件債権についてはすでに時効が完成しており、回収見込みもないことから早急に債権管理の対象から外したうえで、不納欠損処理を行うべきである。

ただし、私債権であるため、時効が完成しても債務者からの時効援用がない限り債権は消滅しない。しかしながら、本件債務者は平成28年以降、県からの郵送物は全て受け取りを拒否しており、債務者からの時効援用は期待できない。

また、債務者の住所が判明していることから、債権管理条例第6条第1号に基づく債権放棄もできない。

以上より、今後の方針としては、早急に議会の議決 (法第96条第1項第10号) により債権放棄をしたうえで不納欠損処理をするのが妥当であると思料する。

(6) 意見的指摘事項

特になし。

県内で行う住宅改造のうち次の部分

① 高齢者専用の居室（収納スペース等の付属部分も対象）

② 高齢者の利用に適した浴室等の住宅整備

(ウ) 貸付限度額

昭和 47 年の事業開始時点では一戸当たり 60 万円。その後規則改正を重ねて段階的に増額し、平成 5 年には一戸当たり 350 万円となっていた。

その後平成 12 年度に規則改正を行い、貸付を終了した平成 13 年度までは「工事費用の 80%以内で、200 万円を上限」とした（規則第 3 条）。

(エ) 貸付利率

事業開始当初は年 3.0%の固定利率だったが、平成 9 年に年 2.5%とし、その後平成 10 年から貸付終了までは「財政融資資金の貸付利率が年 2.5%を下回る場合は当該利率とする。」とした（規則第 5 条）。

(オ) 違約金（遅延損害金）

借受人が償還期日までに貸付金の償還をしないときは、当該償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10%の割合による違約金を徴収する（規則第 16 条）。

イ 貸付時の手続

本件債権の貸付は概ね以下の手順により実施されていた。

① 貸付を希望する者から貸付希望金額、連帯保証人候補者、家族の状況、資金計画、現在の家屋の状況、工事予定内容等を記載した貸付申込書を提出させる。

② 貸付要件を充足している場合は借受金額、利率、償還方法を記載した借用証書に借受人と連帯保証人 2 名の署名捺印（いずれも実印）のあるものを提出させたうえ、上記 3 名の印鑑登録証明書を提出させる。

ウ 消滅時効期間

金銭消費貸借契約に基づく貸付金債権であり、かつ、いずれも平成 13 年度末までに貸付契約がなされたものであるため、消滅時効期間は旧民法第 167 条第 1 項により 10 年である。

エ 全債権が滞納債権であること

本件債権は、平成 13 年度に貸付が終了しており全債権について本来の償還期限が経過していることから、現存する 147 件の債権はいずれも滞納債権ということになる。

新規貸付終了後 10 年以上経過しており、借受人の高齢化や生活困窮等により年々回収が困難となっているのが現状のことである。

(3) 管理の実態

ア 債権管理体制

(ア) 担当者数など

業務所掌上、高齢福祉課高齢福祉グループに所属する 4 名の職員が担当しているが、1 名は管理者（グループリーダー）であり、1 名は主にシステム管理及び書類のチェックを担当している。よって、実質的には正規職員 1 名、非常勤職員 1 名の 2 名で管理回収業務を担当している。

また、実質担当者の正規職員についても他に高齢者の生きがい参加、老人クラブへの助成業務、100 歳以上の高齢者へのお祝い状等送付業務などを兼任しており、債権管理業務に割ける時間は当該職員の事務の 2 割程度とのことである。

実質担当者の非常勤職員は週 4 日勤務であり、同人が債権管理業務のメイン担当であるが、やはり他の業務（他の職員の補助業務）と兼任しており、債権管理業務の割合は 8 割程度とのことである。

(イ) システムによる管理

本件貸付金の償還に係る事務処理においては、デジタル戦略本部室が管理する大型汎用コンピュータ上の神奈川県高齢者居室等整備資金貸付金システムを運用している。令和 2 年 9 月末に大型汎用コンピュータが廃止されることとなったため、令和元年度に新システムを構築し、令和 2 年 4 月から稼働している。

同システムには債務者ごとの貸付日、貸付金額、償還期日、直近入金日等が記載された債務者一覧表と、債務者ごとに交渉履歴を記録した個票がある。上記一覧表については、直近入金日後に督促状を送付した日付を基準とし、当該日付から 10 年経過すると「時効」との表示が出るが、「時効」と表示された債務者についてもその後償務承認がなされているか否かの確認は債務者ごとの個票を確認して判断する必要がある。

(ウ) 書類の保存状況について

当初の貸付申込書や借用証書、印鑑登録証明書等の基本的な書類は保存されているが、督促状については、保存年限（5 年）を経過したとの理由で一部、すでに廃棄されている例があった。ただし、督促日は管理システムに記録されているため、いつ督促状を送付したかは把握できるとのことである。

イ 調定及び分割払金の充当について

当初の分割払金については、納付期限が到来するごとに調定を実施していたようであるが、元利金の滞納額について分割払いに応じる場合はあらかじめ調定することはせず、当該分割払金については当初調定した元利金の古い納期のものから順に充当しているとのことである。

他方、違約金の調定は、当初の分割払金の 1 回分が収納されるごとに実施しているとのことである。ただし、違約金について調定を実施しても、元利金が残つ

ている場合には元利金から先に充当し、元利金が返済された後に連約金に充当していることである。

ウ 滞納額の分割払いの申出がなされた場合の滞納

(ア) 滞納額について一括払いできない事情を聴取したうえで、分割納付時期（毎月、隔月、その他）、1回の分割払額、分割納付回数等を記載した返済計画書を提出させて分割払いに応じている。

(イ) 滞納額について分割払いに応じるに際して履行延期の特約（施行令第171条の6）の手続は実施されていない。そのため、分割払いに応じている間も元利金が残存している限り、滞納額に対して年10%の割合による連約金が発生し続けることになる。

(ウ) 分割払いに応じるにあたり、債務者の毎月の収入と支出の具体的な内容も聴取しておらず、それゆえ、「債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき」等の履行延期の特約の要件を満たしているか否かの吟味もなされていない。

エ 催告について

滞納が続く債務者に対しては概ね年に1回、催告書を送付していることであるが、1年以内に支払があった債務者についてはその対象から外していることである。

他方、時効が完成している債権についても原則として催告書の送付はしているが、所在不明者などは催告書を送付しても意味がないため送付対象から外していることである。

オ 連帯保証人に対する請求について

連帯保証人に対する請求については、借受人の滞納が続いた場合には請求することもあるが、基本的には借受人に対してのみ請求していることであり、連帯保証人に請求した場合でも後に借受人やその家族から「連帯保証人には請求しないでもらいたい」との要請やクレームが入った場合はその後の連帯保証人に対する請求は控えていることとであり、全般的に消極的である。

カ 法的措置による履行請求について

(ア) 催告を繰り返しても反応がない債務者の一部に対しては支払督促の申立てを実施していることとあり、直近6年間の申立件数は、平成27年度に3件、平成28年度及び平成29年度は0件、平成30年度は4件、令和元年度は2件、令和2年度は0件とされている。

令和2年度も数件の債権について支払督促の申立てを検討したが、いずれもいまだ連帯保証人への請求を行っていない事実であったため、連帯保証人への請求を先行させることとして支払督促の申立てを見合わせたことである。

(イ) 支払督促の申立てをした件については、いずれも債務者から分割払いを希望する旨の申出があり、債務名義（仮執行宣言付支払督促）を取得する一方で、前述した返済計画書を提出させたうえで、分割払いに応じていることとである。

なお、同返済計画書には、「支払を怠った場合は強制執行を受けても異議はない」等の留保文言は何も記載されていないことである。

(ウ) 上記のとおり、債務名義を取得した件についてはいずれも債務者から分割払いの申出があったため、強制執行の申立てをした件はないこととである。

キ 時効管理等

(ア) 全147件中、システムに「時効」と表示されている債権は75件あり、うち、実質的にも時効が完成している債権は40件程度と認識していることとである。

(イ) 時効完成の有無にかかわらず、直近の入金が1990年代である債権、すなわち、20年以上にわたる1回も入金履歴のない債権が41件ある。

(ウ) また、1年以上入金履歴のない債権は、147件中112件ある。

ク 借受人が死亡した場合の対応

全147件のうち借受人が死亡した事案は24件あるが、その場合は、その配偶者等の代表的な相続人から死亡届を提出させ、以後は当該相続人を主債務者として返済計画書を提出させて分割払いに応じている。なお、その際も履行延期の特約の手続は取られておらず、かつ、同特約の要件吟味もなされていない。

借受人の法定相続人の調査や、全法定相続人に対する法定相続分に応じた請求は実施されていない。

ケ 徴収停止について

徴収停止の措置（施行令第171条の5）は活用していないこととである。担当者自身が同措置の存在を知らなかったこととである。

(4) 公会計上の処理について

本件債権については、これまで徴収不能引当金を計上したことはないこととである。また、この取扱いについて、特に会計課からも指摘等はないこととである。

(5) 指摘事項【27、28、29、30、31、32、33、34】

ア 関係書類の一部が保存されていないこと

督促状については、保存年限（5年）を経過したとの理由ですでに廃棄されている事例があったが、最初の督促状には絶対的な時効中断の効力があるため（法第236条第4項）、督促状についても保存年限に関わらず、当該債権の全額について回収が完了するまでは保存しておくべきである。この点、督促状を廃棄した案件についても督促日は把握していることとであるが、後日の立証のためにも督促状そのものの控えは保存しておくべきである。

また、債務者の生活状況の把握や債権管理の方針を決定する際には、当該債務者の当初からの交渉履歴等を参照する必要があるから、督促状に限らず、当該債権が存在する限り、当該債権に関する書類は、保存年限に関わらず保存しておく

以上支払がない場合には連帯保証人に対しても履行請求するべきであろう。
 (エ) この点、本件債権については、1年以内に支払があった債務者については催告書の送付対象から外していることとあるが、かかる取扱いは早急に改めるべきであり、概ね3か月以上支払がない債権については、借受人とあわせて連帯保証人に対しても催告書を送付するべきである。

滞納発生後も長期間連帯保証人に履行請求しない場合には、滞納額を増大させることにつながり、結果的に連帯保証人の保護に欠けることにもなることに留意するべきである。

エ 徴収停止や債権管理条例に基づき債権放棄が活用されていないこと
 (ア) 前述のとおり、本件債権については、債務者が所在不明となっている債権がある一方で、徴収停止措置が全く活用されていない。

(イ) 督促してもなお支払がなされない債権については、履行延期の特約の措置が取られる場合を除き、原則として訴訟提起や支払督促等の法的措置をもって請求するべきであるところ(施行令第171条の2)、履行期限後相当の期間を経過してもなお履行されていないものについて「債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき」や、「債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき」は、徴収停止の措置を取ることにより、以後その保全及び取立てをしないことができる(施行令第171条の5第2号、第3号)。

(ウ) 本件債権については、所在不明の債務者についても上記徴収停止の措置を取らないまま時効が完成してしまっているものがあるが、これでは債権管理を怠っていたと評価されることになってしまふ。したがって、今後は、上記徴収停止の要件を満たさず債権については、積極的にこれを活用するべきであり、同措置後に消滅時効が完成した時に債権管理条例第6条第1項第3号により債権放棄をするべきである。

(エ) なお、本件債権のうちには、すでに時効が完成しており、かつ、債務者が所在不明となっている債権も存在するが、このような債権については回収の見込みは全くないため、今後も管理を維持する必要性はないから、債権管理条例第6条第1項第1号による債権放棄を積極的に進めるべきである。

オ 法的回収手続の実施が不十分であること

(ア) 施行令第171条の2は、督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、徴収停止の措置を取る場合又は履行延期の処分をする場合その他特別の事情があると認める場合を除き、①担保権の実行または保証人に対する請求、②債務名義のある債権については強制執行の手続、③上記いずれにも該当しない債権については訴訟手続(非訟事件の手続を含む。)により履行を請求すること、を命じている。

べきである。

イ 時効管理について

(ア) 前述のように、本件債権については時効管理が適切になされているとはいえない状況である。

この点、債務者一覧表については、直近入金日後に督促状を送付した日付を基準として当該日付から10年経過すると「時効」との表示が出るが、「時効」と表示された債務者についてもその後には債務承認がなされている場合には時効は完成していないことになるため、時効が完成しているか否かの確認は債務者ごとの個票を確認して判断する必要がある、一見して当該債権について時効が完成しているか否かが明らかにならない。

また、現在のシステムには時効完成が迫っている債権についてのアラーム機能も備わっていないことから、時効完成間際の債権について時効中断ないし更新の措置の必要性が一見して明確にはわからない状況である。

よって、債務者による債務承認等時効更新事由の有無ないし発生時期と、債務者一覧表における「時効」表示とが適切に連動し、かつ、時効完成間際の債権については債務者一覧表にその旨の表示がなされるよう、債権管理システムを改善することが望ましいといえる。

(イ) もともと、システムの改修には相当の経費と事務量が必要になるとのことであり、費用対効果の観点から現実的ではないとの意見があった。また、本件債権の債務者の数に鑑み、システムの改修によらずとも適切な時効管理は可能とすることである。そのため、今後は、現在のシステムを利用しつつ、各債務者に関する時効の進行状況を正確に把握したうえで、時効が完成する前に適時に時効の更新のための措置をとるよう対応していくことが必要である。

ウ 連帯保証人に対する請求が不十分であること

(ア) 本件債権について滞納が発生した場合、基本的には借受人に対してのみ請求していることとあり、連帯保証人に請求した場合でも後に借受人やその家族から「連帯保証人には請求しないでもらいたい」との要請やクレームが入った場合はその後の連帯保証人に対する請求は控えていることとあるが、かかる取扱いは妥当ではない。

(イ) 債権について督促した後、相当の期間を経過してもなお履行されないときは、連帯保証人に対しても履行を請求する必要がある(施行令第171条の2)。この点、借受人や連帯保証人からクレームがあった場合も異ならない。連帯保証人はまさに借受人が滞納した場合に請求を受ける立場にあることや、上記法令の規定からも連帯保証人に対する履行請求が必要であることを十分に説明したうえで、連帯保証人に対する履行請求を粛々と実施するべきである。

(ウ) なお、上記「相当の期間」がどのくらいかは一概にはいえないが、一般論として、滞納額が比較的少額にとどまる範囲として概ね滞納発生時から3か月

(イ) 本件債権については一部の債務者について支払督促の申立てがなされているが、その件数は、平成27年度から令和2年度までの6年間で合計9件に過ぎない。本件債権については全件が滞納債権であることや、1年以上支払がない債権が112件にも上ることに鑑みれば、上記件数では著しく不十分であると言わざるを得ない。

もちろん、滞納債権の全部について法的回収手続を取るべきであるというのではなく、連帯保証人に対する請求を実施したうえで、前述したような徴収停止(施行令第171条の5)、履行延期の特約、債権放棄または免除の措置が可能であるものについては特段の事情がない限り、借受人及び連帯保証人の双方に対して法的措置をもって履行請求をするべきである。

カ 債務名義取得後の対応が不適切であること

(ア) 本件債権の一部については支払督促の申立てによる債務名義(仮執行宣言付支払督促)を取得する一方で、分割払いを希望した債務者に対しては返済計画書を提出させたいえ、分割払いに応じることと、同返済計画書は県が書式を作成して債務者に記入させていること、同返済計画書には分割払いを怠った場合の強制執行の可能性に関する特段の留保条件は記載されていないこと、等の事情があることから、上記債務名義による強制執行の申立てをした場合は債務者からの請求異議が認められる可能性があり、債務名義を取得した意味がなくなってしまう。

(イ) よって、今後は上記取扱いを改め、債務名義取得後は原則として強制執行の申立てをすべきであり(施行令第171条の2第2号)、強制執行の対象たる財産が見当たらない場合は分割払いに応じても良いが、その場合は、「分割払金の支払を怠ったときは当該債務名義による強制執行を受けても異議はない」旨の留保条件を付したうえで分割払いに応じることが適切である。

キ 借受人が死亡した場合の対応が不適切であること

(ア) 債務者が死亡した場合は、当該債務者の出生から死亡までの連続した全部の戸籍等を取得し、当該債務者の法定相続人を確認したうえで、当該債務の額に各相続人の法定相続分の割合を乗じた金額を各相続人に対して請求すべきである。

(イ) この点、本件債権については、借受人の配偶者等、代表的な相続人から死亡届を提出させ、以後は当該相続人を主債務者として返済計画書を提出させて分割払いに応じることとであり、借受人の法定相続人の調査や、全法定相続人に対する法定相続分に応じた請求は実施されていないこととあるが、このような取扱いが早急に改めるべきである。

(ウ) なお、共同相続人の一人から他の相続人が相続した債務の分も含めた全額を支払う旨の申出があった場合は、一括払いであればこれをそのまま受領しても良いが(この場合、自己の法定相続分を超える分の支払については他の相続人

の債務についての第三者弁済となる)、分割払いする旨の申出があった場合は、当該他の相続人の債務も重量的に引き受ける旨の重量的債務引受書を徴求したうえで、分割払いに応じらるべきである。また、その際には、履行延期特約の措置により、同特約の要件を満たしているか否かを吟味したうえで分割払いに応じらるべきである。

ク 公会上の処理について

本件債権については、これまで徴収不能引当金を計上したことはないこととあるが、本件債権の全件が滞納債権であるにもかかわらず令和2年度の元利息の回収率が約0.9%、違約金の回収率が約4.7%にすぎないこと、相当数の債権についてすでに消滅時効が完成していること、20年以上支払のない債権も40件以上あること、等の事情に鑑みれば、むしろ、債権額の大部分について徴収不能引当金を計上すべきである。

なお、徴収不能引当金の計上に当たっては、県のマニユアル(貸借対照表計上編)の計算例による等、本件債権の実態に即して適切な額の徴収不能引当金が計上されるべきであることは言うまでもない。

(6) 意見の指摘事項【12、13】

ア 分割払いに応じる場合の対応

(ア) 履行延期の特約の措置が取られていないこと

債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の特約(施行令第171条の6)の要件(同条第1項第1号ないし第5号のいずれか)を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に履行延期の特約により分割払いに応じらるべきである。

しかるに、本件債権については、分割払額を記載した返済計画書を提出してもらい分割払いに応じていることとあるが、履行延期の特約の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないこととあり、この点において、法令の規定に沿った債権管理がなされているとはいえない。

(イ) 分割払が著しく長期に及んでいる例があること

本件債権で滞納額を分割払いにより支払を受けているものの中には、違約金も含め約225万円の債権について月1万円ずつの分割払いに応じている事例もあったが、これでは分割払金が順調に支払われたとしても完済までに20年近くもかかってしまうことになり、妥当ではない。

地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とするものであり(法第1条の2第1項)、長期間にわたり債務の返済に縛り付けておくような結果となる措置は取るべきではない。

したがって、債務者の生活状況や収支状況を詳しく調査することの前提ではあ

8 自立支援医療費返納金(障害福祉課)

(1) 概要

債権の名称	自立支援医療費(精神通院)返納金
根拠となる法令・条例・要綱等	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第1項
制度概要	不適切な診療報酬請求に係る自立支援医療費(精神通院)公費負担分の返還金
債権の性質	私債権
所管部署	福祉子どもみらい局障害福祉課
債務者の属性・数	個人 1人
時効期間	10年(旧民法第167条第1項)
時効管理の状況	台帳により管理
債権額の概況	1件 1,228,540円

(2) 債権の内容

ア 債権全般について

自立支援医療費返納金債権は、医療機関に支給された自立支援医療費のうち、監査の結果不適切な診療報酬の請求など過誤があったと判明したものについて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第8条第1項に基づき返還請求がなされる債権であり、法的性質は民法第703条の不当利得に相当する。

自立支援医療費返納金債権の債務者は、県から自立支援医療費の支払を受けた医療機関開設者(医師又は医療法人)及び薬局である。

県は、令和2年度中において、11件合計380,438円の自立支援費返納金債権について調定を行い、これらについては概ね納期限内に収納した。

また、県は、令和3年度上半期において、自立支援費返納金債権について6件調定している。本件債権の年間発生件数は概ね10件程度のものである。

イ 未収分について

(ア) 本件債権の概要

自立支援医療費返納金債権のうち未収が生じているものは、平成30年に発覚した、個人の医師が他県で開設していたクリニックにおける自立支援医療費の不正受給事案に係る返還金債権である。同医師は、県を含む4都県等から合計2000万円を超える自立支援医療費の不正受給をしていた。

県は、債務者に対して、そのうちの1,228,540円の返納金債権を保有する。

(イ) 債権発生の経緯

県から自立支援医療(精神通院医療)の受給者証の交付を受けた1名の個人が、同医師の開設する自立支援医療機関であったクリニックに平成24年11月から平成26年2月まで受診した結果、県は同期間の診療行為に対する自立支援医療費として、同医師に対して上記金額を支払ったものである。

その後、同医師は、自立支援医療費の不正受給の発覚後、自立支援医療機関

るが、債権額に比して著しく少額(完済まで概ね10年を超えるような金額)の分割払金しか支払えない債務者については、将来的に施行令第171条の7による免除も視野に入れ、少額の分割払いに応じる場合も「無資力又はこれに近い状態にある」として履行延期の特約によるべきであり、当該履行延期特約から10年経過後も生活状況や収支状況が改善しなければその時点で施行令第171条の7による免除を実施するべきである。

しかるに、返済計画書を提出させるだけで分割払いに応じるとの取扱いは、上記免除の道を閉ざしてしまふことになり、また、滞納元利金が存在する限り年10%という高率の違約金が発生し続ける点において債務者に酷な結果につながることになる。

このような観点からも、本件債権について債務者から分割払いの申出があつた場合には、すべからく履行延期の特約によるべきである。

イ 調定について

(ア) 本件債権については、元利金の滞納額について分割払いに応じる場合はあらためて調定をすることはせず、当該分割払金については当初調定した元利金の古い納期のものから順に充当しているとのことである。

しかしながら、滞納額の分割払いに応じる場合には、前述のとおり履行延期特約の措置を取ったうえ、同特約に伴う分割払金についてあらためて調定を実施したうえでこれを収入するべきである(法第154条)。

(イ) 他方、違約金の調定は、当初の分割払金の1回分が収納されるごとに実施している一方、元利金が残っている場合には元利金から先に充当し、元利金が完済された後に違約金に充当しているとのことである。

元利金から先に充当することについては理解できるが、そうであれば、当初の分割払金の1回分が収納されるごとに違約金の調定をするのはいたずらに事務量を増やすだけのようと思われる。もともと、現時点では滞納債権の回収が進んでいないこともあり、違約金の調定は月に数件程度であり、調定に要する事務負担は重くないとのことである。

それゆえ、現在の運用を直ちに變える必要はないと思われるが、今後、違約金の調定の頻度が増大してきた場合には、年度ごとに、それまでに発生した確定遅延損害金をまとめて調定するなど、事務を軽減する工夫が必要であると史料する。

であったクリニックを平成26年7月に廃止したものである。返納金の債務者は個人である医師であって医療法人ではないことから、同医師は、経営していたクリニックの閉鎖後も引き続き、個人として返納金債務を負担している。

なお、債務者である医師は、クリニックの所在していた他県の保健福祉部からの指導により、各公費負担者である4都県等に対して返還する旨の同意書を提出した。現在、債務者本人は、勤務医として医療機関に勤務しているのとどこである。

(3) 管理の実態

ア 時効管理について

神奈川県は、本件債権について、債権管理台帳により管理しており、調定日、納期限、収納費、収入日について把握している。

神奈川県は、本件債権自体の数が多くないこともあり、債権管理台帳による時効管理を行うことでも特段の問題は生じていない。

イ 未収金に対する対応について

債権管理台帳には「督促状管理表」が追加されており、神奈川県は、督促状管理表によって、財務規則に促った督促状の発送の管理を行っている。

ウ 未収債権に対する対応について

(ア) 債権所管課は、債務者が納付通知に定めた納期限までに支払いを行わなかった後、督促状の発送までに約3か月を要した。その間、債権所管課は、一度電子メールによって債務者への照会を行ったのみである。

(イ) 債権所管課は、債務者に対して、督促状の発送から約1年間については特段の措置をとっていないかった。

(ウ) 債権所管課は、他の自治体からの情報提供で債務者の転居の事実を把握し、債務者への納入の催告をメール及び架電により行うようになった。

債権所管課が、平成30年12月から約2年間にわたり、債務者に対して送付したメールの送信回数は13回であるのに対して、債務者からの返信の回数は4回に留まる。

債務者は、債権所管課からの平成30年12月以降のメールの連絡に対して1年後の令和元年12月によりやく返信をしたが、その後再び返信を行わなかった。

債権所管課は、令和2年3月に債務者に対してメールで連絡を取ったところ、債務者は翌日に分割弁済の相談をしたいと返信をしたものの、その後再び返信を行わなかった。

債権所管課は、その後も継続的に債務者に対してメールにて連絡を行ったが、債務者は、令和2年9月28日、債権所管課に対して、メールにて、支払原資が乏しいとの申出を行った。債権所管課は、債務者に対して、分納の相談に応じ

る旨連絡しているが、債務者から弁護士が介入して債務整理をする予定であるなどという返信があり、さらに令和3年3月に弁護士からは自己破産を勧められているが、様子を見て欲しいという要望が伝えられ、その後連絡は特になく、債権所管課は回答を待っている状態となっていた。

また、債権所管課が債務者と直接の電話連絡を行うことができたのは2回であり、2度目の電話連絡の際に債務者から弁護士へ依頼した旨の回答を受けた。(エ) 債権所管課は、支払督促の申立準備のために、債務者の臨戸訪問を検討していたところで、債務者側から代理人弁護士への依頼を伝えられたため、代理人弁護士から送付された債権調査票に対して、債権の内容を回答した。

(4) 公会計上の処理

債権所管課は、本件債権に関して、回収を見込んでいたため、特に徴収不能引当金の計上を行っていない。

(5) 指摘事項【35、36】

ア 速やかな法的措置を取らなかったこと

債権所管課は、債務者に対する督促状の発送について、財務規則の定める期限を経過して、納入通知に記載した納期限を超過してから3か月後に行っている。

また、債権所管課は、債務者に対する督促状の送付以降も、ハンドブックに従った回収処理を行わなかった。

確かに、本件債権に係る未収の過去事例が乏しく未収金対応の経験が十分でなかったこと、本件債権の納付通知に記載された当初の納期限の後にハンドブックが制定されたこともあり、担当者がハンドブックに基づく措置を取ることには慣れていたことなどの債権所管課にとって酌むべき事情もある。

しかし、債権所管課が、本件債権の未収が発覚してから約1年間の間に行ったのは、結果的に督促状の発送のみであることから、本件債権に係る債権管理回収事務の執行には、法の趣旨に反する不十分な点があったと言わざるを得ない。

債務者が債権所管課からのメールや電話による催告のための連絡に対して数回程度の回答しか行わなかったにも拘わらず、臨戸訪問による催告や法的手続などを行わなかったことは問題があるといえる。特に、他の地方公共団体は、同一の債務者に対して、順次、支払督促や訴訟提起を行っているという実情があったことと鑑みれば、債権所管課も速やかに債務者に対して法的手続を取るべきであった。

イ 徴収不能引当金の計上

公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上するととされている。また、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金を計上するための例示のひとつにすぎず、債権について回収可能性に疑義が生じる場合

9 心身障害者扶養共済掛金（障害福祉課）

(1) 概要

債権の名称	心身障害者扶養共済制度掛金
根拠となる法令・条例・要綱等	神奈川県心身障害者扶養共済制度条例 神奈川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則
制度概要	障害者扶養共済制度掛金の県立替払いのうち本人負担分
債権の性質	私債権
所管部署	福祉子どもみらい局障害福祉課
債務者の属性・数	心身障害者扶養共済契約者（令和3年3月31日時点） 加入者 823名（年金未受給） 年金受給者 728名
時効期間	平成22年3月31日より前の契約分 10年（旧民法第167条第1項） 平成22年4月1日以降契約分 1年（保険法第95条第2項）
時効管理の状況	台帳により管理
債権額の概況	令和2年度の掛金収入額 : 52,467,300円

(2) 債権の内容

ア 障害者扶養共済制度について

障害者扶養共済制度は、将来独立自活することが困難である心身障害者を扶養している保護者が任意で加入する共済制度であり、保護者は、自らを加入者として、自らが死亡したり、著しい障害を有する状態になったりした時などに、当該加入者の扶養する心身障害者に対し、県から一定額の年金の支給を受けられるようにするものである。

県は、神奈川県心身障害者扶養共済制度条例（以下、この項において「条例」という。）に基づき、共済掛金を加入者から徴収し、加入者により上記のような事由が発生した場合に当該加入者の扶養する心身障害者に対して年金を給付するとともに、条例第2条に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「保険事業者」という。）との間で保険契約を締結し、心身障害者扶養保険約款第11条に基づき、保険事業者に対して、約款の定める1人当たり保険料の額に加入者の人数を乗じた保険料を支払う制度となっている。

イ 滞納共済掛金について

条例第18条第1項第5号及び神奈川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（以下、この項において「規則」という。）第16条によれば、加入者は、原則として2か月の共済掛金の滞納をすることにより、その翌月から当然に加入者としての地位を失うこととされている（強制脱退）。そのため、本来であれば、加入者が2か月分以上の共済掛金を滞納することはないはずである。

しかし、実際には、県は、加入者が2か月分の掛金を滞納した時点では、当該制度が福祉目的の制度であるという点を考慮し、加入者に対して、強制脱退の手続きを取らない運用をしている事例も多い。

そのため、県が、加入者に対して2か月分以上の滞納掛金債権を保有することになる事例も多数発生している。

には、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきである。

具体的には、本件債権については、債務者の資力（月の収入等）や他の債務の状況等を勘案して回収可能性を慎重に検討し、回収が見込まれない金額については引当金を計上するべきである。

(6) 意見的指摘事項

特になし。

令和3年9月時点において、滞納している債務者は、18名である。18名の債務者のうち1,000,000円を超える債務者は3名に及び、18名の滞納債務者のうち令和3年9月時点で加入中の者は6名であり、残りの12名は既に脱退済みの者である。

県の保有する未収共済掛金債権の金額は、合計8,970,550円(18人分合計740か月)である。最も古い掛金債権は平成10年7月分のものである。

共済掛金を滞納している場合の保険事業者との関係性について
 上述のとおり、加入者が2か月の共済掛金の滞納をしたとしても、条例上の定めとは異なり、必ずしも強制脱退の手続きが取られない事例が存在する。

これらの事例に関して、県は、加入者との共済契約が存続していることを前提に、保険事業者に対しても、上記保険約款第22条に基づく加入者の脱退手続を取らない運用を行っている。その結果、県は、加入者からの共済掛金の受領をしていないにも拘わらず、保険事業者に対して当該加入者の掛金見合いの保険料の支払を継続しなければならぬ状況となっている。

(3) 管理の実態

ア 時効管理について

本件債権について、県は、債権管理台帳により、合計滞納額、滞納月数、最終滞納月、脱退状況等について把握している。

債権所管課は、18名の滞納債務者のうち7名の合計244月分の本件債権について時効の更新(又は時効中断)の手続を取っていた。

もともと、うち1名の債務者については、時効中断の手続を取った時期が平成23年2月であったことから、本件債権の8か月分について、令和3年2月の時点で消滅時効期間が経過した。

また、債権所管課は、11名の債務者については、時効の更新(又は時効中断)の手続を一切取っておらず、令和3年9月時点において合計375か月分の本件債権について、消滅時効期間が経過している。

したがって、本件債権については、適切に時効の管理を実施できていないと言わざるを得ない。

イ 未収金に対する対応一般について

債権所管課は、現在は、納付通知に記載された納付期限を経過して間もない未収債権については、加入者に支払及び加入継続の意思確認を行い、規則第16条に基づき、6か月を目処に、納付の猶予を行っている。これにより、現在加入中の加入者で滞納が発生しているのは6名(合計67か月分)である。

しかし、上述のとおり、県は、過去、長期にわたって滞納を継続していた加入者について、強制脱退の措置を取ることなく契約を継続し続けてきた事例が存在していた。

債権所管課は、平成28年及び同29年に、債権管理条例に基づいて、過去の長期滞納となっている本件債権について債権放棄の手続をとったものの、その際にも、時効の成立や時効成立の範囲などについて、法的疑義が解消できなかった債権については、処理を先送りした。

その結果、債権所管課は、現在においても、長期滞納となっている本件債権について、法的措置もとらず、債権放棄も行わず、管理を継続している。

ウ 未収の本件債権に対する対応について

(ア) 債権所管課は、未収となっている本件債権の回収のための法的手続がとった形跡はうかがわれない。

(イ) 債権所管課は、債務者が滞納を始めて間もない時期には、概ね電話連絡による納入の意思確認等を行っているが、脱退手続まで長期間を要している事例も発生している。

(ウ) 時効完成分の一部については、債権所管課は、債務者からの時効援用通知の提出を受けて、債権放棄を行ったようである。

(エ) 破産者に対する未収となった本件債権について、免責の範囲と未収となった共済掛金の範囲について法的疑義が発生したことから、時効援用の前提としての債権の特定が困難であるという理由で、債権放棄が行われず、未処理の状態が継続しているものが存在する。

(4) 公会計上の処理

債権所管課は、本件債権について、不納欠損実績率を1.6328%と算定し、146,025円の徴収不能引当金を計上している。

・ 過年度 (単位：円)

年度	年度末 債権残高	不納 欠損額	不納欠損 実績率
2019	8,943,200	0	(B) ÷ (A)
2018	9,044,300	0	1.6328%
2017	9,714,600	226,100	
2016	10,305,900	607,600	
2015	11,032,800	0	
2014	10,963,600	167,800	
	2014・2018計 (A)	2015・2019計 (B)	回収不能見込額
	51,061,200	833,700	146,025

・ 当年度 (単位：円)

年度	年度末	不納	不納欠損

放置された状態になっていたものがある。これは、債権管理業務を行う人員の不
足、時効の前提となる債権の範囲の特定についての法的疑義があるなどの要因によ
るものである。
しかし、債権所管課は、このような債権に関しては、速やかに、徴収停止又は
債権放棄などの処理を行い、限られた人的資金的リソースを回収可能な債権に集
中させるべきである。

(6) 意見的指摘事項
特になし。

	債権残高	欠損額	実積率
2019	215,350	0	(B) ÷ (A)
2018	316,900	0	0
2017	147,700	0	0
2016	480,400	0	0
2015	1,127,400	0	0
2014	1,096,900	0	0
	2014~2018 計 (A)	2015~2019 計 (B)	
	3,169,300	0	

(福祉子どもみらい局障害福祉課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

(5) 指摘事項【37、38、39】

ア 是正すべき事項

本件債権に関しては、債務者による滞納が発生した後にも、強制脱退の手続が
取られないまま、法的手続はおろか債務者に対して督促状の発送すら行われずに
滞納が長期化した事例が見られた。

債権所管課は、本件債権に関して、ハンドブックに従った債権管理を行ってい
ないといわざるを得ない。

かかる点については是正すべきである。

イ 運用上改善することが必要な事項

上述のとおり、本来であれば、条例及び規則によれば、加入者は、原則 2 か月
の共済掛金を滞納することによって、当然に、その翌月から加入者としての地位
を失うとされている。

しかし、障害者扶養共済制度が、保護者が死亡又は著しい障害を負った場合に、
独立自活の見込みのない心身障害者に支給される年金という福祉目的の制度であ
ることもあり、債権所管課は、加入者が 2 か月の滞納を行ったことが、必ずしも
機械的に保険事業者との間の保険約款上の加入者の脱退手続に繋がるものではな
いことから、県は保険事業者に対する保険料の支払を継続し、保険事業者との間
の保険契約を継続する運用をしてきた。

その結果、県は、加入者を共済契約から脱退させないことよって、自らの負
担により、保険事業者との間で、加入者のための保険契約を維持してしまい、か
えて共済掛金の滞納を長期化させてしまっていた。

しかし、本件債権は、あくまでも県と加入者との間の任意加入の共済契約に基
づく私債権に過ぎないことから、債権所管課は、行政の公平性を確保する観点か
ら、滞納が長期化する債務者については強制脱退の処理をして、債権管理条例
及びハンドブックに従って、法的手続を取るなどの処理を行わなければならない。

ウ 事務の効率化の観点

本件債権のうち長期の未収債権については、債務者に対する法的措置を取るな
どの回収の努力や、徴収停止措置を取るなどの判断がなされることなく、漫然と

第4 県土整備局

1 行政代執行船舶の保管・処分費用（県土整備経理課）

(1) 概要

債権の名称	行政代執行船舶の保管・処分費用
根拠となる法令・条例・要綱等	民法第697条第1項、同法第702条第1項（事務管理に基づく有益費償還請求）
制度概要	行政代執行により移動させた船舶について県が保管・処分した際にかかった費用
債権の性質	私債権
所管部署	県土整備局県土整備経理課 （土木事務所は複数あるが、今回の実査は藤沢土木事務所のみを対象とする。） なお、事業所管課は県土整備局河川課である。
債権管理体制	藤沢土木事務所 許認可指導課 1名
債権者の属性・数	全体 8
時効期間	藤沢土木事務所については債権者4名（債権数は6本） 10年（旧民法第167第1項）
債権管理台帳	交渉経過等の所要事項を随時追記したエクセルファイル等があり、それを紙ベースで保管している。
督促・催告	ハンドブックに従い実施
時効管理の状況	ハンドブックに従い実施
法的手続による回収	なし（ただし、本件債権の前提となる強制徴収公債権は法的手続あり）

債権金額の状況	債権残高	令和2年度		債権残高
	R2.3.31	調定	収入	R3.3.31
金額(円)	4,770,005	4,770,005	110,000	0
件数(件)	8	8	1	0
引当金計上額(円)				0 (令和2年度末)

(2) 債権の内容

債権の所管部署は①横須賀土木事務所、②藤沢土木事務所、③横浜川崎治水事務所である。

①横須賀土木事務所が保有する債権については、債権者が1名で所在不明の状況であり、②藤沢土木事務所が保有する債権については、債権者が4名で6本の債権があるが、消滅時効が完成している可能性が高いものであり、③横浜川崎治水事務所が保有する債権については、債権者が3名で分割納付が進んでいる者があるとのことであった（うち1名については令和2年度に110,000円の納付があったとのことである。）。

そこで、監査人は特に調査の必要が高いと考えられる②藤沢土木事務所を調査対象とすることとした。

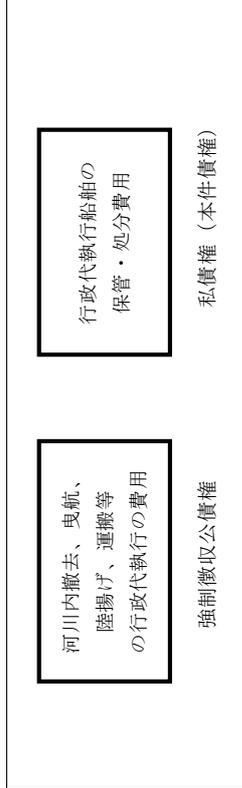
以下は②藤沢土木事務所の調査結果である。

ア 債権発生の経緯

平成16年から平成19年にかけて、県は、境川（二級河川）に不法係留されていた船舶に対して、河川内撤去、曳航、陸揚げ、運搬等の行政代執行を行った。そのため、県は行政代執行のための費用として、前記債務者4名に対して2,064,104円を請求している。これは強制徴収公債権である（行政代執行法第6条第1項）。

県は、撤去した船舶の保管・処分をすることになったが、本件債権はこれに係る費用を債務者に対して請求するものである。そして、名目上は「保管・処分費用」とされているが、「保管費用」については県有地に保管しており費用が発生しないとして計上していない。そのため、実質的には「処分費用」のみであり、その額は1,900,407円である。本件債権は私債権と整理されている。

藤沢土木事務所は、行政代執行費用の未収入金（強制徴収公債権）と行政代執行船舶の保管、処分費用（私債権）については、法的性質が別であることから名目上別債権として管理しているが、実質的には一体の債権として管理している。



本件債権の回収状況（令和2年4月1日時点）

債務者	調定日	保管費用	処分費用	収入状況	収入未済額	備考
①A氏	H17.5.30	0	310,707	0	310,707	
②B氏	H19.6.27	0	282,830	0	282,830	
③B氏	H19.6.27	0	310,026	0	310,026	
④B氏	H19.6.27	0	660,844	0	660,844	
⑤C氏	H20.10.22	0	231,000	0	231,000	
⑥D氏	H20.10.22	0	105,000	0	105,000	
合計		0	1,900,407	0	1,900,407	

（県土整備局県土整備経理課とアラインング受領資料に基づき監査人作成）

上記の表「本件債権の回収状況（令和2年4月1日時点）」のとおり、令和2年度の収入状況は0円である。調定をした平成17年以降、合計1,900,407円の債権が何らの回収もされないまま残っている。

なお、以下の（参考）「河川内撤去、曳航、陸揚げ、運搬等の行政代執行の費用の回収状況」の通り、上記行政代執行に係る河川内撤去、曳航、陸揚げ、運搬等の費用（強制徴収公債権）は合計2,064,104円であり、そのうち647,713円につ

いては滞納処分等により回収されたものの、残りの1,416,391円については回収の手立てがなく、消滅時効期間が経過したため、平成21年及び平成30年に欠損処分がなされている。

(参考) 河川内撤去、曳航、陸揚げ、運搬等の行政代執行の費用の回収状況

債務者	調定日	行政代執行費用	収入状況	収入未済額	備考
①A氏	H16.5.18	574,676	0	574,676	H21.9.3欠損
②B氏	H16.5.18	201,781	201,781	0	35の金融機関を調査し滞納処分
③B氏	H16.5.18	221,183	221,183	0	
④B氏	H16.5.18	471,469	49,036	422,433	H30.11.15欠損
⑤C氏	H19.6.27	427,176	7,894	419,282	25の金融機関を調査し滞納処分
⑥D氏	H19.6.27	167,819	167,819	0	28の金融機関を調査し滞納処分
合計		2,064,104	647,713	1,416,391	

(県土整備局県土整備経理課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

したがって、本件債権は、「実質的には一体の債権である強制徴収公債権について既に回収の手を尽くした債務者に対して残っている私債権」であり、そもそも回収できる見込みが著しく低いものである。

イ 債権の数

債務者は4名であるが、そのうちの1名の債務者に対して3本の債権が存在しているため、合計の債権数は6本である。

ウ 未調定の遅延損害金の存在

遅延損害金については、元本が完済されて金額が確定した後に調定される運用になっているところ、本件債権においては、元本が一切完済されておらず、遅延損害金の調定はされていないが、法律上は存在している。

エ 保管・処分費用の法的根拠

(ア) 沈船していた船舶について
県としては、保管・処分費用の法的根拠を「事務管理」(民法第702条)に求められている。

すなわち、当初に処分した船舶は10か月以上沈船していたA氏の船舶であったが、これについては、明らかに廃棄物とみることができると、義務なく債務者のために廃棄物を県が処分したとして、県は「事務管理」に基づき、A氏に対して費用を請求するという法的構成としていた。

そして、平成16年11月18日における顧問弁護士との相談の際は、この船舶についてであれば事務管理でいくしかないと結論を得て、平成17年2月10日、A氏の船舶が処分された。

なお、顧問弁護士は、他の船舶については県が一方的に処分することはできないと述べていた。

(イ) それ以外の船舶について

A氏の船舶以外の船舶を処分したことについて、県はその法的根拠を明確にできていない。

平成17年10月6日の法律相談において、顧問弁護士は、その当時の債権者管理担当者に対して「他人の所有物を勝手に処分すると、相手に訴えられた場合には理屈がないと違法になり裁判では負けることになる」、「既存の法律の中で明確な根拠で処分することは難しいと思う」などとアドバイスしている。

これを前提とする限り、県は、法律に基づく行政の原則に鑑みれば、A氏の船舶以外の船舶を処分することはできないはずである。

しかし、「境川行政代執行船舶の取り扱いについて」(作成日時は不明であるが、平成17年2月10日以降であり、かつ、残りの船舶の処分を開始する平成19年より前の時期であると思われる。)によれば、県は、「廃棄処分方法は、法的な根拠が未整備ではあるが、所有者は、速やかに船舶を引取る義務があり、また、再三の引取り通知を受けているにも拘わらず、放置し続けている現状があり、最終的に当該船舶を県が廃棄処分することは、社会通念上妥当である行政判断と考える。また、処分費用の請求については、原因者負担として所有者に費用請求することが妥当であると考える」という判断をしたことがわかる。

なお、県は、すべての船舶について、鑑定評価を行っており、1隻以外は無価値という結果となったため、裁判所にて競売して代価を供託することも考えたようであるが、無価値である以上、現実的ではないという結論に至っている。

(ウ) 現在の方針について

事業所管課の河川課によれば、現在は、処分の検討に当たっては可能な限り所有権に配慮しているとのことである。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

藤沢土木事務所許可指導課の管理担当は1名である。
県土整備局県土整備経理課においては経理第1グループに2名の管理担当がいる。

現状において債権回収は全くできていない状況である。詳細は後述する。
債権管理ファイルには、交渉経過等が記載されているが、行政代執行後、債務者本人とやりとりできていないケースはない(行政代執行を行う際には連絡が取れている債務者も存在した。)

イ 調定について

本件債権については、県による不法係留船舶の処分作業が完了し、処分費用の

額が確定した後、調定を行っている。

ウ 滞納発生時の対応

(ア) 督促状の発送

6本の債権のうち、4本の債権については、滞納発生日から20日以内に督促状を発送しているが、残り2本の債権については滞納発生日から38日後に督促状を発送したとのことである。

(イ) 催告等

督促をしても反応がない場合には、催告を行うことが求められるが、本件債権(処分費用)については、電話の催告のみで書面による催告が実施された記録はない。

臨戸訪問は、A氏については、令和2年度ではないが、令和3年5月26日に実施したとのことであった。その際、担当者は、A氏自身は不在であったが居住していることを確認している。

(ウ) 連帯債務者・連帯保証人

本件債権においては、連帯債務者・連帯保証人が存在しない。

エ 納付交渉について

本件債権については、債務者本人と接触できたことがないため、納付交渉の記録はない。

なお、本件債権ではないが、代執行の費用の徴収の際、B氏から納付誓約書(1か月6万円、合計47万1,469円の納付)の提出を受けている。

オ 徴収停止について

徴収停止の措置(施行令第171条の5)は活用されていない。

なお、令和3年度、A氏について徴収停止の措置を検討したとのことである。しかし、令和3年5月に臨戸訪問をした際、A氏が住所に居住している事実が発覚し、要件を満たさないことが明らかとなったため活用できていないとのことである。

カ 時効管理

(ア) 本件債権については、令和2年4月1日より前の債権しかなく、10年を消滅時効期間として管理しており、時効期間、時効の起算点、中断(更新)事由などについては、ハンドブックを参考に判断しているとのことである。

(イ) もともと、いずれの債権についても何らの法的措置をとらないままであったため、すべての債権について消滅時効が完成している状況であり、債権管理条例に基づく債権放棄を検討しているとのことである。

なお、現在も電話による督促を試みてはいるとのことである。

キ 法的手続による回収

土木事務所としては、回収の見込みがないと考えており、法的手続をとることについて消極的のまま来てしまったとのことである。

その理由としては、上記のように、強制徴収公債権である行政代執行の費用の回収の際に強制徴収の手続を活用したにもかかわらず4分の1程度しか回収ができなかったことを前提とすれば、私債権である本件債権については、仮に法的手続を取ったとしても債務者の資産状況が不明のまま強制執行の手続に踏み切らざるを得ず、回収見込みが低いと考えられたことから、費用対効果の面から消極的になってしまったということであった。

なお、土木事務所の現在の担当者においては、弁護士に本件債権について相談をしたことがないとのことであった。

(4) 公会計上の取り扱い

県土整備経理課としては、これまでに不納欠損処理の実績がないことから不納欠損実績率ゼロとして、徴収不能引当金を計上していないとのことであった。

(5) 指摘事項【40、41】

ア 債権回収の効率的実施

本件債権の債権回収業務の効率性の観点から、以下の点を指摘することができる。

(ア) 改善すべき事項

上記のとおり、本件債権は、実質的に強制徴収公債権である行政代執行費用債権と一体をなすものである。

そして、県は、債務者から、不法係留船の引き揚げにかかる行政代執行費用を強制徴収することによって、債務者は実質的に無資力に近い状態になっており、船舶処分費用については、そもそも回収可能性が低いと考えられる。

しかも、県は、債務者の各船舶を処分してから、法的措置を講じないまま、10年以上を経過しており、消滅時効期間が経過している。特に、A氏については、調定日は平成17年5月30日であるので、15年を経過している。

このような長期にわたって放置状態にあった債権は請求することもいつまでも保有することもいずれも不適切である。

また、長期間、債権を放置すれば、債務者が死亡することがあり得るが、その場合、相続人調査に膨大な時間と手間を要することになる。また、相続人が複数存在する場合、金銭債権は法定相続分に応じて各相続人に当然に分割して承継されるため、相続人全員から時効援用がされない限り債権は残ってしまいうことになる。

(イ) 改善方法

a 債権所管課は、連絡が取れた債権者に関しては、消滅時効の援用を促した上で、債権放棄手続を取ることが望ましい。

本件においては消滅時効の援用を促すことはやむを得ないケースであると思

料する（現に、他局においては令和2年度に消滅時効の援用を促した結果、問題の解決に成功している。。）。

b それができないのであれば、議会の議決（法第96条第1項第10号）によって債権放棄をすることが望ましい。債権所管課としては議会に対して本件債権の管理状況を報告することが適切であることは理解できなくはないものの、本件債権について債務者に支払を求めることが適切ではないこと、今後、債務者の所在調査等に膨大な事務量が必要となる可能性が高いこと等の事情からすれば、本件債権を放棄することについて議会の理解を得ることは十分に可能である。

c なお、債権所管課である県土整備経理課としては、議会の議決による債権放棄ではなく債権管理条例による債権放棄を検討しているとのことである。しかし、少なくとも、A氏については令和3年5月の臨戸訪問の結果、居住確認ができており、所在不明の要件を満たさず、当該方法によることは困難であるとされる。そのため、A氏については消滅時効の援用を促すか「議会の議決」による債権放棄によるほかないと思料される。

イ 徴収不能引当金の未処理について

(ア) 是正すべき事項

上述のとおり、県土整備経理課は、本件債権の過去10年間の回収実績が0円であり、今後も回収はきわめて困難だと思料されるにもかかわらず、不能欠損の実績がないという理由で徴収不能引当金の計上処理をしていない。

(イ) 改善方法

公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされている。また、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金を計上するための例示の一つとされているが、債権について回収可能性に疑義が生じる場合には、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきである。

本件債権については、すでに消滅時効が完成していることや過去の回収実績からみて、徴収不能引当金を計上しない理由がない。

したがって、県土整備経理課は、本件債権について、速やかに徴収不能引当金の計上処理をすべきである。

(6) 意見的指摘事項【14、15】

ア 船舶処分の法的根拠が不明確である点

(ア) 是正すべき点

県が不法係留船舶の撤去に注力していること自体については全国的にみても評価されるべきものであると思料する。

しかし、そもそも、私有財産権については、憲法上第29条によって保障された権利であり、県は民間人の所有にかかる船舶を何らの法的根拠もなく処分することはできないのが原則である。

県は、顧問弁護士との相談においても、明確に他人の所有物を勝手に処分することはできない旨の指摘を受けている。

この点、県は、顧問弁護士との相談を行った際に、A氏の船舶については、沈船しているという事情があったことから、事実上A氏により所有権が放棄された廃棄物と整理することによって、事務管理という法律構成により、行政代執行により引き上げた船舶を処分し、A氏に対して処分費用を請求することとした。

これに対して、県は、A氏の船舶以外の船舶については、これを処分する法律構成を明確にできていない。県は、顧問弁護士からも、A氏の船舶以外の船舶については、既存の法律の中で明確な根拠で処分することは難しいと明確に指摘されている。

しかし、法律上、事務管理には、保存管理行為のみならず処分行為を含むが、処分行為が有効になるには、所有者からの追認が必要であるというのが判例であるから（大判大正7年7月10日民録24輯1,432頁）、県は、船舶所有者であるA氏から行政代執行により保管処分とした船舶を処分することについての事後的な同意を得て追認されていない以上、A氏の船舶とそれ以外の者の船舶とで区別をする理屈は存在しない。

以上より、県は、A氏の船舶のみならず、それ以外の者の船舶の処分に関する処分費用については、上記のとおり法的根拠が明らかではない以上、各船舶所有者に対して、処分費用を請求する権利をそもそも有しているかどうか、という点に疑義があると言わざるを得ない。

むしろ、県は、A氏に関しても、A氏以外の者に関しても、船舶所有者から船舶所有権侵害に関する損害賠償請求訴訟を提起されるリスクがあるといえる。もともと、各船舶所有者は、自らの船舶の所有権を放棄したものと合理的に考えられることから、上記に記載した損害賠償請求訴訟を提起してくる現実的な可能性は決して高くはないと考えられる。

(イ) 改善方法

a 神奈川県による改善のための行動について

現在、県は、類似の事案においては、行政代執行により除去した不法係留船舶については、原則として除去に関する行政代執行費用及び処分に関する費用を請求する方針は変わらないものの、近年は船舶の処分はせず、県有地に保管する運用としているようである。しかし、県有地にも限りなくなくなることや保管に利用しているがために県有地を他の用途に利用できなくなることから、事実上所有権が放棄されたとみなすことができるとする不法係留船舶を県有地に保管し続ける運

用には限界があるというべきである。

そして、県は、船舶の処分を可能にする条例の制定の検討をしたようであるが、行政代執行を行った船舶の処分には課題が多く、話が進まなかったという経緯があるとのことである。また、県は、国土交通省などに對しても、代執行船舶について簡易な手続で撤去後の措置が行えるように制度の創設を求めているとのことである。

このような検討を行ったことについては高く評価されるべきものである。

b 提案する改善方法

代執行船舶の撤去後の措置について現状を改善する方法が存在しない以上、代執行船舶の処分を可能とする特別措置条例ないし臨時措置条例の制定を改めて再検討するとともに、本件の場合、憲法上保障された財産権に対する侵害処分を定めることをする以上、狭義の意味で法律によるべき点とも考えられることから、県議会が、法第99条に基づき、事実上放棄されている不法係留船の処分権を一定の場合に地方公共団体に認める立法を求めるとともに、意見書を決議し、これを国会に提出を行うことを検討されたい。

イ 債権管理担当者への相談支援

仮に、上記アを前提とせずとも、県は、本件債権の債権回収業務の適正化の観点から、以下の点を指摘することができる。

(ア) 是正すべき事項

県は、本件債権について支払督促、訴訟をはじめとする法的措置を一切とっていない。

しかし、強制徴収公債権である行政代執行費用に関しては、県は、支払督促や訴訟を行う必要なく、滞納処分により債権回収を行うことができるが、私債権である本件債権を回収するためには、単なる催告だけにとどまらず、何らかの法的措置をとることが必要であった。

(イ) 改善方法

県が各船舶所有者の船舶を処分した当時は、不法係留船対応の所管部署は、県土整備局河川課防災・プレジャーボート対策班であり、当時の担当者は、不法係留船に対する対応を検討するために、頻繁に顧問弁護士に相談をしていた。

しかし、本件債権の管理に関しては、所管部署が現場の土木事務所や治水事務所に移管され、かつ、回収が困難であることから、債権管理担当者は弁護士に相談を行うことをしないうまま時間が経過してしまっていた。現在の本件債権の管理を担当する藤沢土木事務所の担当者は、債権の管理回収に関して、弁護士に相談した実績がない。

仮に、藤沢土木事務所の債権管理担当者が、債権管理回収について、弁護士に相談をすることができていれば、本件債権の消滅時効期間の徒過を防止したり、回収可能性についての助言を踏まえて徴収停止、債権放棄、免除等の方針

を定めたりして、効率的な管理を行うことができただ可能性は高い。

また、本件債権の管理回収に際しては、藤沢土木事務所の債権管理担当者、県土整備局県土整備経理課及び河川課の担当者から、債権の管理回収方針について何かしらの助力をする旨のアプローチを受けたという事実はなかった。

債権管理回収の所管部署が、土木事務所や治水事務所などの現場事務所である場合には、県土整備局県土整備経理課及び事業主管課である河川課と連携し、積極的に顧問弁護士相談に誘導し、段取りを組むなどというアプローチを取り、債権の管理回収に助力をすることが望まれる。

2 土地建物等貸付収入 (用地課)

(1) 概要

債権の名称 根拠となる法 令・条例・要綱 等	土地建物等貸付収入 民法第 601 条
制度概要	横浜川崎治水事務所が、債務者の夫に対して、河川改修の代替地として 県有地を払い下げたことを予定したうえで、占有を許可したが、その 後、県有地の払下げは実現しないまま、債務者の夫が死亡したため、相 続人である債務者との間で同土地に関する賃貸借契約を締結したという もの
債権の性質	私債権
所管部署	県土整備局用地課
債権管理体制	横浜川崎治水事務所 県土整備局用地課財産管理グループ 3 名
債務者の属性・ 数	横浜川崎治水事務所 3 名 1 名
時効期間	5 年間 (旧民法第 169 条)
債権管理台帳	交渉経過等の所要事項を随時追記したエクセルファイル等を利用
督促・催告	ハンドブックに従い実施
時効管理の状況	ハンドブックに従い実施
法的手続による 回収	(ただし、時効消滅のおそれがある債権がある) なし

債権金額の状況	債権残高 R2.3.31	令和 2 年度		債権残高 R3.3.31
	金額(円)	796,608	収入	不納欠損
	件数(件)	6	66,020	0
引当金計上額(円)		7	1	0
				0 (令和 2 年度末)

(2) 債権の内容

ア 債権発生の経緯

本件は、横浜川崎治水事務所が、債務者の夫に対して、河川改修の代替地とし
て県有地 (以下「本件土地」という。) を払い下げたことを予定したうえで占有許
可したことに端を発する。なお、その際、治水事務所から債務者の夫に対して移
転補償金が支払われている。
ところが、その後、本件土地の払下げの話が進まず、債務者の夫が死亡したた
め、県が、妻である債務者との間で、本件土地の賃貸借契約を締結したものであ
る。

債務者は、年金以外の収入がない高齢者であり、かつ、払下げのための費用を
捻出することができないため、治水事務所としては、やむをえず、本件土地の賃
貸借契約を毎年更新し続けている。

土地有償貸付契約書 (賃貸借契約書) によれば、ここ数年間においては年払い

(一括払い) の賃料債権であるが (第 4 条第 1 項、同条第 2 項)、令和 2 年 4 月 1
日の時点では、平成 27 年度から令和 2 年度の 6 年分 (債権の数としては平成 27
年度の賃料債権が 2 件に分かれているため合計 7 件) の滞納がある状況であった。

債権の推移 (令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日時点まで)

項目	調定日	R2.4.1 時点 収入未済額	収入日	R3.3.31 時点 収入未済額
平成 27 年度 賃料①	H27.6.9	66,020	R3.2.18	0
平成 27 年度 違約金①	R3.2.24	10,800	R3.3.30	0
平成 27 年度 賃料②	H27.9.28	93,118	未納	93,118
平成 27 年度 違約金②	不明	未計上	未納	未計上
平成 28 年度 賃料	H28.6.23	159,570	未納	159,570
平成 29 年度 賃料	H29.6.8	159,570	未納	159,570
平成 30 年度 賃料	H30.6.6	159,570	未納	159,570
令和元年度 賃料	R1.5.20	158,760	未納	158,760
令和 2 年度 賃料	R2.5.20	158,760	未納	158,760
合計		955,368		889,348

※「R2.4.1 時点収入未済額」について、令和 2 年度は調定日である R2.5.20 現在の収
入未済額を記載している。

(県土整備局用地課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

上記の表「債権の推移 (令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日時点まで)」
のとおり、令和 2 年度の収入状況は次のとおりである。すなわち、令和 3 年 2 月
18 日に平成 27 年度賃料①66,020 円が収入され、平成 27 年度賃料①の違約金
10,800 円については令和 3 年 2 月 24 日に調定され、同年 3 月 30 日に収入されて
いる。

なお、本件監査対象期間である令和 2 年度以降の事情として、令和 3 年 4 月に
平成 27 年度賃料②93,118 円、同年 8 月に平成 27 年度賃料の違約金 14,841 円の
納付があったが、それ以降の平成 28 年度賃料から令和 3 年度賃料までについては
令和 3 年 11 月 1 日時点においては回収できていない。

そのため、消滅時効の問題が生じている。詳細は後述する。

イ 債権の数

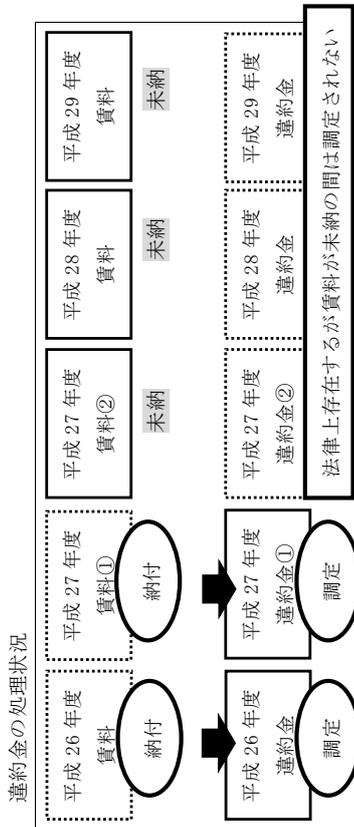
年払いの賃料債権であり、平成 27 年から令和 2 年の 6 年分の滞納があるため、
合計 6 件である。また、横浜川崎治水事務所としては、滞納が解消されなくても
今後も解除をすることなく継続的に賃貸し続けていくという意向のため、毎年発
生し続ける個別性の高い債権である。

ウ 未調定の違約金の存在

違約金は、元金が完済されたことよって、その金額が確定した後に調定され
る運用であるため、法律上は発生しているが、調定されていない状況にある。

したがって、本件債権において、令和 2 年 11 月に納付された平成 26 年度賃料

の違約金 26,228 円、令和3年2月に納付された平成27年度賃料①66,020 円、同年3月に納付された平成27年度賃料①の違約金 10,800 円については、同じ年度の賃料の納付があったから調定するため、令和3年2月24日に調定されている。なお、図にすると以下の図「違約金の処理状況」のような仕組みである。



(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など
 県土整備局用地課においては財産管理グループに3名の管理担当がいる。また、横浜川崎治水事務所においては3名の管理担当がいる。もともと、後述のように、両者が十分に協働できていないため、債権管理において大きな問題が生じている。詳細は後述する。
 債権管理ファイルには、交渉経過等が記載されているが、債務者本人のやりとりは一切なされおらず、すべて債務者の娘とのやりとりとなっている。なお、債務者の娘は債務者とは別居しており、かつ、連帯保証人の地位にあるわけではない。そして、治水事務所から書面を郵送する際には、内容物の書面の宛名は債務者本人となっているものの、封筒の宛名は債務者の娘となっており、郵便物を受け取った債務者の娘が債務者に見せている、という方法でやりとりされている。そのため、債務者本人において治水事務所が送付した書面の内容を確認している確証が全くない状態である。これについても詳細は後述する。

イ 調定について

本件債権については、「土地有償貸付契約書」(平成29年度までの呼称)ないし「土地賃貸借契約書」(平成30年度以降の呼称)に基づき、債務者に納入をさせている。

具体的には、上記の契約書第4条第2項に「甲(治水事務所)が発行する納入通知書により、指定期日までに神奈川県公金取扱店に納入する。」との規定があり、同規定に基づいて調定を実施している。調定時期は毎年の実績によると5月から

6月である。よって、本件債権については、毎年調定をした上で、納入通知書を発行し、未収のものについては調定繰り越しを行っている。

ウ 滞納発生時の対応

- (ア) 督促状の発送
 財務規則の規定に基づき、納付期限後20日以内に督促状を発送している。問題点として、上述したとおり、督促状の発送先が債務者の娘宛となっていることが挙げられる。詳細は後述する。
- (イ) 催告等
 督促をしても反応がない場合には、職員から債務者の娘に対して電話催告を行っている。状況に応じて債務者の娘と面談を実施しているとのことである。したがって、債務者本人との電話や面談は実施していない。
- 臨戸訪問については、債務者の娘に電話をした場合、大抵連絡が取れるため、特に実施していないとのことである。
- (ウ) 連帯債務者・連帯保証人
 本件債権においては、連帯債務者・連帯保証人が存在しない。

もともと、債務者の娘が連絡窓口となり、賃料の納付を行っているため、事実上、連帯保証人に準じた役割を担っている。

なお、賃料の工面を誰がしているかについては、交渉記録における債務者の娘の「年金で払う」(平成27年7月14日)等の記載からは債務者が工面している可能性も考えられるものの、「6月は車の車検があった。8月はマンションのローンのボーナス払いをしなければならぬので無理。」(平成28年7月21日)等の記載からは債務者の娘が工面している可能性も考えられ、債務者本人と債務者の娘のいずれが工面しているかは判断としない。

(エ) 債務者の娘が債務者本人と接触をすることを拒絶する点

横浜川崎治水事務所としては、平成27年度以前においては、債務者本人とも接触をするよう試みていたが、債務者本人と連絡を取ろうとすると債務者の娘が怒り、話にならなくなると、現在は、債務者の娘とだけ連絡を取っている状況である。

エ 納付交渉について

(ア) 債務者の娘から分割払いの申出があった場合は、電話にて生活状況、収支状況、勤務先等をできる範囲で聴取した上で、事実上、年度ごとの分割払いに応じているとのことである。分割払いとはいはえ、債務者の娘は、年度ごとの納付をするため、各年度の賃料を細切れにすることはなく、当該年度の賃料を一括で納付し、その後、当該年度の賃料の違約金を一括で納付する、というような形が続いている。

なお、納付誓約書を提出してもらった実績はない。

また、履行延期の特約（施行令第 171 条の 6）の要件については吟味していないとのことである。

（イ）現状としては、上記のような分割払い（延納）に応じているため、6 年分の債権が溜まってしまっているが、完済の用途は立っていない。

また、賃貸借契約を解除して明渡しを求めるとは予定していないとのことである。債務者が高齢者であり、かつ、収入がないことからくる政策的配慮であると思われる。

オ 徴収停止について

徴収停止の措置（施行令第 171 条の 5）は要件を満たさないことが明らかであるため活用していないとのことである。

カ 時効管理

（ア）令和 2 年 4 月 1 日より前に貸付契約をした債権についても、同日以降に貸付契約をした債権についても 5 年を消滅時効期間として管理しており、時効期間、時効の起算点、中断（更新）事由などについては、ハンドブックを参考に判断しているとのことである。

（イ）もっとも、令和 2 年度においては、平成 27 年度の債権について消滅時効が完成していた。令和 3 年 4 月、債務者の娘が消滅時効の完成を知らずに平成 27 年度分を納付したために問題は発生しなかったが、令和 3 年度においては、また平成 28 年度の債権について消滅時効が完成することが見込まれ、常に過去の債権が消滅時効の完成と隣り合わせの状態にある。

キ 法的手続による回収

上記のように、毎年、消滅時効が完成してしまう状況下であれば、法的手続により債権名義を取得するのが適切であると思われるが、横浜川崎治水事務所としては、法的手続をとることについては極めて消極的であった。

その理由としては、債務者に対して法的手続をとった結果、債務者の娘が質料を納付するのをやめてしまう可能性があること（例えば、弁護士に相談に行った結果、消滅時効の制度が使えないことを知ってしまうことが考えられる）、現状においては遅れながらではあるものの債務者の娘は音信不通になることなく、年度ごとに一括で支払いを継続していること等の事情から、債権名義を取ること躊躇しているとのことであった。

もっとも、横浜川崎治水事務所の職員、少なくとも現担当者においては、そもそも弁護士に本件債権について相談をしたことがないとのことであった。

（4）公会計上の取り扱い

県土整備局用地課としては、消滅時効が完成しておらず、遅れながらも支払いがされており、かつ、不納欠損処理の要件も満たしていないため回収不能とは判断せず、徴収不能引当金の計上は不要と判断しているとのことであった。

（5）指摘事項【42、43、44】

ア 是正すべき事項

（ア）債務者本人ではなく債務者の娘とのみやりとりをしていること

a 是正すべき事項

債務者本人と接触していない状態が長期間継続している点は即刻是正すべきである。

本件において、横浜川崎治水事務所は、債務者の娘と称する者だけでなく連絡を取り、債権を回収しているという状況が少なくとも 6～7 年（記録にはないがそれ以上の可能性もある）もの長期間継続している。

賃貸借契約の申込書を見る限り、記入された氏名は債務者のものとはなっているが、筆跡は明らかに債務者の娘のものである。送られてきている債務者の娘の封筒の筆跡と照合すると、申込書の債務者の氏名の筆跡は債務者の娘の筆跡であることが看取できる。しかも、令和 3 年からは申込書において電話番号の記載も求めるようにはなっているものの、記載されている携帯電話番号は債務者の娘のものだと思料される。以上から、賃貸借契約の更新の申込すら債務者本人が行っていないことが推察できる。そのため、仮に、債務者の娘に適切な代理権が付与されていないならば、無権代理となり、そもそも賃貸借契約が有効に債務者に効果帰属しているか、という点にも疑義が生じうる。

また、仮に、債務者の娘の行為が有効に債務者に効果帰属するとしても、債務者の娘が債務者本人に何の報告もせずに本件債権の支払いをしてきたというような場合、債務者の娘による第三者弁済（民法第 474 条）がされてきたということの意味するが、債務者自身が債務の承認をするという事情がないため、消滅時効の完成が容易に認められやすくなってしまいうという問題がある。

さらに言えば、債務者の娘から債務者に対して、仮に、本件土地の所有権が債務者に移転している旨が伝えられているなど自主占有が肯定される場合、債務者が本件土地を時効取得してしまおうおそれがある。

b 改善方法

何より重要なことは、横浜川崎治水事務所の担当者が、債務者の娘同伴でも差し支えないので、債務者本人と接触を試み、債務者本人の具体的な状況を把握することである。まず、随戸訪問をすることで債務者本人の生活状況を把握できる可能性があるもので、即刻随戸訪問を実施すべきである。

債務者の娘は横浜川崎治水事務所の職員が債務者本人に連絡を取ることを拒絶しているということとであるが、その理由は治水事務所の職員も把握して

いないところである。もし債務者本人が認知症等の理由で接触できない状態にないのであれば、後見の申立てによって債務者の娘を後見人とした上で後見人と接触することが考えられる。この手段をとれば、債務者の娘とだけ接触することに何の問題もなくなる。

(イ) 消滅時効が完成している状態

a 是正すべき事項

現在、毎年、本件債権の過去分につき、消滅時効が完成している状況を是正すべきである。

令和2年度においては、平成27年度分の賃料②の消滅時効が完成していたものの、債務者の娘がたまたま令和3年4月にこれの支払いを行ったため、果が回収することができずに過ぎない。

このような状況は極めて問題がある。

b 改善方法

果は、本件債権の過去分について、速やかに支払督促や訴訟などの法的措置を取ることが求められる。

果は、債務者の娘が遅滞しながらも納付を継続しているという理由で法的措置を躊躇しているとのことであるが、賃料の滞納期間が6年分にも及んでいる以上、かかる運用には問題がある。

(ウ) 徴収不能引当金を計上していない点

a 是正すべき事項

果は、5年ないし6年を経過し、消滅時効が完成しそうな債権を常時抱える状態にあるから、本件債権のうち一定程度の金額について徴収不能引当金として計上していないことは問題である。

たしかに、現状としては、本件債権の過去分については消滅時効期間が経過しているものの、債務者の娘により毎年一定程度の返済はされているため、その点ではただちに本件債権は全額が徴収不能とまではいええないと思える。

しかし、債務者本人が80代の高齢者であり、かつ、債務者の娘にも法律上は返済の義務がないこと、本来の支払期日は大きく経過しており一括返済を期待することは極めて困難であること等の事情に照らすと、毎年一定程度の金額の返済があるという事実のみをもって将来も同様に継続的な回収が可能であると判断することは合理的ではない。

b 改善方法

債権所管課は本件債権についてただちに徴収不能引当金の計上処理をすべきである。

公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされている。また、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金を計上するための例示のひとつにすぎず、債権について回収可能性に疑義

が生じる場合には、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細に検討すべきである。

具体的には、債権所管課は、本件債権について、債務者の資力（月の収入等）や寿命（平均余命）等を勘案して回収可能性を慎重に検討し、回収が見込まれない金額については引当金を計上することが求められる。

(6) 意見的指摘事項【16、17、18】

ア 県土整備局用地課との協働

(ア) 改善が望まれる事項

本件は、横浜川崎治水事務所が自らの判断で進めているが、県土整備局用地課と連携が取れておらず、協働が十分でない点は問題を深化させている。

すなわち、財務規則第64条の2によれば、横浜川崎治水事務所が「債権の現況を把握し、並びにその保全及び取立てに関し必要な措置をとる」責任を負うこととされるため、県土整備局用地課との連携は必ずしも求められるものではないが、実際上は、本件のように、横浜川崎治水事務所の現場担当者の手に負えないような事案に関しては、県土整備局用地課が積極的に助力をすべきケースはありうる。

本件に関しては、県土整備局用地課は、「現場が判断して進めている」等と説明しており、同局同課が横浜川崎治水事務所に対して、解決に向けた積極的なアプローチをしたという事実はなかった。県土整備局用地課としては、少なくとも、顧問弁護士相談に誘導し、段取りを組むといったことをすべきであったと言える。

(イ) 改善方法

債権の所管を事業所管部署と定める財務規則を前提としても、県土整備局用地課は、横浜川崎治水事務所に積極的に働きかけ、法律相談をすべき事案がなにかを聴取し、弁護士に法律相談をする機会を積極的に提供すべきである。

また、横浜川崎治水事務所も、自らの判断ですべてを解決しようとはせず、県土整備局用地課に対して積極的に助力を求め、弁護士相談の機会を積極的に設けてもらうことが必要である。

イ 外部弁護士への相談

(ア) 改善が望まれる事項

横浜川崎治水事務所においては、外部弁護士に相談した実績がないため、本件に関して、すべて同事務所の債権管理担当の職員の判断で債権管理を行っている。

債権管理回収において、債務者本人と接触できないケースは、債権回収を専門とする弁護士でも悩むものであり、職員だけで判断し行動をすること自体、

よい結果を生まない可能性が高く、かつ、判断自体も遅れたり先延ばしになつたりするため、事業事務の効率性も悪い。

したがって、横浜川崎治水事務所の現場債権管理担当の職員だけで、本件債権の管理回収の一切を解決しようという姿勢そのものを改善することが望まれる。

(イ) 改善方法

横浜川崎治水事務所の職員が弁護士に相談することから始まるべきである。県の顧問弁護士に相談するのが一番簡便かと思われるので、県土整備局用地課が窓口となつて、弁護士相談に繋げることが求められる。

また、今後、本件のように現場の担当者の判断のみで解決が難しい事業が起きる場合に備えて、県全体において弁護士資格を有する者を任期付公務員として採用することも検討することが望まれる。実際に任期付き公務員として採用された弁護士に取材をした経験から、1人法的知識に長けている者がいるだけで、この種の問題は急速に収束に向かうことが多い。

ウ 行政の市民への説明責任

(ア) 説明責任を果たすことが望まれる事項

本件では、横浜川崎治水事務所は、6年分の賃料債権の未納があるにもかかわらず、賃貸借契約の解除をして明渡しを求めない方針である。

そうなると、横浜川崎治水事務所は、賃料を払わない者につき、事実上無償に近い状態で土地を賃貸し、居住することを許容していることとほぼ同義である。

しかし、仮に、債務者が高齢者であり、かつ、貧困であるという事情があるとしても、県が公営住宅に居住する者について、頻繁に、建物明渡し訴訟を提起していることと比べると、行政の公平性という観点から、本件債権にかかる債務者だけ特別扱いする理由はない。

したがって、県は、債務者が長期にわたって賃料を滞納している状況において、代替いてもなお賃貸借契約の更新を続け、土地明渡しを求めないという方針を維持するかという点について、住民に対して明確に説明責任を果たすことが望まれる。

(イ) 改善方法

本件は、河川改修の際、横浜川崎治水事務所が、債務者の夫に対して、代替地として県有地(当時は国有地)を将来の私下げを前提に占有許可したが、その後、債務者の夫が死亡したため、妻である債務者との間で賃貸借契約を締結したというものである。

そして、私下げができなかった事情については明確ではないが、県が、債務者に何らかの不利益を負わせた事情があれば、その説明は十分にされることが望まれる。

また、仮に、県が債務者に対して特に不利益を負わせたような事情がないのであれば、債務者による6年間の賃料の不払いは信頼関係が破壊されたというには十分な事情であるから、賃貸借契約を解除し、土地明渡し請求訴訟を提起することも検討されたい。なお、県が賃貸借契約を解除したとしても、債務者は県営住宅に移住すること等により、最低限の生活を確保することはできることに関見れば、県が債務者の最低限の生活を営む権利を侵害したとの批判に対して抗弁することは十分に可能であろうと思われる。

県は、債務者に対して、土地明渡し訴訟を提起することができない事情があるのであれば、かかる事情について、住民に対して明確に説明責任を果たすことが望まれる。

3 国有水路不法投棄者に対する損害賠償請求（用地課）

(1) 概要

債権の名称	国有水路不法投棄者に対する損害賠償請求権 国有水路不法投棄者に対する訴訟費用請求権（法人分） 国有水路不法投棄者に対する訴訟費用請求権（個人分）
根拠となる法令・ 条例・要綱等	民法第709条
制度概要	事業者が不法投棄をした結果発生した損害賠償請求権
債権の性質	私債権
所管部署	県土整備局用地課
債権管理体制	財産管理グループ内 3名
債務者の属性・数	損害賠償請求権につき、法人1社と個人1名 訴訟費用請求権（法人分）につき、法人1社 訴訟費用請求権（個人分）につき、個人1名
時効期間	判決確定（平成27年11月21日）から10年間 （旧民法第174条の2）
債権管理台帳	ハンズブックに従い実施
督促・催告	ハンズブックに従い実施
時効管理の状況	訴訟により債権名義を取得済
法的手続による 回収	

債権金額の状況	債権残高 R2. 3. 31		令和2年度		債権残高 R3. 3. 31
	金額(円)	件数(件)	調定	収入	不納欠損
	885,416,650	3	885,416,650	3,000	0
引当金計上額 (円)				3	0
					0 (令和2年度末)

(2) 債権の内容

ア 債権発生の経緯及び債権の内容

本件債権は、平成元年から平成7年ごろにかけて、残土処理業者の会社代表者である債務者が旧城山町（現相模原市）の国有水路をはじめとす土地に大量の残土（建設発生土）の不法投棄をした事案に関して県が取得した債権である。県による再三の改善勧告にも従わず、債務者は平成7年11月に逮捕されるまで不法投棄を続けた。債務者が不法投棄した残土は東京ドーム約3.2杯分（20.9ヘクタール、推定400万㎡）の量であり、水路に湖のようなため池ができてしまった。これに関連して、債務者は、自ら排水管を設置していたが、その安全性が確認できなため、県と相模原市は新しい排水管を設置しなければならなかった。

本件債権は、排水管の設置を含む水路の機能回復工事のための費用である（なお、県と相模原市の費用の負担割合については、平成21年2月10日に締結された基本協定書において県：相模原市＝3：1とされている。）。なお、平成19年、県による土砂の安定性分析評価の結果、地盤は安定しており、不法投棄された土砂を現況地盤とみなすと判断されたため、不法投棄された残土

自体の撤去（原状回復）は不要とされている。

イ 債権の数

厳密には、①国有水路不法投棄者に対する損害賠償請求金（法人、個人）と②訴訟費用（個人分）、③訴訟費用（法人分）の3件であるが、実質的には1件である。また、新規に発生する可能性がない個別性の高い債権である。

ウ 債務者の状況・属性

現在、法人の債務者は休眠状態であり、会社代表者である個人の債務者は高齢かつ生活保護受給者のため、県としては債権回収が極めて困難な状況である。

なお、債務者の属性を考慮し、県は、債務者との対面でのやりとりにおいて、初回は警察官に待機を要請するなど、慎重に行ってきたことが記録上取取できる。

(3) 管理の実態

ア 管理体制

本件債権の管理回収は用地課財産管理グループ内の3名が担当している。

債権管理ファイルや交渉記録及び訴訟記録が存在する。

訴訟提起に当たって、消滅時効及び除斥期間の検討、損害額の検討については詳細になされていることが取取できる。

イ 債権確定までの経緯

債権確定が一般的な判決の確定と異なる経緯であるため特筆事項とした。

これによれば、判決の確定は平成27年11月21日である。

以下、時系列に従って債権確定の経緯を記載する。

平成元年～平成7年	残土処理業者の会社代表者である債務者が残土（建設発生土）の不法投棄を行う。
平成7年11月	債務者が不動産侵害罪で逮捕
平成9年3月	国が国有林に対する損害賠償請求訴訟（3,172万円）を提起。 ※国有林の伐採による損害金及び水路機能維持のための防災工事の支出費用の請求のみで水路復旧工事費については工事未着工で損害額の算出が困難であり請求を見送り ※現在も回収はほとんどできていない
平成19年11月	県による土砂の安定性分析評価の結果、地盤は安定しており、不法投棄された土砂を現況地盤とみなすと判断
平成22年3月	国から相模原市へ国有水路を譲与
平成26年3月	復旧工事の内容が確定（損害賠償額の確定）
平成27年5月	県と相模原市が共同で、横浜地方裁判所に損害賠償請求訴訟を提起。
同年9月	※平成7年に発生した債権であるため、20年の除斥期間経過直前であった
同年10月9日	第一審判決において、県と相模原市の請求が全部認容され公示送達を経て控訴期間が経過。 もつとも、後日、判決書が転送され届くことが発覚したた

合計	500	1,207,000
----	-----	-----------

(県土整備局用地課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

(ア) 回収額

上記のとおり、債務者からは1万円の納付(平成27年12月4日、法人分と個人分で5,000円ずつに分けて計上)、5,000円の納付(平成28年2月4日)があったが、平成29年12月に債務者が出所してからは支払約束まではするものの、払わないという状態が続いていた。その後、令和3年3月24日に3,000円の納付があった。

よって、債権の合計額が885,413,650円であるのに対し、これまでの回収の累計額は18,000円である。

(イ) 回収状況の詳細

平成27年11月20日の督促状発付から6日後の同年同月26日に債務者から一部納付の申出があったが、翌27日、債務者から、あてにしていた収入の話をなくなり、年金収入しかかない旨の連絡があった。

同年12月4日に1万円の納付があり、その後も毎月催告書及び納付書を送った結果、平成28年2月4日に5,000円の納付があった。

その後、平成28年11月までは1か月ないし2か月に1度の頻度で納付書の送付、電話連絡を行うが、目に見える成果はなかった。

平成28年12月以降は電話による督促が中心となり、本人も応答するが、納付までには至らなかった。

平成29年2月から債務者が収監され、その後、横浜刑務所にいることが判明した。

平成30年1月、債務者から連絡があり、一部納付の申出があったが、納付はなされなかった。

その後も債権回収のために督促等を行うが、平成28年2月4日から令和3年2月までの約5年間は回収額としては0円であった。

令和3年3月に3,000円が納付された。

(4) 公金計上の取り扱い

県土整備局用地課としては、消滅時効が完成しておらず、かつ、不納欠損処理の要件も満たしていないため回収不能とは判断せず、徴収不能引当金の計上は不要と判断しているとのことであった。

(5) 指摘事項【45】

ア 徴収不能引当金の未処理について

(ア) 是正すべき事項

県土整備局用地課は、本件債権につき徴収不能引当金の計上処理をしていな

同年10月19日	債権者が判決を知ったときから1週間の追完期間が生じることになり、確定はしなかった。
同年10月23日	県から債務者に対して納入通知書を発送。
同年11月10日	債権者から連絡があり、11月10日に来庁することになる。
同年11月20日	県から債務者に対して判決書の写しを直接手渡し。
同年11月21日	督促状を発行。 判決書の写しによって債務者が判決を知ったときから1週間の追完期間が経過し、判決が確定する。

ウ 時効期間及び除斥期間について

県は、消滅時効について、旧民法第724条前段の「損害及び加害者を知った時から3年間」を、除斥期間について、同条後段の「不法行為の時から20年」を、顧問弁護士を通じて詳細に検討している。

そして、前者の消滅時効については、平成7年から3年経過しているという主張を債務者からされるおそれはないもの、工事の手法が確定した平成26年3月に損害が確定したとして平成29年3月に消滅時効が完成すると整理している。また、後者の除斥期間については、平成7年11月に債務者が逮捕され、不法投棄が終了したとして、平成27年11月に除斥期間が経過すると整理している。

時効管理については、提訴時点(平成27年5月)が除斥期間(平成27年11月)の経過直前であったという意味では些か問題があったものの、債務名義が取得できているため問題はない。なお、勝訴判決の確定は平成27年11月21日であるため、この債権の消滅時効は同日から10年後の令和7年11月21日の経過によって完成する。

エ その後の管理及び回収状況

① 国有水路不法投棄者に対する損害賠償請求金

納付日	収入日	納付額	残高	法人・個人の別
H27.12.4	H27.12.4	5,000	883,016,650	法人分
H27.12.4	H27.12.4	5,000	883,011,650	個人分
H28.2.4	H28.2.4	5,000	883,006,650	法人分
R3.3.24	R3.3.26	1,000	883,001,650	個人分
R3.3.24	R3.3.26	1,000	882,999,650	法人分
合計		17,000	882,999,650	

② 国有水路不法投棄者に対する訴訟費用請求金(法人分)

納付日	収入日	納付額	残高	法人・個人の別
R3.3.24	R3.3.26	500	1,207,500	法人分
合計		500	1,207,000	

③ 国有水路不法投棄者に対する訴訟費用請求金(個人分)

納付日	収入日	納付額	残高	法人・個人の別
R3.3.24	R3.3.26	500	1,207,500	法人分
合計		500	1,207,000	

提起行つて債務名義を取得し、肅々と強制執行等の法的手段を尽くす努力を
 行うことによつて回収に繋がる事例も存在する。
 したがつて、監査人は、本件債権に関する対応について、県に特に是正を求
 めるものではないが、今後、大規模な損害が想定される損害賠償事案などにお
 いては、損害の全体の確定を待つのではなく、一部であつても損害を計上して
 確定の上、一部請求訴訟を提起するなど、早期に法的措置をとることを検討す
 ることが望ましいと史料する。

い。本件債権は、9億円近い超大型債権であるが、5年間の回収実績は18,000
 円である。そして、今後も回収は極めて困難だと思料される。現に、県として
 は、債務者が高齢であることから、同人が死亡し、法定相続人による相続放棄
 がなされた後には、不能欠損処理をするという方向で考えているとのことであ
 る。

(イ) 改善方法

県土整備局用地課はただちに徴収不能引当金の計上処理をすべきである。
 公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上する
 こととされている。また、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金を
 計上するための例示のひとつにすぎず、債権について回収可能性に疑義が生じ
 る場合には、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資
 力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細
 に検討すべきである。

本件債権に類似の債権として、会計局会計課の公金詐取に係わる損害賠償金
 がある。これについて、会計局会計課は、113,800,493 円のうち 113,761,460
 円を徴収不能引当金として計上しているが、現状において毎月 1,000 円しか回
 収ができておらず、ほとんど全額が回収できないことが見込まれるため、処理
 としては妥当なものといえる。

以上から、本件債権についても、早急に会計局に処理方法を確認の上、徴収
 不能引当金として計上するべき金額を検討の上、処理を行うことが求められる。

(6) 意見的指摘事項【19】

ア 債務名義取得の遅延について

(ア) 改善することが望まれる事項

事件発生が平成7年であるのに対して、債務名義の取得(判決の確定)が平
 成27年11月であり、債務名義の取得に多大な時間がかかつてしまつた点は問
 題なしとはいえない。

(イ) 改善方法

県は、今後、同種類似事案が生じた場合には、損害が確定する前に一部請求
 を行うなど早期に法的手続をとることの検討を進めることが望まれる。

本件においては、国が、平成9年3月、債務者に対して、国有林の伐採によ
 る損害金と水路機能維持のための応急的防災工事の支出費用として約
 31,720,000 円の損害賠償請求訴訟を提起したにもかかわらず、回収ができてい
 ない事実を考えると、県が早期に法的手続をとつていたとしても回収ができる
 可能性があつたとはいえない。

しかし、債務者の財務状況などを鑑みた場合、速やかに債務者に対して訴訟

4 借上公共賃貸住宅使用料・家賃/損害賠償金(住宅計画課)

(1) 概要

債権の名称	借上公共賃貸住宅使用料(家賃・損害賠償金) 【法令等】特定優良賃貸住宅供給促進法 【条例等】神奈川県借上公共賃貸住宅条例(平成27年10月20日 条例第79号により廃止)(以下、本項において「条例」とい う。) 神奈川県借上公共賃貸住宅条例同施行規則(平成27年10月20 日規則第105号により廃止)(以下、本項において「施行規則」 という。)
根拠となる法令・条 例・要綱等	
制度概要	民間事業者が建設した住宅を県が20年間建物ごと借り上げ、中堅 所得者層に転貸しているもの
債権の性質	公債権(非強制徴収公債権)
所管部署	県土整備局住宅計画課・住宅営繕事務所
債権管理体制	県土整備局住宅計画課 民間住宅グループ2名 ※債務者1名についてのみ住宅営繕事務所が管理
債務者の属性・数	家賃につき債務者数は7名 損害賠償金につき債務者1名
時効期間	家賃：5年(法第236条第1項) 損害賠償金：10年(債務名義あり)(旧民法第174条の2)
債権管理台帳	交渉経過等の所要事項を随時追記したワード等のプログラムがあ り、それを紙ベースで保管している(管理システムも併せて利 用)
督促・催告	ハンドブックに従い実施
時効管理の状況	ハンドブックに従い実施
法的手続による回収	あり(7名中2名については債務名義を取得済)

家賃

債権金額の状況	債権残高	令和2年度		債権残高
	R2.3.31	調定	収入	R3.3.31
金額(円)	2,831,542	2,831,542	185,000	365,000
件数(件)	34	34	4	3
引当金計上額(円)				0(令和2年度末)

損害賠償金

債権金額の状況	債権残高	令和2年度		債権残高
	R2.3.31	調定	収入	R3.3.31
金額(円)	1,409,983	1,409,983	0	1,409,983
件数(件)	1	1	0	1
引当金計上額(円)				0(令和2年度末)

(2) 債権の内容

ア 債権発生の経緯

条例第2条第1号によれば、「借上公共賃貸住宅」とは、民間の土地所有者等が建設した住宅で、条例第5条(及び施行規則第5条)に定める入居条件を具備する者(収入の幅が200,000円以上601,000円程度の中堅所得者層)に賃貸するため、県が民間の土地所有者等から借り上げて設置する公的住宅である。

本件債権は、かかる借上公共賃貸住宅の入居者であった者による滞納家賃及びその遅延損害金である。平成27年11月30日に20年の借上期限を迎えたことから、県は同日までの滞納者について債権管理をしている。

本件債権の回収状況(令和2年4月1日時点)

■家賃(滞納3か月以下の滞納者)

債務者	調定日	調定額	収入済額	R2年度収入額	滞納額	時効完成 その他
①A氏	H27.5.1	101,800	0	0	101,800	R2.6.20完成 不能欠損処理
②B氏	H27.4.1	131,600	0	0	131,600	R2.5.20完成 不能欠損処理
B氏	H27.5.1	131,600	0	0	131,600	R2.6.20完成 不能欠損処理
③C氏	H26.5.1	94,300	0	0	94,300	R3.8.17 同居者が債務 承認し返済中
C氏	H27.2.1	94,300	0	0	94,300	同上
C氏	H25.4.1	94,300	0	0	94,300	同上
④D氏	H25.2.1	99,500	48,500	45,000	6,000	R3.8.31 連帯保証人か ら分納誓約書 を受領し、連 帯保証人によ る返済中
D氏	H25.3.1	99,500	0	0	99,500	同上
合計				45,000	388,400	不能欠損済の 金額を除く滞 納額

■家賃(分納履行中の滞納者)

債務者	調定日	調定額	収入済額	R2年度収入額	滞納額	時効完成 その他
⑤E氏	H21.9.1	76,400	0	45,600	0	R7.12.18
E氏	H21.11.1	76,400	0	74,400	2,000	同上
E氏	H21.12.1	76,100	0	0	76,100	同上
E氏	H22.2.1	76,100	0	0	76,100	同上
E氏	H22.4.1	76,100	0	0	76,100	同上
E氏	H23.9.1	79,900	0	0	79,900	同上
E氏	H23.12.1	107,700	0	0	107,700	同上
E氏	H24.2.1	78,500	0	0	78,500	同上
E氏	H24.4.1	78,500	0	0	78,500	同上
E氏	H24.5.1	78,500	0	0	78,500	同上
E氏	H24.6.1	78,500	0	0	78,500	同上
E氏	H24.7.1	78,500	0	0	78,500	同上
E氏	H24.8.1	48,112	0	0	48,112	同上
⑥F氏	H25.10.1	99,400	15,000	20,000	64,400	R8.2.17
F氏	H25.11.1	6,626	0	0	6,626	同上

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

令和元年度より、県土整備局住宅計画課民間住宅グループの2名が本件債権を管理している。

もつとも、県土整備局住宅計画課民間住宅グループの担当者は他の仕事との掛け持ちであるため、本件債権の債権回収に十分に時間が割くことができていない。債権管理ファイルには、交渉経過等が記載されている。

なお、D氏に対する債権についてのみ住宅営繕事務所が管理している。

イ 滞納発生時の対応

(ア) 電話による催告等

本件債権については、催告書を送付の上、その後は電話による催告が行われている。

随戸訪問については、年3～5回程度実施されているとのことである。

(イ) 連帯債務者・連帯保証人

本件債権においては、連帯保証人が存在する。

県は、契約当時の連帯保証人には源泉徴収票を提出させているものの、本件債権のもととなる賃貸借契約は20年前以上に締結した契約も多いことから、令和2年度末の時点では、連帯保証人が既に死亡している事例や高齢のため支払能力がない事例などが散見される。

なお、債務者が本件債権の支払いに応じない場合には、「連帯保証人請求予告文書」を連帯保証人に送付している。

ウ 納付交渉について

(ア) 債務者または連帯保証人から分割払いの申出があった場合は、県は、電話にて生活状況、収支状況等を聴取できる範囲でした上で、事実上、分割払いに応じているとのことである。もつとも、県は債務者の経済状況について(例えば、収入額、年金額、毎月の支出の詳細など)の具体的な事情を聴取することや書面に書かせて提出させるといふなどの対応は特に行っていない。

県は、債務者からの5年を超える長期の分割払いの申出にも応じている。

県は、令和2年度中に、消滅時効により不能欠損処理した債権にかかる債務者(A氏及びB氏の2名)を除く債務者5名のうち3名の債務者(連帯保証人)については、納付誓約書を提出させており、納付誓約書に定める納付期限に納付を受けている。さらに、県は、令和3年度に入ってから、もう1名の債務者から納付誓約書の提出を受けた。

(イ) 県は、納付誓約書の提出に際して、履行延期の処分(施行令第171条の6)の要件については、特に吟味していない。

エ 徴収停止について

県は、徴収停止の措置(施行令第171条の5)は、債務者の所在不明の要件を

合計			140,000	929,538
■家賃(行方不明で現在分納していない滞納者)				
⑦G氏	H23.11.1	99,400	77,700	21,700
G氏	H24.1.1	99,400	0	99,400
G氏	H24.2.1	99,400	0	99,400
G氏	H24.3.1	99,400	0	99,400
G氏	H24.4.1	99,400	0	99,400
G氏	H24.5.1	99,400	0	99,400
G氏	H24.6.1	99,400	0	99,400
G氏	H24.7.1	99,400	0	99,400
G氏	H24.8.1	99,400	0	99,400
G氏	H24.9.1	99,400	0	99,400
G氏	H24.10.1	47,304	0	47,304
合計			0	963,604

■損害賠償金

債務者	調定日	調定額	収入済額	R2年度収入額	滞納額	時効完成その他
⑧G氏	H26.3.14	1,409,983	0	0	1,409,983	債務名義あり R5.4.16

(県土整備局住宅計画課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

上記の表「本件債権の回収状況(令和2年4月1日時点)」のとおり、令和2年度の収入状況は家賃(滞納3か月以下の滞納者)が「45,000円」と家賃(分納履行中の滞納者)が「140,000円」で合計「185,000円」である。また、時効完成による不能欠損が「365,000円」ある。

したがって、全体の債権の回収率は6.5%にとどまり、かつ、13%の債権が時効消滅をしたことになり、全体で「2,281,542円」の債権が何らの回収もされなまま残っている。

また、令和2年度の損害賠償金の収入は「0円」であるので回収率は0%であり、「1,409,983円」が残っている。なお、E氏については平成30年度までに残存していた損害賠償金の全額(1,547,940円)を回収している。

イ 債権の数

県は、令和2年4月1日の時点で、債務者7名に対する債権を保有している。県の保有する債権のうち、1名の債務者に対する債権が家賃と損害賠償金の2本存在しているため、県の保有する債権の合計は8本である。

そして、県は、令和2年度末において、A氏及びB氏の2名に対する債権を消滅時効により不能欠損処理をしたため、同時点において、県の保有する本件債権にかかる債務者は5名、合計債権数は6本となった。

なお、本件債権は、平成27年11月30日に20年の期限を迎えた住宅の賃料債権及び損害賠償金のため、今後は新たに発生しない個別性の高い債権である。

的に債権回収を可能とすわけではないこと、本件債権には一切返済がなされ
ていない債権も含まれていることなどを鑑みれば、県が本件債権に関して一切
徴収不能引当金を計上しないことには合理的な説明は困難である。

(イ) 改善方法

住宅計画課はただちに徴収不能引当金の計上処理をすべきである。
公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上する
こととされている。また、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金を
計上するための例示のひとつにつき、債権について回収可能性に疑義が生じ
る場合には、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資
力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案し、回収可能性を詳細
に検討すべきである。

具体的には、本件債権については、債務者の資力（月の収入等）や寿命（平
均余命）等を勘案して回収可能性を慎重に検討し、回収が見込まれない金額に
ついては引当金を計上することが望ましい。
特に、1名で240万円近いG氏に対する債権については、全額が県の財産で
あると評価している現在の状況は、全く実態を反映していない。早急に徴収不
能引当金を計上すべきである。

(6) 意見の指摘事項【20、21、22、23】

ア 本件債権につき私債権と整理された場合の業務フロー等を整理しておくべきで
ある。

住宅計画課においては、本件債権を県営住宅家賃と同様に非強制徴収公債権と
整理していることであるが、他方で、公営住宅家賃の法的性質につき明確に
判示した最高裁判決は未だ存在せず、むしろ公営住宅の使用関係につき信頼関係
の法理の適用を認めた最高裁昭和59年12月13日判決（民集38巻12号1,411
頁）や、公立病院における診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきと
判示した同平成17年11月21日判決（民集59巻9号2,611頁）等の趣旨を踏ま
えると、借上賃貸住宅の家賃につき私債権と整理する考え方にも相応の根拠があ
ると解される。したがって、本件債権についても、非強制徴収公債権との既往の
整理を当然視することなく、将来、最高裁判決等により私債権との整理がなされ
る可能性に備えた対応を現時点から取っておくべきである。

具体的には、仮に私債権と整理された場合には、消滅時効期間後も債務者によ
る時効援用があるままでは債権が消滅しない、催告書その他の書類の送付について
も債務者への到達の事実につき立証を要する場合は生じるなど、債権管理・回収
等に当たり非強制徴収公債権と取扱いを異にする局面があることから、必要に応
じ、これらに速やかに対応できるように、債権管理・回収等に関する業務フロー等
を事前に整理しておくべきである。

満たさないため、活用していない。1名の債務者（G氏）については、徴収停止
措置の要件（所在不明の要件）を充足するとも思われたが、県は、債務者の離別
していない家族の所在を把握することができたため、同債務者に対する債権に関
しても徴収停止の措置を活用しない方針である。

オ 時効管理

(ア) 本件債権については、家賃については5年、損害賠償金については債務名義
を取得しているため10年を消滅時効期間として管理しており、時効期間、時効
の起算点、中断（更新）事由などについては、ハンドブックを参考に判断して
いることである。

(イ) 令和2年度に時効が完成した債権

県は、A氏とB氏に対する債権については、担当者の交代や新型コロナウイルス
ルス感染症の感染拡大の影響もあり、何らの法的措置をとることなく消滅時効
が完成したため、不能欠損処理をした。

カ 法的手続による回収

県は、E氏とG氏については、それぞれ、平成25年に訴訟を提起しており、債
務名義を取得している。そのため、消滅時効は10年である。

他方、県は、A氏ないしD氏及びF氏については、特に法的手続をとっていな
い。

その理由は、債務者が分割納付に応じているということである。たしかに、D
氏及びF氏は、令和2年度において遅滞しながらも分割納付を継続していること
等の事情から、法的手続を取ることを躊躇することには合理的な理由があると評
価できる。

しかし、A氏、B氏については、特に分割納付に応じているという事情もない。

(4) 公会計上の取り扱い

県土整備局住宅計画課としては、消滅時効が完成しておらず、遅れながらも支
払いがされており、かつ、不納欠損処理の要件も満たしていないため回収不能と
は判断せず、徴収不能引当金の計上は不要と判断していることであった。

(5) 指摘事項【46】

ア 徴収不能引当金を計上していない点

(ア) 是正すべき事項

県は、長期間消滅時効にかかりそうな債権を常時抱えることになっている以
上、ある程度の金額は徴収不能引当金として計上しておくべきである。

たしかに、現状としては消滅時効にかかりながらも、毎年一定程度の返済は
されているため、その点ではただちに全額が徴収不能とまではいえない。

しかし、毎年一定額の返済があるという事実のみをもって将来も同様に継続

イ 消滅時刻について

(ア) 是正すべき事項

住宅計画課は、令和2年度中に、A氏及びB氏に対する債権に関して、何らの法的措置をとらないまま、消滅時効が完成させている。

たしかに、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大という特殊事情もあったことに鑑みれば、A氏及びB氏に対する債権につき法的措置をとることができなかったことにつき、酌むべき事情はあったといえる。

しかし、本来であれば、地方公共団体は、保有する債権が消滅時効期間経過前に、適切に処理方針を決定し、その旨対応をしなければならぬ。とすれば、住宅計画課が、A氏及びB氏に対する債権について、法的措置を取ることなく、消滅時効期間を経過して、債権を消滅させた点について、不十分な点があったといわざるを得ない。

(イ) 改善方法

今後は、債権を消滅時効期間経過により消滅させる事態を未然に防ぐよう、総務局総務室などと相談しながら、課内で法的知識の拡充及び法的措置を取るための準備の仕組みの構築などにつき、独自マニュアルの作成などのノウハウの積み上げにより改善していくことが望まれる。

ウ 法的措置が十分にとられていないこと

(ア) 是正すべき事項

本件債権については、平成25年に、住宅営繕事務所によりE氏及びG氏に対して訴訟が提起されているが、それ以外の債権者に対して、一切法的措置をとられていない。

A、B氏に対して、支払督促の申立を適切なタイミングで行っていれば、A、B氏に対する本件債権が消滅時効期間の経過により消滅することはなかった。

(イ) 改善方法

住宅計画課は、今後、債権者による遅滞があれば速やかに法的措置を取ることが望ましい。

そして、法的措置をとるに当たっては、債権者からその生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取し、債権者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解を成立させて債権名義を取得し(民事訴訟法第267条)、または和解に代わる決定(民事訴訟法第275条の2)を得ることににより債権名義を取得することを活用することが望ましい。

また、住宅計画課は、既に債権名義を取得している事案については、適切なタイミングで強制執行に踏み切ることが望ましい。

なお、担当者が、自ら法的措置をとるべき適切なタイミングを判断することが難しいこともあり得るが、その場合には、県の顧問弁護士に容易に相談できる仕組みを整えることが望ましい。

県の顧問弁護士に相談した結果、担当者が、G氏について債権回収をすることと自身が難しいという回答を得た場合には、速やかに徴収停止や債権放棄をするという処理方針を確定し、債権回収の可能性が見込まれるとの回答を得た場合には、速やかに法的措置を取るなどして、担当者は、速やかに処理方針を確定することができる。

専門家に相談することは限られた人的リソースを意味のある行政事務に振り分けるという行政コストの適正配分という観点からも重要であるので検討されたい。

エ 分割払いに応じる場合の対応

(ア) 債権者から分割払いの申出があった場合は、債権者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の処分(施行令第171条の6)の要件(同条第1項第1号ないし第5号のいずれか)を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に同処分の手続をとることにより分割払いに応じらるべきである。

(イ) しかし、本件債権については、分割払額を記載した納付誓約書を提出してもらい分割払いに応じていることであるが、履行延期の処分の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないこととあり、この点において、法令の規定に沿った債権管理がなされているとはいえない。

(ウ) 納付誓約書を提出させることにより分割払いに応じる方法が直ちに違法であるとはいえない。しかしながら、当該方法には法的な根拠がないこと、事実上履行期限を延期する結果になる一方でその後も遅延損害金が発生し続ける点において履行延期の処分に比して債権者側の不利益が大いこと、期限の利益喪失による全額一括請求が可能であるか不明確であること、などの不都合があることから、分割払いに応じる場合は原則として履行延期の処分の方法によるべきであり、納付誓約書による分割払いは、履行延期の処分の方法によることとできない特段の事情がある場合に限り許容されるというべきである。

家賃は月払（毎月調定）であり、納入通知書による支払と口座振替の2種類の支払方法を選択することができる。家賃の額は、概要、下表の基準等に従い定められる。

原則	入居者及び同居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第2条に規定する方法で算定した額（県営住宅条例第17条第1項本文）
入居者からの収入申告がない場合	近傍同種の住宅の家賃と同額（県営住宅条例第17条第1項但書）
引き続き3年以上入居している入居者及び同居者の収入が同居者資格の上限額を超えた場合（収入超過者）	入居者及び同居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で公営住宅法施行令第8条第2項に規定する方法で算定した額（県営住宅条例第34条第1項）
引き続き5年以上入居している入居者及び同居者の収入が基準額（月当たり313,000円）を最近2年間引き続き超過した場合（高額所得者）	近傍同種の住宅の家賃と同額（県営住宅条例第38条第1項）

入居決定に際しては、入居時の家賃の2か月分に相当する敷金の預託を受けているが（県営住宅条例第22条第1項）、保証人は徴求していない（以前は、原則として入居に当たり連帯保証人を立てることとされていたが（令和元年条例第58号による改正前の県営住宅条例第13条第1項第1号。ただし、親族がいない等特別な事情があると認める者につき連帯保証人を不要とする特例があり（同条例第3項）、担当課によれば、入居者の2割程度がこの特例の適用を受けているとのことである。）、民法改正において個人保証に関する規定が見直されたことを受け、上記条例の規定は削除され、令和2年4月以降の新規入居については、連帯保証人を要しないものとされた。）。

イ 連約金

県営住宅の入居者が上記アの表の高額所得者となった場合には、当該入居者に対し住宅の明渡しを請求することができるとされ（県営住宅条例第36条第1項）、当該明渡し請求を受けた入居者は、同表のとおり、明渡期限までの間、近傍同種の住宅の家賃と同額を家賃として支払わなければならない（県営住宅条例第38条第1項）、さらに、当該入居者が明渡期限までに明渡しを行わなかったときは、明渡期限の翌日から明渡済みまでの間、近傍同種の住宅の家賃の2倍に相当する額を連約金として支払う義務を負う（同条例第2項）。連約金は、家賃と同様に月払（毎月調定）である。

(3) 管理の実態

ア 独自システムによる債権管理等
 本件債権（及び下記6の駐車場使用料）に係る債権管理・回収等の業務は、独自の債権管理システム（「県営住宅管理システム」内の債権管理機能）を利用して行われている。同システムにおいては、契約者ごとに契約内容、入居者情報、入

5 県営住宅家賃・連約金（公共住宅課）

(1) 概要

債権の名称	県営住宅家賃・連約金
根拠となる法令・条例・要綱等	【法令等】 公営住宅法 【条例等】 神奈川県営住宅条例（以下「県営住宅条例」という。） （県営住宅家賃）県営住宅の家賃（連約金）基準額を超える高額の収入のあることを理由に明渡し請求を受けた入居者が明渡期限の翌日から明渡済みまで支払うべき金額 （県営住宅家賃）非強制徴収公債権（連約金）私債権
制度概要	県土整備局公共住宅課 住宅営繕事務所県営住宅部入居管理課・収納管理課 住宅営繕事務所入居管理課・収納管理課所属の職員15名
債権の性質	家賃：個人約3,500名 連約金：個人9名
所管部署	（県営住宅家賃） 5年（法第236条第1項） 令和2年4月1日より前の契約分：10年（旧民法第167条第1項） 令和2年4月1日以降契約分：5年（民法第166条第1項第1号）
債権管理体制	システム管理
債務者の属性・数	ハンドブックに従い実施 ハンドブックに従い実施
時効期間	民事訴訟（原則として明渡し請求を伴う場合）及び支払督促（原則として明渡し請求を伴わない場合）
債権管理台帳督促・催告	
時効管理の状況	
法的手続による回収	

債権金額の状況	債権残高 R2. 3. 31	令和2年度		債権残高 R3. 3. 31
		調定	収入	
県営住宅家賃	1,162,076,939	11,218,122,086	9,978,459,567	69,979,746
連約金	35,807	499,248	461,305	1,941
引当金計上額	20,262,966	30,847,720	7,541,580	23,306,140
貸	178	295	97	198
貸	0	146,448,548	0	0
連約金	0	0	0	0

(2) 債権の内容

ア 県営住宅家賃
 県営住宅の入居者が支払うべき家賃である。県営住宅への入居は、入居決定を受けることが前提とされており（県営住宅条例第8条第3項）、この入居決定を受けている者は、県営住宅全体で約39,000名である。

金履歴、交渉経過等を入力、閲覧等することが可能である。

イ 債権管理・回収等のフローの概要

(ア) 県営住宅家賃

県営住宅家賃につき延滞が生じた場合には、納入期限から20日以内に督促状を送付し、以後、滞納月数が3月、5月、8月に達した時点で催告書を送付している。

また、連帯保証人がある入居者については、滞納月数が3月に達した時点で督促依頼状を、同じく5月に達した時点で支払請求書を送付している。

さらに、債務者及び連帯保証人に対しては、これらの措置と並行して、債権回収会社に委託して架電等による納付案内を行っているほか、連絡が取れない債務者等については県職員による随戸訪問等も行っている。

以上の手続を経て納付も分納の誓約もしない債務者に対しては、入居を継続している場合、明渡請求書の内容証明郵便で送付し、同請求書の指定期限までに明渡しも納付等もなされないときは明渡訴訟を提起することとしており、また、退去済みである場合には、支払督促の申立てを行うこととしている。

そして、これらの手続により債権名義を取得してもなお明渡しや納付等をしていない債務者に対しては、明渡しの強制執行や債権執行の申立てを行っている。

また、債権執行に関しては、財産開示手続の申立てや弁護士に委託しての弁護士会照会等の方法により財産調査を行っている。

(イ) 連約金

連約金につき延滞が生じた場合も、債権管理・回収等のフローは上記(ア)の県営住宅家賃と概ね同様である。もともと、連約金に係る債務者は、大多数がなお当該県営住宅を明け渡さず居住を継続しており、納付交渉が比較的容易であること、高額所得者であり支払能力も一般的に高いこと等から、遅くとも明渡し時には債務者から分納誓約書(下記ウ参照)が提出される例が大多数であり、連約金債権につき連帯保証人への請求等や法的回収手続に至る例は、少なくとも近時はみられないことである。

ウ 分納等の取扱い

本件債権につき延滞が生じた債務者に対しては、延納又は分納(以下「分納等」という。)の取扱いが幅広くなされている。

すなわち、分納等を希望する債務者に対しては、世帯状況、収入状況、勤務先等を聴取するとともに、分納等の具体的な方法(納付期日、各回の納付金額等)を記載した誓約書を提出させた上、審査を経てやむを得ないものと認められた場合には、当該分納等に応じる取扱いとしている。分納に係る期間は、債務者によって異なるが、中には5年超の期間を誓約させているものもある。

債権所管課においては、上記の分納等の審査に際し、履行延期の処分(施行令第171条の6)の要件を吟味しているが、あくまでも上記の分納等の取扱いは、

履行延期の処分とは異なるものと位置付けているとのことである。

エ 徴収停止

他方、本件債権については、徴収停止の制度は利用されていない。この理由について、債権所管課は、非強制徴収債権である本件債権においては、強制徴収債権とは異なり徴収停止を行っても債権の消滅に直結するものではなく、また、強制的な財産調査の権限がないため徴収停止を行うに際し求められる財産調査を遂げることが困難と考えられていることを挙げている。

(4) 公会計上の取扱い

債権所管課においては、県営住宅家賃のうち長期延滞債権については、不納欠損処分の実績があることを理由として、引当金等算定要領の定める原則的な算定方法である「長期延滞債権の残高×不納欠損実績率」の算式で徴収不能引当金を計上しており、それ以外の本件債権については、不納欠損処分の実績がないことから、徴収不能引当金の計上は不要と整理しているとのことであった。

(5) 指摘事項【47】

ア 徴収不能引当金をより適切な方法で計上すべきである

公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされている。

本件債権については、回収可能性に疑義が生じているものが存在することが明らかであるから、引当金等算定要領に定める原則的な算定方法によるのではなく、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当金をより適切な方法で計上すべきである。

(6) 意見的指摘事項【24、25、26】

ア 県営住宅家賃につき私債権と整理された場合の業務フロー等を検討しておくべきである

上記(1)の表のとおり、債権所管課においては県営住宅家賃を非強制徴収債権と整理していることであるが、他方で、公営住宅家賃の法的性質につき明確に判示した最高裁判決は未だ存在せず、むしろ公営住宅の使用関係につき信頼関係の法理の適用を認めた最高裁判決(59年12月13日判決(民集38巻12号1,411頁)や、公立病院における診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきと判示した同平成17年11月21日判決(民集59巻9号2,611頁)等の趣旨を踏まえ、県営住宅家賃につき私債権と整理する考え方にも相応の根拠があると解される。したがって、県営住宅家賃についても、非強制徴収債権との既往の整理を当然視することなく、将来、最高裁判決等により私債権との整理がなされた場合を想定した準備をしておくべきである。

具体的には、仮に私債権と整理された場合には、消滅時効期間後も債務者による時効援用があるままでは債権が消滅しない、催告書その他の書類の送付についても債務者への到達の事実につき立証を要する場合が生じるなど、債権管理・回収等に当たり非強制徴収公債権と取扱いを異にする局面があることから、必要に応じ、これらに速やかに対応できるよう、債権管理・回収等に関する業務フロー等を事前に検討しておくべきである。

イ 債権管理・回収等に関する諸制度や業務フロー等を踏まえ債権管理システムの強化等を行うべきである

上記（３）アのとおり、本件債権に係る債権管理・回収等の業務は、独自の債権管理システムを利用して行われているが、同システムにおいては、例えば直近に消滅時効期間の満了が見込まれる債務者につき警告を発したり、それらの債務者を抽出したリストを出力したり等、債権管理・回収等の業務を遂行する上で必要と考えられる機能の一部がそもそも備わっていないか、一部の業務についてはシステムの運用保守等を委託している事業者に特別な依頼をして出力等の対応を求めなければならない仕様となっており、可用性・効率性に課題があるといわざるを得ない。

したがって、遅くとも次期のシステム更新等の際には、本件債権の債権管理・回収等に関する諸制度や必要な業務フロー等を具体的に踏まえ、さらに費用対効果についても十分に検討した上で、システムの可用性・効率性の向上を図ることが必要である。

ウ 滞納発生を防止する対策の導入を引き続き検討すべきである

上記（２）アのとおり、本件債権に関しては、令和元年の県営住宅条例改正により、令和２年４月以降の新規入居分からは保証人を要しないこととされたが、所得水準の相対的に高くはない者が債務者の相当割合を占めるものと思料される本件債権においては、滞納発生を抜本的に防止するため、家賃債務保証業者等による機関保証その他の制度により債務者の信用を補充することがとりわけ有用である。

公営住宅法を所管する国土交通省住宅局からも、民法改正を受けて公営住宅管理標準条例（案）から保証人に関する規定を削除するとともに、仮に保証人の確保を求める場合には、機関保証の活用等による入居円滑化の必要性を指摘する旨の通知（平成 30 年 3 月 30 日国住備第 503 号国土交通省住宅局住宅総合整備課長通知、同第 505 号国土交通省住宅局長通知）が发出されているところであり、現に、他自治体等においては、公営住宅の入居に関し機関保証制度を導入している例がみられる。

債権所管課によれば、上記条例改正に際し、機関保証制度の導入についても検討を行ったものの、住宅に困窮する低額所得者のためのセーフティネットとしての県営住宅の性質や、上記（２）アのとおり既に相当数の入居者が連帯保証人を

不要とする特例の適用を受けている状況にあること等を踏まえ、家賃債務保証業者等に支払う保証料の負担を入居者に求めることとなる同制度の導入は見送ることとした、とのことである。

しかし、入居者の負担については、例えば保証料の全部又は一部を県が補助する制度や機関保証の引受けが困難な者等に対し同制度の利用を免除することから、上記を導入すること等により一定の緩和を図る余地もあると解されることから、上記条例改正後の滞納発生状況等も注視しつつ、入居者の負担緩和のための制度を含む具体的な制度設計を踏まえた費用対効果（制度導入による事務コスト等の増加と債権回収その他の局面における事務コストや回収不能コスト等の減少のパラメータ）を検証すること等により、機関保証制度の導入を含む滞納発生防止策についての検討をなお具体的に継続すべきである。

6 駐車場使用料(公共住宅課)

(1) 概要

債権の名称	駐車場使用料
根拠となる法令・条例・要綱等	【法令等】 公営住宅法 【条例等】 県営住宅条例
制度概要	県営住宅内の駐車場の使用料
債権の性質	私債権
所管部署	県土整備局公共住宅課、 住宅営繕事務所県営住宅部施設管理課、収納管理課
債権管理体制	住宅営繕事務所施設管理課・収納管理課所属の職員10名
債務者の属性・数	個人約1,100名
時効期間	令和2年4月1日より前の契約分：5年(旧民法第169条) 令和2年4月1以降契約分：5年(民法第166条第1項第1号)
債権管理台帳	システム管理
督促・催告	ハンドブックに従い実施
時効管理の状況	ハンドブックに従い実施
法的手続による回収	行っていない

債権金額の状況	債権残高	令和2年度		債権残高
	状況	調定	収入	不納欠損
金額(円)	23,435,062	765,660,740	743,523,257	0
件数(件)	2,994	96,353	93,348	0
引当金計上額(円)				0(令和2年度末)

(2) 債権の内容

県営住宅内の駐車場に係る使用料債権である。
使用料は月払であり、納入通知書による支払と口座振替の2種類の支払方法を選択することができる。使用料の額は、近傍同種の駐車場の使用料との均衡を勘案して定められ、平均して月額1万円程度である。
駐車場使用契約を締結している者は、県営住宅全体で約7,000名である。使用契約に際しては、使用料の2か月分に相当する保証金の預託を受けているが、連帯保証人は徴求していない。

(3) 管理の実態

本件債権は、上記5の県営住宅家賃及びひ違約金と同一の債権管理システムを利用して債権管理・回収等の業務が行われている。
延滞が生じた本件債権については、延滞期間や滞納月数に応じて以下の措置を取っている。

延滞20日以内…督促状を送付

滞納2か月…催告書を送付

滞納3か月…警告書を送付

滞納4か月…駐車場使用決定を取り消し、保証金を未払使用料に充当する。

また、取消しに係る駐車場区画には障害物を設置するなど当該区画の利用を困難にする措置を取る。

さらに、上記措置と並行して、債権回収会社等による架電納付案内、臨戸訪問などの回収手続等を、上記5(3)の県営住宅家賃等に係るものと一体的に行っている。なお、本件債権に係るこれら回収手続等については、回収可能性等にかんがみ、駐車場使用契約が継続中の債務者を優先して行っていることである。

なお、本件債権については、上記の業務フローを前提とすると、債権額が最大でも数万円程度(使用料2か月分)に留まることから、費用倒れの可能性を踏まえ、本件債権単独での法的回収手続は行っていないことである。また、徴収停止や債権放棄についても、同様の理由から、これらの手続の前提として求められる財産調査に要する費用の負担等が無視しがたいため、消滅時効が完成したのも含めて行っていないことである。

(4) 公会計上の取扱い

担当課においては、本件債権については不納欠損処理の要件を満たしたものが存在しないため、徴収不能引当金の計上は不要と整理していることであった。

(5) 指摘事項【48】

ア 徴収不能引当金を適切に計上すべきである

公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とする徴表の一つに過ぎない。

本件債権については、回収可能性に疑義が生じているものが存在することが明らかであるから、不納欠損処理の有無にかかわらず、債務者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当金を適切に計上すべきである。

(6) 意見的指摘事項【27】

ア 債権管理・回収等に関する制度や業務フロー等を踏まえ債権管理システムの強化を行うべきである

上記5(6)イの県営住宅家賃等に係る意見的指摘事項と同一である。

7 財産貸付収入・雑入 (公共住宅課)

(1) 概要

債権の名称	財産貸付収入・雑入 【法令等】
根拠となる法令・条例・要綱等	法 【条例等】 神奈川県県有財産規則 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例
制度概要	(財産貸付収入) 県営住宅内の店舗等利便施設の貸付に係る貸付料(雑入) 上記貸付に係る貸付契約終了後明渡しまでの貸付料相当損害金、上記貸付料に係る遅延損害金等
債権の性質	私債権
所管部署	県土整備局公共住宅課、住宅営繕事務所施設管理課
債権管理体制	住宅営繕事務所施設管理課所属の職員2名
債権者の属性・数	法人1名、個人2名
時効期間	(財産貸付収入) 5年(旧民法第169条) (雑入) 5年(旧商法522条)
債権管理台帳	交渉経過等の所要事項を随時追記したワードファイル等を利用
督促・催告	ハンドブックに従い実施
時効管理の状況	ハンドブックに従い実施
法的手続による回収	行っていない

債権金額の状況	債権残高 R2. 3. 31	令和2年度		債権残高 R3. 3. 31
		調定	収入	
財産貸付	319,837	46,858,792	46,538,955	0
収入	3	104	101	0
雑入	223,270	9,482,031	9,258,761	0
引当金計上額(円)	3	6	3	0
				0 (令和2年度末)

(2) 債権の内容

ア 財産貸付収入

主に、県営住宅内の店舗等利便施設に係る貸付契約を締結している事業者に対する貸付料債権である。貸付料の支払は年2回の約定とされており、支払期ごとの貸付料の額は10万円台又は20万円台とされているものが大多数である。なお、貸付契約に際しては、貸付料の3か月分に相当する敷金の預託を受けているほか、連帯保証人も立てられている。

店舗等利便施設に係る契約者は、県営住宅全体で約40名であり、支払期ごとに数件程度の延滞が発生しているが、近年はいずれも2〜3か月程度で延滞が解消されており、延滞解消が年度をまたぐような例はごく稀とのことである。

令和2年度末時点で残存する本件債権は、平成14年度から平成16年度までの

イ 雑入

貸付料が未収になっている法人債権者1名に対するものである。

県営住宅に関する債権のうち他に分類されないものを包括するために用いられている分類であるが、令和2年度末時点で残存する本件債権は、県営住宅内の店舗等利便施設に係る貸付契約に基づく契約終了後明渡しまでの貸付料相当損害金債権及び貸付料に係る遅延損害金債権である。

令和2年度末時点で残存する本件債権は、個人債権者2名に対するものである。うち1名については、貸付料相当損害金債権及び貸付料に係る遅延損害金債権の双方が残存し(いずれも平成24年度後期分。ただし、主債務者は既に免責決定を受けていることから、残存しているのは連帯保証人に対する債権のみである。)、1名については、貸付料に係る遅延損害金債権のみが残存している(平成27年度前期・後期分)。

なお、貸付料に係る遅延損害金債権については、各支払期に係る貸付料の全額が支払われた時点で調定を行っていることから、上記アの未収貸付料に係る遅延損害金債権は、発生済みながら未調定である。

(3) 管理の実態

本件債権については、いずれも、上記5及び6の県営住宅家賃、連約金及び駐車場使用料に係る債権管理システムの管理対象に含まれておらず、債権管理・回収等の業務も、これらの債権とは別担当が行っている。

(4) 会計上の取扱い

債権所管課においては、本件債権については消滅時効が完成したり不納欠損処理の要件を満たしたりしたものが存在しないため、徴収不能引当金の計上は不要と整理しているとのことであった。

(5) 指摘事項【49】

ア 徴収不能引当金を適切に計上すべきである

公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とする徴表の一つに過ぎない。

本件債権については、回収可能性に疑義が生じていることが明らかであるから、消滅時効の完成や不納欠損処理の有無にかかわらず、債権者の資力や滞留期間、債務者との交渉経緯などを総合的に勘案して回収可能性を詳細に検討した上で、徴収不能引当金を適切に計上すべきである。

(6) 意見的指摘事項【28】

第5 会計局

1 公金詐取にかかる損害賠償金（債務弁済契約上の金銭債権）（会計課）

(1) 概要

債権の名称 根拠となる法令・条例・要綱等	公金詐取にかかる損害賠償金（債務弁済契約上の金銭債権） 民法第695条
制度概要	元県職員が公金詐取を行ったことに関して、神奈川県が元職員との間で債務弁済契約公正証書を締結し、これに基づいて詐取した公金の損害賠償を受けているものである
債権の性質	私債権
所管部署	会計局会計課
債権管理体制 債権者の属性・数	会計局会計課 総務グループ 2名 元県職員の個人1名
時効期間	10年（旧民法第167条第1項）
債権管理台帳	交渉経過等の所要事項を随時追記したエクセルファイル等があり、それを紙ベースで保管している
督促・催告 時効管理の状況	ハンドブックに従い実施 ハンドブックに従い実施
法的手続による回収	なし

債権金額の状況	債権残高	令和2年度		債権残高
	R2.3.31	調定	収入	不納欠損
金額(円)	113,812,493	11,000	12,000	0
件数(件)	1	1	1	0
引当金計上額(円)		113,761,460（令和2年度末）		

(2) 債権の内容

ア 債権発生の経緯

昭和56年11月から昭和57年5月にかけて藤沢出納事務所職員が公金を30回にわたり架空口座に振り込ませ、122,780,000円を詐取した。その後当該職員が行方不明になり、詐取が発覚した。

昭和57年6月に債権者が逮捕され、同年12月27日に債権者との間で債務承認弁済契約公正証書を締結し、家屋処分等による弁済金8,335,507円を除いた114,444,493円について弁済することで合意した。

さらに、県は、債権者の仮出所後の平成2年5月24日に、債権者との間で改めて上記元金額と同日までの確定遅延損害金47,916,631円の債務承認を行った上で、平成2年6月29日に債務弁済契約公正証書を締結し、返済スケジュール等について概要以下のとおり合意した。

- ① 平成2年7月から平成5年6月まで：毎月15日までに、月額25,000円

ア 県営住宅家賃等と管理・回収等の体制を一体化する等の抜本的な見直しを行うべきである

上記(3)のとおり、本件債権については、県営住宅家賃等とは別個に管理・回収等の業務が行われているところ、発生原因や性質等の近似する債権につき複数の部署で同様の業務を並行して行うこと自体、効率性の観点から疑問がある上、本件債権においては、連帯保証人に対し督促状の送付以降4年弱の間に電話による催告を2回試みたのみである（しかもいずれも不通）という案件があるなど、債権管理・回収等の対応が実効的になされてきたとは言えない面がある（とりわけ、当該連帯保証人は県営住宅入居者であるというのであるからなおさらである。）。

本件債権の件数等からして、本件債権を県営住宅家賃等に係る債権管理システムの管理対象に含めることは、費用対効果の観点等から慎重な検討を要する可能性があるが、少なくとも、本件債権と県営住宅家賃等に係る管理・回収等の人的体制を一体化するなど、本件債権に係る管理・回収等の体制を抜本的に見直し、その実効性の底上げを図るべきである。

(第 1 条 第 1 項 第 1 号)

② 平成 5 年 7 月以降の支払いについては、債務者から平成 5 年 2 月末日までに、平成 4 年 1 月から 12 月までの期間の債務者の収入額を証する書類の提出を受けた上で、県が支払額と弁済期を決定することとし、平成 5 年 5 月末日までに債務弁済契約を変更する公正証書を締結する。なお、平成 5 年 1 月以降もこれと同様とする(第 1 条 第 1 項 第 2 号)。

③ 債務者による分割払い金の支払いは元金へと充当され、遅延損害金の支払いは元金完済まで猶予する(第 1 条 第 2 項)。

④ 債務者は平成 2 年 5 月 25 日以降も元金分に対して年率 5 % の遅延損害金を支払う(第 1 条 第 3 項)。

⑤ 分割払い金の支払いを連続して 2 回以上怠った時などの場合には期限の利益を喪失する(第 3 条 第 1 項 第 1 号)。

⑥ 債務者の資力に事情変更があった場合など、本契約に定める弁済額が不当と判断されるときは、県が債務者の弁済金額を変更できる(第 6 条)。

⑦ 債務者による強制執行の認諾(第 7 条)
これによって、県は、債務者に対して、金 114,444,493 円の債務弁済契約に基づく金銭債権を取得した。

イ 遅延損害金

遅延損害金については、元本が完済されて金額が確定した後には調定するため、調定されていないが法律上債権が存在している状況である。

これについて、法第 231 条において、「収入するときは調定」と規定されており、施行令第 154 条において、「調定は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬ」と規定されている。

債務者との契約において、遅延損害金については元本完済まではこれを猶予すると定めているため、完済前に遅延損害金の調定を行うことは契約違反になるとして調定を行っていない。

ウ 債権の法的性質

県は、債務者が神奈川県から公金を詐取したことにより発生した損害に対して、民法第 709 条に基づく填補賠償請求権を有しており、また、債務者が県から公金を詐取したことによって不当に利益を得ていることから、民法第 703 条の不当利得返還請求権を有していた。これらの債権は請求権競合であり、県は、もともとこれら 2 本の債権を有していた。

しかし、県は、債務者との間で、昭和 57 年 12 月 27 日に債務承認弁済契約公正証書及び平成 2 年 6 月 29 日に債務弁済契約公正証書をそれぞれ締結していることにより、債務者が県に対して与えた損害の賠償の仕方について合意をしているから、民法第 695 条の和解契約を締結したと整理できる。
したがって、本件債権は、和解契約に基づく金銭債権として整理できる。

(3) 管理の実態

ア 債務者の状況

債務者は、平成 2 年 6 月 29 日に債務弁済契約公正証書を締結後平成 3 年 1 月までは、毎月弁済を行ったが、平成 3 年 1 月に行方不明となった。

債務者は、平成 4 年 11 月にふたたび別件にて逮捕され、実刑判決を受けて再び刑務所に入所し、債権所管課は債務者と刑務所内で面会をして本件債権の弁済意思を確認した。

しかし、債務者は、平成 7 年頃に刑務所を再出所後、再度行方不明になるが、平成 9 年 5 月に長野県松本市のホテルに勤務していることが確認された。

債権所管課は、債務者と債務弁済交渉を行い、債務者は債務確認書を提出し、毎月 25,000 円の弁済を約束した。

しかし、債務者は、弁済を 2 か月しか行わないまま、平成 9 年 11 月、みたび別件により逮捕され、刑務所に収監された。

平成 11 年 3 月頃、仮釈放中で更生保護施設に入居していた債務者は、債務確認書を提出したが、債務者は、同年 5 月には再度行方不明となった。

債権所管課は、その後も債務者の戸籍の附票等を確認するなどして、債務者の所在確認に努めていた。

債権所管課は、平成 15 年頃、債務者より東京都荒川区に居住しているとの連絡を受け、平成 15 年 12 月 24 日に債務者と面会した。債務者は、同日、債務確認書を提出し、平成 16 年 1 月から毎月 1,000 円を支払うことを約束した。

債務者は、平成 16 年 8 月までの間に 8,000 円の返済を行ったが、その後、再び行方不明となった。

債権所管課は、その後も債務者の住民票を確認するなどして、債務者の所在確認に努めていたところ、平成 20 年 4 月頃に債務者が東京都練馬区に居ることを把握したので、平成 20 年 5 月に臨戸訪問したところ、債務者は債務確認書を提出し、平成 20 年 6 月から毎月 1,000 円を支払うことを約束した。

債務者は、平成 22 年頃から行方不明となったが、平成 23 年 1 月頃に自ら債権所管課に対して連絡を行い、平成 23 年 3 月から毎月 1,000 円の支払いを行うようになった。

その後、債務者は平成 24 年頃までは毎月 1,000 円の支払いを継続していたが、債権所管課に対して、転居をする旨の連絡を行い、連絡が取れなくなった。債権所管課は、平成 26 年 8 月以降、債務者の所在不明を理由に徴収停止とした。

債権所管課は、平成 28 年 1 月、債務者の所在を確認したことにより、改めて、債務者に債務確認書を提出させた。債務者は、平成 28 年 5 月までの間に 2,000 円の返済を行ったが、その後再度所在不明となった。

債権所管課は、平成 30 年 12 月に債務者から現金 1,000 円及び現住所を知らせ

る手紙を受領した。債務者は、平成30年12月以降、毎月1,000円の返済を継続している。

イ 調定について

本件債権については、当初は公正証書を作成し、公正証書に記載された条件に従って調定を行っていた。債務者が行方不明になった以降は、債権所管課が債務者の所在を確認し、債務者との連絡が取れた段階で債務確認書を提出させ、債務者の経済状況を勘案して支払月額を決定し、調定を行っている。

ウ 滞納発生時の対応

- (ア) 督促状の発送
本件監査対象期間においては、債務者はほぼ毎月1,000円の弁済を継続しており、督促状を発送する状況ではない。
 - (イ) 催告等
監査対象期間においては適切に回収されており、催告等を行う状況ではない。
 - (ウ) 連帯債務者・連帯保証人
本件債権においては、連帯債務者・連帯保証人が存在しない。
- エ 納付交渉について
債権発生以降、公正証書を作成し、所在確認の都度、債務者から以下のとおり債務確認書を提出させている。

年月日	書面の種類	内容
昭和57年12月27日	公正証書	債務弁済承認契約の締結
平成2年6月29日	公正証書	返済計画の合意
平成9年7月8日	約束書	予定外収入があった場合等の返済増額を約束
同上	確認書	平成2年6月の公正証書に基づく残存損害賠償債務金等の確認。毎月25,000円返済することを約束
平成11年3月23日	確認書	平成2年6月の公正証書に基づく残存損害賠償債務金等の確認
平成15年12月24日	確認書	平成2年6月の公正証書に基づく残存損害賠償債務金等の確認。毎月1,000円返済することを約束
平成20年5月26日	確認書	平成2年6月の公正証書に基づく残存損害賠償債務金等の確認。毎月1,000円返済することを約束
平成28年1月13日	確認書	平成2年6月の公正証書に基づく残存損害賠償債務金等の確認。毎月1,000円返済することを約束
令和3年9月27日	納付誓約書	平成2年6月の公正証書に基づく残存損害賠償債務金等の確認。毎月1,000円返済することを誓約

オ 債務者による弁済状況

本件債権の回収状況(令和3年3月31日時点)は以下のとおりである。

期間	調定額 (円)	回収額 (円)	不納欠損額 (円)	債権残高 (円)

平成2年6月29日 債務弁済契約公正証 書締結				114,444,493
平成2年7月～ 平成28年5月	633,000	616,000		113,828,493
平成30年12月～ 令和2年3月		16,000		113,812,493
令和2年4月～ 令和3年3月	11,000	12,000		113,800,493
合計	644,000	644,000		

(会計局会計課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

債務者の収入は年金のみであり、本件監査対象期間においては、月額1,000円の弁済を継続している状況に過ぎない。

既に債務者は高齢であることから、県は、債務者から本件債権全額の回収は望めない。

また、現状でも、県が債務者から回収できている金額は毎月1,000円であり、郵便代、納入通知の印刷代、事務処理の手間などの回収コストを考えると、とても見合わないと思われる。

なお、本件監査対象期間後の重要な後発事象として、債権所管課は、令和3年7月、債務者から家計収支表の提出を受けたところ、債務者が競馬などのギャンブルなどに費やす娯楽費15,000円を支出していることを確認したため、債務弁済契約書第6条の定めに基づいて、月額弁済額を15,000円に増額する内容の納付誓約書の提出を求めたが、債務者から人権侵害であるなどという理由でこれを拒絶された事実が挙げられる。

これに関しては、債権所管課は、顧問弁護士から、平成2年6月29日付債務弁済契約公正証書第6条の内容において、県が債務者との合意なく一方的に弁済額を変更できるといった条項については、裁判になれば、信義則(民法第1条第2項)違反、権利濫用(民法第1条第3項)、公序良俗(民法第90条)違反などから無効と判断される可能性があるという指摘を受けている。

以上を踏まえて、債権所管課は、債務者からの弁済額については月額1,000円の内容を許容している。

カ 法的措置の検討

債権所管課は、本件債権に関して、債務弁済契約公正証書第7条の執行認諾文言を使って強制執行することを検討し、令和3年9月3日、顧問弁護士に相談を行った。

しかし、そもそも債務弁済契約公正証書第1条第1項第2号の定めは、法的に強制執行可能な定め方となっており、執行裁判所が受け付けてくれない可能性があること、債務者が所在不明となり弁済を怠るなどの過去があったり仮に期限の利益を喪失したとしても、その後県が月額1,000円の分割払いを認めていること

額は過年度の回収率、債務者の平均寿命までの回収期間等を考慮して算定されている。

令和2年度末の詳細な算定式は以下のとおりである。

【徴収不能引当金算定】

<基本情報>

当初債権額：122,780,000円
家財等処分による返済額：8,335,507円
月25,000円返済時期の返済額：575,000円 (H2.6公正証書～H15.11)
月1,000円返済時期の返済額：69,000円 (H15.12確認書～R3.3現在) (17.3年間)
R3.3.31現在長期延滞債権額：113,800,493円 (内訳：債権113,800,493円)
対象者年齢：79歳
寿命：88.8歳 (79歳の平均余命9.80 ※令和元年簡易生命表(厚生労働省)より)

これまでの年間回収率を算定し、寿命までの回収見込みを算出

- 1,000円返済時期の年間回収率 0.0035%
69,000 / 17.3年間 / 113,869,493 (H15.12時点債権額) = 0.0035%
・寿命までの平均年数 9.80年
・今後の回収見込み 39,033円
113,800,493 x 0.0035% x 9.8年 = 39,033円
・徴収不能引当金 113,800,493 - 39,033 = 113,761,460円

(会計局会計課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

会計局会計課では管理している債権は本件債権以外にはなく、これまでに不納欠損の実績はない。そのため不納欠損実績率による徴収不能引当金の算定は行っていない。そのため、「他の合理的な算定方法」により徴収不能引当金を算定している。本件債権に関しては、債務者の資力がなく高齢であることから、どの程度回収可能かを合理的に見積もることは困難であり、全額を回収不能として徴収不能引当金を計上することも考えられるが、会計局会計課ではあくまで一定の合理的な前提により回収可能額を算定し徴収不能引当金を計上している。

(5) 指摘事項

特になし。

により期限の利益を再付与したと判断される可能性があるなどから強制執行による債権の回収は難しいとの指摘を受けている。

キ 債権放棄・債権免除について

債権所管課は、本件債権について、債務者の所在不明を理由に、平成26年8月5日から徴収停止としていたが、平成27年12月に債務者の所在を確認し、自ら平成28年4月から納付を再開したいという申し出を受けたので、徴収停止処分を解除した。

その後、債権所管課は、現時点において債務者との連絡が取れており、債務者は月額1,000円といえ返済を継続していること、そもそも公金詐取に係る損害賠償金という本件債権の性質上、債権放棄や債務免除を行うべきではないと判断していることなどから、経済効率性に反しても、可能な限り回収を継続する方針を持っている。

ク 時効管理

本件債権は、もともとは不法行為の損害賠償請求権(消滅時効期間は損害及び被害者を知ったときから3年(旧民法第724条))と不当利得返還請求権(消滅時効期間は10年間(旧民法第167条第1項))とが請求権競合で併存していたものについて、平成2年6月29日付にて債務者との間で債務弁済契約公正証書の締結をしたことにより、県と債務者との和解契約を締結したと評価できるから、その消滅時効期間については10年と整理できる。

債権所管課は、債務者の所在が不明となっても所在確認を続けており、債務者の所在を確認できた際には、債務者から債務確認書を取得しており、債権が消滅時効にかからないように努めている。

なお、直近の債務確認日付は、上記のとおり、令和3年9月27日であり、債務者は、その後も月額1,000円の弁済を継続していることから、本件債権は、特に消滅時効期間の経過はない。

なお、債権は元金1件と遅延損害金が存在していないので、債権所管課は、債権管理簿で時効期間を経過していないことを確認しているのみである。

ケ 今後の方針

債権所管課は、上述のとおり、本件債権が公金詐取に係る損害賠償金という性質上、経済効率性に反するとしても回収を継続する方針である。

債権所管課は債務者が死亡し、相続人が相続放棄するという場面が生じた場合を想定し、債権免除や議会の議決による債権放棄についても検討している。

(4) 公会計上の取り扱い

会計局会計課では本件債権に対して徴収不能引当金を計上している。

徴収不能引当金の計上方法は、債務者からの回収可能額を算定し、債権残高から回収可能額を差し引いた残額を徴収不能引当金として計上している。回収可能

(6) 意見的指摘事項【29、30】

ア 債務者との間の再度の合意書の作成

県の顧問弁護士からの指摘のとおり、県と債務者との間の平成26年6月29日付債務弁済契約公正証書は、執行認諾文言（民事執行法第22条第5号）を記載しているものの、そもそもその条項（第1条第1項第2号など）が、支払期日、支払金額などが特定されおらず、文言から一義的に支払金額を特定できないことから、強制執行を実施することが難しい内容となっている。

また、債権所管課は、債務者が弁済を怠って行方不明となった後に所在確認をして、再度の分割払いを許容するに際して、実質的に期限の利益を再度付与する行動をとっており、これもまた強制執行を難しくしている。

本件債権が、約40年前の県職員による公金詐取事件に係る損害填補賠償であり、債務弁済契約公正証書の作成自体も約30年前であり、公正証書作成の経緯やその後の管理についても不明な点が多いのはやむを得ず、現在までの債権所管課の担当者の債権管理に関して問題があると指摘するわけではない。

また、債権所管課の担当者も、債務者が行方不明となった後も、債権管理コストを度外視してでも、その所在確認に努め、臨戸訪問を行い、分割弁済を促す努力をしていることについても、債権発生原因が債務者の犯罪行為によって県民財産である公金の毀損を招いたことである以上、致し方ない部分も多い。

しかし、仮に債権所管課が今後も本件債権の管理回収を継続する方針を維持するのであれば、債務者が再度分割弁済を停止するなどした際に速やかに回収手続に入ることができるようにするためにも、債務者との交渉の上、執行可能性の高い債務弁済公正証書の作成を検討することが望ましい。

イ 債権放棄・債権免除について

上述のとおり、本件債権については、県職員の公金詐取に係る損害賠償金という特殊な性質のものであるため、債権所管課は、債権放棄や債権免除などをせずに可能な限り回収することを基本的な方針としている。

しかし、債務者の現在の資力及び年齢を考慮すると、県が最終的に回収できる金額の総額には限られている。

上述のとおり、債権所管課は、納入通知書の印刷、郵送のための切手代などの債権回収にかかる費用負担もさることながら、債務者の所在確認や返済交渉などに相当程度の時間を割いていることが推察される。

しかし、債権の適切な管理は、当然に効率的な債権管理を含むものであり、効率的な債権管理には、回収可能性が全く見込まれない債権については、速やかに債権放棄等の手続を取り、限られた人的資源を、回収可能性の低い債権の管理に配分するのではなく、それ以外の事務に配分するという債権管理コストの視点が必要である。

今後も本件債権の管理回収業務に、人員又は時間を掛け続けることについて、経済合理性の観点から、状況に応じて再度検討することも必要であり、債権放棄や債権免除についても検討を行うことが望ましい。

第 6 教育局

1 高等学校奨学金資金 (財務課)

(1) 概要

債権の名称	高等学校奨学金資金
根拠となる法令・条例・要綱等	神奈川県奨学金貸付条例 (以下、本項において「条例」という。) 神奈川県奨学金貸付条例施行規則
制度概要	県内の住所、県内の高等学校等に在籍する者 (親の年収 800 万円未満) を対象とした奨学金制度
債権の性質	私債権
所管部署	教育局財務課
債権管理体制	教育局財務課 高校奨学金グループ 2 名
債権者の属性・数	42,553 名
償還期間	最大 12 年
時効期間	令和 2 年 3 月 31 日までの貸付分: 10 年 (旧民法第 167 条第 1 項) 令和 2 年 4 月 1 日以降の貸付分: 5 年 (民法第 166 条第 1 項第 1 号)
債権管理台帳	電子システムにより管理しており、個人ごとに保管している
督促・催告	ハンドブックに従い実施
時効管理の状況	ハンドブックに従い実施
法的手続による回収	一部について支払督促の申立てを実施している。
債権額の概況 (高等学校奨学金貸付金債権 (一般会計))	令和 2 年度の債権総額 : 1,767,240,422 円 令和 2 年度の償還総額 (現年度) : 1,313,623,963 円 令和 2 年度の回収額 : 1,251,004,684 円 令和 2 年度末時点の滞納総額 : 516,651,738 円 令和 2 年度の滞納欠損額 : 0 円 令和 2 年度の徴収不能引当金額 (固定資産) : 119,950,791 円 令和 2 年度の徴収不能引当金額 (流動資産) : 15,701,184 円

(2) 債権の内容

ア 貸付金の種類及びその内容等

各種奨学金の区分、貸付限度額、償還期間等は以下のとおりである。

区分	貸付限度額	償還期間
1 国公立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	① 入学する日の属する年度 1 万円又は 2 万円 ② その他の年度 1 万円 ※ 加算申請により 1 万円加算	高等学校等を卒業し、若しくは専修学校の高等課程を修了し、又は退学した日の属する月の翌月から起算して 6 か月を経過した後、貸付期間を通算した期間の 4 倍に相当する期間内
2 私立の高等学校等又は専修学校の高等課程の在学者	① 入学する日の属する年度 1 万円、2 万円、3 万円又は 4 万円 ② その他の年度 1 万円、2 万円又は 3 万円 ※ 加算申請により 1 万円加算	同上

イ 債権の数

令和 3 年 3 月 31 日の段階で全体の債務者の数は 42,553 名である。また、国からの支援金が充実に充てられているもの、授業料以外にも塾の負担等があるため、奨学金のニーズは高く、毎年数多くの申請がある。予算としてもある程度の枠を確保しており、本件債権は今後も新たに発生する債権である。

ウ 遅延損害金を請求しない運用であること

遅延損害金 (延滞利息) については、条例第 10 条に年 14.5% を徴収すること「ができる」とされており、奨学金という性質から、そもそも遅延損害金を請求しない運用としてこのことであった。

したがって、本件債権においては、遅延損害金の調定はされていない。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

(ア) 教育局財務課において、高校奨学金グループの 2 名が管理している。

(イ) 債権管理のためのシステムである奨学金貸付債権管理システム (以下「管理システム」という。) があり、各債務者の返済状況、滞納の有無や滞納額、交渉経過等を見ることができ。

もともと、債権の総額は管理システム上計算ができないため、毎年、前年の数字に今年度の債権額を加えていくことによる手計算で行われている。

現状は時効については職員が目視により確認しているが、管理システムの改良により時効間近の債務者をピックアップできるようにしたいと考えていることであった。

(ウ) 県は、過年度分の一部の債権の回収を債権回収会社に委託している。

具体的には、毎月、「債権回収実績表」を提出させ、回収実績の報告を受けつつ回収を表現させている。令和 2 年度は 332 件を依頼し、回収額は 38,408,938 円 (回収率 43.38%) であった。

債権回収会社の選定は「公募式プロポーザル」という方法 (随意契約) によっている。具体的な選定方式としては、候補となる法人に「企画提案書」を提出させ、想定回収率や生活困窮者への配慮、他の自治体での実績等を選考委員が評価 (採点) をした上で決定するというものである。このような形式をとる理由としては、依頼する金額が低廉に抑えられたとしても、回収の実績が不十分であればかえってマイナスイメージになってしまうことから、回収の実績等の事情を考慮できるようにする必要があるためである。

なお、令和 2 年度の委託先は弁護士法人であった。

(エ) 住民票等の請求や法的手続 (支払督促等) は総務局総務室と連携して行っている。

イ 調定について

高等学校等を卒業、又は退学した日の属する月の翌月から起算して 6 か月を経

過した後調査を行っている。

ウ 滞納発生時の対応

(ア) 督促状の発送
滞納発生後概ね2か月を経過した時点で送付しているとのことである。

(イ) 催告等
督促しても反応がない場合には、催告を行うことが求められるが、本件債権については、奨学生である主債務者及び連帯保証人に対し催告書を送付しているとのことである。

臨戸訪問については実施してはいるものの、反応がない場合、再度臨戸訪問を行うようなルールは設けていないとのことである。

(ウ) 連帯債務者・連帯保証人
本件債権においては、連帯保証人が2名存在する。
そして、県は、奨学金の貸付に際して、債務者から「奨学金借用証書」という書面を提出させている。かかる借用証書には「連帯保証人（親権者又は法定代理人）」という欄と「連帯保証人」という欄があり、連帯保証人2名が、住所、氏名、奨学生との関係、勤務先、電話番号等を記載することが求められている。しかし、平成24年までは、連帯保証人の印鑑証明を要求していなかったことかから、奨学生と連帯保証人の筆跡が全く同じである場合など連帯保証人本人が署名していないと思われるものが散見される。

現に、県から連帯保証人に連絡した際に「連帯保証人になった覚えはない」という回答があり、トラブルになったケースも複数あるとのことである。

エ 納付交渉について

(ア) 債務者又は連帯保証人から分割払いの申出があった場合は、電話にて生活状況、収支状況等を聴取できる範囲でした上で、事実上、分割払いに応じているとのことである。債務者の経済状況について（例えば、収入額、年金額、毎月の支出の詳細など）の具体的な事情を聴取することや書面に書かせて提出させるといった対応は特に行っていない。

長期の分割払いの場合は、1年間を目途に再度連絡するよう口頭で約束するとともに、納付誓約書に「返還期間が長くなるため、状況が好転次第、返還額を増額します。」と文言を入れているとのことである。

なお、履行延期の特約（施行令第171条の6）の要件については吟味していない。

(イ) 分割払いができない債務者に対しては、返還猶予制度（条例第9条）の活用をすすめたり連帯保証人から援助してもらおうことができないかの確認をしたりしているとのことである。

(ウ) 心身の故障その他特別の理由により貸付金を返還する能力を失ったと認められるときは、条例第8条第2号において、返還期日が到来していない債務を免

除することができる旨規定されているため、そのとおりに運用している。

オ 徴収停止について

徴収停止の措置（施行令第171条の5）は、活用していない。理由としては、債権管理条例第6条第2項により消滅時効の完成にかかわらず債権放棄を行っているからであるとのことである。

なお、債務者が行方不明となった場合には連帯保証人に対し請求している。時効管理について

(ア) 消滅時効の完成している債権はあるが、債権数が膨大なため正確な数を出すことは困難であるとのことであった。

管理システムを利用しているが、消滅時効の完成までの状況がわかるような管理システムにはなっていないため、基本的には担当者が目視で管理しているとのことであった。

(イ) 県としては、消滅時効が完成している債権についても、時効援用書の提出がない限り、請求を行っており、債務者に対して時効の援用は促さないとのことであった。したがって、消滅時効が完成したからといって不能欠損処理はしていない。もともと、消滅時効完成後に時効の援用があったときに債権が消滅するという取扱いをしており、時効援用書を提出してもらった上で処理している。

(ウ) 主債務者から消滅時効の援用があった場合、全ての連帯保証人に対し援用を求めている。これに対して、連帯債務者や連帯保証人から時効の援用があった場合、主債務者に対しては県から連絡するのではなく当事者間で援用するよう連絡を取るよう依頼している。

キ 法的手続による回収

(ア) 県は、過年度分の一部の債権については、回収を債権回収会社（サービサー）に委託している。

(イ) そして、それでも債権回収ができなかった債権については、支払督促の申立てを行っている。なお、対象者が遠隔地等で、現地調査が困難な場合は、法的手続を見送っているとのことであった。

手続は年に4回行っている。1回につき30本の債権ほどであるため、年4回で約120件程度である。

支払督促の通知が届くと、感覚としては約半数から支払う等の連絡が来るため、納付誓約書等で支払の約束をし、支払督促自体は取り下げることであった。そして、何らの連絡がない残りの約半数に対しては債権名義を取得するとのことであった。

令和2年度は101件の債務者に対して支払督促を行い、そのうち34名について債務名義を取得している。残りの67名について、7件は所在不明であるが、それ以外は分割合意や納付があったり取下げをしている。

(ウ) 債権名義を取得後、それでも回収ができない場合には、強制執行まではせず、

短期貸付金及び未収金のうち、徴収不能が見込まれる額、奨学金の場合、返還免除が徴収不能引当金に該当する。過去の実績から減免実績率を算出し、金額を求める。算出方法は「合理的な基準」で算出することとされているため、財政課が指定した不能欠損率の算出方法を準用する(端数切上)。(1,200,806,000円+1,200,806,000円)×1.1566%(後述)=15,701,184円
【流動資産】
基金(その他)
奨学金基金の年度末残高。 2,607,082,652円

(表2) 返還免除実施率算定について (単位:円)

年度	年度末貸付金残高	返還免除額	返還免除実施率
31	—	95,180,897	
30	11,758,646,553	123,305,250	(B) ÷ (A) = 1.1566%
29	12,210,506,090	128,722,618	※小数点以下4位未満の端数切り上げ
28	12,510,511,438	171,904,000	
27	12,588,813,061	188,342,608	
26	12,101,918,720	—	
	26~30計・・・(A)	27~31計・・・(B)	
	61,170,395,862	707,455,373	

(教育局財務課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

(5) 指摘事項【50】

ア 遅延損害金を測定・徴収すべきである
 本件債権について、債権所管課は、条例第10条の規定が損害賠償請求を行うか否かにつき債権者に裁量を認める趣旨のものであるとの理解(「延滞利息を徴収することが『できる』という文言)を前提に、遅延損害金の請求を不要と整理している。また、その判断の背景には、奨学金を借りる家庭は生活困窮者が多いという政策的な配慮があることがうかがわれる。
 しかし、上記条例の規定は、単に債務不履行に基づく損害賠償請求権の発生要件を定めたものと解するのが一般的な理解であるし(したがって、本件債権については、上記条例第10条が設けられている以上は、本来の履行期限後は、損害賠償請求権(遅延損害金債権(年14.5%))が客観的に発生することとなると解される。)、むしろ、地方公共団体の有する債権については、上記最高裁平成16年4月23日判決の趣旨を踏まえれば、債権所管課における上記の条例第10条の理解には疑問がある。
 さらに、実質的に検討しても、例えば遅延損害金の額が極めて少額で徴収停止の要件(施行令第171条の5第3号)を満たしているような場合等はあくとして、本件債権に係る遅延損害金一般につききずく請求対象から除外するとの現状の取扱いを容認し得るような合理的理由は特段見当たらないし、かかる取扱いは、かえって、履行期限を遵守して本件債権を納付した債務者とこれを徒過した債務者との間の公平、ひいては本件債権の債務者との間の債権の債務者との間の公平を害するということができる。

文書や電話での催告により、自主返還を求めているとのことである。その理由は、奨学金制度を利用して貸付を受ける者は生活困窮者がほとんどであると思われ、奨学金制度を利用し、金額を求め、返済の免除は実施していない。
 (エ) 債務者が所在不明の場合には、住民票請求、住基ネット等を活用し所在を確認している。
 財産調査については、債権管理条例に基づき、企業庁への水道契約の有無等を確認することなど、戸内にて情報利用の手続を行っている。
 ク 免除・債権放棄について
 (ア) 条例に基づき、返還の免除を行っている。
 (イ) 施行令第171条の7に基づき免除は実施していない。
 (ウ) 債権管理条例第6条に基づき債権放棄は実施している。
 (エ) 法第96条第1項第10号に基づき債権放棄はしていない。

(4) 公会計上の取り扱い

ア 高等学校奨学金資金については、未調定残高のうち翌年度に償還期限を迎えるものを短期貸付金とし、翌年度以降に償還期限を迎えるものを長期貸付金として計上している。調定された債権のうち、現年度収入未済額を未収金とし、過年度収入未済額を長期延滞債権として計上している。
 イ 短期貸付金及び長期貸付金については過去5年間の年度末貸付金残高に対する翌年度の返還免除率により返済免除実績率を算定し、当年度の貸付金残高に乘じることにより徴収不能引当金を算定している。
 ウ 未収金及び長期延滞債権についても上記と同様の返済免除実績率により徴収不能引当金を計上している。

(表1) 貸付金に係る各項目の定義と金額

項目	定義と金額
貸付金	債権の令和元年度末残高 11,163,026,686円
収入未済額	令和元年度末の収入未済額 565,485,789円
未調定残高	貸付金と同額 11,163,026,686円
長期延滞債権	令和元年度調定 過年度収入未済額 408,762,465円
未収金	令和元年度調定 現年度収入未済額 156,723,324円
短期貸付金	未調定残高のうち令和2年度に償還期限を迎えるもの = 令和2年度貸付金返納の歳入予算 1,200,806,000円
長期貸付金	未調定残高のうち令和3年度以降に償還期限を迎えるもの = 未調定残高から短期貸付金を控除して算出 11,163,026,686円 - 1,200,806,000円 = 9,962,220,686円
徴収不能引当金【固定資産】	長期貸付金と長期延滞債権のうち、徴収不能が見込まれる額。奨学金の場合、返還免除が徴収不能引当金に該当する。過去の実績から減免実績率を算出し、金額を求める。算出方法は「合理的な基準」で算出することとされているため、財政課が指定した不能欠損率の算出方法を準用する(端数切上)。(9,962,220,686円+408,762,465円)×1.1566%(後述)=119,950,791円

したがって、本件債権に係る遅延損害金について調定・徴収を行っていない現状の取扱いを正当化することは困難と言わざるを得ず、この点は速やかに是正すべきである。

(6) 意見的指摘事項【31、32、33、34、35】

ア 徴収不能引当金の算定方法について
貸付金、未収金及び長期延滞債権に係る徴収不能引当金の算定にあたって、返済免除額のみを実績の対象としているが、徴収不能引当金は将来的に回収が困難な金額を見積もるものであることに鑑みると、返済免除額のみではなく実質的に回収できない金額も併せて実績の対象とすべきである。また、少なくとも資力がなく、返済免除の可能性も乏しいものについては個別に回収可能性を勘案し、徴収不能引当金を計上することが望ましい。

イ 法的回収手続と人員不足

(ア) 令和2年度は計101件の債務者に対して支払督促を申し立てているが、滞納者数が3,000~4,000名程度いることからすれば、予算や人員の関係もあるが、少しでも申立件数を多くする工夫を行うことが望ましい。

(イ) また、支払督促が利用されている主な理由は、債権管理条例第5条第3項が「支払督促の申立てを積極的に行うものとする。」と規定しているからであると思われる。たしかに、本件債権のような奨学金については、連帯保証人も複数いることから、支払督促により法的手続がなされたことを伝えることで支払いの連絡が来ることは他の債権と比べて多く、一定の効果も有するようである。

もっとも、訴訟を提起する方が有効な場合もある。具体的には、訴訟提起後に債務者から分割払いの申出があった場合、履行延期の特約の手続をとる場合と同様に、債務者の生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取したうえで、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解（民事訴訟法第267条）や和解に代わる決定（民事訴訟法第275条の2）によって債務名義を取得する方法により、分割払いに応じることにより実効的な回収に結びつくケースもあるといえるので、訴訟を提起することも今後は検討すべきである。

(ウ) 令和2年度の101件の支払督促のうち8件は、送達不奏功により申立てを取り下げている。これは、支払督促においては公示送達によることができず（民事訴訟法第382条但書）ことによるものと思われる。

これに対し、訴訟手続においては公示送達によることも債務名義を取得することが可能である。

(エ) したがって、本件債権については、画一的かつ大量の処理の必要性の観点から、支払督促をベースにすること自体はよいとしても、訴訟提起をたうえで裁判上の和解又は和解に代わる決定により分割払いに応じることでも手段の1つ

として検討するべきである。

もっとも、県としては、訴訟を行う場合、期日の出頭等の時間を確保することには困難であり人員不足であるとのことである（そのような事情があることに鑑み、意見的指摘事項とした。）。

そうであるならば、担当課の人員を拡充し、専門の職員の補充をすること、若しくは2回目のサービサーを利用すること等を検討することが望ましい。

(オ) なお、県は、債務名義を取得後、それでも回収ができない場合には、強制執行はしないとのことであり、その理由は生活困窮者がほとんどであるからとのことであるが、連帯保証人は仕事をしている可能性があり、他の債権に比べて回収率が低いとは言えないため、この理由のみをもって強制執行を一切しないというのは、県民への説明としては不十分であろう。

ウ 支払督促申立後の対応について

県によれば、支払督促を申し立てた後に、債務者から分割払いの申出があった場合、いずれも納付誓約書の提出を条件に申立てを取り下げている。

しかし、これではその後納付誓約に基づいた支払がなされない場合は、あらためて法的措置をもって履行の請求をしなければならぬことになるが、これでは当初の支払督促申立てにかかる費用と労力が無駄になってしまうことは明らかである。したがって、支払督促申立て後に債務者から督促異議があり、かつ、分割払いの申出がなされた場合は訴訟手続に移行させるとともに、裁判上の和解又は和解に代わる決定により債務名義を得る方法等で分割払いに応じるべきである。

訴訟手続に移行する場合は人員不足の問題については、上記と同様に、債権所管課の人員の拡充を検討することが望ましい。

エ 分割払いに応じる場合の対応

(ア) 債務者から分割払いの申出があった場合は、債務者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の特約（施行令第171条の6）の要件（同条第1項第1号ないし第5号のいずれか）を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に同特約の手続をとることにより分割払いに応じるべきである。

(イ) しかしるに、本件債権については、分割払額を記載した納付誓約書を提出してもらい分割払いに応じているとのことであるが、履行延期の特約の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないとのことであり、この点において、法令の規定に沿った債権管理がなされているとはいえない。

(ウ) 納付誓約書を提出させることにより分割払いに応じる方法が直ちに違法であるとはいえない。しかしながら、当該方法には法的な根拠がないこと、事実上履行期限を延期する結果になる一方でその後も遅延損害金が発生し続ける点において履行延期の特約に比して債務者側の不利益が大きいため、期限の利益喪失による全額一括請求が可能であるか不明確であること、などの不都合が

2 高等学校授業料債権（財務課）

(1) 概要

債権の名称	高等学校授業料債権
【法律】 学校教育法 高等学校等就学支援金の支給に関する法律	
【条例等】 県立学校の授業料等の徴収に関する条例（以下、本項において「条例」という。） 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（以下、本項において「施行規則」という。） 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則施行規程（以下、本項において「施行規程」という。）	
根拠となる法令・条例・要綱等	県立学校の授業料等の徴収に関する条例（以下、本項において「条例」という。） 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（以下、本項において「施行規則」という。） 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則施行規程（以下、本項において「施行規程」という。） 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則 県内の高等学校に在籍する者の授業料
制度概要	公債権
債権の性質	教育局財務課
所管部署	県立高校140校の事務室
債権管理体制	教育局財務課財務指導グループ5名
債務者の属性・数	県立高校140校の事務室 事務長含め3～4名程度 債務者：県立高校に在籍する者・元在籍者 122,771人 保証人：在籍者及び元在籍者の両親
時効期間	5年（法第236条第1項） （支払督促により権利が確定した場合は10年）
債権管理台帳	原則的には授業料徴収システムによる管理 未納者に対しては交渉経過等の所要事項を随時記載した紙ファイルとの併用
督促・催告 時効管理の状況	「授業料徴収事務の手引き」「授業料未納対策マニュアル」に従って実施 「授業料徴収事務の手引き」「授業料未納対策マニュアル」に従って実施
法的手続による回収	特になし
債権額の概況 （高等学校授業料債権（一般会計））	令和2年度の調定額 : 13,700,340,365円 (122,771人) 令和2年度の回収額 : 13,635,715,981円 (121,855人) 令和2年度の未納欠損額 : 3,995,635円 (76人) 令和2年度末時点の滞納総額 : 60,628,749円 (840人) 令和2年度の徴収不能引当金額 : 0円

(2) 債権の内容

ア 種類及びその内容等

(ア) 授業料債権の内容

本件債権は基本的に県立高校等の授業料債権である。

学校教育法第6条は、学校においては授業料を徴収することができるものと定めており、但書においていわゆる義務教育課程の場合など授業料の徴収が禁じられる場合を定めている。

これを踏まえて、県は条例を定めている。条例第2条第1項は、通信課程を除く高等学校及び中等教育学校後期課程の授業料徴収を、第2条第2項は、通

あることから、分割払いに応じる場合は原則として履行延期の特約の方法によるべきであり、納付誓約書による分割払いは、履行延期の特約の方法によることができない特段の事情がある場合に限り許容されるというべきである。

オ 時効管理について

(ア) 本件債権については、債権数が膨大であるにもかかわらず、管理システムが消滅時効のアラート機能を搭載していないため、職員の目視による管理となっている。アラート機能については搭載を検討中とのことであるが、早急に備えることが望ましい。

(イ) また、①債務者から時効を援用する旨の申出があった場合は時効援用書を提出させており、②時効援用書の提出がない限りは時効の援用があったとの取扱いをしていないところ、上記①の取扱いは適切であるが、上記②の取扱いは妥当でない。

時効の援用は要式行為ではなく、必ずしも書面による必要はないのであるから、口頭で時効援用があり、その後時効援用書が提出されない場合であっても有効な時効援用があったものとして取り扱うべきである。なお、その場合は、時効を援用したものの氏名、住所、時効を援用する旨の発言があった日時、場所、対応した職員の氏名、債務者の氏名の具体的な内容等をできるだけ詳細に交渉履歴等に記録しておくべきである。

信課程の高等学校の受講料徴収を定めている。
 条例別表は、県立高校又は中等教育学校後期課程に在学する者の学費について年額118,800円(月額換算すると9,900円)、定時制の県立高校に在学する者の学費について年額32,400円と定める⁸。
 施行規則第4条第1項及び第2項で、授業料の徴収は年額を2期に分けて、以下のとおり行うこととしている⁹。

期	納付額	納付期限
第1期(4月から9月まで)	年額の2分の1に相当する額	9月12日
第2期(10月から翌年3月まで)	年額の2分の1に相当する額	12月12日

例外的に、各学校の校長の判断において、特別の理由がある場合については、月額での授業料徴収を可能としている(施行規則第4条第3項、施行規程第1条)。

(イ) 高校授業料無償化施策の影響

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)(以下「高校無償化法」という。))が、平成22年3月31日に国会で可決成立し、平成22年4月1日から施行された。高校無償化法第3条は公立高校について授業料を徴収しないものとし、特別の事由が存在する場合にはこの限りではないと定めている。

これを受けて、県は、平成22年4月1日以降の入学者については、授業料を徴収しないこととし、平成22年3月31日以前に入学した者、修学年限を超過した生徒については、年額を3期に分けて授業料を徴収することとした。高校無償化法は、平成25年12月4日に国会で改正法(平成25年法律第90号)が可決され、名称を、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」と変更し(以下「就学支援金支給法」という。)、平成26年4月1日に施行された。就学支援金支給法第3条は、平成26年4月1日以降に入学した者について、一定の所得制限を前提として、高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」という)を支給することとした。

これにより、県は、就学支援金の支給を受けている者については、授業料を徴収しないこととし、一定の所得制限を超えるために就学支援金の支給対象とならない者について、授業料を徴収することとなった。なお、概要は以下のとおりである。

⁸ なお、平成16年4月1日以降平成20年3月31日以前に県立高校に在学していた者については年額115,200円(月額換算すると9,600円)、同期間に定時制の県立高校に在学していた者については年額31,200円(月額2,600円)である。

⁹ なお、平成26年3月31日以前の入学者については、授業料の徴収を、年を3期に分けて、6月3日、10月3日、2月3日を納付期限として3分の1ずつ行うこととしている。

対象校	県内に設置されている公立の高等学校、中等教育学校、中等教育学校(後期課程)
対象者	対象校に在学し、かつ、保護者全員の所得について、以下の算定式により計算した額が304,200円(年収約910万円)未満の世帯の生徒 [算定式] 市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除の額 ※ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算する。
補助額	全日制：月額9,900円(年額118,800円) 定時制：月額2,700円(年額32,400円) 通信制：1単位336円 (県ホームページに基づき監査人作成 ¹⁰)

なお、就学支援金の受給資格認定の申請は、学校を通じて、都道府県知事に対して行われる(就学支援金支給法第4条)。

(ウ) 授業料の減免・徴収猶予制度

条例第5条並びに施行規則第8条及び第9条は、一定の事情がある場合には、授業料の減免と徴収猶予の制度を定めている。

しかし、平成26年4月1日以降に入学した者については、県知事から受給資格申請を認められれば、就学支援金の支給を受けることにより、実質的に授業料の免除を受けられることから、これらの定めにより授業料の減免や徴収猶予の適用を受ける事例は少ない。

(エ) まとめ

以上をまとめると、県は、平成26年4月1日以降の入学者については、学校を通じて就学支援金の受給資格認定の申請を行っていない者については、授業料を徴収しており、平成22年4月1日以降に入学した者について授業料を徴収し、平成22年3月31日以前に入学した者については、全員授業料を徴収している。

(オ) 授業料債権の法的性質

神奈川県は、県立高校等の授業料については、非強制徴収公債権として整理している。
 すなわち、公立学校は、法第244条に規定する「公の施設」であるから、設置主体である地方公共団体は、法第225条の規定に基づき、公の施設の利用につき、使用料を徴収することができる、としている。

そして、県は、授業料については、学校という公の施設を使用する使用料であると同時に、教育という役務を受ける対価であると整理している。

イ 債権の数

(ア) 県全体

県が保有する授業料債権については、令和2年度末時点で、債務者の数ベースで122,771人である。このうち大半は在学生の授業料債権であるから、県は、121,855人分については回収できている。

¹⁰ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f533737/index.html>

授業料徴収システムは、教育局財務課指導グループと各県立高校等の事務室において入力可能なシステムであり、これによって、教育局財務課と各県立高校等において、債務者の授業料の納入状況を把握することができる。口座振替の方法によって授業料債権の徴収を行っている債務者については、授業料徴収システム内において、「授業料収納未納明細表」を出力して、収納状況を確認することで、未納者を把握できる。現金、納付書による納付分も収納未納者一覧から確認できる。

授業料徴収システムは、各債務者の基礎情報、就学支援金の受給資格認定を受けて実質的に授業料免除となっているか否か、授業料徴収の方法（口座振替を使うか否か）、未収金があるか等を見ることができる。

(ウ) 口座振替を使用しない債務者、口座振替の届出を出している口座振替ができなかった債務者については、「授業料徴収整理表」により、学校ごとに未納者を把握して債権管理をすることになる。永谷高校においては、授業料徴収整理表を手書きで作成し、個別債務者ごとに紙ファイルで管理していた。

イ 授業料未収金が発生する仕組み（平成 26 年 4 月 1 日以降入学者について）

各学校は、合格発表時に、合格者及び保護者に対して配付する新入生の手引きに授業料に関する説明として、①口座振替を利用、②就学支援金制度の説明を記載して、合格者説明会等において、合格者及び保護者に対して授業料の徴収に関する説明を行う。

すなわち、各県立高校は、新規入学者及び保護者に対して、①県立高校の授業料は口座振替を使用しており、口座振替期日などを伝え、県立高校学費等自動支払依頼書の提出を促している。

また、各県立高校は、新規入学者及び保護者に対して、②保護者等の年収が約 910 万円未満の場合には、申請により、就学支援金の支給を受けられること、これが授業料に充当されることにより、授業料の負担がなくなること、多

くの入学者は、入学直後に、就学支援金の受給資格の申請を行うことで、事実上授業料負担がなくなり、各学校は、授業料徴収システム上でデフォルト設定となっている授業料全額免除（無償化対象者）として登録する。

未納者となっている債務者は、基本的には、就学支援金の受給資格の申請を行わなかった者である。

ウ 調定について

就学支援金受給対象者に関しては、各高校事務室担当者が、第 1 期分について毎年 8 月 1 日に、第 2 期分について毎年 11 月 1 日にて、一括して調定する形式で行っている。

授業料を徴収している個別の債務者に関しても、各高校事務室の担当者が、第 1 期分について毎年 8 月 1 日に、第 2 期分について毎年 11 月 1 日に、調定を行っている。

令和 2 年度末の収入未済の授業料債権は過年度分と令和 2 年度分を合計して 60,628,749 円ある（過年度分は 52,500,000 円程度、令和 2 年度分は 8,100,000 円程度である）。債務者の数ベースでは 840 人である。

この点、詳細は後述するが、県は、債権管理については、学校単位で行っている。そこで、収入未済の授業料債権を多額に保有している学校（全日制）の上位 5 校を挙げると以下のとおりである。

学校名	金額
県立永谷高等学校	9,510,219 円
県立津久井高等学校	3,229,552 円
県立麻生総合高等学校	2,681,229 円
県立厚木清南高等学校	2,361,638 円
県立横須賀南高等学校	2,055,852 円

（教育局財務課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成）

(イ) 県立永谷高等学校

監査人は、多額の未収金債権を保有している上記 5 校のうち、代表して最も多い県立永谷高等学校（以下「永谷高校」という。）の保有する債権について実査を行った。

永谷高校では、監査人が実査を行った令和 3 年 11 月時点で合計 9,462,491 円の未収金債権を保有していた。永谷高校においては、債務者 1 人当たりの未収金額は、大半の債務者については、年額の授業料 118,800 円の 3 年分（合計 356,400 円）以下だが、年額授業料の 3 年分をはるかに超える者も存在する。

また、永谷高校における未収金債権にかかる債務者の属性を見ると、多くは平成 26 年以降の入学者である。しかし、中には、平成 19 年入学者が 4 名、平成 20 年入学者が 3 名、平成 22 年入学者が 1 名とおり、永谷高校では相当古くからの債権をも管理し続けている。

ウ 遅延損害金の不請求

法第 231 条の 3 第 2 項は、公債権については条例で定めようとして督促をすれば延滞金（遅延損害金）を徴収することができることと定める。

これに関して、条例は、授業料の履行遅滞に関連して、延滞金を請求することができる旨を定めていない。

したがって、本件債権において、延滞金は発生していない。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者・債権管理のあり方など

(ア) 本件債権については、基本的には、各高等学校等の事務室において管理されている。永谷高校においては、事務長以下事務室の 3 名が本件債権の徴収を行っている。

(イ) 県においては、各県立高校等共通の授業料債権管理のためのシステムである授業料徴収システム（以下「授業料徴収システム」という。）がある。

例外的に、各学校の校長の判断で授業料を月額で徴収している個別債権者に關しては、各高校事務室の担当者が、毎月初日に調定を行う（但し、8月分と3月分については、前月1日に調定を行っている）。

未納者の授業料については、各学校の事務室担当者が、基本的に、調定繰り越しの手続を現年度分については6月1日、過年度分は4月1日に行っている。

エ 滞納発生時の対応

(ア) 在学者の滞納者について：就学支援金への誘導
各高校の事務室は、新入生に対して入学時（4月～6月分）、在学生に対して6月頃（7月～翌年6月分）にかけて就学支援金の受給資格申請等の案内を出している。

在学中の未納者については、実際には世帯所得が受給資格を満たすにも拘らず、制度に対する理解不足などを理由に就学支援金の受給資格申請の必要性なしと学校に届出をしている事例もあることから、債権者及び保護者に対して、就学支援金を活用できるように誘導している。

なお、就学支援金の申請を行い、認定となった場合、支給は、受給資格認定申請をした日の属する月からとなる。過年度分及び年度の途中で受給資格認定申請をした場合の申請した日の属する月の前月までの未納に対しては行われないうことから、あくまでも新規に未収授業料が発生しなくなるという効果しか望めず、過去の未収金は残存することとなる。

(イ) 通常の授業料徴収手続

在学中の債権者で、口座振替の手続を行っている債権者については、各高校事務室の担当者が、所定の金額について、各債権者の指定口座に対して、口座振替の手続を行うことにより授業料の徴収を行う。

在学中の債権者で、口座振替の手続を行っていない債権者については、各高校事務室の担当者が、各債権者に対して、納入期限の指定をした納入通知書を送付することで授業料の徴収をしている。

(ウ) 督促状の送付

在学中の債権者で、口座振替の手続を行っている債権者については、残高不足にて口座振替が不能であった場合には、各高校事務室担当者が、債権者に振替不能と2回目の口座振替のお知らせを交付して、2回目の口座振替の手続を行う。

口座振替によらず納入通知書での授業料支払いを行っている債権者で納付期限まで授業料の納入がなされなかった者及び在学中の債権者で2回目の口座振替が不能であった者については、納入期限から20日以内に督促状を発行する。

退学者、卒業生で未納の授業料債務を負っている債権者に関しては、各高校事務室の担当者が、適宜のタイミングで再督促状又は催告書の送付を行っている。授業料未納対策マニュアルでは、卒業生・退学者等に対する取組として、

卒業・退学となる前に納入誓約書を提出させることとなっている。

なお、永谷高校においては、平成26年度分から3年間授業料を支払わなかった生徒について、特に納入誓約書を取得することができないまま卒業させている事例があるが、当該事例に関して、卒業後3年近く督促手続を行わず、令和2年になって初めて督促状を送付している。

(エ) 催告書の発送等

督促しても反応がない債権者に対しては、各高校事務室担当者が、催告書の送付、面接指導、電話による督促を実施している。

在学者の債権者については、催告書の送付によっても授業料の支払いを行わない者については、各高校の校長の判断において、出席停止や退学処分という対応ができる（神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項）。

なお、永谷高校においては、授業料の支払いも行わず、所在不明や連絡がとれなくなった状態にあるにも関わらず、修学年限を超えて在籍扱いになっており、未収金の金額が増え続けている事例が存在していた。

(オ) 連帯債権者・連帯保証人

授業料に関しては、連帯保証人として親権者等が1名存在する。

オ 納付交渉について

債権者または連帯保証人から分割払いの申出があった場合は、各高校の判断において、分納誓約書を提出させて、事実上分割払いに応じているとのことである。各高校の事務室の担当者が、債権者の経済状況について（例えば、収入額、年金額、毎月の支出の詳細など）の具体的な事情を聴取することは行っているようであるが、実際に資力調査を行うことはないようである。

なお、履行延期の処分（施行令第171条の6）の要件については吟味していない。

カ 徴収停止について

徴収停止の措置（施行令第171条の5）は、活用していない。

キ 時効管理について

果としては、授業料債権を非強制徴収公債権として管理しており、消滅時効期間を5年として整理している。

この整理に従えば、消滅時効期間が経過した授業料債権に関しては、債権者による援用なくして当然に消滅し（法第236条第1項）、不能欠損処理をすれば足りる。

なお、永谷高校においては、明らかに消滅時効期間が経過した授業料債権と思われる平成25年度以前の未収授業料（8名分合計590,000円）、平成26年度の未収授業料（5名分合計475,200円）、平成27年度の未収授業料（9名分合計887,591円）についても、引き続き管理をしている。

ク 法的手続による回収

督促状、催告書を送付しても回収できず、回収できない授業料債権については、各高校の判断で、支払督促の申立てを行っているとのことである。

債権者が所在不明の場合には、各高校の判断で、住民票請求を活用し所在を確認している。財産調査については、特に行っていない。

なお、永谷高校においては、長期の未収授業料について支払督促が申し立てられた実績は確認できない。また、永谷高校においては、長期にわたって未収の状況にある債務者であって、電話で連絡が取れなかったり、郵送による督促状が返送されたりしている事例であっても、特に住民票を請求するなどして、所在確認に努めた実績も確認できなかった。

ケ 免除・債権放棄について

(ア) 施行令第171条の7に基づく免除は実施していない。

(イ) 債権管理条例第6条に基づく債権放棄は実施している。

(ウ) 法第96条第1項第10号に基づく議会の議決による債権放棄はしていない。

(4) 公会計上の取り扱い

県においては、高校授業料の未収金については、特に徴収不能引当金を計上していない。

(5) 指摘事項【51、52、53】

ア 時効管理について

高校授業料の未収金債権については、管理が現場の高校事務室担当者に委ねられており、授業料徴収整理表による手書きの債権管理となっている。

そのため、債権管理の手法自体が、属人性が高くならざるを得ず、多忙を理由に請求を怠るなどしてしまい、漫然と消滅時効期間を経過してしまうことがある。この点、前述のとおり、上記最高裁平成16年4月23日判決によれば、地方公共団体の長に債権の行使又は不行使についての裁量はないとされているものであり、一般論としては、地方公共団体が保有債権を消滅時効にかけてしまうこと自体が地方公共団体の債権管理事務において不十分であることを意味すると言わざるを得ない。

監査人が実査した永谷高校においては、既に卒業又は退学した者であって、連絡が取れなくなった債務者に対して、長期にわたり連絡を怠っていた事実も認められることから、監査人としてはこのような事案が他の学校においても一定数存在していると考ええる。

したがって、このような事案については、債権管理事務において不十分であったと言わざるを得ない。

イ 消滅時効期間を経過した債権の速やかな不能欠損処理

監査人が実査した永谷高校においては、上記のとおり、平成25年度以前、平成26年度、平成27年度の本件債権について、管理を継続している事例が存在した。

しかし、本件債権を公債権として整理する以上、これらは既に消滅時効期間が経過した結果消滅していると考えられることから、早急に不能欠損処理を行うべきである。本件債権を公債権として整理するのであれば、仮に消滅した債権について弁済を受けた場合は、むしろ県が不当利得の返還義務を負うことになる。

県立高校の授業料請求事務は、各高校の事務室の担当者によって多数の債権管理を行わざるを得ない以上、限られた人的・資金的リソースを時効消滅した債権に充てることが望ましい。回収可能性のある未収金の回収に人的資金的リソースを充てることが望ましい。

ウ 徴収不能引当金について

県は、長期未収授業料に関しては、徴収不能引当金を計上していない。長期の未収授業料債権については、消滅時効期間の経過とともに、不能欠損処理をすることに対応しているようである。

しかし、県民への説明責任という観点からも、回収見込みの低い債権については、債務者の資力、債務者との交渉経緯、今後の処理方針などを総合的に勘案し、徴収不能の恐れがある十分に判断することができているものについては、適切な金額の徴収不能引当金を計上することが望ましい。

県のマニユアル（貸借対照表計上編）7頁に記載の2つの例示場面（「多額の収入未済額があり、例年欠損処分を行っている」及び「時効等により翌年度に欠損処分を予定している」）は、あくまでも例示に過ぎず、これが徴収不能引当金の計上を説明する理由にはなり得ない。

(6) 意見的指摘事項【36、37、38、39、40】

ア 本件債権の法的性質

県は、本件債権については、上述のとおり、非強制徴収公債権として整理をしている。

確かに、福岡地方裁判所平成11年9月2日判決（判例時報1729号80頁）は、「県立高校における生徒の在学関係は、私立高校おけるように契約によって生じるものではなく、行政処分（入学許可）により生じる公法上の法律関係であると解される」とすることから、これに従い公債権として位置づけることは可能であると解する。

しかし、上記はあくまでも地方裁判所の裁判例に過ぎず、最高裁判所がこれと異なる判断をする可能性は否定できない。特に、最高裁平成17年11月21日判決が「公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるから、公立病院の診療に関する債権の消滅時効期間は、地方自治法第236条第1

項所定の5年ではなく、民法第170条第1号により3年と解すべきである。」(判例時報1953号194頁)と述べていることに鑑みると、今後、裁判において、私立高校と公立高校において行われる授業に本質的な差異がなく、授業料にかかる法律関係が本質的に私法関係であるとして、本件債権が私債権として判断される可能性は相当程度ある。

仮に、本件債権が、私債権であるという判断をされれば、発生原因である入学が令和2年4月1日より前に発生した生徒にかかる授業料債権については、旧民法第173条第3号「学芸又は技能の教育を行う者が生徒の教育、衣食又は寄宿の代価について有する債権」であるとして、消滅時効期間が2年と整理することを余儀なくされる。

以上を踏まえれば、神奈川県としては、令和2年4月1日より前に入学した者にかかると授業料債権については、非強制徴収公債権として整理を継続としても、債権者と争いになった際に訴訟の中で、裁判所から私債権であると判断され、消滅時効期間を2年と判断される可能性に備えて、2年以内に時効の中断、完成猶予又は更新のための措置として支払督促の申立などの法的手続をとっておくことが望ましい。

イ 分割払いに応じる場合の対応

(ア) 債権者である生徒又は連帯保証人である保護者から、分割払いの申出があった場合は、債権者及び保護者からその生活状況、収支状況等を詳細に聴取したうえで、履行延期の処分(施行令第171条の6)の要件(同条第1項第1号ないし第5号のいずれか)を満たすか否かを吟味したうえで、その要件を満たす場合に同処分の手続をとるにより分割払いに応じることが望ましい。

(イ) 実務的には、各高校の事務室の担当者は、未収授業料については分割払いに応じる場合には、分割払額を記載した納付誓約書を提出してもらい分割払いに応じている。

しかし、このような債権者と保護者のみが一方的に押印したのみの納付誓約書は、履行延期の処分の手続が履践されておらず、かつ、その要件についても吟味していないとのことであり、この点において、法令の規定に沿った債権管理がなされているとはいえない。

(ウ) なお、納付誓約書を提出させる方法により、県立高校が債権者から事実上分割払いに応じる方法が直ちに違法であるとまではいえない。

しかし、当該方法には法的な根拠がないこと、期限の利益喪失による全額一括請求が可能であるか不明確であること、などの不都合があることから、分割払いに応じる場合は原則として履行延期の処分の方法によるべきであり、納付誓約書による分割払いは、履行延期の処分の方法によることができず、特段の事情がある場合に限り許容されるというべきである。

ウ 授業料未払いのまま卒業又は退学する者との間の履行延期の特約

監査人が実査した永谷高校においては、上記のとおり、授業料未払いのまま卒業又は退学する者から納付誓約書を取得することができなかった事例が存在していることから、同種事案が他の学校においても一定数存在していると考えられる。しかし、当然であるが、高校の事務室の現場担当者、既に卒業又は退学した者から、未収となった本件債権を回収することが難しいことは自明であるから、未納債権者が学校を離れる際に、債務の弁済について、履行延期の処分を行うことが望ましい。

エ 神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項の活用

監査人が実査した永谷高校においては、授業料の支払いも行わず、所在不明や連絡がとれなくなった状態にあるにも関わらず、修学年限を超えて在籍扱いになつており、未収金の金額が増え続けている事例が存在していることから、このような事案が他の学校においても一定数存在していると考えられる。

県立高校が、生徒の学習権を最大限尊重する観点から、安易な退学処分や出席停止処分を行うことが望ましくないことは当然であるが、債権者が所在不明であったり連絡がとれなくなるなど明らかに学校に在籍し続けることを希望しないような事情を看取することができると事例においては、神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則第25条の3第2項を活用し、校長の判断により退学処分とすることも必要とされよう。

オ 法的回収手続について

教育局へのヒアリングでは、授業料の支払いを行わない債権者に対しては、支払督促を活用しているとの回答であったが、監査人が実査した永谷高校においては、滞納者に対して法的手続を取っている実例は存在せず、支払督促が学校現場において十分に活用できていない状況も見られた。

しかし、長期にわたって授業料の支払いを行っていない者については、電話での連絡が取れなくなつていたり、郵送で送付した督促状が返送されてしまつたりする実例も多いことから、県立高校の現場担当者は、遅滞なく支払督促の手続を含む法的な手続に移行することが望ましい。

第 7 神奈川県企業庁

1 契約解除によって発生した前払金返還に伴う利息債権（谷ヶ原浄水場）

(1) 概要

債権の名称	工事請負契約の解除によって発生した前払金の返還債権に付随する利息債権
根拠となる法令・条例・要綱等	民法第545条第2項
制度概要	企業庁が発注した谷ヶ原浄水場管内施設の困障整備工事について、受注企業が仕事の着手を行わなかったことから、企業庁がこれを解除したことによって、受注企業に対して、前払金返還債権、違約金債権と利息債権を取得したものである。企業庁は、前払金返還債権及び違約金債権については保証会社から弁済を受領したことから、利息債権のみを保有している。
債権の性質	私債権
所管部署	神奈川県企業庁谷ヶ原浄水場管理課
債権管理体制	谷ヶ原浄水場管理課 担当者2名
債務者の属性・数	法人1社
時効期間	3年
債権管理台帳	交渉経過等の所要事項を随時記載した電子ファイルにより管理
督促・催告	「企業庁債権管理取扱要領」に従って実施
時効管理の状況	「企業庁債権管理取扱要領」に従って実施
法的手続による回収	特になし

債権金額の状況	債権残高	令和2年度		債権残高
	R2.3.31	調定	収入	R3.3.31
金額(円)	39,115	39,115	0	0
件数(件)	1	1	0	0
引当金計上額(円)				0 (令和2年度末)

(2) 債権の内容

- ア 債権発生の経緯
 企業庁は、平成22年10月20日、谷ヶ原浄水場管内施設の困障整備工事に関して条件付き一般競争入札を行ったところ、X社がこれを落札した。
 そのため、企業庁は、X社との間で、平成22年11月1日、谷ヶ原浄水場管内施設の困障整備工事に関して、契約金額金10,400,704円とする工事請負契約を締結した。
 そして、企業庁は、平成22年11月15日、X社から工事請負契約第34条第1項に基づき、X社がY社との間で締結した工事保証契約の保証契約約款の寄託を受け、前払金として契約金額の10分の4に相当する金4,160,000円の請求を受けた。
 企業庁は、平成22年11月25日、X社に対して、工事請負契約第34条第2項

に基づき、前払金4,160,000円を支払った。

しかし、X社は、平成23年1月31日付株主総会によって解散の決議を行い、平成23年2月2日付にて企業庁宛に工事続行不可能との通知を提出し、平成23年2月3日付にて解散登記を行った。

これを受けて、企業庁は、平成23年2月3日付にて、工事請負契約第47条第1項7号に基づき、X社との間の工事請負契約を解除した。

企業庁は、平成23年2月10日、工事請負契約第50条第1項に基づき、X社、Y社立ち合いの下、X社の工事出来高が0%、0円であることを確認し、平成23年2月16日、Y社に対して、工事請負契約第50条第3項に基づき前払金4,160,000円を、工事請負契約第47条第2項に基づき契約金額の10分の1に相当する違約金1,047,071円の請求をした。

企業庁は、平成23年3月8日、Y社より前払金4,160,000円、違約金1,047,071円を受領した。

これによって、企業庁は、工事請負契約第50条第3項に基づき、X社に対して、前払金4,160,000円に対する前払金の支払い日である平成22年11月25日からY社からの前払金の受領日である平成23年3月8日までの合計104日に関して、年3.3%の利息債権（合計39,115円）を取得した。

イ 債権の趣

上述のとおり、監査対象期間の開始日である令和2年4月1日の時点において、企業庁が保有している債権は、X社に対する利息債権1本である。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

企業庁谷ヶ原浄水場管理課の担当者2名が債権管理を担当している。

イ 調定について

本件債権については、企業庁は、平成23年3月10日に調定を行い、X社に対して納入通知を発送している（支払期限は平成23年3月29日）。

ウ 滞納発生時の対応

(ア) 督促状の発送

企業庁は、平成26年1月10日、X社の代表清算人の住所に督促状を送付し、X社の代表清算人には平成26年1月11日に到達した。

(イ) 催告等

上述のとおり、X社は、平成23年1月31日に解散しており、清算手続に入っているが、清算終了はしていない。

企業庁は、平成23年3月29日以降、X社の代表清算人の個人の住所に宛てたびたび督促状の送付、架電連絡及び随戸訪問を実施している。

(ウ) 連帯債務者・連帯保証人

について、将来の特定の損失であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、貸倒引当金として計上することを求める。

企業庁は、水道料金及び配水管等き損賠償金について、貸倒引当金を定めるが、本件債権は本業である水道料金に対する債権とは関係がないこと、加えて、債権金額が本業である水道事業の売上規模と比して僅少であることから、重要性の原則（地方公営企業法施行規則第54条、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針（平成24年1月27日総務省告示第18号）第1章 一般原則等 第7 重要性の原則）に鑑み、本件債権に対する貸倒引当金を計上していない。

(5) 指摘事項【54、55】

ア 消滅時効期間の経過

上述のとおり、本件債権は、平成29年1月31日頃には消滅時効期間を経過している。

この点、前述のとおり、最高裁判平成16年4月23日判決によれば、地方公共団体の長に債権の行使又は不行使についての裁量はないとされているものであり、一般論としては、地方公共団体が保有債権を消滅時刻にかけてしまうこと自体が地方公共団体の債権管理事務が十分ではなかったと言わざるを得ない。

そして、債権者であるX社は、平成23年2月の時点から、法人としての実体を既に有していない状況にあり、谷ヶ原浄水場の現場担当者、本件債権について回収の見込みは全くないという判断をしており、平成24年12月12日の時点において、消滅時効期間の経過後に債権放棄をすることを予定している。

谷ヶ原浄水場の現場担当者が、本件債権のように、回収可能性がないと判断していたにも拘らず、消滅時効期間が経過するまで電話や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理を続ける方針を採用しているような場合には、効率的な債権管理の観点から、速やかに徴収停止の手続を取ることによって、債権管理コストを極小化し、限られた人的・資金的資源を回収可能性のない債権の管理にあてるのではなく、別の事務にあてるという視点を持つことが望ましい。

この点、本件債権は、39,115円と少額であり、これに係る支払督促の申立費用は500円と低額だが、実際に民事執行に係る費用を下回る債権額であることは明らかであり、施行令第171条の5第3号に基づき徴収停止をすることができると認められる。企業庁は、ハンドブック24頁に徴収停止の判断に際して、「法人が清算終了せずに、実体がない状態が何年も続いており」と記載があることから、適用を断念した旨主張するが、既に平成23年2月から法人の実体がない状態が継続しており、遅くとも消滅時効期間が経過する平成29年1月頃までには「何年も続いており」というハンドブックの指定する要件は十分に充足している。

本件債権においては、連帯債務者・連帯保証人が存在しない。
 二 納付交渉について

(ア) 企業庁担当者がX社の代表清算人から平成23年6月8日に電話での連絡を受けた際には、X社の代表清算人は、本件債権についての弁済の意思を示していたが、その後企業庁担当者は、X社の代表清算人と直接連絡を取ることができなくなかった。

その後、企業庁担当者が、平成23年11月7日、X社の清算に間接的に関係していた弁護士と連絡を取ったところ、同弁護士からX社の代表清算人に対して、個人の資金を使用してX社の債務の弁済を行う必要はないとの助言を行った旨聞き取った。

(イ) それ以降、企業庁担当者は、X社の代表清算人の住所宛に、督促状や催告書などの書面を送付している。X社の代表清算人が転居して、書類がX社の代表清算人の住所に届かない場合には、企業庁担当者は、X社の代表清算人の住所を確認の上で新規住所に同様の書類を送付している。なお、企業庁担当者が直近で催告書を送付したのは令和3年6月16日であり、令和3年6月18日にはX社の代表清算人の住所に届いていることが確認されている。

これらの書類は、X社の代表清算人の住所に届くもの、企業庁担当者は、X社の代表清算人と直接納付交渉等を行うことはできていない。
 才 徴収停止について

企業庁は、本件債権について、施行令第171条の5の徴収停止の措置については、検討したことはあるが、ハンドブック24頁に徴収停止の適用に際して、「法人が清算終了せずに、実体がない状態が何年も続いており」と記載されていることから、断念した経緯がある。

カ 時効管理

企業庁は、前述のとおり平成26年1月10日、X社の代表清算人の住所に督促状を送付し、X社の代表清算人には平成26年1月11日に到達した（指定支払期限は平成26年1月30日）。

同督促状の指定支払期限が経過した平成26年1月30日の翌日から3年経過した平成29年1月30日ころには遅くとも消滅時効が完成している。ただし、X社による時効援用（民法第145条）はなされていない。

キ 手続による回収

神奈川県企業庁は、本件債権について支払督促の申し立てを含む手続を一貫して行っていない。

(4) 公営企業会計上の取り扱い

地方公営企業法第20条は、地方公営企業に関して、複式簿記・発生主義の企業会計を採用している。そして、地方公営企業法施行規則第22条は、地方公営企業

債権の適切な管理は、当然に効率的な債権管理を含むものであり、効率的な債権管理には、回収可能性が全く見込まれない債権については、速やかに徴収停止や債権放棄等の手続を取り、限られた人的・資金的資源を、回収可能性の低い債権の管理に配分するのではなく、それ以外の事務に配分するという債権管理コストの観点が必要である。

そもそも、本件債権の債権者であるX社は、平成 23 年 1 月 31 日に株主総会で解散を決議しており、企業庁に対して工事続行不可能として通知を行ってきたことを受けて、企業庁は工事請負契約を解除したのである。

X社は、既に平成 23 年 1 月 31 日の時点以降、法人としての実体を有しておらず、工事請負契約解除に伴う前払金の返還及び連約金の支払いについても自らこれを支払うことはせず、保証会社であるY社にこれを行わせている。このような状況において、企業庁は、たとえ少額であったとしても前払金の返還に係る利息債権単体を回収できる見込みは著しく低い。

さらに、X社は、契約解除日である平成 23 年 2 月 3 日の時点において、既に解散登記を行っている。

以上を鑑みるに、本件債権については、債権管理条例第 6 条第 1 項第 2 号に定める「法人の実体がない(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 472 条第 1 項本文その他の規定による解散の登記が行われた場合をいう。)」とき「その他の他の規定による解散の登記が行われた場合」に該当するといえ、「法人の実体がない」の要件を充足する。

すなわち、企業庁は、本件債権について、遅くとも本件債権の消滅時効期間が経過した平成 29 年 1 月 31 日頃には債権放棄の手続を取ることができた事実であった。これに関して、企業庁は、総務局総務室に問い合わせた結果、同一の債権者に対する債権を保有する他の知事部局と協力の上、債権回収に努めるようにとの回答を受け、これに従って債権管理を継続してきたということであり、この点に酌すべき点がないわけではない。

しかし、債権放棄の判断において、このような厳格な運用をすることによってかえって債権管理コストをかけ続けなければならない、非効率的な運用となる結果を招いており、総務局総務室の助言は決して適切な対応ではなかった。

総務局総務室も、企業庁が効率的に債権管理を行うことを可能にするよう、現実的に回収可能性がない債権については、速やかに徴収停止や債権放棄の措置を取るべき判断を促すよう働きかけねばならず、かかる対応を怠ったことについて債権管理への助言としては不十分な点があつたと言わざるを得ない。

以上を踏まえた上で、企業庁は、X社に対する債権については、速やかに債権放棄の手続を取るべきである。

(6) 意見的指摘事項【41】

202

したがって、企業庁は、X社に対する本件債権について、消滅時効期間が経過する平成 29 年 1 月より前に、速やかに徴収停止の処理方針を決めるべきであったところ、かかる判断をすることなく、消滅時効期間経過後まで漫然と電話や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理を継続しており、債権管理事務について不十分な点があつたと言わざるを得ない。

イ 債権管理のあり方

企業庁は、X社が既に解散登記を済ませており、実体を備えていないことから、本件債権について、平成 31 年 4 月頃を含め過去複数回、債権放棄を行うことを検討している。

企業庁がここで検討した内容は、債権管理条例第 6 条第 1 項第 2 号の「法人の実体がない」という要件に該当するか、という点であり、X社は解散登記を行っているものの、X社代表清算人個人の住所が判明している(転居したことによって一時的に郵便物が配達できなくても、職権による調査によって転居先を突き止めることができる)という理由により、「法人の実体がない」要件に該当しないとして、債権放棄を断念している。

ハンドブック 64 頁のチェックリストの「法人実体不明(2号)によれば、①登記簿上法人が存在するが、登記事項証明書に記載されている住所に郵便物を送付しても返戻される、②代表者の住所への郵便物が返戻されるなど、把握している住所に居住している実体がない、③代表者の住民票を交付請求したが該当がない又は異動がない、の3要件を全て満たす場合にのみ、「法人の実体がない」要件に該当するとされている。

しかし、これは明らかに債権管理条例第 6 条第 1 項第 2 号の「法人の実体がない」という要件として記載される「当該法人が登記された本店及び支店の所在場所に存在せず」かつ「当該法人の代表者の所在が判明しない」という要件を拡大解釈しているし、債権管理条例の解釈及び運用の基準 13 頁に記載している「登記上は法人が存在するが、登記事項証明書に記載されている本店及び支店の住所に郵便物を送付しても返戻となるなど存在実体がないこと」と「電話番号やメールアドレスなど把握している連絡手段によっても連絡が取れないこと」の各事実全に該当することとする運用基準からも逸脱している。

果有資産である私債権については回収に努めるべきであり、容易に放棄を認めるべきではないという価値判断自体は尊重されるべきものではあるが、その結果として、債権管理条例第 6 条第 1 項第 2 号の債権放棄の要件を厳しく解釈したことにより、企業庁の担当職員は、消滅時効期間が経過した債権について、X社のように債権者が法人人格を形式的に維持しつつも、実体としての事業を全く行わず、時効援用の手続なども取らない状況にある場合については、債権管理をし続けざるを得ない状況を強いられることになる。

このような債権管理状況は、決して、ハンドブック 4 頁に記載の「債権の適切な管理」とは言えない。

201

2 和解金債権（企業局財産管理課）

(1) 概要

債権の名称	平成14年法律第4号に基づく改正前の地方自治法（以下「旧地方自治法」という。）第242条の2第1項第4号に基づく住民訴訟（不法行為の損害賠償請求の住民代表訴訟 横浜地方裁判所平成9年（行ウ）第29号事件）に基づく和解金債権
根拠となる法令・条例・要綱等	民法第709条
制度概要	県が平成6年度及び平成7年度までに実施した水道メーターの調達にかかわる入札において、指名業者による談合が行われていた結果、県が指名業者から不法に高額な水道メーターを購入した結果となったことに関する、談合参加企業への損害賠償請求権
債権の性質	私債権
所管部署	企業庁企業局財産管理課財産企画グループ
債権管理体制	企業庁企業局グループ 担当者1～2名
債務者の属性・数	法人1社
時効期間	10年（旧民法第174条の2）
債権管理台帳	交渉経過等の所要事項を随時記載した電子ファイルにより管理
督促・催告	「企業庁債権管理取扱要領」に従って実施
時効管理の状況	「企業庁債権管理取扱要領」に従って実施
法的手続による回収	特になし（訴訟上の和解による債権であるので、既に法的手続を經ているが、民事執行手続は行っていない。）

債権金額の状況	債権残高 R2.3.31		令和2年度		債権残高 R3.3.31
	金額(円)	件数(件)	収入	不納欠損	
	1,368,000	3	0	0	1,368,000
引当金計上額(円)			0	0	0 (令和2年度末)

(2) 債権の内容

ア 債権発生の経緯

公正取引委員会は、平成8年7月11日、東京都の実施する水道メーターの入札に係る指名業者に関して立ち入り検査を行い、これらの指名業者について独占禁止法違反被疑事実についての審査を開始した。

公正取引委員会は、平成4年度にも独占禁止法違反による勧告審決を受けた前歴を持つ東京都指名業者に対して、平成9年2月4日付にて、東京高等検察庁宛に刑事告発を行った。これを受け、東京高等検察庁は、平成9年3月31日、これらの指名業者について、公訴提起をした。

公正取引委員会は、平成9年3月19日付にて、東京都指名業者25社に対して、独占禁止法違反行為の排除勧告を行い、同年4月19日付にて、同旨の勧告審決を

ア 条件付き一般競争入札の条件設定

上述のとおり、X社は、工事請負契約締結後に、短期間で一切の工事の実施を行うことができずに解散手続を行っており、合理的に考えて、入札参加時点における財務状況は相当に厳しかったものと考えられる。

この点、公共工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法第27条の23の規定に基づき、経営事項審査を毎年度受けなければならないとされており、このうち経営状況の分析については、同法第27条の24の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関で行うこととされる。この経営状況分析においては、負債抵抗力、収益性・効率性、財務健全性、絶対的力量の4つの観点で、財務諸表から各種分析指標を算出している。

そして、県の公共工事を請け負うための競争入札に参加するには、神奈川県競争入札の参加者の資格に関する規則第4条に基づき、入札参加資格の認定を受けなければならないところ、その認定申請には、同条第1項第4号に基づき、上記の経営状況分析を含む経営事項審査の結果を有することが要件とされている。

企業庁では、契約にあたっては、入札参加者から最新の経営事項審査の結果の提出を求め、審査の有効期限や設定状況を改めて確認した上で、契約を締結することとしている。

それにも拘わらず、企業庁は、谷ヶ原浄水場管内施設の困窮整備工事に際して、契約締結直後に解散するに至ったX社の入札参加を排除することができなかった。それはひとえに、公共工事を直接請け負おうとする建設業者が、直前期の財務諸表などに基づき経営事項審査を受けて入札資格を得ているならば、当該建設業者が期中に経営状況が著しく不良となったとしても、県は当該業者を入札から排除できないからである。

しかし、神奈川県競争入札の参加者の資格に関する規則第10条第5号は、明確に「経営状況が著しく不良となり、入札に参加させることが不適当と認められるとき」には入札参加資格の認定は取り消すことができると定めている。

そこで、県は、同種類似事案が二度と発生しないよう、県庁全体において、一般競争入札に参加する条件として、施行令第167条の5第1項に従って、「経営の状況」に関するよりリアルタイム性の高い条件を付すことなど、財務状況の著しく悪化した業者について、適時に入札参加資格の認定取消しを行い、このような業者が入札に参加する可能性を極小化する手法を検討することが望ましい。

この際、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第3条の趣旨に鑑み、県の発注する公共工事が、県内企業・中小企業者の受注の機会の増大を図り、これを支援する側面を持つことに配慮しつつ、全庁的に現状を当然の前提とせず、現状をさらに改善できる解を模索することが望まれる。

合計 23,102,000 円

(企業庁企業局財産管理課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)
 企業庁は、上記和解により取得した各債権のうちD社、I社、J社、K社、M社を除く10社に対する各債権については、既に全額弁済受領済みである。

また、企業庁は、J社については、上述のとおり和解手続時点において清算手続中であり、裁判所からの債権執行を事実上実施しないように依頼されたことから回収手続を行っておらず、D社及びM社については、それぞれ平成16年及び平成17年に破産手続開始申立がなされたことから、債権回収を実施していない。したがって、監査対象期間の開始日である令和2年4月1日の時点において、企業庁が保有している債権は、I社及びK社に対する債権のみである。

イ 債権の敦

上述のとおり、監査対象期間の開始日である令和2年4月1日の時点において、企業庁が保有している債権は、I社及びK社に対する債権の2本である。

しかし、I社は、平成15年から令和4年までの年1回の20回分割払いを適正に継続中であり、未払い遅延は特存在していない。

そのため企業庁が保有する未収金債権については、K社に対する債権1本のみである。

K社は、平成15年度及び平成16年度の分割金を支払ったことにより、本件債権の残高は1,368,000円となったが、K社はその後の支払いを一切行っていない。

ウ 未調定の遅延損害金債権の存在

K社は、平成19年3月31日までに合計152,000円(2年分の分割払金)の支払いを怠った結果、和解条項第3項に基づき、同日に期限の利益を喪失しており、平成19年4月1日から支払い済みまで残元金1,368,000円に対する年5%の遅延損害金が発生している。

かかる遅延損害金債権について、元金が完済された日をもって遅延損害金の額が確定することから、金額が未確定である以上調定は行われておらず、企業庁は、法的には既に発生しているものの、調定されていない遅延損害金債権を保有している状況にある。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

企業庁企業局財産管理課財産企画グループの担当者1～2名が債権管理を担当している。

イ 調定について

本件債権については、企業庁は、平成17年度分割払い分(76,000円)について、平成18年3月23日に調定の上、K社に対して、納入通知を発送し、平成18年度分割払い分(76,000円)について、平成19年3月13日に調定の上、K社に対して、納入通知を発送している。

行った¹¹⁾。
 東京都の指名業者の大半が、企業庁が実施する水道メーターの入札に係る指名業者と重複していたこともあり、県知事は、平成9年2月5日付で、刑事告発を受けた25社中県の指名業者20社に対して、3か月間(平成9年2月6日から5月5日まで)の指名停止を通知した。

企業庁は、平成9年5月19日、指名停止明けの業者を含む全指名業者による水道メーターの入札を実施したが、その結果、水道メーターの入札単価が平成6年度と比較すると大幅に下落することとなった。

かながわ市民オンブズマンは、平成9年5月14日付にて、法第242条に基づき、県が蒙った損害の補填を求める損害賠償を行う旨監査委員に対して住民監査請求を行った。

かながわ市民オンブズマンは、前記監査請求の棄却を受け、平成9年8月7日、横浜地方裁判所に対して、企業庁が平成6年4月4日から平成8年3月27日まで実施した水道メーターの入札に関して、入札参加企業が談合を行っていたとして、旧地方自治法第242条の2第1項第4号に基づき、県に代位して、談合参加企業合計16社に対して、合計244,247,904円及びこれに対する年5%の遅延損害金を請求した(横浜地方裁判所平成9年(行ウ)第29号事件)。

県は、平成15年3月14日、横浜地方裁判所より「住民訴訟に関する連絡」を受領し、利害関係人として訴訟手続への参加をすることを認められたことから、企業庁は、平成15年4月22日、同事件に関する訴訟上の和解手続に参加することとなった。

そして、企業庁は、平成15年5月14日、上記事件の和解を受諾し、同事件の被告となった談合参加企業15社に対して、以下のとおり和解金債権を取得した。

企業名	金額	弁済方法
A社	1,327,000円	平成15年から年1回の10回分割払い
B社	1,167,000円	平成15年から年1回の5回分割払い
C社	616,000円	平成15年から年1回の10回分割払い
D社	663,000円	平成15年から年1回の15回分割払い
E社	1,247,000円	平成15年から年1回の5回分割払い
F社	1,307,000円	平成15年から年1回の5回分割払い
G社	1,094,000円	平成15年に一括払い
H社	2,380,000円	平成15年に一括払い
I社	1,937,000円	平成15年から年1回の20回分割払い
J社	2,023,000円	和解時点で清算手続中とのことで、裁判所の依頼より債権執行不可とされた。
K社	1,526,000円	平成15年から年1回の20回分割払い
L社	1,944,000円	平成15年から年1回の10回分割払い
M社	2,322,000円	平成15年から年1回の20回分割払い
N社	1,858,000円	平成15年に一括払い
O社	1,691,000円	平成15年に一括払い

¹¹⁾ 牧厚志「水道メーター入札談合事件」(三田商学研究第62巻第2号 35頁ないし64頁)

そしてK社が平成17年度分と平成18年度分の支払いを怠った結果、和解条項第3項に従って期限の利益を喪失したことから、企業庁は、残額1,216,000円について、平成19年5月8日に調定の上、K社宛に納入通知を発送している。なお、上記表に記載の調定件数3件とは、平成17年度分割払い分、平成18年度分割払い分及び平成19年度以降の一括支払い分の合計3件を意味する。

ウ 滞納発生時の対応

(ア) 督促状の発送

企業庁は、平成17年度分(76,000円)については、平成18年4月25日に督促状を発送し、K社には平成18年4月27日到达了した(指定納入期限：平成18年5月11日)。

企業庁は、平成18年度分(76,000円)については、期限の利益を喪失した残額分(1,216,000円)とともに、平成19年8月29日に督促状を発送し、K社には平成19年9月1日に到达了した。ただし、かかる督促状には、指定納入期限が記載されておらず、施行令第171条の「期限を指定して」の要件を充足していない。

その後も企業庁は、毎年度発行していた督促状に指定納入期限を定めていなかったが、平成25年3月1日になって、改めて指定納入期限を定めた平成18年度分以降の合計金額(1,292,000円)に関する督促状を送付し、同年3月11日に債権者に到达了した。

(イ) 催告等

K社は、平成18年3月の時点において、連絡を取ることができない状態となっており、企業庁は、それ以降、登記上の代表者の住所に書類の送付を行っている。

企業庁は、平成20年3月21日、登記上の代表者の住所及び登記上の代表者が別に経営している会社に対して臨戸訪問を実施している。

また、企業庁は、平成30年2月から3月にかけて、登記上の代表者が別に経営している会社に架電し、登記上の代表者と連絡を実施している。

(ウ) 連帯債務者・連帯保証人

本件債権においては、連帯債務者・連帯保証人が存在しない。

エ 納付交渉について

(ア) 企業庁担当者がK社の登記上の代表者と平成20年3月21日に面会した際に聴取したところによれば、登記上の代表者は、前代表者から水道メーター事業にかかるとの負債は全て整理をしたという説明を受け、水道メーター事業とは別の事業を展開する意向を持って、歴史あるK社の名前を引き継ぐつもりで、K社の経営を引き継いだものである。

登記上の代表者は、企業庁担当者に対して、別事業についても既に事業を廃止したこと、私財を投入してまで前代表者が残したK社の債務を支払う意思が

なく、金銭的負担を負ってまで清算手続を行う意思も存在しない旨明示した。

なお、K社は、平成29年12月13日付にて、会社法第472条第1項に基づく解散の登記が職権によりなされている。

(イ) 企業庁担当者がK社の登記上の代表者と平成30年2月から3月にかけて電話にて連絡を行ったところ、K社の登記上の代表者との面会はできなかつたものの、K社として和解金の支払い意思がないこと及びK社の清算登記も行う意思がないことの明示を受けた。

オ 徴収停止について

企業庁は、施行令第171条の5の徴収停止の措置の要件には該当するもの、前例がないこと、徴収停止手続をした後の手続の流れが不明であることから、活用していない。

カ 時効管理

(ア) 企業庁は、平成17年度支払い分(76,000円)については、前述のとおり平成18年4月25日に督促状を発送し、K社には平成18年4月27日到达了した(指定納入期限：平成18年5月11日)ものであるから、平成17年度支払い分については遅くとも平成28年5月11日には消滅時効期間が経過している。ただし、K社による時効援用(民法第145条)はなされていない。

(イ) 企業庁は、平成18年度支払い分以降については、前述のとおり、平成25年3月1日、指定納付期限を定めた督促状を送付し、平成25年3月11日にこれが到达了したことから、その翌日から10年経過した令和5年3月11日までは消滅時効が成立すると考えられる。

キ 法的手続による回収

企業庁は、これらの債権について強制執行の手続は一切取っていない。

(4) 公営企業会計上の取り扱い

企業庁は、本件債権の金額が水道事業の売上規模と比して僅少であることなどから、重要性の原則(地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針(平成24年1月27日総務省告示第18号)第1章 一般原則等 第7 重要性の原則)に鑑み、本件債権に対する貸倒引当金を計上していない。

(5) 指摘事項【56】

ア 消滅時効期間の経過

上述のとおり、K社の平成17年度支払い分(76,000円)については、遅くとも平成28年5月11日には消滅時効が完成している。

前述のとおり、一般論としては、地方公共団体が保有債権を消滅時効にかけてしまうこと自体が地方公共団体の債権管理事務が不十分であったと言わざるを得ない。そのため、地方公共団体は、保有する債権が消滅時効期間経過前に、徴収

3 水道料金債権 (企業局経営課/相模原水道営業所)

(1) 概要

債権の名称	水道料金債権 【法令等】 水道法 地方公営企業法 【条例等】 神奈川県営上水道条例 神奈川県営上水道条例施行規定 神奈川県公営企業の設置等に関する条例
根拠となる法令・条例・要綱等	同上
制度概要	企業庁の運営する水道事業による水道料金債権
債権の性質	私債権
所管部署	企業庁企業局経営課 10水道営業所の料金課 (又は管理・料金課)
債権管理体制	各水道営業所料金課 (又は管理・料金課)
債務者の属性・数	給水戸数137万2,807戸 給水人口283万3,291人 (令和3年4月1日時点)
時効期間	令和2年4月1日より前に契約締結したもの：2年 (旧民法第173条) 令和2年4月1日以降に契約締結したもの：5年 (民法第166条第1項第1号)
債権管理台帳	電算システムにより管理しており、基本的に紙ベースのものはない。
督促・催告	実施している。
時効管理の状況	例年、一定数の債権については消滅時効などを理由に不能欠損処理をしている。
法的手続による回収	法的手続に至る前に支払いが行われることが多いが、支払督促も活用されている。
債権額の概況	令和2年度の調定額：50,377,340,924円 (8,311,538件) 令和2年度の回収額：50,142,813,580円 (8,257,805件) 令和2年度末時点収入未済総額：234,527,344円 (53,733件) 令和2年度の未納欠損額：35,825,532円 (14,278件) 令和2年度の貸倒引当金額 (時効未経過債権)：66,855,331円 令和2年度の貸倒引当金額 (破産更生債権等)：95,273,401円

(2) 債権の内容

- ア 債権の内容
企業庁が12市6町の管内において展開している水道事業の水道料金債権である。
- イ 債権の数
企業庁は、令和3年4月1日時点において、給水戸数137万2,807戸、給水人口283万3,291人との水道契約を締結している。
なお、監査人は、後述のとおり、10水道営業所のうち代表して相模原水道営業所管轄の企業庁の保有する債権について実査を実施した。そのため、以下、本報告書において取り上げる具体例は、特に断りを入れない限り、いずれも相模原水道営業所に関する実査を踏まえたものである。
もともと、本件債権が、水道営業所により個別性を有するとも考えられないの

停止などの整理をするか、法的措置を取って債権回収を継続するかという処理方針を決定し、その旨適切に対応をしなければならぬ。

この点、債務者であるK社は、現在の代表者が法人の代表者に就任した平成17年の時点から、法人としての実体を既に有していない状況にあり、企業庁の現場担当者は、回収の見込みは全くないという判断をしている。

そのうえで、企業庁は、K社に対する和解金債権について、債権放棄を行うことを検討しているものの、債権管理条例第6条第1項の定める債権放棄の要件として「私債権のうち消滅時効が完成したもの」との要件が存在することから、平成17年度支払いだけでなく、平成18年度支払い及び期限の利益喪失後の残額の全額が消滅時効期間の経過をする令和5年を目途にK社に対する債権の放棄をすることを念頭に置きつつ、一定の債権管理を行いながら、消滅時効期間の経過を待つという方針を採用している。

しかし、企業庁担当者が、本件債権のように、回収可能性がないと判断していたにもかかわらず、消滅時効期間経過するまで電話や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理を続ける方針を採用しているような場合には、効率的な債権管理の観点から、速やかに徴収停止の手続を取ることによって、債権管理コストを極小化し、限られた人的・資金的資源を、回収可能性のない債権の管理にあてるのではなく、別の事務にあてるという視点を持つことが望ましい。

この点、債務者であるK社は、既に事業を廃止し、将来その事業を再開する見込みはなく、かつ、差し押さえることができず、財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときに該当しうると考えられることから、本件債権は、施行令第171条の5第1号に基づく徴収停止を検討することが望ましい債権である。

したがって、企業庁は、K社に対する本件債権について、平成17年度分払分の消滅時効期間が経過する平成28年5月11日より前に、速やかに徴収停止の処理方針を決めるべきであったところ、かかる判断をすることなく、消滅時効期間経過まで漫然と電話や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理を継続しており、債権管理事務について不十分な点があったと言わざるを得ない。

企業庁は、速やかに本件債権について、徴収停止の措置を取るべきである。

(6) 意見の指摘事項

特になし。

で、本報告書の記載はその他9の水道営業所においても妥当するといえる。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

相模原水道営業所は、水道メーターの点検については外部団体に委託しており、点検員が2か月に1回点検したメーター（相模原水道営業所管内約199,000件程度）によって把握される水道使用量を元に水道使用料金を算定して、相模原水道営業所料金課の担当者、システム上で、水道利用者である債務者に対して、市の課す下水道料金とともに水道料金の請求事務を担当している。

イ システムによる管理

企業庁は、上下水道料金管理システムと称する電算システムにより債権管理を行っている。同システムは、企業庁企業局経営課と10水道営業所のいずれからもアクセスすることができるシステムである。

同システムには、債務者の氏名・法人名、住所、調定日、点検日、上下水道料金、収納請求状況、交渉経過などが記載される。

同システムにおいては、使用者の照会（調定・収納情報照会のタブ）において、水道料金債権の調定日と金額と納入通知発行日が明確にされたいうで、未納の者については白背景に赤字で目立たせて記載されるようになっており、交渉経過についても記載されることとなっている。

さらに、同システムは、トップのメニュー画面にも、「未納整理」項目として、給水停止通知書、給水停止執行書、給水停止解除、交渉概要一覧、徴収停止、債権返還などのタブがあり、未納者を検索しやすいシステムとなっており、未納者のみを一覧して検索することも可能となっている一覽性の高いシステムである。

ウ 調定について

相模原水道営業所は、遅滞なく、神奈川県公営企業財務規程に従って調定を行い、企業庁本局が、他の水道営業所と一括して債務者に対して納入通知を発送し、又は口座引き落としの手続を取っている。

エ 滞納発生時の対応

(ア) 督促状の発送までの流れ

a 納入通知の場合

水道料金未納による給水停止事務取扱要領第9条及び別添標準処理手続によれば、債務者が納入通知に定めた納付期限までに納付しなかった場合、原則として、企業庁企業局経営課が納付期限から2週間経過後に督促状を作成して、債務者宛に発送する。督促状に記載される納期限は督促状発行日の翌日から7日とされる。

相模原水道営業所における請求の実例では、例えば、令和3年8月12日に発送した納付通知書（指定納付期限：令和3年8月23日）に関して、債務者が未

納であった場合には、令和3年9月21日に督促状が作成され、企業庁企業局経営課から令和3年9月29日に発送される（指定納付期限：令和3年10月7日）。

b 口座振替の場合（残高不足で口座引き落としができない場合）

水道料金未納による給水停止事務取扱要領第9条及び別添標準処理手続によれば、口座振替日に債務者の銀行口座が残高不足により引き落としができない場合は、約20日後に再度の口座振替日が設けられる。そして、2度目の口座振替日においても、債務者の銀行口座が残高不足により引き落としができない場合は、原則として、企業庁経営課が2度目の振替日から1週間経過後に督促状を作成して、債務者宛に発送する。督促状に記載される納期限は督促状発行日の翌日から7日とされる。

相模原水道営業所における請求の実例では、例えば、令和3年8月16日を口座振替日とする支払いに関して、債務者の銀行口座が残高不足で引き落としができなかった場合は、20日後の令和3年9月6日に再度の口座振替日が設けられ、この日も債務者の銀行口座が残高不足で引き落としができなかったときは、令和3年9月10日に督促状が作成され、企業庁企業局経営課から令和3年9月16日に発送される（指定納付期限：令和3年9月24日）。

c 口座振替の場合で残高不足以外の理由で引き落としができないとき

相模原水道営業所における請求の実例では、例えば、令和3年8月16日を口座振替日とする支払いに関して、債務者の銀行口座が残高不足以外の理由で引き落としができなかった場合には、令和3年8月20日に督促状が作成され、相模原水道営業所から令和3年8月30日に発送される（指定納付期限：令和3年9月7日）。

この場合のみ、督促状の発送が水道営業所単位で行われるという違いがある。

(イ) 督促状の発送から給水停止までの流れ

水道料金未納による給水停止事務取扱要領第2条によれば、督促状の納期限後、2週間を経過した未納者については、給水停止の実施対象者となる。

企業庁企業局経営課は、督促状の納期限後2週間経過後の未納者に対して、給水停止通知書を作成し、水道営業所の現場担当者が、発行日から4日以内の給水停止期限を定めて、債務者宛に給水停止通知書を発送する。

給水停止通知書を送付した債務者が給水停止期限内に支払いを行わない場合には、水道営業所料金課の現場担当者が、給水停止期日経過後現地訪問し、未納者に対し、訪問日から3日以内の納期限を定めて給水停止のお知らせを発行し、直接交付する（訪問した現場担当者が、債務者と直接面談できない場合は、郵便受けに投入する。）。

給水停止のお知らせに記した納期限内に債務者が支払いを行わない場合には、水道営業所料金課の現場担当者が、現地訪問して、給水停止執行日を記載した給水停止執行書を作成し、直接交付する（訪問した現場担当者が、債務者と直

となつているなどの理由で、毎年一定程度消滅時効期間が経過しても回収できない債権が存在する。

ク 法的手続による回収

支払督促の手続を行うにあつては、企業庁債権管理取扱要領の運用解釈第7条関係第2項第2号に記載のとおり、同運用解釈別表2「支払督促を行う債権について」と題する文書に基づき、財務課長が支払督促の可否を判断することとなっている。

そして、「支払督促を行う債権について」と題する文書によれば、支払督促の活用には、次の3つの要件をすべて満たす必要がある。

- ① 債権債務の関係で、企業庁側に瑕疵がないことが明らかであること
 - ② 債務者に資力があると認められる相当程度の理由があること
 - ③ 訴訟に移行してもなお、回収可能額が回収費用を上回ると認められるもの
- 相模原水道営業所においては、水道料金についても一定の者については支払い督促を活用しているものの、上記のうち、②、③の要件が充足されない実例が多く、結果として、積極的な活用を図ることができざる事例は少ない。

(4) 公営企業会計上の取り扱い

地方公営企業法第20条は、地方公営企業に関して、複式簿記・発生主義の公営企業会計を採用している。地方公営企業法施行規則第22条は、地方公営企業について、将来の特定の損失であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、貸倒引当金として計上することを求める。そして、企業庁は、水道料金及び配水管き損賠償金について、貸倒引当金を定め、

企業庁は、水道料金債権について、貸倒引当金を定め、以下のとおり貸倒引当金の計上を行っている。

接面談できない場合には、郵便受けに投入する。)。水道料金未納による給水停止事務取扱要領第3条によれば給水停止は、①停水キヤップ（停水パッキンも含む。）の取り付け、又は②メーターバルブの閉栓による。

相模原水道営業所における請求の実例では、令和3年10月13日付の督促状に対する支払いがなされない場合には、令和3年11月4日に給水停止通知を作成し、発行されることとなる。

債務者が、当初の納付通知に記載された納付期限以降一切納付をしない場合には、当初の納付通知に記載の納付期限から概ね2か月程度で給水停止通知が発行されることとなる。

(ウ) 給水停止後の流れ

水道料金未納による給水停止事務取扱要領第5条によれば、給水停止がなされた後に債務者からの支払いがなされれば、同日又は翌営業日には開栓がなされることとなる。

しかし、債務者が、給水停止後も水道料金の支払いを行わない場合には、法的措置を取ることもある。

(エ) 連帯債務者・連帯保証人

本件各債権においては、連帯債務者・連帯保証人が存在しない。

オ 納付交渉について

相模原水道営業所においては、大規模利用者については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により売り上げが減少したなどの理由から、分割払いの交渉に応じている事例もある。

なお、かかる水道料金の分納の合意については、総務省による「新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払猶予について」と題する通知（令和2年3月19日総財公第72号）により、履行延期の特約（施行令171条の6第1項第3号）の要件を充足するものとして整理されている。

カ 徴収停止について

企業庁は、徴収停止の措置に関しては、水道料金徴収停止取扱細則第2条第1項に基づき、①法人又は個人がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みがないもの、②債務者の所在が不明であるもの、③債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められるものについて実施している。

相模原水道営業所は、未収の水道料金について、債務者の破産手続による免責決定を受けて徴収停止措置を実施した事例が存在している。

キ 時効管理

水道料金については、令和2年4月1日より前に契約締結したもののについては2年、それ以降に契約締結したもののについては5年を消滅時効期間として管理しているが、相模原水道営業所においては、債務者死亡の場合、転居して行方不明

4 配水管等き損にかかる損害賠償債権（企業局経営課／相模原水道営業所）

(1) 概要

債権の名称 根拠となる法令・条例・要綱等	配水管等き損にかかる損害賠償債権 民法第709条
制度概要	道路工事や建物建築工事などにおける建築請負業者が、企業庁の管理する配水管等をき損し、水道水が漏出した場合において、企業庁が工事業者に対して、配水管等の修復料金及び漏出した水道水の金額などについて損害賠償請求権を取得するものである。
債権の性質	私債権
所管部署	企業庁企業局経営課 各水道営業所の料金課（又は管理・料金課）
債権管理体制	各水道営業所の料金課（又は管理・料金課）
債務者の属性・数	令和3年3月31日時点で、個人法人併せて64件
時効期間	3年（旧民法第724条及び民法第724条第1号） なお、令和2年4月1日以降に発生した債権については民法第724条第1号が適用されるが、配水管等き損に係る損害賠償は人の生命身体を害する不法行為に基づき損害賠償ではないので、民法第724条の2の適用はなく、時効期間については3年である。
債権管理台帳 督促・催告 時効管理の状況	交渉経過等の所要事項を随時記載した紙ファイルにより管理 「企業庁債権管理取扱要領」に従って実施 「企業庁債権管理取扱要領」に従って実施
法的手続による回収	あまり活用されていない

債権残高 R2.3.31	債権残高	令和2年度	債権残高
	金額(円)	収入	R3.3.31
貸倒引当金計上 額(円)	6,889,782	22,875,052	19,073,518
	92	229	11
時効未経過分 破産更生債権等		430,814 (令和2年度末)	1,219,737 (令和2年度末)

(2) 債権の内容

ア 債権発生原因

企業庁が水道事業を展開している12市6町の管内において、維持管理する配水管等に近接した場所において、道路工事、電気工事、ガス工事や建物解体工事などの工事が執り行われる際に、これらの工事に従事する工事業者が埋設された配水管等をき損して漏水することがあり、本件債権は、かかる配水管等をき損した業者に対する損害賠償債権である。

本件債権は、主にき損した配水管等の補修工事を行った水道工事業者の工事代金及び水道水が漏水したことによる営業損失の2つの内容を含む。
なお、営業損失の計算方法は以下のとおりである。

216

過去3ヶ年の水道料金に係る貸倒実績率

債権発生年度	24年度	25年度	26年度	平均
実績率	1.80%	1.67%	1.61%	1.69%

令和2年度末水道料金に係る貸倒引当金

	時効未経過債権			破産更生債権等 (時効経過債権)	
	債権額 (A)	貸倒実績率 (B)	貸倒引当金 (A)×(B)	債権額	貸倒引当金
相模原	501,155,937	1.69%	8,469,535	14,507,374	14,507,374
相模原南	78,115,505	1.69%	1,320,152	727,263	727,263
津久井	329,507,008	1.69%	5,568,668	9,706,102	9,706,102
鎌倉	363,851,948	1.69%	6,149,098	4,938,098	4,938,098
藤沢	625,815,232	1.69%	10,576,277	10,253,652	10,253,652
茅ヶ崎	401,189,786	1.69%	6,780,107	7,295,718	7,295,718
平塚 (箱根含む)	552,760,511	1.69%	9,341,653	15,329,774	15,329,774
大和	298,746,431	1.69%	5,048,815	10,116,861	10,116,861
厚木	458,455,633	1.69%	7,747,900	15,696,221	15,696,221
海老名	346,338,828	1.69%	5,853,126	6,702,338	6,702,338
計	3,955,936,819	1.69%	66,855,331	95,273,401	95,273,401

(企業庁企業局経営課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

(5) 指摘事項

特になし。

(6) 意見的指摘事項

特になし。

215

となった。

年度	件数(件)	金額(円)
平成23年	2	57,225
平成24年	4	107,274
平成25年	1	463,449
平成26年	2	168,502
平成27年	1	88,954
平成28年	2	82,901
平成29年	6	251,432
平成30年	10	489,582
平成31年	4	376,428
令和2年	32	3,801,534
計	64	5,887,281

(企業庁企業局経営課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

監査人は、後述のとおり、10 水道営業所のうち代表して相模原水道営業所管轄の企業庁の保有する債権について実査を実施した。そのため、以下、本報告書において取り上げる具体例は、特に断りを入れない限り、いずれも相模原水道営業所の実査を踏まえたものである。

もともと、本件債権が、水道営業所により個性を有するとも考えられないので、本報告書の記載はその他9の水道営業所においても妥当するといえる。

なお、相模原水道営業所が令和3年3月31日時点において保有する未収金債権は以下のとおりである。

年度	債務者	金額(円)
平成23年	A	18,919
平成23年	B	38,306
平成25年	C	463,449
平成28年	D	64,868
平成29年	E	57,176
平成31年	F	13,646
平成31年	G	57,260
令和2年	H	57,044
令和2年	I	90,806
令和2年	J	65,925
令和2年	K	91,441
	合計	1,018,840

(相模原水道営業所ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

ウ 遅延損害金について

不法行為の損害賠償債権には、不法行為時から遅延損害金が発生するというのが通説・判例である(最判昭和37年9月4日)が、企業庁は、損害賠償金に対す

① 停水しなかった場合
 [き損発生時(き損発生時が不明確な場合には、発見又は通報を受けたとき)(次項に同じ。)から修理工事完了し、通常の給水を開始した時までの時間]
 × 下記表A区分

② 停水した場合
 (き損発生時から停水した時までの時間) × 下記B区分のa(漏水)
 + 下記表B区分のb(修理工事が完了し通常のとおり給水を開始するた
 めに必要な管の洗浄水)

区分	A		B	
	a(漏水) (1時間当たり)円	b(管洗浄水) (1工事当たり)	a(漏水) (1時間当たり)	b(管洗浄水) (1工事当たり)
口径				
ミリメートル				
13	589			
20	1,178			
25	1,767			
30	2,356			
40	4,123			
50	5,890			
75	14,136		28,272	5,301
100	16,492		50,065	9,424
150	30,039		112,499	21,204
200	53,010		239,723	37,107
250	89,528		374,604	58,311
300	134,881		539,524	166,687

(注) 営業損失の算出においては、それぞれの区分に応じた延滞時間に、それぞれの単価を乗じて算出し、円未満の端数は切捨てるものとする。

(相模原水道営業所ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

イ 債権の数

企業庁は、配水管等き損の損害賠償債権について、令和2年度期初には92件(合計6,889,782円)の債権を保有していた。企業庁は、そのうち49件(3,851,884円)については令和2年度の期中には回収しており、11件(952,151円)については債務者から消滅時効の援用を受けたことにより、不能欠損処分したものである。

また、企業庁は、令和2年度期末までに未収金として32件(合計3,801,534円)を新たに取得したことから、令和2年度期末には未収金債権64件(5,887,281円)

る遅延損害金について、特に請求している事例は確認できなかった。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

相模原水道営業所料金課の担当者が債権管理を担当している。

イ 調定について

相模原水道営業所は、企業庁が漏水補修工事の実施業者の工事完了を確認して遅滞なく、神奈川県公営企業財務規程に従って調定を行い、債務者に対して納入通知を発送している。

ウ 滞納発生時の対応

(ア) 督促状の発送

企業庁債権管理取扱要領第4条は、債務者が納入通知に定めた納付期限までに納付しなかった場合、原則として、納付期限の翌日から起算して原則20日以内に督促状を発行する旨定めている。

相模原水道営業所においては、概ねこれに従っているが、納付期限までに納入がなされない場合でも、担当者が債務者に対して電話による請求を行うなどして連絡を試みた上で、連絡が取れないなどの場合に督促状の送付を行っている場合も存在しており、督促状の発行について納付期限とされる日の翌日から20日とされる点については柔軟に対応していた事例も過去には存在する。

(イ) 債権管理簿の作成

企業庁債権管理取扱要領第5条は、督促状の指定期限後15日を経過しても、納付がなされないものについて債権管理票を作成して、管理対象債権とする旨定めている。

しかし、相模原水道営業所においては、概ねこれに従っているが、督促状の送付が必ずしも納付書の納付期限の翌日から20日以内になされているわけではないことから、債権管理票の作成についても柔軟に対応していた事例も過去には存在する。

(ウ) 催告状の発送等

企業庁債権管理取扱要領第6条は、督促状を発行した日から30日経過しても納付されないものにつき、催告状を発行する旨定めている。

相模原水道営業所においては、概ねこれに従っているが、債務者の所在不明の場合など、担当者が債務者に対して電話による請求を行うなどして連絡を試みた上で、連絡が取れないなどの場合に催告状の送付を行っている場合も存在しており、催告状の発行について督促状を発行した日から30日とされる点については柔軟に対応していた事例も過去には存在する。

臨戸訪問については、1件当たりの債権金額が大きくないこともあり、頻繁に実施しているわけではないが、電話での連絡を行ったたり督促状を送付したり

しても反応しない場合には、これを実施している。

(エ) 連帯債務者・連帯保証人

本件各債権においては、連帯債務者・連帯保証人が存在しない。

エ 納付交渉について

相模原水道営業所においては、上記債務者Cに対する債権について、債務者から分割払いの申出があったため、分割払額を記載した配水管等き損損害賠償金支払計画書を提出させて分割払いに応じている。

ただし、配水管等き損損害賠償金支払計画書のフォーマットについては、履行延期の特約(施行令第171条の6)の要件については吟味されておらず、債務者の一方的押印のみによるものである。

オ 徴収停止について

相模原水道営業所は、本件各債権に係る施行令第171条の5の徴収停止の措置については、検討したことはあるが、ハンドブック24頁に徴収停止の適用に際して、「法人が清算終了せずに、実態がない状態が何年も続いており」と記載されていることから、断念した経緯がある。

カ 時効管理

配水管等き損の損害賠償債権については時効期間については、3年を消滅時効期間として管理している。

相模原水道営業所においては、既に連絡が取れなくなっている債務者A、B、C、Dに対する債権は消滅時効期間が経過している。

ただし、A、B、C、Dによる時効援用(民法第145条)はいずれもなされていないため、相模原水道営業所は、これらの債務者に対する債権管理を継続しており、債務者Bなど、消滅時効期間経過後に臨戸訪問等を行っている例も存在する。

キ 法的手続による回収

支払督促の手続を行うにあたっては、企業庁債権管理取扱要領の運用解釈第7条関係第2項第2号に記載のとおり、同運用解釈別表2「支払督促を行う債権について」と題する文書に基づき、財務課長が支払督促の可否を判断することとなっている。

そして、「支払督促を行う債権について」と題する文書によれば、支払督促の活用には、次の3つの要件をすべて満たす必要がある。

① 債権債務の関係で、企業庁側に瑕疵がないことが明らかであること

② 債務者に資力があると認める相当程度の理由があること

③ 訴訟に移行してもなお、回収可能額が回収費用を上回ると認められるもの
相模原水道営業所においては、上記のうち、②、③の要件が充足されない事例が多く、本件各債権については、結果として、積極的な活用を図ることができる事例は少ない。

(4) 公営企業会計上の取り扱い

地方公営企業法第 20 条は、地方公営企業に関して、複式簿記・発生主義の公営企業会計を採用している。地方公営企業法施行規則第 22 条は、地方公営企業について、将来の特定の損失であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、貸倒引当金として計上することを求める。そして、神奈川県企業庁は、水道料金及び配水管等き損賠償償金について、貸倒引当金を要領を定める。

企業庁は、本件債権について、貸倒引当金取扱要領に従って、以下のとおり貸倒引当金の計上を行っている。

過去 3 ヶ年の配水管き損賠償償金に係る貸倒実績率

債権発生年度	27年度	28年度	29年度	平均
実績率	8.69%	2.73%	16.26%	9.23%

令和 2 年度未配水管き損賠償償金に係る貸倒引当金

	時効未経過債権			破産更生債権等 (時効経過債権)	
	債権額 (A)	貸倒実績率 (B)	貸倒引当金 (A) × (B)	債権額	貸倒引当金
相模原	376,122	9.23%	34,716	642,718	642,718
相模原南	640,321	9.23%	59,102	0	0
津久井	0	9.23%	0	0	0
鎌倉	45,277	9.23%	4,179	111,238	111,238
藤沢	304,680	9.23%	28,122	193,054	193,054
茅ヶ崎	1,375,794	9.23%	126,986	75,602	75,602
平塚(箱根含む)	158,562	9.23%	14,635	0	0
大和	0	9.23%	0	140,001	140,001
厚木	563,234	9.23%	51,986	57,124	57,124
海老名	1,203,554	9.23%	111,088	0	0
計	4,667,514	9.23%	430,814	1,219,737	1,219,737

(企業庁企業局経営課ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

(5) 指 摘 事 項 【57、58】

ア 消滅時効期間の経過
上述のとおり、企業庁は、前述のとおり、債務者 A、B、C、D に対する債権については、消滅時効期間を経過させている。

この点、前述のとおり、一般論としては、地方公共団体が保有債権を消滅時効にかけてしまうこと自体が地方公共団体の債権管理事務に不十分な点があったと言わざるを得ない。そのため、地方公共団体は、保有する債権が消滅時効期間経過前に、徴収停止などの整理をするか、法的措置を取って債権回収を継続するか

という処理方針を決定し、その旨適切に対応をしなければならぬ。
確かに、債務者 A、B、C、D については、既に連絡が取れない状況にあるので、相模原水道営業所が、これを消滅時効にかけてしまったこと自体について、任務懈怠があったとまで責められるべき点はない。

しかし、企業庁担当者が、本件債権のように、回収可能性がないと判断していたにも拘らず、消滅時効期間経過するまで電話や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理を続けている方針を採用しているような場合には、効率的な債権管理の観点から、速やかに徴収停止の手続を取ることによって、債権管理コストを極小化し、限られた人的・資金的資源を、回収可能性のない債権の管理にあてるのではなく、別の事務にあてるという視点を持つことが望ましい。

債務者 A、B、C、D に対する各債権は、いずれも支払督促及び民事執行に要する費用を下回る債権額であることが明らかであり、消滅時効期間が経過する以前に、施行令第 171 条の 5 第 3 号に基づき徴収停止することを検討すべき債権である。

したがって、企業庁は A、B、C、D に対する債権について、消滅時効期間が経過する時点より前に、速やかに徴収停止の処理方針を決めるべきであったところ、かかる判断をすることなく、消滅時効期間経過まで漫然と電話や郵便による催告又は臨戸訪問による催告などの債権管理を継続しており、債権管理事務について不十分な点があったと言わざるを得ない。

イ 債権管理のあり方

企業庁は、A、B、C、D に対する債権については、消滅時効期間経過後も債権放棄を行うことなく、管理を継続している。

県有資産である私債権については回収に努めるべきであり、債務者による時効援用がない限り、容易に放棄を認めるべきではないという価値判断自体は尊重されるべきものではあるが、その結果として、債権管理条例第 6 条の債権放棄の要件を厳しく解釈したことにより、企業庁の担当職員は、消滅時効期間が経過した債権について、債務者が法人格を形式的に維持しつつも、実体としての事業を全く行わず、時効援用の手続なども取らない状況にある場合については、債権管理をし続けざるを得ない状況を強いられることになる。

すなわち、企業庁は、本件債権について、遅くとも本件債権の消滅時効期間が経過した時点には債権放棄の手続を取ることができた事実であった。これに関して、企業庁は、総務局総務室に問い合わせた上で、債権回収に努めるよう回答しており、企業庁はこれに従って債権管理を継続してきたという点に酌むべき点がないわけではない。

しかし、債権放棄の判断において、このような厳格な運用をすることによってかえって債権管理コストをかけ続けなければならないが、非効率的な運用となる結果を招いており、総務局総務室の助言は決して適切な対応ではない。

第8 神奈川県警察本部

1 X社に対する違約金 (大和警察署他15警察署)

(1) 概要

債権の名称	契約解除に伴う違約金
根拠となる法令・条 例・要綱等	民法第415条
制度概要	被留置者用食糧の供給業務委託契約を締結していた事業者の契約期間途中で債務不履行を原因として契約解除したことにより生じた違約金
債権の性質	私債権
所管部署	下記の滞納一覧表のとおり
債権管理体制	各警察署の会計担当2名又は3名
債権者の属性・数	法人1社
時効期間	10年(民法第169条第1項)
債権管理台帳	違約金未納付者管理票により紙ベースで管理
督促・催告	実施している。
時効管理の状況	時効が完成した債権は無い。
法的手続の実施の有無	支払督促による債権名義を取得済(令和2年11月17日)
債権額の概況(警察本部所管の各警察署の合計額)	令和2年度末時点の債権総額 : 4,447,452円 令和2年度の調定額 : 4,447,452円(調定繰越) 令和2年度の回収額 : 0円 令和2年度末時点の滞納総額 : 4,447,452円 令和2年度の未納欠損額 : 0円 令和2年度の徴収不能引当金額 : 5,394円

(2) 債権の内容

ア 各警察署における債権発生状況及び債権額等

滞納一覧表

警察署名	違約金の 納付期限	督促状 交付日	契約 解除日	契約 締結日	違約金額 (円)	納付 済額 (円)	未収額 (円)
保土ヶ谷	H27.10.15	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.31	348,073	0	348,073
都筑	H27.10.19	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.30	413,829	0	413,829
戸塚	H27.10.26	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.31	192,893	0	192,893
栄	H27.10.20	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.30	148,959	0	148,959
横須賀	H27.10.19	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.31	1,005,874	0	1,005,874
田浦	H27.10.19	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.31	110,322	0	110,322
浦賀	H27.10.19	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.25	255,062	0	255,062
葉山	H27.10.26	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.30	76,671	0	76,671
逗子	H27.10.19	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.31	176,152	0	176,152
大船	H27.10.19	H27.12.15	H27.8.20	H27.4.7	129,312	0	129,312
鎌倉	H27.10.26	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.24	130,539	0	130,539
藤沢	H27.10.21	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.31	214,189	0	214,189
藤沢北	H27.10.21	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.30	302,194	0	302,194
茅ヶ崎	H27.10.19	H27.12.15	H27.8.21	H27.3.30	136,235	0	136,235

総務局総務室も、企業庁が効率的に債権管理を行うことを可能にするよう、現
 実的に回収可能性がない債権については、速やかに徴収停止や債権放棄の措置を
 取るべき判断を促すよう働きかけねばならず、かかる対応を怠ったことについて
 債権管理の助言としては不十分な点があったと言わざるを得ない。

企業庁は、本件債権については、消滅時効期間が経過したものについては、速や
 かに債権放棄の手続を取り、今後債権管理コストを一切かけないようにするなど
 の対応を取るべきである。

(6) 意見的指摘事項

特になし。

小田原	H27.10.20(※)	H27.12.15	H27.8.20	H27.3.31	673,353	0	673,353
大和	H27.10.19	H27.12.15	H27.8.21	H27.4.1	133,795	0	133,795
		合 計			4,447,452	0	4,447,452

(※) 後日に連約金の金額訂正がなされ、納付期限を平成 28 年 4 月 20 日とする納入通知書が債務者に対して改めて発送されている。
(大和警察署ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

本件各債権の発生日、督促状交付日及び未収債権額等は上記滞納一覧表のとおりである。

なお、本件各債権はいずれも同一債務者に対して同一の原因に基づいて発生したものであり共通する点が多いため、後述のとおり令和 3 年 8 月に本件各債権の債務者との間の代表窓口とされることになった大和警察署の有する債権について実査を実施した。

そのため、以下、本報告書において取り上げる具体例はいずれも大和警察署の有する債権に関する実査を踏まえたものであるが、神奈川県警察本部所管の他の 15 警察署においても同様の内容を指摘できるものといえる。

イ 債務者について

債務者である X 社は弁当等の販売・供給業務を行う事業者であり、大和警察署は指名競争入札（法第 234 条第 2 項、施行令第 167 条第 1 号）の方法により平成 27 年度の被留置者用食糧の供給業務委託契約を締結していた。

しかし、債務者である X 社は、入札参加の時点で債務超過に陥っていたと思われ、他の債権者から弁当製造に必要な機械を差し押さえられ、引き取られたことにより、同年 8 月に弁当製造が事実上不可能となり、各警察署に対して、被留置者用食糧の供給業務委託契約の解除を通知してきた。

これによって、各警察署は、債務者である X 社に対して、被留置者用食糧の供給業務委託契約に基づき、連約金債権を取得するに至ったものである。

ウ 指名競争入札参加の業者選定の理由等

被留置者用食糧の供給業者の入札参加者の選定において、①営業種目「給食業務委託」の登録業者であること、②納品箇所地域の営業希望地域を登録している業者であること、③ B (3,000 万円未満) 又は C (250 万円未満) ランク業者であること、④県内に本店を有する者、又は県外に本店を有する者で県内に支店若しくは営業所を有する者であること、⑤指名停止期間中の者でないこと等が選定理由として挙げられている。

また、入札の参加者の資格（物品調達及び一般業務委託に係るもの）の認定及び入札参加者の格付け認定については会計局調達課が実施しており、上記各警察署が被留置者用食糧の供給業者先を選定するために指名競争入札を行う際は、当該事業者が入札参加資格を有するか、当該事業者が指名停止期間中の事業者に該当しないかについては同局同課の上記の認定が反映されたか否が電子入札共同

システムを通じて確認している。

エ 連約金の請求額算定の根拠

契約上では、債務不履行時の連約金について、「入札執行時に示した発注予定数量に契約単価を乗じて計算した額の 100 分の 15 に相当する金額を徴収することができ。」(契約書第 12 条)と定められているところ、実際の連約金の徴収においては、「連約金＝{入札執行時に示した発注予定数量－4 月 1 日から 8 月 20 日(契約解除の効力発生日の前日)までの納入数量}×契約単価×100 分の 15」という計算式によって連約金が算出されている。

連約金の算出において発注予定数量から実際の納入数量を控除すべきか否かにつき、神奈川県警察本部において検討を行った結果、各警察署は、神奈川県警察本部からの指導に応じて、契約上の合意とは異なるものの発注予定数量から実際の納入数量を控除する計算方法によって算出された連約金の金額の調定を行い、債務者に対して請求している。

オ 未調定の遅延損害金の存在

契約上では、債務者が契約に基づく連約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、その期間を経過した日から連約金が納付された日までの日数に応じ「年 2.9 パーセントの割合で計算した額（延滞利息）を加えた額を徴収する」(契約書第 17 条第 1 項)と合意されているが、本件債権の発生以後、今日に至るまで一度も延滞損害金は調定されていない。なお、この点については、元金完納後に遅延損害金を調定する予定であったとのことである。

したがって、債務者に対して調定されていないが法律上存在している延滞損害金債権が存在している。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

業務所掌上、本件各債権の管理を担当する職員は各警察署の会計課職員 2 名又は 3 名とのことであり、管理担当者は支払督促等の法的手段が必要な場合には神奈川県警察本部の総務部会計課担当職員に適宜相談しながら債権管理を行っている。

イ 管理台帳による債権管理

連約金未納付者管理票と題する管理台帳により債権管理がなされているところ、同管理票には調定日、調定番号、納入者（債務者）の氏名・住所・連絡先、調定額、納付期限、督促状に関する情報（発行日、指定期限、交付日）、催告等の交渉経過などが記載されている。

交渉経過については、支払督促の実施日時、催促の方法（電話・郵便・その他）、措置結果を記載する書式となっており、担当者が催告を実施するごとに手書きで記入している。

平成26年2月分	平成26年3月13日	102,707	0	102,707
平成26年3月分	平成26年4月8日	77,919	0	77,919
平成26年4月分	平成26年5月12日	66,262	0	66,262
合計		774,259	0	774,259

(大和警察署ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

カ 債務者との連絡窓口の設置

本件各債権は全16か所の警察署において発生したそれぞれ別個の債権であり、債権の管理は各警察署長に委ねられているため、債権発生から支払督促による債務名義を取得した後も各警察署が別々に債務者に対して催告等を実施していた状況であった。

そこで、令和3年8月に本件債権全体を取りまとめる県警本部の代表窓口を大和警察署に決め、それ以降は債務者に対する催告や財産調査等について同署が各警察署を代表して実施し、その結果を踏まえて債権管理の方針を検討していく予定とのことである。

なお、現在の債務者の代表者から事情を確認したところ、債務者である法人はすでに事実上廃業しており、事務所や工場等も全くないとのことであるため、代表者個人に対して家計収支表の提出を求めているとのことであった。

(4) 公会計上の取り扱い

本件各債権については、県のマニュアル(貸借対照表計上編)に従って、同種の債権(その他雑入)における過去5年間の不納欠損実績率を算定し、当年度の債権残高に乗じる方法により徴収不能引当金(回収不能見込額)を算定している。

(5) 指摘事項【59、60、61】

ア 臨戸訪問の早期実施など状況に応じた多様な催告を行うべきである

本件債権に関し、債権発生時から債務名義取得に至るまで5年近くの間、債権を有する警察署が債務者に対してそれぞれ別々に、効果を確認できないまま漫然と催告書の送付や着信のみの電話を繰り返していることが管理台帳の記載内容からも窺える。

そのため、法人である債務者に差押え可能な財産があるか否か、債務者の事業が継続中か否か、休止していた場合に事業再開の見込みがあるか否か、あるいは法的整理手続を行う予定があるか否かなどといった事情を把握できないまま4年以上の年月が経過し、その間には債務者の代表者も変更されるなどの事態も生じており、債権の回収がより一層困難となっている。

ハンドブックによれば、「文書催告を何度も繰り返すのではなく、電話督促や臨戸訪問に移行していく」(10頁)とされており、催告書の送付や電話による催告が功を奏しないことを十分に把握していたことからすれば、臨戸訪問をすぐに実

ウ 催告の実情

大和警察署では、同署が有する本件債権を平成27年9月に調定して納付書を送付し、平成27年12月に神奈川県警察本部会計課の担当職員が面会をして同署を含む各警察署の督促状を交付して支払いの督促を行ったにもかかわらず債務者からの支払いがなされなかったため、平成28年1月20日から令和2年8月に同債務者に対する支払督促の申立てに至るまでの間、合計16回も催告状を送付する方法で債務者の支払いの催告を行ったが、いずれの催告においても債務者からの反応がなく、催告が功を奏していなかった。

また、本件各債権を有する他の警察署の催告の実情についても、電話あるいは郵便による方法での催告が繰り返されており、多いところでは合計で50回を超える回数で催告書の送付を行っている警察署も存在していたが、いずれの警察署も債務者からの本件債権の回収には全く至っていないかった。

なお、栄警察署、鎌倉警察署、田浦警察署及び都筑警察署では債務者への電話連絡により債務者の代表者に支払催告をした旨の記録も残されていたものの継続的に債務者に電話連絡がとれたことはなく、令和元年12月には債務者の代表者が変更されていたが、その事情等についても把握できていない状況であった。

エ 時効管理

債務者にとつての商行為により生じた本件各債権については5年を消滅時効期間として管理しており(旧商法第522条)、後述のとおり債務者に対する支払督促により債務名義を取得したことにより、本件各債権についての消滅時効期間は10年に延長されている。

オ 支払督促による債務名義の取得

本件各債権を有する警察署が債務者に対して別々に上記ウの方法により支払催告を実施していたものの、債務者との連絡がつかずに債権の回収が全く進まなかったため、令和2年8月に同債務者に対して支払督促を申立て、同年11月17日に仮執行宣言付きの債務名義を取得している。

なお、本件債権の外に、債務者が県立湘南高等学校における給食業務を行う際に同高等学校の施設の一部を県の許可を得て使用したことにより、県が債務者に対して有することとなった施設(教育財産)の一部使用に係る電気料、ガス代、上下水道料立替費用の滞納分が下記滞納一覧表のとおり存在していたため、本件債権と併せて支払督促の申立てがなされている。

教育財産の一部使用に伴う電気料、ガス代、上下水道の滞納一覧表

対象期間	納付期限	金額 (円)	納付済額 (円)	滞納額 (円)
平成25年9月分	平成25年10月10日	75,171	0	75,171
平成25年10月分	平成25年11月12日	103,574	0	103,574
平成25年11月分	平成25年12月11日	123,123	0	123,123
平成25年12月分	平成26年1月8日	121,035	0	121,035
平成26年1月分	平成26年2月12日	104,468	0	104,468

施した上で、それでも債務の履行がなされなければ、債権発生から1年以内を目安に速やかに支払督促の申立てを行うべきであった。

ちなみに、債務者の状況によっては徴収停止をすべきかについても検討を要する可能性はあるが、債務者との納付交渉を行うことができず、また債務者の状況についての調査を行うことができない状況においては、徴収停止の判断は困難と思われ、本件債権については速やかな支払督促の実施以外の方法は考えにくい。

イ 延滞損害金を適時に調定・徴収すべきである

前述のとおり、本件債権については、滞納額に対して年2.9%の割合による延滞損害金が発生することが契約上当事者間において合意されており、全16件の本件各債権について延滞損害金が延滞期間に応じて発生しているにもかかわらず、今日に至るまで一度も調定されおらず、延滞損害金が債権として適切に計上されていなかったことになる。

延滞損害金の調定の時期については、少なくとも年度ごとに1回は調定を行い、債権として適切に管理すべきである。

ウ 徴収停止措置を検討すべきである

前述のとおり、債務者は事実上廃業しており、法人としての実体がない状態とことである。また、本件債権については債務者の代表者が連帯保証人となっていない上、事実上の廃業後に代表者が交代しているとの事情があるとのことなので、債務者ではない代表者個人の財産から債権を回収できる見込みはほぼ皆無であると一言わざるを得ない。

そのため、債務者の事業廃止の具体的な時期や今後の事業再開の見込みを調査するとともに、債務者に差押え可能な財産の有無について速やかに調査を行い、その結果として債権回収が著しく困難であると認められる場合には、積極的に徴収停止（施行令第171条の5）の措置を取り、早急に債権管理の対象から外すべきである。

(6) 意見的指摘事項【42、43】

ア 指名競争入札の入札参加要件の厳格化の検討

本件債権の債務者は、前述のとおり本件債権の発生以前の平成25年から同26年にかけて既に県に対して負っていた債務を滞納していたという事情があった。

本件における食糧の供給委託契約の相手方は前述のとおり指名競争入札により決定されたものであるが、普通地方公共団体の長は入札に参加する者に必要な資格を定めることができるため（施行令第167条の5）、県に対して滞納債務がないことを指名競争入札の参加条件と定めておけば本件債権の発生をあらかじめ回避することができた可能性が高い。

もっとも、県に対する債務の滞納に正当な理由が存在することもあり得るため、

県に対する滞納債務が一切存在しないことまでも入札の参加条件とするかどうかは今後の検討課題といえるが、少なくとも県に対して1年を超える期間の滞納債務がある事業者は経営状況に対する信用性が低いものといえる。

したがって、指名競争入札の参加要件につき、県に対する滞納債務がないことを新たに加えるなどした入札参加要件の厳格化を検討することが望ましい。

イ 徴収不能引当金の算定方法について

公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とする一例にすぎない。

前述のとおり、本件債権についてはすでに債務者が事実上廃業しており、法人としての実体がない状態のまま滞納期間が5年を超えている上、連帯保証人もいないこと等からすれば回収可能性は限りなく低い状況といえる。

それにも拘わらず、本件債権については、回収不能見込額の算定方法を特に定めていない場合を想定して県のマニュアル（貸借対照表計上編）が示している原則的な方法により当年度の徴収不能引当金5,394円が計上され、また令和元年度に6,382円、平成30年度に7,159円が同様の方法によりそれぞれ徴収不能引当金として計上されているが、その合計額は本件債権全体の1%にも満たない金額にとどまり、実際の回収可能性との乖離が大きいのと言わざるを得ない。

このような乖離が生じる原因は、一般債権と貸倒懸念債権等を同種の債権（その他雑入）と一括りにして不納欠損実績率を算定することによるものである。

したがって、本件債権に関しては一般債権を含む同種の債権における過去5年間の不納欠損実績率から徴収不能引当金を算定する方法ではなく、個別に回収可能性を詳細に検討した上で、実態に即した適切な徴収不能引当金を計上することが望ましい。

務者に対して求償したものの未収となった債権(2,297,376円)が存在していることを確認しており、監査の便宜に鑑み、本件債権を代表として監査対象とした。

イ 債権発生 の概要

重要指名手配被疑者宿泊時の通報依頼をしていた宿泊施設から被疑者である本件債権の債務者が来訪している旨の通報を受け、同宿泊施設に捜査員を派遣して債務者を逮捕しようとしたところ、捜査員に気付いた債務者が同宿泊施設の駐車場内に駐車していた車両に乗車して捜査車両に衝突させ、花壇に接触しながら捜査車両の脇をすり抜け、さらに同宿泊施設の出入口に設置された車両用自動ドアに衝突して同ドアを突破して逃走した。

その後、同宿泊施設のオーナーから捜査第三課に対して花壇及び車両用ドアの修理費用等の損害についての補償を求めると見舞金を支給されたため、見舞金支給要綱を根拠に上記自動ドア及び花壇の修理費用合計3,892,000円を同宿泊施設に対して見舞金として支払い、債務者に対する求償権等行使するに至ったものである。

ウ 見舞金の法的性質

(ア) 見舞金の定義

見舞金支給要綱第2条第5号において「見舞金」は「次条に規定する事実であつて、県民等に生じた損害が客観的に明らかで、かつ、当事者間に法律上の争いがない場合に、神奈川県がその損害の回復のため県民等に支払う給付金という」と規定されている。

(イ) 見舞金の法的性質

前述のとおり、見舞金制度は複合的な法的性格を有することから、見舞金という言葉や上記の定義規定のみからその法的性質を判断することはできない。

そのため、事案の内容や見舞金としての支払金額の多寡等の具体的な事情に照らして、その法的性質が実質的に判断されることにならざるを得ないものと考えられる。

本事案においては、前述のとおり、債務者が逃走した際に損壊させた宿泊施設の花壇及び自動ドアの修理費用全額を見舞金として支給しており、その実質は債務者が宿泊施設に対して負う不法行為に基づく損害賠償債務の第三者による弁済に該当するものといえる(旧民法第474条第1項)。

ただし、県が被害者である宿泊施設と加害者である債務者に対して法律上の利害関係を有しない場合、その弁済に当たって債務者の意思に反しないことが必要である(旧民法第474条第2項)。

なお、本事案に対する見舞金の支給は、同宿泊施設がたまたま債務者を逮捕しようとした現場となったことに起因して発生した損害との評価が可能であるため、損失補償的な性格も有していることは否定できないが、警察職員の職務行為と同宿泊施設に生じた損害との直接的な因果関係が無いため法的な損失補償義務の履行と評価することまでは困難と言わざるを得ない。

2 見舞金支給に伴う求償債権(捜査第三課)

(1) 概要

債権の名称	見舞金支給に伴う求償債権
根拠となる法令・条 例・要綱等	神奈川県警察職員の職務行為等に伴う見舞金支給要綱(以下「見舞金支給要綱」という。) 民法第499条、同第501条及び同第709条
制度概要	警察職員の職務行為又は営造物の管理瑕疵により県民等に損害が生じた場合に、その損害の回復のため県民等に見舞金を支給するもの
債権の性質	私債権
所管部署	警察本部捜査第三課
債権管理体制	企画係職員1名
債務者の属性・数	個人・1名
時効期間	3年(民法第724条)
債権管理台帳	現況調査個票により紙ベースで管理
督促・催告	実施している
時効管理の状況	時効完成
法的手続の実施の有無	実施していない
債権額の概況(警察本部所管の各警察署の合計額)	令和2年度末時点の債権総額 : 3,892,000円 令和2年度の調定額 : 3,892,000円(調定繰越) 令和2年度の回収額 : 0円 令和2年度末時点の滞納総額 : 3,892,000円 令和2年度の不納欠損額 : 0円 令和2年度の徴収不能引当金額 : 4,717円

(2) 債権の内容

ア 見舞金の支給に関する制度と実情

県は、国家賠償法第1条及び第2条の規定により県が損害賠償責任を有する職員等の職務行為又は営造物の管理瑕疵により生じた損害並びに職員等の適法な職務行為により責任の無い県民等に生じた損害に対して、見舞金支給要綱に基づいて見舞金を支給している。

見舞金支給要綱における見舞金制度は、国家賠償法に基づく損害賠償義務としての性格と私有財産の損失補償義務(憲法第29条第3項)的な性格の両方の性格を有しており、要綱の運用上、因果関係を広く緩やかに認めることにより県に直接的な義務が認められないような場合においても広く県民に生じた損害の回復を図ろうとするものである。

ちなみに、見舞金制度は、県の警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例に基づく給付の要件を満たさない場合の補完的な役割も果たしている。

見舞金支給要綱に基づく見舞金は、神奈川県警察本部において見舞金の支給対象事案に該当すると判断された場合に支給されており、その支給実績は毎年30~40件程度とされている。

なお、監査人は、第一次調査の段階で、同種類債権として、戸部警察署において、見舞金支給要綱に基づき被害者に対して金銭を支給した事案に関して、債

(ウ) 見舞金支給による法的効果

a 果による第三者弁済が有効になされた場合、宿泊施設の債務者に対する損害賠償債権は消滅し、果は債務者に対して償還請求(求償)することができるとともに、宿泊施設が債務者に対して有していた損害賠償債権を代位して請求することができる(旧民法第499条、同第501条、同第502条)。

b そして、この弁済者による代位については、警察職員等の職務行為に過失が認められ、国家賠償法第1条及び第2条の規定により県に損害賠償責任が認められる場合、県は弁済について「正当な利益を有する者」として、宿泊施設への弁済により当然に宿泊施設が債務者に対して有していた損害賠償請求権を取得する(法定代位、旧民法第500条)。

c その一方、職員等の適法な職務行為によるもので、県が損害賠償責任を負うものではない場合、果は弁済について「正当な利益を有する者」とはいえず、宿泊施設の上記の損害賠償請求権を代位することについて宿泊施設の承諾を得る必要がある(任意代位、旧民法第499条)。

また、この場合に弁済による代位を債務者に対抗するためには、①宿泊施設から債務者への通知、又は②債務者の承諾が必要であり、債務者以外の第三者に対抗するためには①又は②が確定日付のある証書によってなされなければならない(旧民法第499条第2項、同第467条)。

d なお、民法改正により、現在では上記c任意代位において、代位することに於いての債権者(本事実においては宿泊施設)の承諾は不要となっている(旧民法第499条)。

(エ) 本事実における債権の整理の実情

本事実で捜査第三課は、顧問弁護士の見解に従い、警察職員の適法な職務行為によるもので神奈川県に損害賠償責任は無いとの前提の下、宿泊施設が債務者に対して有していた損害賠償請求権を県が弁済により当然に代位するとして(法定代位、旧民法第500条)、同請求権を債権として認定している。

しかしながら、前述したとおり、本事実について県が損害賠償責任を負うものではない場合、県は弁済について「正当な利益を有する者」には当たらないと解されるため、損害賠償債権を県が代位弁済者として行使するためには上記(ウ)cで述べた任意代位のための要件を満たす必要があったものと言わざるを得ない。

なお、本件債権について捜査第三課では見舞金の求償債権として整理しているが、正確には不法行為に基づく損害賠償債権を弁済による代位によって取得したものと整理されるべきである。

エ 債務者について

債務者は、宿泊施設に対して車両用自動ドア等を損壊させて逃走した後、複数人の被疑事実で逮捕、起訴されて懲役4年6月の実刑判決を受け、刑務所服役後に

出所した。

オ 遅延損害金の未測定

本件債権は債務者に対する請求権は不法行為に基づく損害賠償請求であり、その不履行に対しては年5分の割合の遅延損害金が発生するところ(民法第419条、同第404条)、本件債権が発生してから一度も遅延損害金は測定されていない。

なお、この点について、元金完納後に遅延損害金を測定して債務者から徴収する予定であったとのことである。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

捜査第三課は企画係職員1名が担当しており、会計課の指導班に相談しながら債権管理を行っている。

イ 管理台帳による債権管理

当初の測定年月日、時効期間、債務者の状況等が記載された督促状況一覧表及び債務者に対する催告状況等が記載された督促状況一覧表により債権管理がなされている。

ウ 督促(催告)等の状況(事案発生から時系列に沿って整理したもの)

平成22年6月7日	事案の発生
平成22年9月16日	見舞金交付決定
平成22年9月24日	宿泊施設に見舞金交付
平成22年10月8日	債務者逮捕
平成22年10月29日	債務者起訴
平成22年11月2日	見舞金求償の意思決定(測定日)
平成22年11月16日	納入通知書を交付し、債務者に本事実で県が見舞金として宿泊施設の損害を賠償したこと等を説明
平成22年12月6日	督促状の交付
平成23年6月14日	債務者実刑判決(懲役4年6月)
平成23年10月17日	債務者の服役先の刑務所判明
平成23年10月17日	催促状送付を検討するも送付せず
平成25年8月	同上
平成27年7月3日	債務者出所
平成28年8月17日	催促状を送付するも宛先不明で返送
平成28年9月28日	債務者の転居及び氏名変更の事実が判明
平成30年11月7日	同上
平成30年12月10日	催促状を送付するも反応なし
令和2年9月9日	顧問弁護士に本件債権の消滅時効期間(3年)を確認
令和3年2月19日	債務者の転居の事実が判明
令和3年2月19日	債務者に連絡文を送付したところ、債務者から消滅時効の主張あり
令和3年3月1日	債務者が県警本部にて消滅時効援用通達書を作成・提出
令和3年4月19日	消滅時効の完成を理由に欠損処分

エ 本件債権に関連する手続の履行状況

(ア) 弁済に当たった際の債務者の意思の確認(旧民法第474条第2項)

捜査第三課の担当者が平成22年11月16日、本事案に関して県が見舞金の支給により宿泊施設に生じた損害を補填したこと等を債務者に対して説明して納入通知書を債務者に交付した際、債務者は「金が無いので払えない」と同担当者に対して回答したようであり(担当者作成の同日付報告書)、債務者は県の弁済に対して特に異議等を述べていなかったことが記録上からは窺われるところであるが、債務者から県が宿泊施設に対して第三者弁済を行うことの承諾書等の書面を取得した事実はないようである。

(イ) 任意代位における債権者の承諾(旧民法第499条)

担当者によると、本件債権に関して捜査第三課は、上述のとおり、宿泊施設が債務者に対して有していた損害賠償請求権を県が見舞金として実質的に弁済したことにより法定代位として当然に代位できると判断していたため、債権者である宿泊施設が有していた損害賠償債権が代位弁済者である県に移転することについて、債権者からの具体的な承諾を得たとの事実はないことである。

(ウ) 任意代位による債権の移転についての対抗要件(旧民法第499条第2項、同第467条)

担当者によると、捜査第三課としては、上記(イ)で述べたとおり、本件債権を法定代位として当然に代位できると判断していたため、宿泊施設が有していた損害賠償債権が代位弁済者である県に移転したことにつき、宿泊施設から債務者に対して通知された事実無く、また債務者から具体的に明示的な承諾を得たとの事実も無いことである。

なお、納入通知書や督促状を債務者に直接手渡して交付した際、本件債権を同課が債務者に対して請求することについて債務者から特段の異議が無かったことから、損害賠償債権が県に移転したことについて黙示の承諾を得たものと同課は認識していたことである。

オ 納付交渉

本件債権に関し、督促状を送付してから令和3年3月に債務者が時効援用通知書を提出するまでの間、債務者に対して催促状の送付を行ない、債務者の住所調査をして納付交渉を試みようとしたものの、債務者との間で納付に関する交渉は一度も出来ていなかった。

なお、債務者が刑務所に服役中であった平成23年10月と平成25年8月に催促状を送付しようとしたところ、上層部からの指示により催促状を送らないままとなっており、担当者の説明によると、その理由は服役中の債務者に催促状で請求しても回収が事実上不可能であるとの判断に基づくものと思われることであつた。

カ 徴収停止

捜査第三課は、本件債権について徴収停止の措置(施行令第171条の5)を検討したことはない。

なお、債務者の服役先の刑務所、出所後の住所は調査により確認できており、要件を満たしていないため、徴収停止措置がとられていないことは問題ない。

キ 時効管理

捜査第三課は、本件債権が不法行為に基づく損害賠償請求権であるとの顧問弁護士の見解に基づき、本件債権の消滅時効期間を3年として管理しており、平成22年12月6日の債務者に対する督促状の交付によって時効期間が更新されたものとして、その時点から3年間として時効期間を管理してきたことが記録上窺える。

もともと、服役中であった債務者に対して一度も催告書を送らないまま、また支払督促等の法的手段を実施しないまま平成22年12月6日の翌日から3年経過した平成25年12月6日頃には遅くとも消滅時効が完成している。

ク 法的手段による回収

本件債権について支払督促の申立てを含む法的手続は一切行われていない。

(4) 公会計上の取り扱い

本件債権については、同種の債権(その他権入)における過去5年間の不納欠損実績率を算定し、当年度の債権残高に乗じる方法により徴収不能引当金(回収不能見込額)を算定している。

(5) 指摘事項【62、63、64】

ア 消滅時効期間の経過

前述のとおり、本件債権に関しては債務者に督促状を交付した平成22年12月6日の翌日から3年経過した平成25年12月6日ころには遅くとも消滅時効が完成し、令和3年3月1日に債務者から消滅時効援用通知書が提出されている。

この点、上記最高裁平成16年4月23日判決の趣旨に従えば、原則として、地方公共団体の長に保有する債権の行使又は不行使についての裁量はないとされるものであるから、一般論としては、地方公共団体が保有する債権を消滅時効にかけてしまうこと自体が債権管理事務に不十分な点があると言わざるを得ない。

すなわち、ハンドブック4頁に記載のとおり、地方公共団体は、「債権の適切な管理」を行わなければならないとされている。「債権の適切な管理」には、適切な債権保全も当然にこれに含まれることから、漫然と債権管理を行い、消滅時効期間を経過することは、債権の適切な管理とは言えないのである。

そのため、地方公共団体は、保有する債権が消滅時効期間を経過する前に、適切に処理方針を決定し、その旨対応をしなければならないものといえる。

本件債権については、債務者が刑務所で懲役に服している状況にあり、一般的にみても経済状況がよいということではできず、債権回収が事実上困難な可能性が比較的高いと推測できる類型というところでもできるかもしれない。

しかしながら、平成 25 年 12 月 6 日の時効期間の完成までの間に徴収停止措置（施行令第 171 条の 5）等の例外的に法的手続を実施する必要が無いと判断するに足りるだけの債務者に対する調査が一度もなされず、また支払督促等の法的手段を講じることも無く、漫然と債権管理を行い、本件債権の消滅時効期間を経過させたことは、債権管理事務について不十分な点があったと言わざるを得ない。

イ 必要な手続を適切に履行すべきである
 前述したとおり、捜査第三課が本事業に関し、県が宿泊施設に対して損害賠償責任を負わないことを前提に見舞金を支給（弁済）したことからすれば、県は弁済について「正当な利益を有する者」とはいえないものと解されるため、本件債権を債務者に請求するためには、上記（2）ウ（ウ）cで述べた要件を全て満たす必要があることは言うまでもない。

しかしながら、（3）エで述べたとおり、捜査第三課は本件債権の取得及び行使のための必要な手続を適切に履行することができていなかったものと言わざるを得ない。この点に関し、前述のとおり、宿泊施設が有していた損害賠償債権が代位弁済者である県に移転したことにつき、黙示の承諾を得たものと同課は認識していたようであるが、債務者との後日の紛議の発生を回避するという観点からは、書面による明示的な承諾を得おくべきであったものといえる。

警察職員等の正当な職務行為である場合上記（2）ウ（ウ）cで述べた手続を履行しなければならぬことはもちろんのこと、職員等の過失の有無が判然としない場合には、安易に法定代位できるものと判断するのではなく、適法な債権管理の観点からは、任意代位と同様の手続を全て履行することが望ましい。

なお、前述のとおり、民法改正により現在では任意代位に関し、代位することについての債権者の承諾は不要となったが（民法第 499 条）、実質的に損害賠償債務の弁済であったとしても「見舞金」名目で債権者に支給される制度である以上、同種事案について「見舞金の支給により債権者の債務者に対する損害賠償債権が神奈川県に移転したことを承諾する」旨の確認書等の書面提出を債権者から受けおくことが債権管理上は今後も望ましい。

ウ 遅延損害金の不調定
 前述のとおり、本件債権は不法行為に基づく損害賠償請求であり、その不履行に対しては何らの手続等を要することなく、法律上当然に年 5 分の割合の遅延損害金債権が発生していることが明らかであるにもかかわらず、一度も調定されず、遅延損害金が債権として適切に計上されていなかったことになる。

遅延損害金を調定しなかったことにつき、元金の完納後に同損害金を計算し請求する予定であったとのことであるが、債務者の債務不履行により法律上客観的に発生する遅延損害金について適時に調定を行わず、また債務者に対する請求も一切行わないというのは、債権の適切な管理の観点からすれば、債権管理事務に不十分な点があったと言わざるを得ない。

（6）意見の指摘事項【44、45】

ア 見舞金支給制度の運用について

（ア）見舞金支給要綱において、見舞金は、前述のとおり、国家賠償法第 1 条及び第 2 条の規定により県が損害賠償責任を有する職員等の職務行為又は営造物の管理取扱いによって生ずる損害の外、本事業のように職員等の適法な職務行為により責任のない県民等に損害が生じた場合についても支給されることが定められている。

これはすなわち、県が法的な損害賠償責任や損失補償責任を直接的には負わない場合においても、捜査協力者に生じた損害を県有財産によって填補するというものであり、給付行政の拡充とも言えるものであるから、恣意的な運用は避けられることが望ましい。

（イ）本件においては、事案の発生直後に、神奈川県警察本部の職員が、顧問弁護士に対して、給付金支給要綱を根拠に宿泊施設に対して給付金を支給することの適否を相談している。

そもそも、給付金支給要綱に基づく給付金の支給には、いくつかの要件を充足することが必要である。すなわち、①職員等の適法な職務行為により責任のない県民等に損害が発生したこと、②県民等に生じた損害が客観的に明確で、かつ、当事者同士に法律上の争いが無い場合であること、③賠償金により補償すべき事案等を含む除外事由に該当しないこと、などがあげられる。

これに関して、本件では、①そもそも宿泊施設に対して物的損害を与えた事由は職員等の適法な職務行為というよりも、犯罪被疑者の積極的な加害行為であり、職員の職務行為と県民の損害との関係が間接的なものとどまること、②弁護士が合い見積もりを取るよう指示したりするのではなく、損害自体が客観的に明確か否かに疑義が無いともいえないこと、「当事者」が県と宿泊施設と限定的に解したとしても法的な損害賠償義務や損失補償義務の存否について当事者同士に法律上の争いが無いとは必ずしも断言し得ないこと、③除外事由に定める「賠償金」の意義が明確ではなく、国家賠償法に基づく賠償金を指すのか、犯罪被疑者の不法行為に基づく民事上の損害賠償金を含むのか判然とせず、仮に後者の理解であるとすれば、本件はまさに被疑者による民事上の損害賠償によって填補されるべき損害であるので、除外事由に該当する可能性もあることなど、見舞金支給要綱に基づく給付金の支給に関する要件の充足に疑義が全く無いものとは断言し得ないものと思料する。

（ウ）本件においては宿泊施設に通報を依頼していたものの、債務者の逮捕時の職務執行に当たり、同施設に援助を依頼していなかったため、見舞金支給要綱に基づく見舞金以外で損害の補填をすることができないものと判断したとのこと

であるが、これは結論先にありきと言わざるを得ず、本件について、上記にて記載した論点について十分に、かつ詳細に検討されることなく、顧問弁護士への相談のみを踏まえて、見舞金支給要綱に基づいて、給付金の支給を行った事実については、行政の公平性・恣意的な運用の排除という観点から、やはり問題であったと言わざるを得ない。

(エ) そもそも、見舞金支給要綱の条文の記載ぶりから、素直に文言解釈をすれば、あくまで職員の職務行為に基づき県民等に損害を与えた場面を想定しているものと考えられ、逮捕などの際に犯罪被疑者等が暴走して県民等に損害を与える場面は想定していないように理解できる。

本来的には、このような場面を想定して、警察官の職務に協力援助した者の被った物的損害についても、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号）に準じる形で、損害を補償し（同法第 2 条参照）、求償権を取得する（同法第 8 条第 3 項参照）旨の規定を、現存する神奈川県警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例に加えるなどして、別途新たに条例によって明確に定めておくことが望ましい。

(オ) すなわち、本件においては、見舞金支給要綱による見舞金の支給が債務者の意思とは無関係に決定されている。なお、この点に関し、加害者とコンタクトが可能であるケースの場合には見舞金支給の判断に先立ち、加害者に被害者の損害を賠償するように働きかける運用がなされているようであるが、加害者が被害者への損害賠償に応じない場合、やはり見舞金支給要綱の除外規定に該当しない限り見舞金は支給されているため、加害者の意思が見舞金の支給の要件とならないことは明らかである。

しかし、上述のとおり、本件において警察職員は適法な職務行為を行っているにすぎないことから、県は債務者による宿泊施設への損害賠償債務について「利害関係を有しない第三者」に過ぎない。そのように考えれば、債務者が、県による見舞金支給要綱に基づく見舞金支給による債権者である宿泊施設への債務弁済を明確に拒否した場合等について、県が債務者に対する損害賠償債権を代位して取得する法的根拠を見出すことが困難になる。

そのような状況を回避するためにも、見舞金を支給した場合には、県が事案の原因者等に対し、見舞金相当額を求償できる旨を明確に条例上定めることが望ましい。

なお、これに関しては、石川県の「警察官の職務に協力援助した者の物的損害に対する見舞金支給要綱」（昭和 57 年 9 月 6 日発第 705 号）の内容が参考になるが、見舞金の支給は単なる給付措置だけではなく、事案の原因者に対する求償権の取得を含むものであるから、この内容は住民等の権利を制限するものといえる。

したがって、議会による議決を経た狭義の意味での条例とすることが望まし

い。
イ 徴収不能引当金の算定方法について
公会計上は債権については回収可能性に基づいて徴収不能引当金を計上することとされており、消滅時効の完成や不納欠損処理は徴収不能引当金の計上を必要とすると一例にすぎない。

本件債権については、算定方法を特に定めていない場合を想定して県のマニュアル（貸借対照表計上編）が示している原則的な方法により当年度の徴収不能金 4,717 円が計上されている。なお、令和元年度に 5,578 円、平成 30 年度に 6,228 円が同様の方法によりそれぞれ徴収不能引当金として計上されている。

しかし、前述のとおり、本件債権についてはすでに時効期間が経過してから 7 年以上経過していた上、令和 3 年 3 月 1 日には債務者から消滅時効援用通知書が提出されていたため、翌年度に欠損処分を予定していたことは明らかである。

したがって、地方公会計マニュアルに従い、不納欠損見込額となる本件債権全額について徴収不能引当金を計上することが望ましかったものといえる。

第 9 神奈川県住宅供給公社
1 事業未収金・長期事業未収金
(1) 概要

債権の名称	分譲住宅売買代金債権 民法第 555 条
根拠となる法令・条 例・要綱等	地方住宅供給公社法 地方住宅供給公社法施行規則 (昭和 40 年建設省令第 23 号) 公社財務規定
制度概要	居住環境の良好な住宅を必要とする勤労者等を対象に分譲住宅 を販売することにより供給していたもの
債権の性質	私債権
所管部署	神奈川県住宅供給公社 (県土整備局公共住宅課)
債権管理体制	債権管理課 10 名 (そのうち主任 1 名、副担当 1 名)
債権者の属性・数	個人・90 名
時効期間	債務名義無し: 5 年 (旧商法第 522 条) 債務名義有り: 10 年 (旧民法第 174 条の 2)
債権管理台帳 督促・催告	電算システムにより管理し、紙ベースでも債務者ごとに管理 実施している
時効管理の状況	令和 2 年度中に時効が完成した債権は無い
法的手続による回収	特になし
債権額の概況 (事業未 収金・分譲後払)	令和元年度末時点の債権総額 : 20,200,435 円 (13 件) 令和 2 年度の請求額 : 14,474,062 円 (13 件) 令和 2 年度の回収額 : 2,322,014 円 (3 件) 令和 2 年度の未納欠損額 : 0 円 令和 2 年度の収入未済額 : 12,152,048 円 (10 件) 令和 2 年度末時点の債権総額 : 12,152,048 円 (10 件) 令和 2 年度の徴収不能引当金額 : 11,164,305 円 令和元年度末時点の債権総額 : 456,488,915 円 (101 件) 令和 2 年度の請求額 : 89,747,653 円 (12 件) 令和 2 年度の回収額 : 81,157,653 円 (11 件) 令和 2 年度の未納欠損額 : 0 円 令和 2 年度の収入未済額 : 8,590,000 円 (1 件) 令和 2 年度末時点の債権総額 : 383,921,262 円 (90 件) 令和 2 年度の徴収不能引当金額 : 27,200,769 円
債権額の概況 (長期事 業未収金・公社後払分 譲住宅)	

(2) 債権の内容

ア 債権者について
神奈川県住宅供給公社 (以下「住宅供給公社」という。) は、県の出資によって
昭和 25 年 9 月に設立された財団法人神奈川県住宅公社 (昭和 26 年 1 月に川崎市
が出資し、昭和 27 年 3 月に横浜市が出資を行っている。) が、昭和 41 年 6 月、前
年に公布された地方住宅供給公社法 (昭和 40 年法律 124 号) に基づき、県を設立
団体とする現在の組織に組織変更したものである。地方住宅供給公社法に基づく
基本財産の出資額及び出資比率は、県 1500 万円 (出資比率 2 分の 1)、横浜市 750
万円 (出資比率 4 分の 1)、川崎市 750 万円 (出資比率 4 分の 1) である。
住宅供給公社は、現在は、一般賃貸住宅事業、高齢者住宅事業、賃貸施設事業

イ 債権の概要

本件債権は、住宅供給公社が平成 16 年度末まで行っていた分譲住宅事業におけ
る譲渡代金内の一部後払債権である。

本件債権は、公社の供給する分譲住宅の販売を促進するため、分譲住宅譲渡契
約を締結すると同時に、譲渡代金のうち住宅金融公庫からの融資を受けられな
い頭金の一部 (概ね 1,000 万円から 1,500 万円の範囲) の金額を公社への 35 年の
長期の分割払いとすると分割後払合意に基づく割賦金支払債権である¹²。なお、同
合意の成立に関し、住宅供給公社は債務者との間で債務弁済抵当権設定契約書を
作成している。

住宅供給公社は分譲住宅の販売事業について平成 16 年度末をもって撤退してお
り、今後新たに同様の債権が発生することは無い。

ウ 債権管理上の事業未収金と長期事業未収金の振分け

本件債権は、上述のとおり 35 年という長期の分割弁済となることから、会計上
は長期事業未収金 (固定資産) (1 年を超える長期債権) となるが、会計処理とし
てはまず当年度 (令和 2 年度) に約定弁済期日が到来したものと及び令和 2 年度中
に残債務の繰上返済がなされた分については長期事業未収金から債権を落とす。
しかし、弁済期日が到来したが滞納となった分 (過年度含む) については、事業
未収金 (流動資産) として計上していることである。

エ 債務者数について

本件債権に関する令和 2 年度末の総債務者は 90 名であり、そのうち滞納のある
債務者は合計 11 名である。

オ 遅延損害金について

平成 13 年 4 月 1 日 (消費者契約法施行日) より前に締結した契約において、遅
延損害金は「年 18.25 パーセントの割合を乗じて計算した金額」と合意されてい
るが、遅くとも同日以降に発生した滞納債権に関し、住宅供給公社は債務者に対
して年 14.5% の割合での遅延損害金の支払いを請求していることである。

カ 保証会社による債務保証について

住宅供給公社は、債務者との間の債務弁済抵当権設定契約において、債務者の
債務不履行時の担保として、同公社が指定する全国保証株式会社及び千代田信用
保証株式会社 (以下「保証会社」という) との間で債務保証委託契約を締結すること
を要求しており、契約と同時に債務者は上記のいずれかの保証会社との間で債務保証委託
契約を締結している。

¹² 住宅供給公社担当者によれば、住宅供給公社の行う分譲事業において、既購入の居住者との公
平性を考えた結果、不動産の価値の値引きを行わないという整理をしており、そのためこのよう
な分割後払い方式が採用されるに至ったことである。
なお、大阪高判平成 19 年 4 月 13 日は、地方住宅供給公社の分譲マンションの値下げ販売行為に
ついて、既購入者に対する損害賠償を肯定している。

そのため、債務者は住宅供給公社が指定する上記保証会社との間の債務保証契約により、原則として分割弁済債務が6か月分以上滞納した場合住宅供給公社が債務者の期限の利益を喪失させた上で、残債務金額、未収利息及び遅延損害金(期限の利益喪失後の分も含む。)について保証会社からの代位弁済を受けることができ、債権金額を回収することができ仕組みになっている。

もっとも、平成13年2月までの間に、千代田信用保証株式会社が親会社である千代田生命保険相互会社の経営破綻の影響を受けて同社からの支援を受けることが不可能となり、保証能力を喪失して債務保証事業を継続することができなくなっていた。

それに伴い、同信用保証会社への保証委託者である各債務者に対して同社が受領済みの未経過分の前受保証料全額を返金し、各債務者との間での保証委託契約を同社が合意解除すること等を条件として、同公社が同社との保証基本契約に基づく保証債務の履行を将来にわたって免除することを内容とする保証基本契約に係る合意書を平成13年2月14日に両者間で取り交わした。その後、同社に保証委託をした全ての債務者との間で保証委託契約の合意解除が成立したことにより、同合意書に基づいて、同公社に対する同社の保証債務の履行義務は免除されるに至った。

その際、同公社は、同社の債務保証事業を引き継ぐことが可能な他の保証会社を探したものの最終的に発見することができなかったため、同社との間で債務保証委託契約を締結していた債務者の債務不履行について、保証会社による保証がない状況が生じることとなった。

そのため、6か月以上の長期の未収債権の大半は、同社と債務保証契約を締結していた債務者のものである。

キ 弁済充当について

本件債権について債務者から過去の滞納分の支払いがなされた場合、担当者からの提案に債務者が応じる形で過去の古い滞納分の元金から順次弁済充当を行い、元金の弁済が全て完了した後に遅延損害金に対して弁済充当を行っている。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

原則として債権管理課の職員10名が債権を管理しているが、そのうち主担当者1名、副担当者1名の計2名が主に管理回収業務を担当している。

イ システムによる管理

住宅供給公社独自のシステム「VES」、アクセス「滞納記録V103」と称する電算システムにより債権管理がなされているところ、システム上において、債務者ごとの収滞滞納状況の一覧表、入金年月日、遅延損害金の発生状況、納入通知書の発行日、債務者との交渉記録等の情報が確認できる。

また、システム上で滞納者の一覧表も確認でき、滞納年月や滞納額も同時に確認することが可能である。

なお、システム上において当該債務者の3年以上前に弁済期が到来した滞納債務の合計金額を確認することができようになっているが、5年の消滅時効期間についてアラートを行う機能は付されていないため、担当者が債務者ごとの最終弁済日をシステム上で個別に確認することによって時効の管理を行う必要がある。

ウ マニュアルの有無

住宅供給公社独自のマニュアルは存在しないとのことである。

なお、賃貸住宅事業の滞納賃料債権の管理に関しては同公社独自の滞納督促フロー表が存在しており、同フロー表に基づく債権管理及び回収が実施されている。

エ 滞納発生時の対応

(ア) 納入通知書等の発送

a 割賦金元金

住宅供給公社は、毎月20日に実行される銀行預金口座からの自動振替による返済が残高不足等の理由により実行出来なかった債権について、翌月10日頃にシステム会社より前月分の納入通知書の納品を受けて、債務者に発送している。

また、同公社は、毎月5日頃にシステム会社よりその前月分までの滞納合計金額が記載された圧着葉書形式の割賦金支払督促通知書の納品を受けて、債務者に発送している。

b 遅延損害金

住宅供給公社は、4月と10月の年2回にシステム会社より納入通知書の納品を受けて、債務者に発送している。その際、4月に関しては過去3か年度分の各遅延損害金で年度ごとに1,000円を超えるもの、また、10月に關して当年度の上期及び過去2か年度分の遅延損害金で年度ごとに1,000円を超えるものを納入通知書送付の対象としている。

また、上記の納入通知書に加えて、住宅供給公社は、例年7月頃と1月頃に1円単位で計算した遅延損害金の合計額を記載した督促状を独自に作成し、債務者に発送しているが、令和2年度は1月のみ実施したとのことである。

(イ) 催告の実態等

納入通知書や督促通知書を発送しても債務者から反応がない場合、住宅供給公社は、担当職員による電話催告及び臨戸訪問を積極的に実施して債務者に対する納付交渉を行っており、毎月発送する督促通知書の外に催告書の発送は行っていないとのことである。

ただし、令和2年度以降、住宅供給公社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、臨戸訪問による債務者への催告の実施は見合わせており、居住確認等が必要な場合に限って現地訪問を実施しているとのことである。

(ウ) 期限の利益喪失通知書の送付

住宅供給公社は、前述のとおり法の適用を受ける地方公共団体には当たらないため、徴収停止の措置（施行令第 171 条の 5）の要件を厳密に検討することはないものの、概ねその条項の趣旨に則して徴収停止を実施している。具体的には、財務規程第 29 条第 5 号の欠損事由（強制執行その他回収に要する費用が当該債権より多額であると認められるとき）に該当する場合に徴収停止を実施し、会計上欠損として処理しているとのことである。

なお、令和 2 年度の徴収停止の実績は 0 件とのことである。
キ 時効管理

(ア) 住宅供給公社は、本件債権について、履行期到来から 5 年を消滅時効期間として管理しているとのことである。

(イ) 滞納が発生している債権について債務者から弁済があった場合に、最も古い債権の元金から充当しているため、時効が完成しているものは無い。

もっとも、債務者の中には平成 28 年に発生した割賦金債務が令和 2 年から令和 3 年にかけて支払われているなど時効の完成直前になって弁済されているものがあり、消滅時効の完成のリスクがある債権も少なからず存在していることが記録上見受けられた。

ク 法的手段による回収

本件債権に関し、住宅供給公社が支払督促等の法的手段により債務名義を取得したことは無いとのことである。

その理由としては、競売や任意売却により債務者が同公社の分譲住宅から転居した場合、その後債務者が所在不明になったり破産手続開始の申立てをしたりする等、法的手段をもってしても回収が見込めず、法的手段をとることによる効果が見込めない事案が比較的多いからとのことである。

また、住宅供給公社は、現状においてはいずれの債務者とも連絡が取れており、消滅時効にかかるまでの間に債務者からの分割納付を受けることができているため、法的手段はまだまだ必要ないと判断していることともその理由の一つとなっている。

ケ 債務者が死亡した場合

住宅供給公社では、債務者が死亡した場合、賃料等と比べて債務額が大きいという事情に鑑み、必要に応じて顧問弁護士に相続人調査を依頼しているとのことであった。

また、住宅供給公社が相続人に対して請求する場合は、全相続人へ請求し、支払は代表者を定め対応してもらっているとのことであった。

(4) 会計上の取り扱ひ

住宅供給公社では地方住宅供給公社会計基準に基づき会計処理を行っている。分譲住宅事業における譲渡代金の内の一部後払債権について、令和 2 年度回収時期に応じて事業未収金又は長期事業未収金として計上している。また、債権の評

住宅供給公社は、前述のとおり、債務者の滞納債務額が 6 か月分に達したときには速やかに債権者に対して期限の利益喪失通知書の内容証明郵便で発送し、その後、債権者が保証委託を行っている全国保証株式会社から残債務全額、未収利息及び遅延損害金（期限の利益喪失後の分も含む。）の代位弁済を受けることができる。

(エ) 連帯債務者・連帯保証人への請求

前述のとおり、債務者は保証会社との間の保証委託契約を締結しているため、住宅供給公社は債務者との契約時に保証会社以外の連帯債務者や連帯保証人（以下「連帯債務者等」という。）の存在を原則として求めておらず、連帯債務者等が不存在であるケースが大半を占めているとのことである。

そのため、連帯債務者等が契約上存在している場合を除き、同公社が債務者の滞納が発生した場合に連帯債務者等に対して支払催告を実施することは無いとのことである。

もっとも、債務者が自己破産をした事案において、住宅供給公社は、債務者に対する債権保全の目的で連帯保証人であった父親の所有する土地建物に抵当権を設定することを内容とする抵当権設定契約を父親及びその法定相続人全員との間で締結し、最終的には同土地建物の売却代金から債権者の残債務を全て回収したという事例も見られた。

また、分譲住宅の後払金の償還未了の間に債務者がその所有住宅を任意売却した場合には、抵当権抹消の条件として連帯保証人を付すことを条件として債務弁済契約公正証書を作成する等、必要に応じて債務者に対して適切な担保の提供を求め、債権保全を図っていることが記録上からも窺える。

オ 納付交渉について

住宅供給公社は、債務者から分割払いの申出があった場合、電話にて生活状況、収支状況、勤務状況、健康状況、家族等について聴取した上で、支払月額 10,000 円以上を原則として分割払いに応じている。その際、債務者から分割払いに関する分納誓約書等の書面の提出は求めていないとのことである。

また、同公社が分割払いに応じる場合、債務者と継続的に連絡が取れる状態を維持することと債務者の継続的な支払を習慣化させることによつて債務の滞納を抑制することに注力しており、完済までの期間は特に制限を設けることなく分割払いに応じているとのことである。

住宅供給公社は、法の適用を受ける地方公共団体には当たらないため、履行延滞の特約（施行令第 171 条の 6）の要件は参考にしつつも、債務者からの分割払いの申出に対しては、上述のとおり、債務者からの収入状況や資力等の聴取により住宅供給公社が履行期限の延長の必要性を認めた場合には柔軟に応じているとのことである。

カ 徴収停止について

2 事業未収金・長期事業未収金

(1) 概要

ア 賃貸住宅賃料(事業未収金)

債権の名称	賃料債権 民法 地方住宅供給公社法 地方住宅供給公社法施行規則(昭和40年建設省令第23号) 公社財務規程
根拠となる法令・条 例・要綱等	
制度概要	住宅供給公社の所有・管理する団地もしくはマンションの賃貸 住宅の家賃等
債権の性質	私債権
所管部署	住宅供給公社 (県土整備局公共住宅課)
債権管理体制	債権管理課 10名
債権者の属性・数	個人・466名
時効期間	令和2年4月1日より前の契約分 債務名義なし:5年(旧民法第169条) 債務名義あり:10年(旧民法第174の2) 令和2年4月1日以降契約分 債務名義なし:5年(民法第166条第1項第1号) 債務名義あり:10年(民法第169条第1項) 最も古い債権から充当、長期滞納は退去精算プロセスに従い退去 し退去精算不足金へ移行するため、時効に至らない
債権管理台帳	電算システムにより管理し、紙ベースでも債務者ごとに管理
督促・催告	住宅供給公社独自の「滞納督促フロー」に従い実施
時効管理の状況	令和2年度中に時効が完成した債権はない
法的手続による回収	訴訟提起を実施
債権額の概況(事業未 収金・賃貸住宅)	令和元年度末時点の未済総額 : 40,396,552円(561件) 令和2年度の請求額(過年度分含む) : 72,323,008円(561件) 令和2年度の回収額 : 38,787,555円(95件) 令和2年度の未納欠損額 : 0円 令和2年度の収入未済額 : 33,535,453円(466件) 令和2年度末時点の債権総額 : 33,535,453円(466件) 令和2年度の徴収不能引当金額 : 7,964,096円

イ 退去精算不足金(長期事業未収金)

債権の名称	退去精算不足金 民法 地方住宅供給公社法 地方住宅供給公社法施行規則(昭和40年建設省令第23号) 公社財務規程
根拠となる法令・条 例・要綱等	
制度概要	住宅供給公社の所有・管理する団地もしくはマンションの賃貸 住宅からの退去後の精算によって確定した未払家賃等や修繕費 等
債権の性質	私債権
所管部署	住宅供給公社 (県土整備局公共住宅課)
債権管理体制	債権管理課 10名
債権者の属性・数	個人・215名
時効期間	令和2年4月1日より前の契約分

債権管理台帳	電算システムにより管理し、紙ベースでも債務者ごとに管理 担当職員による架電、書面、訪問による督促を実施
督促・催告	令和2年度中に退去又は退去後最終入金から5年を経過:9件 内3件は所在不明で欠損 訴訟提起を実施している
時効管理の状況	令和2年度末時点の未済総額 : 76,898,889円(226件) 令和2年度の請求額(過年度分含む) : 155,348,158円(441件) 令和2年度の回収額 : 76,898,889円(226件) 令和2年度の未納欠損額 : 10,513,735円(13件) 令和2年度の収入未済額 : 67,935,534円(215件) 令和2年度末時点の債権総額 : 67,935,534円(215件) 令和2年度の徴収不能引当金額 : 56,558,841円
法的手続による回収	訴訟提起を実施している
債権額の概況(長期事 業未収金・退去精算不 足金)	令和元年度末時点の未済総額 : 76,898,889円(226件) 令和2年度の請求額(過年度分含む) : 155,348,158円(441件) 令和2年度の回収額 : 76,898,889円(226件) 令和2年度の未納欠損額 : 10,513,735円(13件) 令和2年度の収入未済額 : 67,935,534円(215件) 令和2年度末時点の債権総額 : 67,935,534円(215件) 令和2年度の徴収不能引当金額 : 56,558,841円

(2) 債権の内容

ア 債権の内容

(ア) 賃貸住宅賃料(事業未収金)について

住宅供給公社は県内に約13,700戸の一般賃貸住宅を所有して管理しているところ、本件債権は住宅供給公社賃貸住宅の現在の入居者のうち、滞納家賃のある入居者に対する家賃債権である。

家賃は月払であり、住宅供給公社としては入居者に対して原則として口座振替又は立替払いによる支払を依頼しており、全入居者約12,000名のうちの約8割が口座振替を利用しているが、口座振替又は立替払いを拒否する入居者は家賃通帳(令和2年度未廃止)や振込、納入通知書により支払っている。

(イ) 退去精算不足金(長期事業未収金)について

住宅供給公社の賃貸住宅から既に退去した者のうち、退去時に支払うべき滞納家賃や共益費、住宅の修繕費が未払となっている者に対する家賃等債権及び原状回復費用債権である。

同債権については、住宅供給公社に対して賃料を滞納したまま訴訟や強制執行によって退去に至った者が多く、その場合には退去後に行方不明となったり、退去後に資力が乏しくなったりすることが通常であるため、債権の回収が困難であるという特徴がある。

なお、両債権については、上記(ア)(賃貸住宅賃料・事業未収金)の債務者が家賃滞納のまま退去すると、(ア)の債権は会計上(イ)退去精算不足金・長期事業未収金)に移行するという関係にある。

イ 住宅供給公社の一般賃貸住宅への入居条件(主に資力に関するもの、内容は令和3年7月1日時点)

(ア) 入居申込者本人の月収基準

a 通常

月額家賃	月収基準(通常)
39,500円以下	月収158,000円(年収1,896,000円)以上
39,500円超90,000円未満	家賃の4倍以上の月収(48倍以上の年収)
90,000円以上	月収が360,000円(年収4,320,000円)以上

b 緩和

入居申込者が、①三親等以内の親族を連帯保証人とすること、又は②信販会社の家賃等立替払い制度を利用することのいずれかかに当てはまる場合、上記aの月収基準は次のとおり緩和される。

月額家賃	月収基準(緩和)
49,375円以下	月収158,000円(年収1,896,000円)以上
49,375円超90,000円未満	家賃の3.2倍以上の月収(38.4倍以上の年収)
90,000円以上	月収が288,000円(年収3,456,000円)以上

(イ) 連帯保証人の選定又は家賃等立替払い制度を利用

入居申込に当たり、上記の収入基準に加えて、住宅供給公社が定める資格を満たした連帯保証人を選定するか、又は信販会社の家賃等立替払い制度を利用することのいずれかを満たすことも条件とされている。これらの条件は債務者の信用を補完し、滞納の発生を防止するために有効な方法といえる。

ウ 債務者数について

(ア) 賃貸住宅賃料について

令和2年度末の総債務者は466名である。なお、債務者の中には現在年金受給者となっている入居者で、年金支給時期の4月に年度末の3月分と合わせて2か月分まとめて支払う者が一定数存在するため、実際に滞納が継続している債務者は記載された総数よりは相対的に少ないことである。

ちなみに、住宅供給公社が管理する賃貸住宅全体での家賃等の回収率は約99%という状況である。

(イ) 退去精算不足金について

令和2年度末の総債務者は215名である。

エ 遅延損害金について

本件債権の外、家賃の債務不履行が生じた場合には年14.6%の割合で遅延損害金を住宅供給公社に支払うことを契約上合意しているため、住宅供給公社は同意に基づき債務者に対して年14.6%の割合での遅延損害金の支払いを請求している。

オ 弁済充当について

口座振替や納入通知書において支払う場合の外に、本件債権について債務者が

ら過去の滞納分の支払いがなされた場合には、民法の定めに従い、遅延損害金、元本の順に過去の古い滞納分から順次弁済処理を行っているとのことである(旧民法第489条、旧民法第490条、民法第489条、民法第491条)。

(3) 管理の実態

ア 債権管理の担当者数など

原則として債権管理課の職員10名全員が債権を管理しているが、具体的には次のとおり担当者を決めていく。

(ア) 賃貸住宅賃料について

賃貸住宅物件ごとの地域担当職員3名、内容証明担当職員1名、明渡訴訟担当職員2名で管理している。

(イ) 退去精算不足金について

担当職員2名で管理している。

イ システムによる管理

(ア) 賃貸住宅賃料について

住宅供給公社独自のシステム「VES」、アクセス「滞納記録V103」(令和3年度は独自システム「RUMOS」と連携して併用している)と称する電算システムにより債権管理を行っている。

システム上において、債務者ごとの家賃等月額、保証人区分、取滞納状況、未収金額、遅延損害金額、交渉経過等を確認することができる。

また、システム上で滞納者の一覧表も確認でき、滞納月数、滞納額も一覧表において同時に確認することが可能である。

なお、システム上において3年以上前に弁済期が到来した滞納債権は確認することが可能であるが、5年の消滅時効についてアラートを行う機能は付されていないため、時効管理については担当者がシステム上で最終弁済日を個別に確認する必要がある。

(イ) 退去精算不足金について

住宅供給公社独自のシステム「VES」、アクセス「退去精算DB」と称する電算システムにより債権管理を行っている。

システム上において、債務者ごとの取滞納状況、未収金額、交渉経過等を確認することができる。

なお、上記(ア)と同様に、5年の消滅時効についてアラートを行う機能は付されていないため、時効管理については担当者がシステム上で最終弁済日を個別に確認する必要がある。

ウ 手続の段階に応じたファイル管理

(ア) 債務者全員について「基本ファイル」が作成されている。

「基本ファイル」には、①賃貸住宅申込書、②入居申込書、③確認書、④本

(神奈川県住宅供給公社ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

b 上記「滞納督促フロー」に関する補足

- ① 1 か月分家賃を滞納したときは、電話連絡依頼書を債務者に送付する。
- ② 滞納が2か月分に達したときは債務者と連帯保証人に対して督促状を送付し、その後は電話や臨戸訪問により支払いの督促を行う。なお、令和2年度以降は、新型コロナウイルスの影響のため臨戸訪問による債務者への催告へ原則中止としており、居住確認等が必要な場合に限り現地訪問を実施している。
- ③ 滞納が3か月分を超え、債務者との連絡が取れずに滞納状態の改善が見込めない場合は、債務者及び連帯保証人に対して内容証明郵便で滞納家賃全額を請求するとともに、支払期限までに支払いがなければ賃貸借契約を解除する旨の内容証明郵便を送付する。
- ④ 訴訟の提起は契約解除後に速やかに顧問弁護士に依頼し、強制執行は住宅供給公社が実施する。

(イ) 退去精算不足金について

- a 支払誓約書の提出
退去後の精算不足金が確定したときに債務者に支払誓約書を提出するように依頼している。
- b 督促状の発送
債務者からの入金状況を確認しながら、状況に応じて督促状を発送している。
- c 催告の実施等
督促状を発送しても債務者から反応がない場合、住宅供給公社は、担当職員による電話催告及び臨戸訪問を実施して支払催促を行っている。なお、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況に鑑み、臨戸訪問による債務者への催告へ原則中止としている。
- d 連帯保証人への請求
債務者からの支払がない場合、あるいは資力がない場合には連帯保証人に債務の支払請求を行っている。

もともと、住宅供給公社の賃貸住宅に30年を超えて入居する債務者も一定数は存在しており、このように長期間にわたる入居の場合、既に連帯保証人自身が高齢のため支払能力が無くなっているといったケースも散見される。

オ 納付交渉について

債務者から分割払いの申出があった場合、所在、雇用状況、健康状況、家族や連帯保証人等について聴取した上、柔軟に分割払いに応じているとのことである。

(ア) 賃貸住宅賃料について

令和2年度はコロナ禍のため家賃支払猶予制度を設け、申出に応じて最大3

人と連帯保証人の収入資料（源泉徴収票、仕送り証明書等）、住民票、共用部分の利用に関する誓約書、本人及び連帯保証人の印鑑証明、賃貸借契約書等の書類が一式まとめられている。

(イ) 滞納が発生して債務者に内容証明郵便を送付する段階（概ね3か月分滞納時）において内容証明ファイル（別ファイル1）を、明渡訴訟の提起段階で訴訟ファイル（別ファイル2）を、強制執行の申立て段階で強制執行ファイル（別ファイル3）を、債務者ごとに別に作成して債権管理を行っている。

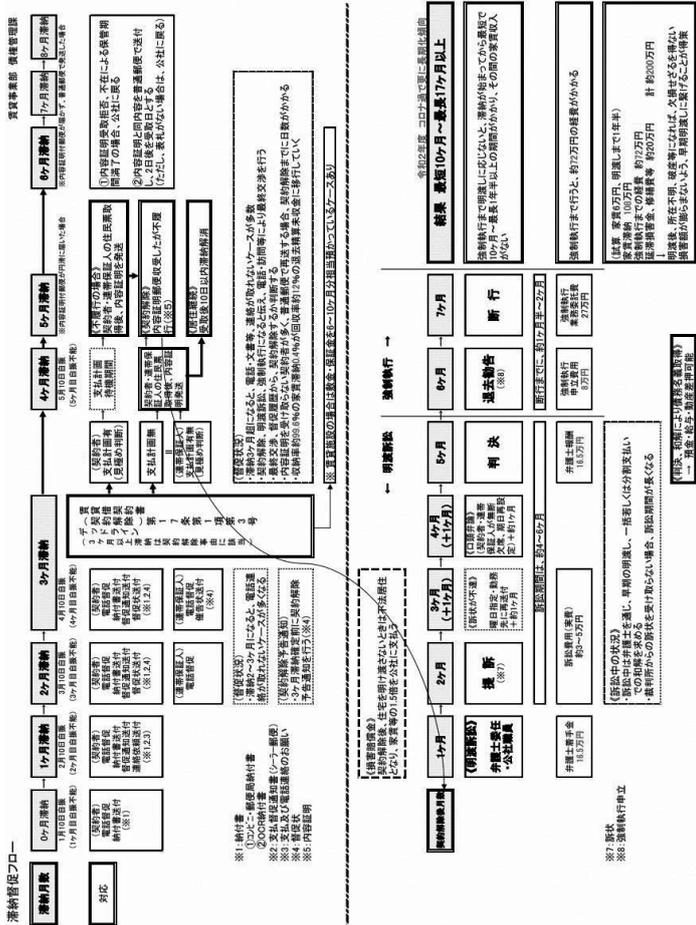
明渡しの強制執行後又は任意の退去後に生じた退去精算不足金については別ファイル1に戻り、交渉記録等をファイルリングし、入居中のファイルとは別に保管している。

ファイルは手続に応じて種類の異なるものを使用しており、一見して当該債務者がどの手続段階にあるのかを把握できるように工夫されていることが窺えるものであった。

エ 滞納発生時の対応について

(ア) 賃貸住宅賃料について

a 以下の「滞納督促フロー」に沿って明渡しの強制執行まで実行している。



か月の家賃の支払いを猶予している。債務の分割払いに応じる場合には半年間を目途としており、分割払いができずに3か月分の家賃が滞納した場合、上記の滞納督促フローに従って契約解除となる。

(イ) 退去精算不足金について

分割払いの支払期限について特に制限を定めていない。債務額が高額の場合や支払期間が長期にわたる場合は、最低月10,000円以上の返済を前提に債務者に支払計画を立てるよう求め、また債務者から支払誓約書の書面の提出をあらためて求めている。

カ 徴収停止について

前述のとおり、住宅供給公社は地方自治法の適用を受ける地方公共団体には当たらないため、徴収停止に際して徴収停止措置（施行令第171条の5）の要件を厳密に検討することは無いが、概ねその条項の趣旨に則して徴収停止を実施している。

(ア) 賃貸住宅賃料について

住宅供給公社の住宅に居住中の債務者が所在不明になることは稀であることから、賃貸借契約の継続中は徴収停止を検討することは無いとのことである。

仮に債務者が行方不明になった場合は、住民票の取得、連帯保証人や家族への聴取により居所を調査して、居所が分かった次第、督促状の送付や臨戸訪問を実施しているとのことである。

(イ) 退去精算不足金について

住宅供給公社財務規程第29条第1項第5号の欠損事由（強制執行その他回収に要する費用が当該債権額より多額であると認められるとき）に該当する場合に徴収停止を実施している。

なお、令和2年度の徴収停止の実績は0件とのことである。

キ 債権放棄について

(ア) 賃貸住宅賃料について

債務者が住宅供給公社の住宅に居住中の間は、債権放棄を検討することは無い。

(イ) 退去精算不足金について

同公社財務規程第29条第1項各号の欠損事由（債務者行方不明、債務者の破産等）に該当する場合に債権放棄を実施している。

ク 時効管理

住宅供給公社は、本件債権について、民法等の定めに従い、履行期到来から5年を消滅時効期間として管理しているとのことである。

(ア) 賃貸住宅賃料について

住宅供給公社は原則として債務者が家賃を3か月分以上滞納した場合には上記の滞納督促フローに沿って賃貸借契約を解除することになるため、居住中に

家賃債権が消滅時効にかかることはない。

(イ) 退去精算不足金について

住宅供給公社は債務者に定期的に催告等を試みているが、長期間連絡がとれない債務者や行方不明となった債務者に対しては回収見込みが無いとして法的手段を実施していないため、時効が完成しては催告を実施し、債務者から時効時効完成後も、債務者からの援用があるまでは催告を実施し、債務者からの援用がなされた場合、住宅供給公社財務規程第29条第1項第1号の欠損事由（履行期限後5年経過し回収見込みがない）として欠損処理を行っている。

なお、令和2年度中に1年間入金無かった債権は63件あり、そのうち消滅時効が完成した債権は9件で、さらにそのうち所在不明で欠損処理を行ったものは3件であった。

ケ 法的手段による回収

(ア) 賃貸住宅賃料について

前述のとおり、住宅供給公社は上記の滞納督促フローに沿って定期的に未払賃料の支払及び建物明渡訴訟を提起し、判決後も退去しない債務者に対して明渡の強制執行を実施している。

債務者に滞納解消の見込みがある場合、自主退去の見込みがある場合等の事情がある場合は滞納家賃3か月経過後もしばらく法的手段に着手せずに様子を見ることはあるものの、そのような事情が無ければ速やかに法的手段を取っている。

なお、令和2年度は訴訟提起7件、強制執行2件をそれぞれ実施している。

(イ) 退去精算不足金について

住宅供給公社は、法的手段により回収可能性があるか否かを債務者ごとに検討しているとのことであるが、前述のとおり、退去精算不足金の発生の経過から、退去後に行方不明となり、あるいは資力に乏しく支払能力の無い債務者が多いため法的手段がとられないうまま経過している事案が多いことも記録上から窺えるところである。

なお、令和2年度の訴訟や給与又は預金差押え等の実施実績は0件である。

コ 債務者が死亡した場合

(ア) 賃貸住宅賃料について

同居や既知親族がなければ顧問弁護士による相続人調査を実施し、全相続人へ退去手続を依頼、手続を承諾した相続人が退去手続を行っている。

また、相続人に対して請求する場合、支払可能な相続人へ債務金額を請求することであった。

(イ) 退去精算不足金について

相続人からも回収が見込まれないため、相続人調査をしていないとのことである。

なお、相続人に対して請求する場合は、支払可能な相続人へ債務全額を請求することとであった。

サ 「みなし退去」の規定

(ア) 住宅供給公社の賃貸住宅における賃貸借契約書には、「みなし退去」という条項があり、その規定は次のとおりである。

「第 20 条 乙（借主）が世帯員とともに甲（貸主：住宅供給公社）に無断で賃貸住宅を退去したとき、又は周囲の状況から賃借継続の意思がないと甲が認めるときは、甲が乙の賃借権を放棄して退去したものとみなす。この場合、甲が、賃借権が放棄されたときとみなした日をもってこの契約が終了するものとする。

2 前項の場合、賃貸住宅内、その周辺及び敷地内に乙が残置した物品は、甲が任意に処分することができ、乙はこれに何らの異議も述べない。」

(イ) 実際に住宅供給公社は、令和 2 年 10 月頃に、3 か月以上の滞納により契約解除状態の住戸について、債務者と連絡が取れず訪問したところ周辺の様子から退去したように見えたことから住民票を取得したところ、同公社住宅から他の場所に住所を移していたことが確認できたため、顧問弁護士に相談の上、本条項に基づくみなし退去の手続を履行し、同債務者へ契約終了を通知し物件の占有を回復したというケースがあった。

なお、みなし退去条項に関する適否については後述する。

(4) 会計上の取り扱い

住宅供給公社では地方住宅供給公社会計基準に基づき会計処理を行っている。賃貸住宅（賃料等）については事業未収金として、退去精算不足金については長期事業未収金として計上している。また、債権の評価については同種同様の債権ごとに貸倒実績率により貸倒引当金を計上している。

流動資産に計上されている事業未収金については、下記表のとおり、7,964,096 円を貸倒引当金として計上しており、固定資産に計上されている長期事業未収金については、合計 56,558,841 円を計上している。

＜事業未収金に係る貸倒引当金＞									
種別	1年以内 滞納額	過去3期間の 平均回収率	①必要引当額	過去年度分滞納額	過去3期間の 平均回収率	②必要引当額	①+② 貸倒引当金	滞納額 計	
家賃等	32,446,449	75.43%	7,955,869	783,504	88.95%	8,227	7,964,096	38,229,953	
借主住主									
＜長期事業未収金に係る貸倒引当金＞									
種別	1年以内 滞納額	過去3期間の 平均回収率	①必要引当額	過去年度分滞納額	過去3期間の 平均回収率	②必要引当額	①+② 貸倒引当金	滞納額 計	
退去精算金									
貸賃	10,626,201	39.28%	6,452,229	45,196,725	12.7%	39,443,182	45,895,411	56,522,926	
特種賃(借上)	0	0.00%	0	6,048,852	4.4%	6,777,877	6,777,877	6,048,852	
高層賃(借上)	0	0.00%	0	152,794	19.41%	123,137	123,137	152,794	
貸賃施設	0	19.24%	0	5,361,008	11.7%	4,762,716	4,762,716	5,361,008	
退去精算金 計	10,626,201		6,452,229	56,789,379		50,106,612	56,558,841	67,395,680	

(神奈川県住宅供給公社ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

(5) 指摘事項【65、66】

住宅供給公社の賃貸住宅に関しては、最初の督促から建物明渡しの強制執行に至るまでのプロセスについて同公社独自の滞納督促フローに沿った合理的かつ効果的な債権管理がなされているものと評価できる。また、債務者ごとの管理方法についても、手続の段階ごとに異なった種類のファイルで管理して担当者以外の職員でも債務者の現状の手続段階が「見える」ように工夫がなされており、担当者の属人的な能力に依存しない効果的な管理に向けた積極的な取組みが見られる。さらに、入居者募集においても、入居者の収入要件を設定するとともに、連帯保証人の選定又は信販会社の家賃立替払い制度の利用のいずれかを要求して入居者の信用を補完するなどの仕組みを効果的に構築できている。

以上の点について、住宅供給公社の賃貸住宅における債権管理は全体的には適切に納められているものと評価できる。

しかしながら、適法性の観点からは次の 2 点を指摘することができる。

ア 「みなし退去」条項の慎重な運用

前述のとおり、住宅供給公社は、令和 2 年 10 月頃に、契約上の「みなし退去」条項を根拠に、債務者の転居後の住所宛に「建物賃貸借契約の終了通知書」を送付した上で、居室内に立ち入り、居室内に残置された債務者の物品を処分して事実上占有を回復したケースがある。

この「みなし退去」条項に関連し、適格消費者団体が家賃保証証社を相手に、「①原契約賃借人が賃料等の支払を 2 か月以上怠り、②家賃保証証社が合理的な手段を尽くしても原契約賃借人本人と連絡がとれない状況の下、③電気・ガス・水道の利用状況や郵便物の状況等から賃借物件を相当期間利用していないものと

認められ、かつ④賃借物件を再び占有使用しない原契約賃借人の意思が客観的に看取できる事情が存在するときには、原契約賃借人が明示的に異議を述べない限り、家賃保証会社において賃借物件の明渡しがあったものとみなすことができる。」「明渡しがあったとみなす場合に家賃保証会社が建物内部等に残置する動産類を任意に搬出・保管することを原契約賃借人が異議を述べないとする。」「原契約賃借人が当該搬出の日から1か月以内に引き取らないものについて、原契約賃借人は当該動産全部の所有権を放棄し、以降、家賃保証会社が随意にこれを処分することについて異議を述べないとする。』旨の各条項が消費者契約法第8条第1項第3号(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)又は同法第10条(消費者の利益を一方的に害する条項の無効)に該当するとして当該条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示の差止め等を求めた裁判で、原審の大阪地方裁判所は令和元年6月21日判決において、当該各条項が賃貸人に賃借物件の返還請求権が発生していない状況で、家賃保証会社が自力で賃借物件に対する原契約賃借人の占有を排除することになり、自力救済行為であって、法的手続によることのできない必要性緊急性の存するごく例外的な場合を除いて不法行為に該当するなどとして同法第8条第1項第3号に該当すると判断した。

これに対し、控訴審である大阪高等裁判所は令和3年3月5日判決において、上記①ないし④の要件(以下「本件4要件」という。)は、一般に、原契約賃借人が賃借物件の所持を失い、あるいは賃借物件についての占有の意思を失っている蓋然性が高い場合の徴表とされる①ないし③の事情を原契約賃借人が賃借物件についての占有権の喪失を認めるために必要な要件として規定するとともに、上記3要件を満たす場合においてもなお、原契約賃借人の賃借物件についての占有権の消滅を認めるには合理的な疑いが残る場合が排除できないことに鑑み、上記④を要件として加えることにより、原契約賃借人が賃借物件について占有する意思を最終的かつ確定的に放棄したことにより賃借物件についての占有権が消滅したものと認められる要件をその充足の有無を容易かつ的確に判断できような文言で可能な限り網羅的に規定しようとしたものと解して、原審の判断と異なり、当該規定は同法第8条第1項第3号にも同法第10条にも該当せず有効である旨判示し、同法第12条に基づく差止等の請求が棄却されている。

本判決は、賃借人の明渡しがあったとみなすことができることとされているのは物件の貸主ではなく借主から保証委託を受けた家賃保証会社であり、貸主との関係においては借主が明渡しをしない限り主債務が積み上がり、それに応じて保証債務も増加する立場にあることから、貸主と借主との間でも本判決の射程が及ぶかどうかについて疑問が残る。

その点においても、本件4要件が満たされる場合には賃借人の占有権が外形的・客観的に消滅していると認められるため、恣意的な運用による違法な自力救済のおおそれが大きくないことなども考慮されていることからすれば、現在住宅供

給公社が使用する賃貸借契約書第20条(みなし退去)における「周囲の状況から賃借継続の意思がないと甲(同公社)が認めるとき」との規定の仕方は抽象的であり、同公社の判断の裁量が広いものと読むことが十分に可能である。そのため、同公社による本条項の恣意的な運用による違法な自力救済の可能性を排除しきれず、消費者契約法第8条第1項第3号又は同法第10条に該当するものとして無効と判断されるおそれも否定できないと言わざるを得ない。

また、そもそも自力救済禁止の原則からすれば、必要性・緊急性が認められな以上、法的手続を経ずに建物の占有回復を図ることは占有者の占有権侵害や建物内の動産に対する所有権侵害として不法行為に該当する可能性があるため、なお慎重な対応が求められる。すなわち、上記裁判例の本件4要件を充足することは最低限の前提として、さらに賃借人の住民票が他の住所地に移動されていること、家財の全部あるいは大半が建物からすでに搬出されていること、建物の鍵が賃借人から返却されていること等の事情が認められ、賃借人の賃借権放棄の意思が外形的客観的に確認できる場合に限り、「みなし退去」条項の運用を慎重に検討することが望ましい。

本件において、令和2年に住宅供給公社が「みなし退去」条項を適用して債務者の退去手続を実行し、契約終了を通知し物件の占有を回復したという前述の事案については、住民票が住宅供給公社住宅から別の住所地に移動されていたという事情は認められたものの、建物の鍵は債務者の集合ポスト内で発見されたものされたこととどまり債務者から直接住宅供給公社に対して鍵の返却がなされたものではないこと、住民票上の住所地上において債務者本人と連絡ができない状況であったとまでは言い難いこと等の事情からすれば、「みなし退去」条項の適用ではなく、建物明渡訴訟を提起することが望ましいものであつたと思料する。

以上のことを踏まえて、今後住宅供給公社としては現行の「みなし退去」条項に基づき事実上の占有の回復には極めて慎重な判断を行い、滞納督促フローに沿った建物明渡訴訟という法的手段も常に比較衡量して対応すべきである。

イ 相続人への法定相続分に応じた請求

住宅供給公社の担当者によると、債務者が死亡して相続が発生した際、既に住宅供給公社が把握している相続人がいなければ顧問弁護士に依頼し相続人調査を実施して、支払可能な相続人に対して債権全額を請求していることとであったが、法律上、各相続人はその相続分に応じて分割された相続債務を承継することからすれば、相続人の1人に対してのみ全額請求することは問題である。

住宅供給公社が、法律上支払義務のない債務を1人の相続人に全額請求するのは当該相続人に支払義務の範囲を誤解させるおそれがあるため不適切であるし、また、債務の支払請求を受けない相続人については、そのまま債権の時効期間が進行することになるため、時効管理の観点からも問題がある。

相続人に対して請求する場合には、原則として相続人調査を実施した上で、各

第 10 神奈川県道路公社
1 その他附帯事業収入

(1) 概要

債権の名称	その他附帯事業収入 ① レストアハウス (レストラン) の賃料等債権、② 道路占用料 ③ 自動車販売機の営業料 (包括外部監査の監査対象としているのは①のみである)
根拠となる法令・条例・要綱等	民法、借地借家法
制度概要	① は、神奈川県道路公社が所有する運葉新道にある建物を賃貸し、賃料等収入を得ようというものである。
債権の性質	私債権
所管部署	神奈川県道路公社 (県土整備局道路企画課)
債権管理体制	経営管理部門 5 名
債務者の属性・数	① について、法人・1 社
貸付期間	令和 2 年 4 月 25 日～令和 3 年 2 月 25 日までの間の賃料等を繰り延べ、支払いを猶予している。
時効期間	5 年 (① について、旧民法第 169 条)
債権管理状況	交渉経過等の所要事項を随時追記したエクセルファイル等を利用し、紙ベースでも保管
債権管理台帳	交渉経過等の所要事項を随時追記したエクセルファイル等を利用し、紙ベースでも保管
督促・催告	実施している
時効管理の状況	民法、借地借家法に基づき実施
法的手続による回収	特になし
債権額の概況	令和 2 年度の請求額 : 31,501,820 円 (186 件) 令和 2 年度の回収額 : 27,232,715 円 (163 件) 令和 2 年度の未納欠損額 : 0 円 令和 2 年度の収入未済額 : 4,269,105 円 (23 件) 令和 2 年度末時点の債権総額 : 2,310,000 円 (1 件) 令和 2 年度の徴収不能引当金額 : 0 円

(2) 債権の内容

ア 債権者について

神奈川県道路公社 (以下「道路公社」という。) は、昭和 39 年 11 月に公益法人として県の 100% 出資によって県知事の設立許可を受けて設立された財団法人神奈川県道路公社が、昭和 46 年 10 月、前年に公布された地方道路公社法 (昭和 45 年 5 月 20 日法律第 82 号) に基づき、県を設立団体とする現在の組織に組織変更したものである。

道路公社は、現在、有料道路の管理事業、有料駐車場の建設・管理事業、賃貸事業等を主に営んでいる。

イ はじめに (本件債権について)

「その他附帯事業収入」の内訳は、大きく分けて、① レストアハウスの賃料等債権、② 道路占用料、③ 自動車販売機の営業料の 3 つである。

相続人に対して各自の法定相続分に従って分割承継された債務額を請求することが望ましい。

また、費用対効果の観点から相続人調査を行うために費用をかけるほど債権額が大きくない場合において、既に住宅供給公社が把握している相続人に対して債権全額を記載して請求する場合であっても、当該相続人が全額支払義務を負うものと誤解しないように各相続人が法定相続分に応じて相続債務を分割承継する旨を書面上明記し、あるいは口頭で十分に説明したうえで、請求するべきである。

(6) 意見的指摘事項

特になし。

2月	2,143,060	2,058,670	1,433,010
3月	2,492,840	2,072,600	1,402,160

(神奈川県道路公社ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)

令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言発出の影響で、逗葉新道の通行台数が著しく減少したことに伴いレストハウスの利用者も減少したため、売上が大きく落ち込んだ。

そのため、債務者から賃料等の支払延納の申入れがあり、道路公社は、これを検討の上、令和2年6月8日、債務者との間で、賃料の一部の支払いを繰り延べすることについて覚書を締結した。

その後、令和2年度末の段階で繰延金額は2,310,000円となったが、令和3年度も債務者の経営状況が好転しないことが見込まれるため、道路公社は、令和3年3月31日、債務者との間で、令和3年4月分以降の賃料を25%減額し、かつ、繰延分の返済は保留とすることについて覚書を締結した。

さらに、令和3年7月、土砂崩落に伴い横浜横須賀道路逗子ICが閉鎖した。これにより逗葉新道の交通量が大幅に減少した結果、債務者の経営状況がさらに悪化する運びとなり、道路公社は、同年8月3日、債務者との間で、8月分から横浜横須賀道路逗子ICの通行再開日の前日の属する月の翌月分までの賃料を50%減額することについて覚書を締結した。

債権の推移一覧表 令和2年度

月	賃料	支払	債権額
4月	440,000	440,000	0
5月	※全額繰延 440,000	0	440,000
6月	※全額繰延 440,000	0	440,000
7月	※50%繰延 440,000	220,000	220,000
8月	※50%繰延 440,000	220,000	220,000
9月	※50%繰延 440,000	220,000	220,000
10月	※50%繰延 440,000	220,000	220,000
11月	※25%繰延 440,000	330,000	110,000
12月	※25%繰延 440,000	330,000	110,000
1月	※25%繰延 440,000	330,000	110,000
2月	※25%繰延 440,000	330,000	110,000
3月	※25%繰延 440,000	330,000	110,000
合計	—	—	2,310,000

債権の推移一覧表 令和3年度

月	賃料	支払	債権額
4月	※25%減額 330,000	330,000	0
5月	※25%減額 330,000	330,000	0
6月	※25%減額 330,000	330,000	0
7月	※25%減額 330,000	330,000	0
8月	※50%減額 220,000	220,000	0
9月	※50%減額 220,000	220,000	0
10月	※50%減額 220,000	220,000	0
11月	—	—	—
合計	—	—	264

②③については、一部の債務の弁済期日が年度を跨ぐという事情から、令和2年度期末時点において時点を区切ると、会計上は未収金として処理される。

②③の債権は、特に債務者による滞納もなく、道路公社は全額を回収できており、監査において特に問題となる点は見当たらなかった。

したがって、本稿では①を中心に論じる。

ウ 債権発生経緯

逗葉新道管理事務所棟1階の一部(貸室129.29㎡(飲食74㎡、厨房55㎡))については、これまでテナントを募集し、継続的に賃貸していた。

逗葉新道は、過去においては、周りに飲食店がなく、この建物にだけ飲食施設がある状況であったため、売上也よく好調であった。昭和60年度の売上が約6300万円であり、そこから上昇の一途をたどり、平成3年度から平成13年度は約1億円～1億1千万円とピークであった。

しかし、年度別営業実績の資料によれば、平成20年頃には6,000万円弱にまで落ち込み、さらに、近年は周辺に飲食店が複数できたためか、平成23年度から平成28年度は5,000万円弱となっていた。

そして、平成28年3月に前賃借人から契約解除の申し入れがあり(これ自体は前賃借人の会社が合併により事業を整理することが理由で、特に大きく売上が減少したからではないとのことである)、その後、平成29年7月に2回にわたって条件付一般競争入札を実施したものの、いずれも不調となり、次の賃借人が決まらない状態が続いた。

そうした中で、債務者から出店希望があり、道路公社は好機と捉え、平成30年3月9日、随意契約により債務者との間で賃貸借期間を平成30年3月30日から令和5年3月31日までとする定期建物賃貸借契約を締結する運びとなった。

このように、今後新たな賃借人を探すことが困難であることが見込まれるため、道路公社としては、債務者にはできる限り長く賃借人のままで居てもらいたいという事情がある。

売上目標については、月間400万円としたものの、実際は以下の表のとおり、平成30年度(2018年)及び令和元年度(2019年)は月間240万円程度であった。

レストハウス逗葉 売上の推移一覧表

月	平成30年度	令和元年度	令和2年度
4月	0	2,422,850	1,532,220
5月	0	2,616,330	1,584,790
6月	1,779,230	2,401,100	1,646,310
7月	2,546,660	2,413,710	1,659,150
8月	2,926,915	2,796,060	2,206,360
9月	2,617,920	2,343,320	1,743,690
10月	2,572,280	2,305,580	1,681,110
11月	2,268,760	2,277,700	1,517,270
12月	2,426,230	2,341,400	1,538,030
1月	2,296,840	2,172,880	1,387,220

12月	0
1月	0
2月	0
3月	0
合計	2,310,000

(神奈川県道路公社ヒアリング受領資料に基づき監査人作成)
 以上のとおり、本件債権は、令和2年度末の段階の繰延金額である2,310,000円である。

エ 債権の数
 繰延をした賃料債権1件である。また、現状においては今後繰延の予定はないため、新規に発生する可能性がない個別性の高い債権であるといえる。

(3) 管理の実態

ア 管理体制
 経営管理部門の5名が担当している。

イ 記録
 賃料等について、債務者専用の債権管理ファイルが存在する。賃料等の繰延の検討、減額の検討については詳細になされており、都度、理事長、理事兼経営管理部長、コンプライアンス担当部長らの決裁を取りながら進んでおり、慎重な検討がなされていることが看取できる。

ウ 調定
 道路公社においては特に調定という仕組みはとられていない。

エ 滞納発生が見込まれた際の対応
 (ア) 債務者による支払延納の申入れ
 令和2年4月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による緊急事態宣言発出の影響で、逗葉新道の通行台数が著しく減少したことに伴いストレスハウスの利用客も減少したため、売上が大きく落ち込んだ。
 そのため、債務者から賃料等の支払延納の申し入れがあった。

(イ) 検討等
 道路公社は、逗葉新道の通行台数が著しく減少したことから、レストハウスの利用客が減少している債務者の事情を考慮して納付交渉に応じたこととした。

オ 納付交渉について
 (ア) 債務者からの支払延納の申出を検討するに当たっては、債務者の売上、社会情勢、復調の見込み等を考慮した上で、賃料等の繰延や減額を記載した覚書を締結して応じている。

なお、道路公社はこの判断については顧問弁護士への相談はしていないが、日常業務に関して法的な判断に悩む場合や覚書等の法律文書の作成に懸念事項がある場合には顧問弁護士にすぐに相談できる体制を整えているとのことである

る。
 (イ) 新型コロナウイルス感染症の感染状況の終息が見通せないことから、逗葉新道の通行台数が著しく減少し、解消される時期を見通せなかったため、完済までに目途とする期間は特に決めていない。

(ウ) 令和2年6月8日、賃料の一部を繰り延べすることについて覚書で締結することとした。

その後、令和2年度末の段階で繰延金額は2,310,000円となったが、令和3年度も経営状況が好転しないことが見込まれるため、令和3年3月31日、令和3年4月分から令和4年3月分までの賃料を25%減額し、かつ、繰延賃料の返済時期は保留とすることについて覚書で締結することとした(以下「令和3年3月31日付覚書」という)。

ちなみに、令和3年3月31日付覚書において、繰延賃料については債務者の営業状況が良好なときに支払うものとし、契約期間内に完済できない場合は賃貸期間終了時に債務者から契約時に預託された保証金2,400,000円を充当する旨合意した。

(エ) 重要な後発事情(横浜横須賀道路運子ICの開鎖)

さらに、令和3年7月、土砂崩落に伴い横浜横須賀道路運子ICが開鎖した。これにより逗葉新道の交通量が大幅に減少した結果、経営状況がさらに悪化する運びとなり、同年8月3日、8月分から横浜横須賀道路運子ICの通行再開日の前日の属する月の翌月分までの賃料を50%減額することについて覚書を締結することとした。

カ サービサーへの回収委託
 支払漏れがあった場合には、電話、臨戸訪問等で回収できているため、特段サービサーに回収を委託したことはない。

キ 時効管理について
 賃料債権については、債権発生原因である定期建物賃貸借契約の締結が平成30年3月9日であることから、令和2年4月1日以降の賃料債権についても改正前民法を前提に5年を消滅時効期間として管理しており(旧民法第169条)、時効期間、時効の起算点などについても同法に基づき適切に判断しているとのことである。

もともと、令和5年3月31日までに賃貸期間とする定期借家契約であり、遅くとも同日までにはその未納分が解消される予定の債権であることや債権が1本しかないことから、現状、時効管理について何か支障となる点や懸念事項はないといえる。

ク その後の回収状況

(ア) 回収状況

賃料等については、令和3年9月30日の運子IC開通に伴い同年11月分(令

和 3 年 10 月 25 日 支 払 分) 以 降 に つ い て、 令 和 3 年 3 月 31 日 付 覚 書 に 基 づ き 月 額 330,000 円 の 支 払 い と な っ て い る。 ま た、 こ れ ま で の 繰 延 分 で あ る 2,310,000 円 に つ い て も、 債 務 者 の 営 業 状 況 が 好 転 し た と き に 返 済 を し て も ら う 予 定 で あ る が、 具 体 的 な 取 り 決 め は こ れ か ら の 予 定 で あ る。

以 上 か ら、 こ れ ま で に 回 収 は な さ れ て い な い。

(イ) 管理状況

道路公社は、平成 30 年の契約当初より債務者から毎月の売上の売上についてその翌月上旬に報告を受けており、その売上の推移を加味して賃料等の繰延や減額を決めてきたという経緯もあり、債務者の売上に余裕ができた次第繰延分の返済をしてもらうための管理体制は整っているものといえる。

(4) 会計上の取り扱い

道路公社では、地方道路公社法施行規則及び神奈川県道路公社会計規程に明文化されておらず、また対象となる債権額は預り保証金の範囲内であることから損失は発生しないとして、貸倒引当金を計上していない。

(5) 指摘事項

特になし。

(6) 意見的指摘事項【47】

ア 貸倒引当金の計上の検討

道路公社は、債務者が賃料等の延納の申入れがあった際、迅速に対応して繰延を決め、その後も債務者の状況に鑑みて、賃料減額や支払延期の措置をとっている。

また、その際、道路公社は、債務者との間の覚書によって、条件を詳細に取り決めている。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大のみならず、土砂崩落に伴う横浜横須賀道路逗子 IC の閉鎖によって、債務者の営業状況に影響があったものの、その際にも道路公社は迅速に対応して賃料減額や支払延期の措置をとった。

現状においては、道路公社は、債務者から保証金 2,400,000 円を預かっているため、本件債権である繰延額 2,310,000 円が回収できない事態になることは現時点では考えにくい。

しかし、貸倒引当金については、以下の点に留意されたい。
すなわち、債権の評価については道路公社会計規程第 37 条においては貸倒償却について規定している。ここでは資産の価額を削除し、これを費用として計上できるケースとして①時効経過後でかつ債務者が所在不明であって差押可能な財産がない場合、②強制執行など取立てに要する費用が債権額を上回る場合、③強制

執行後なお回収不能の債権がある場合の 3 つを挙げている。しかしながら、上記 3 つのケースに該当しない場合でも、実質的に回収不能と考えられる債権は一定程度存在する。そもそも道路公社会計規程第 37 条はあくまで債権額を直接減額するケースを規定しているに過ぎず、貸倒引当金の計上を否定しているものではない。

このため、現時点で債権の回収可能性に疑義が生じていないとしても、道路公社会計規程第 4 条において発生主義による会計処理を要求していることに鑑み、道路公社は、今後回収可能性に疑義が生じる場合には貸倒引当金を計上することを検討されたい。

第 4 章 終 わ り に

第 1 監 査 人 か ら の 一 言

1 雑 感

本年度の包括外部監査においては、「私債権の回収及び整理に関する財務事務の執行について」を監査テーマとした。
監査人は、監査結果に基づく監査人の意見を、別添の意見書に記載をしたので、本報告書を締めくくるに際し、雑感を述べたい。

2 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 感 染 拡 大 状 況

政府は、令和3年1月7日、2回目の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を發出し、県も緊急事態措置を実施すべき区域として指定された。結局、2回目の緊急事態宣言は令和3年1月8日から令和3年3月21日までとなった。

緊急事態宣言が解除された直後に令和3年度が始まったが、政府は、令和3年4月16日、県を対象としたまん延防止等重点措置を令和3年4月20日から発出することを決定し、県は、横浜市、川崎市、相模原市を措置区域とすることを決定した。

その後、政府は、県を対象としたまん延防止等重点措置の期間をたびたび延長し、その期間を令和3年8月22日までとした。県は、まん延防止等重点措置の措置区域を変更しながら、これを実施してきた。

しかし、令和3年7月ころ、県内の新型コロナウイルス感染症の新規感染者が増したことから、県は、令和3年7月16日、神奈川県緊急事態宣言を發出し、7月22日から、県内全市町において、東京都が行っている緊急事態宣言と同等の措置を講ずることを決定した。政府は、令和3年7月30日、県に対して、8月2日からの緊急事態宣言の発出を決定した。結局、県に発出されていた緊急事態宣言は、令和3年9月30日で解除された。

3 新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 の 感 染 拡 大 下 で の 包 括 外 部 監 査

令和3年度の包括外部監査は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況において執り行われることとなり、県庁においては、多くの部局・職員が新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況への対応にあたる必要が生じており、令和3年度の包括外部監査は令和2年度に引き続き非常事態といえる状況下で行われることとなった。

このため、本年度の監査手続は、監査人の段取りの悪さもあり、手探りで模索しながら債権所管課との調整を続けた結果、債権所管課からの第一次ヒアリングまでにたどり着くまでに非常に時間がかかり、例年に比べ、スケジュールが約2か月程度遅れていたように思われる。

そのため、本年度の監査手続は、例年と比較して短期間での監査とならざるを得なかった。そのため、監査人らは、補助者と共に土日だけでも作業することとな

った。

4 謝 辞

このようにスケジュールが非常にタイトになった状況下で、総務局総務室不祥事防止対策グループの職員の方々、補助者の方々、その他本報告書の作成に関与し協力いただいた全ての方々には、感謝の念しかありません。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、全庁コロナ・シフトを敷き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策により例年よりも多忙であった中、監査に真摯にご協力頂いた各知事部局、神奈川県教育委員会（教育局）、神奈川県警察本部、神奈川県企業庁並びに財政的援助団体（神奈川県住宅供給公社及び神奈川県道路公社）の職員の方々には、感謝の念しかありません。本報告書が無事作成に至ったのは、間違いなく、彼らのご尽力の賜物です。

監査人らは、監査の過程を通じて、各債権所管課の職員が行政マンとして常に真面目にかつ熱心に私債権の管理回収に当たっていることを実感することができたのは、最大の喜びです。その意味で私債権の回収に当たっている各債権所管課の職員に対しては、最大限の敬意を表したいと思います。

本報告書において指摘した事項及び監査人の意見書に記載した意見が、今後の私の私債権の回収に役立つことになれば、監査人としては望外の幸せです。

なお、令和3年度の包括外部監査においては、地方公共団体の債権回収事務を専門的に取り扱う補助者をはじめ、多士済済の補助者に協力を頂きましたので、次に補助者の方々の感想を掲載することで、本報告書を締めくくるとしたいと思います。

第 2 補 助 者 か ら も 一 言

1 西 尾 弁 護 士 か ら

福祉子どもみらい局子ども家庭課、同地域福祉課、及び同高齢福祉課所管の各債権を担当しました。担当職員の方々にはご多忙の中、実査やヒアリング、資料の提供等にご協力いただき誠に有難うございました。職員の方々が他の業務を抱えながらも誠実かつ熱心に債権管理業務にあたっていることがよくわかりました。

他方、自治体の債権管理において執るべき措置について正確な知識や経験が十分でないため、法令に則った処理やポイントを押さえた効率的な処理ができていないように感じられました。

債権管理に関する知識や経験はどの部署においても通用するので、この報告書を今後の債権管理業務に役立てていただければ幸甚の至りです。

2 板 崎 弁 護 士 か ら

職員の皆様には通常業務でお忙しい中、真摯に監査にご対応頂き誠にありがとうございます

ございました。

債権回収という、専門的知識も必要とされる業務を手探りで苦勞されながらこなされているのを目の当たりにしました。課題を感じながら、目の前の大量の業務に忙殺されている方もおられました。

今回の包括外部監査で見えられた事項の対応は決して容易ではないかもしれませんが、こういった現場の負担を減らすためにも、横断的かつ合理的に解決する方法をご検討いただきたく、本報告書がより適切かつ効率的な行政運営となることの一助となれば幸いです。

3 増田弁護士から

ご担当の職員の皆さんには監査へ熱心にご対応・ご協力頂き誠にありがとうございます。ご担当の職員が日頃から業務に邁進されている実情を垣間見られる貴重な機会を頂いたことをあわせて感謝致します。

行政の実務においては膨大な業務量の処理と前例との整合性などに縛られる部分がどうしても出てくるように思われます。

今回の包括外部監査人を含めチームメンバーの多くが弁護士でしたが、債権回収という法律問題を切り口として、外部の弁護士の立場からであるからこそ住民自治や法律による行政といった原理原則の観点からの分析が出来た面もありました。この意味で、包括外部監査制度の理念の実現に多少なりとも貢献できたことを願っております。

4 金子弁護士から

監査の過程でご対応いただいた債権管理・回収を担当する現場の職員の皆様は、困難案件への対応等も含め、日々直面する業務に誠実に取り組みました。こうした現場の努力を、全庁的な債権管理・回収の効率性・有効性の向上につなげるためには、県組織全体の視点、ひいては県民の視点からの資源配分・制度・運用等の継続的見直しが必要不可欠なものと思います。そして、これらの見直しに際しては、全庁的な制度等を主に所管する部署と、債権管理・回収の現場を主に所管する部署とが、決して他部署任せにすることなく、ともに県組織全体の視点・県民の視点に立って取り組むことが、極めて重要であると思います。

5 松本弁護士から

県土整備局、教育局、道路公社、住宅供給公社、警察関係を担当させていただきました。実査やヒアリングにご協力下さり、ありがとうございます。監査をしてみても、予想以上に法的な問題にぶつかって悩んでいる方が多くいらっしゃることに驚きました。調べたら何時時間もかかってしまいますが、弁護士に聞けばすぐに解決できる内容もそれなりにあったので、「気軽に弁護士に聞ける仕組み」を県が作って

いただければいいなと思います。

例えば、「そこまで事前準備しなくても、その場で弁護士と一緒にケースを整理しながら法律相談できる」とかいいたすね。どうかこのコメントがどなたか偉大な方の目に留まりますように。

6 山田弁護士から

監査におきまして、ご担当職員の方々にはヒアリングや実査等で多大なご協力をいただき、誠に有難うございました。監査を通じ、職員の方々在日常的な債権管理業務に熱意を持って取り組まれていることがわかった反面、職員1人に負担がかかりすぎている、又は職員の債権管理業務をチェックする仕組みが十分ではないと感じることもありました。そして、このような問題は、個人の努力だけでは解消が難しく、現行の仕組みや制度そのものを見直す必要があるように思います。この報告書が、現場における債権管理業務に役立ち、また、より効率的で望ましい債権管理体制を県全体で検討していくための視点を提示するものとなれば幸いです。

7 青木公認会計士から

地方公会計における債権評価については、形式的かつ消極的な対応に終始していた所管課が多く、民間企業、特に上場企業と比較すると県の債権評価は十分な水準とはいえないと考えられます。

しかし、これは県が知識や経験において上場企業に対して劣っているわけではなく、上場企業のように会計監査が制度化され、常時外部のチェックにさらされていないことが主要因ではないかと思われまます。地方公会計に基づく財務書類の開示を今後も継続していくのであれば、会計監査の導入も併せて行うことが長期的な制度の存続に資すると考えられます。

以上

令和3年度

包括外部監査人の意見書

神奈川県包括外部監査人

弁護士 椎名 毅

内容

第1 包括外部監査人の意見書..... 2

1 包括外部監査人の意見書の意義..... 2

2 本意見書の果たすべき役割..... 2

3 本意見書において言及される参考事例..... 3

第2 組織的課題及び意見..... 3

1 債権管理における専任部署の不在..... 3

2 公会計上の情報開示を適切化する組織的課題..... 10

3 属人的な課題..... 12

第3 運営上の課題及び意見..... 13

1 神奈川県債権管理条例の運用上の課題..... 13

2 徴収不能引当金にかかる運用上の課題..... 18

3 人員不足による債権回収事務の停滞..... 22

4 遅延損害金(違約金、延滞金と称するものも同様)について..... 25

5 時効管理..... 30

6 債権管理コストへの意識..... 32

7 説明コストへの意識..... 34

第4 終わりに..... 38

第1 包括外部監査人の意見書

1 包括外部監査人の意見書の意義

包括外部監査人の意見書(以下「本意見書」という。)は、地方自治法(以下「法」という。)第252条の38第2項において、包括外部監査人が、監査の結果に基づいて、自らの必要性判断の上、「組織及び運営の合理化に資する」との目的のために、任意に意見を述べることができると定めていることから作成されたものである。

神奈川県(以下「県」という。)の令和3年度包括外部監査人(以下「監査人」という。)は、県庁の知事部局(総務局(総務局(財産経営課)、環境農政局(資源循環推進課、農業振興課)、福祉子どもみらい局(子ども家庭課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課)、県土整備局(県土整備経理課、用地課、住宅計画課、公共住宅課)、会計局(会計課))、行政委員会として県教育委員会(教育局(財務課))、県警察本部(捜査第三課、大和警察署等の各警察署)、公営企業として県企業庁(企業局(財務課、財産管理課、経営課))、財政的援助団体として県住宅供給公社及び県道路公社における、「私債権の回収及び整理に関する財務事務」について、実施した監査の結果を包括外部監査報告書に記載した。その中で、監査人は、各債権所管課の行う私債権の回収及び整理に関する財務事務について、改善を求めるとして指摘を行った。

しかし、監査人は、包括外部監査の結果、県庁全体に通じる「組織及び運営の合理化」に関する課題認識を持つに至ったことから、包括外部監査の結果に添えて意見を述べる必要性を感じるに至った。

以下、本意見書においては、包括外部監査の結果見えてきた県庁全体に通じる組織及び運営の合理化に関する課題(包括外部監査人が意見を述べる必要性を判断した根拠に相当する。)並びに包括外部監査人の意見(「組織の合理化に資するため」の意見及び「運営の合理化に資するため」の意見)を述べる。

2 本意見書の果たすべき役割

念のため付言すると、本意見書は、監査対象となった受検機関に対して措置をすべき事実上の義務を課すために述べるものではなく、県庁の抱える中長期的検討課題を解決するために、県庁内における議論を促す趣旨で作成するものである。その意味において、監査人は、監査委員から監査人の意見と異なる意見が出されることあり得ることは十分理解をしており、さらに言えば、むしろ監査委員から監査人の意見と異なる意見が出されたり、県議会における議論が活性化したりすることにあって、県における私債権の管理回収体制の更なる改善、私債権の債権管理回収のあり方の更なる改善に関する議論が活発化することを望むものである。

すなわち、監査人は、あくまで補助者とともに、弁護士及び公認会計士の職務上の専門性から、県の住民による県政のチェックアンドバランスに資するという目的のもと、県及び財政的援助団体の私債権の管理及び回収に関する財務事務の執行に

ついで監査を行ったに過ぎない。
 そのため、監査人の意見は、あくまで包括外部監査の結果に基づいて、組織及び運営の合理化に資するために述べるものに過ぎず、その権限の法を超えて、政策立案の詳細について述べるものではない。
 監査人は、政策立案の専門性を持ち合わせたものではないから、意見を述べるに当たり、謙虚さを持ち合わせて作成したつもりである。監査人は、あくまで政策立案を行い、それを執行するのは、県庁の職員であることを理解した上で、県が、現状の人的・予算的リソースによる制約を前提としつつ、自らにとってもベストな課題解決方法を見出すために、検討すべき方向性の指針、考え方を提示したに過ぎない。

3 本意見書において言及される参考事例
 以下、監査人は、本意見書において、参考事例として他の広域自治体や基礎自治体の事例を挙げることもあるが、県には県の、他の広域自治体や基礎自治体にはそれぞれの事情があることは理解しているつもりである。
 また、監査人は、参考事例として掲げた地方公共団体においても、参考事例として取り上げた工夫をしたとしても、目的として設定した結果が十分に達成されていない可能性があることも理解している。

監査人は、このような事情を踏まえつつも、県の組織及び運営が合理的な方向に改善するために検討すべき方向性の指針、考え方を提示する一助として参考事例を挙げているに過ぎない。
 以上を前提として、監査人は本意見書において、意見を述べるものである。監査人のここで示した意見が、県の私債権の管理・回収という財務事務に関して、県の組織及び運営を合理化させるための一助となれば望外の幸いである。

第 2 組織的課題及び意見

1 債権管理における専任部署の不在

(1) 公平な行政サービスという視点

県財務規則第 64 条の 2 は、債権管理について、「債権の発生原因又は処分に係る事務を所管する」課の課長や事業所長に第一義的権限を付与している。
 つまり、事業所管課は、各債権について、調定、納入通知及び納付書の作成から、かかる債権が未収となった場合の督促、催告、臨戸訪問、分割弁済交渉や法的手続き対応などの請求事務の一切を所管している。

その結果として、債権の管理回収業務の適否が、その時々における各事業所管課又は担当者の知識や経験により左右されることとなる。

監査人は、包括外部監査の結果、ある特定の部署においては、積極的に支払督促の申立てをするなどして回収に力を入れている一方、他の部署では電話や郵送による催告や臨戸訪問を繰り返すのみで法的手続きを取らず、相当数の債権について消滅

時効を完成させているなどの、事業所管課間の対応の差異を確認した。
 また、監査人は、前任の担当者が債権管理を怠り、債務者との連絡をせずに放置していた状況が、同じ事業所管課内部で担当者の交代により債権管理回収状況が改善した事例や徴税担当部署で債権管理回収の経験を有する担当者の異動により債権管理回収状況が著しく改善した事例など、同一事業所管課であっても担当者の変更によって、債権の管理回収業務の遂行状況が大きく変わる状況も確認した。

しかし、債権管理を担当する事業所管課ごと、あるいは債権管理事務を担当する担当者ごとに、債権の管理回収にかかる措置に差異が生じるとすれば、かかる状況は、当然であるが、住民間の公平を害すると言わざるを得ない。

(2) 効率的な債権管理回収という視点

また、債権の管理回収業務を適切に実施するためには、法律実務に関する一定程度以上の知識や経験が必要である。

債務者により正常に支払いが行われる債権と債務者による支払いが遅滞したり、支払いが行われなかったりする場合には、債権者として行うべき対応は明らかに異なる。

この点、クレジットカード会社などの同種類似の金銭債権を多数保有する民間企業では、債務者が通常の納付期限までに支払いを行うような正常な債権と債務者が頻繁に支払いを遅延したり、支払いを行わずに連絡が取れなくなったりする回収可能性に懸念がある債権とで、取り扱う部署を変えている。民間企業においては、このような破綻懸念がある債権については、滞納整理専業部署がこれを取り扱うこととしている事例が多い。

県においては、総務局総務室経理・債権管理適正化グループが、債権管理適正化連絡会議を開催することにより、事業所管課の経理担当課長などに対して研修を行ったたり、年に 4 度、支払督促の申立てを事業所管課から募集して、これを代行するなどして、未収債権の管理回収を行う事業所管課に対して、一定程度関与して、債権管理を効率化適正化するための努力がなされている。

しかし、結局、債権管理の第一義的責任が上述のとおり事業所管課にある以上、支払督促の申立についても、事業所管課の手上げ方式であって、総務局総務室経理・債権管理適正化グループが積極的に各事業所管課をモニタリングし、特定の債権を指定し、特定債権について積極的に回収手続きに入るという運用にはなり得ない。そのため、債権の管理回収については、事業所管課の担当者の債権管理回収に関する理解度に依存せざるを得ない点に課題が残っている。

県の債権管理回収体制が上記のとおりである以上、効率的な債権の管理回収には限界があると言わざるを得ない。

(3) 未収債権に関する全庁一元的な管理回収（債権回収専任部署の設置等）の検討

監査人は、長期的課題として、未収債権の管理回収について、未収債権の回収専

(イ) 大阪府の例

大阪府は、全庁的な観点から債権管理の適正化を推進するために、毎年6月1日から5月31日までの期間における、滞納債権の回収及び整理処理の目標を定めた「債権回収・整理計画」を策定するとともに、その進捗状況を公表している。また、大阪府は、債権管理を法的な観点から支援する「債権特別回収・整理アドバイザー」という役割を設け、弁護士資格を持つ者を継続的に週一日勤務という形の非常勤雇用をしているようである。

大阪府は、未収債権の管理回収の所管部署を事業所管課とする実務自体は変えていないが、全庁的に債権回収・整理計画を毎年定めることにより、毎年事業所管課に対して、未収債権の回収・整理の方針を判断させ、それを公表している点に特徴があるといえる。

すなわち、大阪府では、毎年、未収債権について、事業所管課に回収見込みの低いものを「整理対象債権」と区分して徴収停止、債権放棄や不能欠損処理などに向けた手続きを促すとともに、回収見込みのある債権については「回収対象債権」と区分して、回収のための努力を促すことになっているようである。

※ 単位は千円(千円未満は四捨五入)

令和3年度 債権回収・整理計画 (概要)		令和3年度4月1日現在	
債権の種類	債権の残高	回収済債権	未回収債権
1 滞納債権	14,291,620円	2,920,000円	11,371,620円
2 滞り債権	74,711,470円	5,893,000円	68,818,470円
3 滞り債権	18,818円	1,250円	17,568円
合計	89,102,900円	8,273,000円	80,829,900円

債権回収・整理の方針 (令和3年度4月1日現在)

○ 重点目標
 ○ 滞り債権については、滞り債権の発生を防止し、滞り債権の回収率を向上させる。
 ○ 滞り債権については、滞り債権の発生を防止し、滞り債権の回収率を向上させる。
 ○ 滞り債権については、滞り債権の発生を防止し、滞り債権の回収率を向上させる。

大阪府の対応方法について詳細を検討していないのでこれ以上深くは言及しない。また、上述のとおり、県においても、総務局総務室経理・債権管理適正化グループの果たす役割に鑑みれば、一定程度類似の状況にあると評価はでき、参考事例と県を比較して、特に参考事例が優れているという評価をするも

3 大阪府「令和3年度 債権回収・整理計画〔全体版〕」
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/26408/0000000000/R3_kisyo_zentai.pdf

でもない。

しかし、現状、県において、事業所管課が、未収債権の管理・回収方針を毎年決定し、開示するという実務となっていない。

そのため、事業所管課の担当者が未収債権の回収・整理の判断を先送りしたり、回収事務を長期にわたるという実態が散見された。

また、県において、事業所管課の現場担当者が未収債権については回収見込みが低いと判断しており、消滅時効期間の経過を待って、債権管理条例第6条に基づき債権放棄をするという将来の整理の方針を内々で持っているにも拘らず、債務者に対して、書面や電話による催告、臨戸訪問、住民票による居住調査などの回収に向けての努力を形式的に継続するなどして人的・資金的リソースを使っている事例が散見された。

これに対して、大阪府の債権回収・整理計画の毎年策定及び開示という手法は、各事業所管課における債権の整理・回収への判断を先送りせず、回収見込みのない債権については深く整理方針と決定することで、これに対して人的・資金的リソースを割くことを避けられるというメリットがあると思われる。この点、回収可能性の低い債権にかかる行政コストを削減するという点について、一定程度合理的な解決努力と考えられる。

また、大阪府は、週1回、非常勤雇用の形式で弁護士を行政組織内部に受け入れることにより、債権回収効率を上げる努力をしているが、かかる実務は、事業所管課の現場担当者が特定の債権について整理か回収かの方針を判断することが難しい事例についても、現場の担当者による判断を促すための合理的な努力と考えられる。

(ウ) その他事例

広域自治体のみならず、基礎自治体においても、未収債権の管理・回収実務の一元的実施を試みる自治体が散見される。

例えば、福井県坂井市は、健全な財政運営を推進するための歳入の確保に関する新たな取組として、市税以外の歳入について、債権種別に応じた徴収対策を強化することで、収入未済額の縮減と市民の皆様の公平性の確保を目指すことを公表し、未収債権の一元的管理を公表している⁴。

坂井市は、税外債権の適正な管理の推進や、債権種別に応じた専門的な徴収対策(財産差押えなどの法的手続き)を一元化して行うため、一定の債権に関して、債権管理・回収業務を事業所管課から納税課(税外債権管理係)に所管替えにより移管している。

移管される業務は、①移管債権の強制的徴収(滞納処分、強制執行など)、②

4 坂井市ホームページ
https://www.city.fukui.sakai.lg.jp/noze/kurashi/zeikin/zeikin/zeigai/ichigenka.html

債権所管課への徴収業務の指導、助言、③不納欠損、債権放棄に関することとされている。

坂井市の対応方法について詳細を検討していないのでこれ以上深くは言及しない。また、上述のとおり、県においても、総務局総務室経理・債権管理適正化グループの役割に鑑みれば、①、②の点に関しては類似の状況にあると思われ、参考事例と県を比較して、特に参考事例が優れているという評価をするものでもない。

しかし、坂井市の事例は、特に③を含むことに特徴がある。③部分は、一元的な債権管理対応の中で、回収見込みのない債権に関する整理方針を決定する権限をも納税課に移管する試みといえ、回収可能性の低い債権に事業所管課が人的・資金的リソースを割くことを避け、行政コストを削減しようとするため的一定程度合理的な解決努力と考えられる。

(エ) 地方税債権にかかる滞納整理機構の事例

地方公共団体によっては、強制徴収可能な地方税債権等について、個別の自治体ごとでの徴収の限界に鑑み、広域的に滞納整理機構を設立するなどして徴収事務等を共同処理している例が存在している。

かかる取組も、税債権に関するものではあるが、滞納整理事務の特殊専門性等を反映し、一元的に債権管理・回収事務を遂行することを実現することを目的としたものといえる。

イ 監査人の意見

監査人が有する課題認識は、上述のとおり、未収債権の管理・回収業務を第一義的に業務所管課の担当とし続けることを前提とすると、事業所管課の債権管理回収事務の執行について第三者によるチェックが入らない状況が続くことを意味し、事業所管課が未収債権の管理・回収を長期にわたって怠って行政の公平性を欠くリスクや回収見込みが低い未収債権に人的・金銭的リソースを割いてしまうことで効率的な債権回収ができないうリスクなどが見込まれることにある。

このような課題の解決方法としては、監査人は、大阪府のように回収・整理方針を定期的に決定する機会を設けて開示することによって、毎年事業所管課による債権回収・整理の状況を第三者がチェックする仕組みを作ったり、滋賀県のように回収すべきと判断した債権について共同所管という形で専任部署に権限移行したり、坂井市のように完全に専任部署に権限移管することなどを通じて、債権を一元的に管理するという方向性は、参考になると考える。

県は、他の広域自治体や基礎自治体の事例を参考にしながら、県内的人的・予算のリソースを前提としつつも、公平かつ効率的な未収債権の管理・回収方法を検討することが望ましいと検討する。

以上を踏まえ、監査人は、県に対して、中長期的な課題解決として、県財務規

則第64条の2の改正や県債権管理条例の改正などを視野に入れながら、未収債権の一元的徴収管理などの効率的で公平な債権管理・回収のあり方について検討することを期待する。

2 公会計上の情報開示を適切化する組織的課題
(1) 徴収不能引当金の適切な計上を主導する組織の不在

ア 非資金仕訳の第一義的責任
県財務書類作成基準(以下「財務書類作成基準」という。)第10条第3項は、「非資金仕訳に関する仕訳所属は、対象となる資産、負債等を管理又は計上する所属とする。」と定め、徴収不能引当金の計上など現金の流入入を伴わない非資金仕訳の第一義的責任を負う所管部署は、対象となる資産である債権そのものを管理又は計上する所属とする。

これは、徴収不能引当金計上に係る非資金仕訳は、債権管理の担当である事業所管課が行うことを意味する。

すなわち、事業所管課の決算担当者は、出納閉鎖日(法第235条の5)以降の毎年7月頃に行われる年次決算整理までに、当該事業所管課の管理する債権に関する徴収不能引当金について、エクセルの調査表の形式で会計局会計課公会計グループに提出し、会計局会計課公会計グループは、各事業所管部署から提出された徴収不能引当金をとりまとめ、会計管理システムのサブシステムである財務書類作成システムの「仕訳登録(非資金)」メニューから、徴収不能引当金の登録を行うこととなる。

これに対して、会計局会計課公会計グループは、地方公会計マニュアル(概要編)と地方公会計マニュアル(貸借対照表計上編<固定資産台帳関係以外>)を配布し、徴収不能引当金の計上及び仕訳登録の仕方について、詳細を説明しているが、事業所管課の担当者が計算した数字を事後的にチェックするなどの積極的関与は行っていない。

そのため、徴収不能引当金の計上については、事業所管課の担当者の公会計に対する理解度に依存せざるを得ない。

イ 事業所管課ごとの徴収不能引当金計上の差異

例えば、監査人が監査した債権のうち、会計局会計課が管理する元県庁職員が公金を詐取した事案に関する損害賠償債権と県土整備局用地課が管理する残土処理業者が相模原市の国有水路をはじめとする土地に大量の建設残土の不法投棄をした事案に関する損害賠償債権については、いずれも県が保有する犯罪者である債権者に対する不法行為に基づく数億円規模の高額の損害賠償請求権であり、債権者が刑務所に収監され、出所したのちに所在不明になったなどの経緯を経て、令和2年度末時点において、県が債権者から月額数千円規模の少額の分割弁済を受領しているという点において非常に類似した事案である。これに関して、会計局会計課は、

元金 113, 800, 493 円のうち 113, 761, 460 円について徴収不能引当金として計上している一方、県土整備局用地課は元金 885, 416, 650 円に対して一切の徴収不能引当金の計上を行っていない。

また、債務者による元金に対する分割弁済額が明らかに極小であったり、債務者から全く弁済がなされていないなど、債権全額の回収可能性が著しく低いと判断できる債権に関しても、徴収不能引当金の計上を行っていない事業所管課が散見される。

ウ 徴収不能引当金計上の意義

公会計の制度は、発生主義・複式簿記を採用することで、減価償却費や引当金など現金支出を伴わない見えないコストを可視化して把握できるようにすること、固定資産台帳や貸借対照表により地方公共団体の保有する資産に関するストック情報を可視化して把握できるようにすること、統一的な基準による財務書類を作成することによって地方公共団体間の比較可能性を確保すること、などがその趣旨にあげられる。これらは全て、住民に対して財政状況を可視化することによって、住民による行政執行に対するチェックアンドバランスを適正に実現することに繋がるのには言うまでもない。

そして、徴収不能引当金は、貸借対照表に資産として計上している債権に関して、将来、計上した債権額どおりに満額回収できないことによって損失が発生することが見込まれる場合に、貸借対照表に資産控除の形で計上するものである。

そのため、貸借対照表上に資産として計上している債権のうち回収可能性の低いものについては、各事業所管課は徴収不能引当金の計上を行うことが必要である。

エ 事業所管課の担当者が徴収不能引当金計上の責任を負うこととの限界

上述のとおり、徴収不能引当金計上の責任者が各事業所管課の決算担当者であるところ、各事業所管課の決算担当者によって公会計制度に対する理解に差があることから、会計局会計課公会計グループによる主導的役割無くして、全ての私債権に関して、回収可能性の実態に即して、適切に徴収不能引当金を計上することには限界があると言わざるを得ない。

(2) 制度所管課による主導の検討

監査人は、県において、中長期的課題として、債権管理回収の場面における総務局総務室経理・債権管理適正化グループと各事業所管課の関係性を参考にしつつ、徴収不能引当金の計上を含む公会計上の処理について、会計局会計課公会計グループが主導的役割を果たすよう検討を行うことを期待したい。

上記のとおり、監査人は、総務局総務室経理・債権管理適正化グループと各事業所管課との関係性について一定の評価をしつつも、適切かつ合理的な債権回収の促進という観点からは課題があると述べたところではある。

しかし、総務局総務室経理・債権管理適正化グループは、上述のとおり、債権管理適正化推進会議を主催し、各事業担当課の課長クラスに対して研修を行うなどして、債権回収のために必要な知識の普及を図っている他、事業所管課の行うべき債権回収のための支払督促の申立を代行するなど一定の場面において、債権回収に対する主導的な役割を担っている。

監査人は、会計局会計課公会計グループにも、債権管理・回収の場面における総務局総務室経理・債権管理適正化グループと同じく、事業所管課の管理する各債権に関する徴収不能引当金の計上に関して、各事業所管課との間で連絡調整のための会議を主催し、事業所管課の担当者を定期的に指導し、現場の事業所管課の決算担当者の持つ疑問に応える役割を期待したい。

これに加えて、会計局会計課公会計グループには、事業所管課の決算担当者の行った徴収不能引当金に関する非資金的仕訳に関して、事業所管課の持ち合わせる資料などから実際の回収可能性と照らし合わせるなどして事後的にチェックし、現実的に回収可能性が低い債権などについて、事業所管課への指導・連絡調整という役割を超えて、事業所管課の決算担当者とともに徴収不能引当金の計上に関する非資金的仕訳の責任を共同して負担して、これを実施する役割を負うことでも検討されたい。

そのために、県においては、非資金的仕訳の所管を事業所管課と定める財務書類作成基準第 10 条第 3 項を見直し、会計局会計課公会計グループと共同所管にすることなども視野に入れた検討することを期待したい。

3 属人的な課題

(1) 福祉的配慮の必要な業務と債権管理回収業務との兼任

監査人は、事業所管課の実査を行った際に、各債権の管理回収を担当する事業所管課の担当者が、各債権の管理・回収業務に専従しているわけではなく、他の業務にも従事していることを確認した。

県において、私債権・非強制徴収公債権の管理・回収の専業部署が存在せず、各事業所管課が債権管理・回収の第一義的責任を負う以上、各事業所管課の職員が、所管事業に係る業務と債権管理・回収業務とを兼任することは当然に想定されることである。

また、県は、その限られた人員と予算のリソースの中で、全ての行政事務を適切に処理することが必要であるから、恒常的に人員不足に陥る傾向にあり、職員における兼任が生じることは当然である。

しかし、行政職員の立脚すべき立場は、福祉的配慮の必要な給付行政と債権の管理・回収業務とは本質的に異なるものである。すなわち、福祉的な配慮の必要な給付行政の執行においては、職員は生活困窮状態にある住民に寄り添う姿勢が求められる一方、債権の管理回収業務においては、職員は住民に対して厳しい姿勢をもつ

すなわち、支払督促は、簡易裁判所が簡易な手続きによって債務者に対して滞納額全額の一括払いを命じるものであり、分割払いに対応する仕組みになっていない。現在、県においては、支払督促の申立を行った後、債務者が分割弁済を希望する旨の申し入れをしてきた場合、債務者から分納誓約書を受領することを条件として、支払督促の申立を取り下げるという運用が散見される。

この場合、県は、債務者との間の分割弁済合意について債権名義を取ることができていないことから、債務者が分納誓約書に示した期日に弁済をしない場合には、即時に執行手続きに入ることとはできず、改めて法的手続きを取ることになりざるを得ない。

また、出頭をしない債務者などについては、そもそも、滞納を重ねてきた以上、支払督促が発令されたとしても、任意に一括払いをする可能性は極めて低い。そのため、県は、債権回収を適切に行うためには、債権名義取得後に強制執行の申立てをせざるを得ない。

しかし、県は、支払督促申立以前に、債務者から、財産状況等に関する情報を十分に取得していない例も多く、支払督促を得たからといってただちに強制執行を申し立てることとはできず、債権名義を取得しても有効な回収に結びついていない。

(2) 債権放棄の要件

債権管理条例第6条第1項は、①私債権のうち、②時効が完成したものについて、③各号記載事由がある場合で、④債権及び遅延損害金その他徴収金の合計額が500万円以下である場合に債権放棄ができると定める。

そして③の各号記載事由は、a 債務者の所在不明、b 法人の実体が不明（法人が登記された本店支店に存在しない、かつ法人の代表者の所在が判明しない）又は法人の実体がない（会社法第472条第1項本文その他の規定による解散の登記が行われた場合）、c 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第171条の5の規定により徴収停止した場合、d 債務者に強制執行の対象となる財産がないとき、である。また、債権管理条例第6条第2項は、①非強制徴収債権について、②各号記載事由がある場合で、③債権及び遅延損害金その他徴収金の合計額が500万円以下である場合に債権放棄ができると定める。

そして②の各号記載事由は、a 債務者が破産手続停止の決定が確定したとき、b 債務者死亡により、相続人が債務を限定承認した場合で、相続財産の価額が強制執行費用及び優先弁済債権の額を超えないと見込まれる場合、c 破産法、会社更生法により免責された場合、である。

しかし、法人たる債務者の法人格が形式上残存しているが実体としては既に事業を行っていない状況や、債務者に郵便が届くがそれ以上の連絡が難しく債務者が支払意思も示していない状況など、債権回収のフロントに立つ事業所管課の現場担当

て臨む必要がある。

この点、最高裁判平成16年4月23日判決（判例時報1857号47頁ほか）は、「地方公共団体が有する債権の管理について定める地方自治法第240条、地方自治法施行令第171条から第171条の7までの規定によれば、客観的に存在する債権を理由もなく放置したり免除したりすることは許されず、原則として、地方公共団体の長にその行使又は不行使についての裁量はない。」と説示している。つまり、職員は、原則として、債権の管理・回収に関する裁量を持ち合わせず、債権を回収せずに放置することなどは許容されない。

しかし、県の職員が、福祉的配慮の必要な給付業務と債権管理・回収業務を兼任する場合、住民に対する矛盾する立場から、法的手続による履行請求等の債権管理回収のために必要な措置を取ること躊躇を覚えるという事例も確認できた。

このように、職員が住民に対して矛盾する立場にある立場にある福祉給付業務と債権管理・回収業務を兼任する状況がある場合には、効率的かつ公平な債権の管理回収にはおのずと限界があると言わざるを得ない。

(2) 兼任の見直しの検討

監査人は、福祉給付関係業務を担当する者と、債権の管理・回収業務を担当する者を明確に区別して事務分配をするとともに、債権の管理回収業務を担当する者については、他の福祉給付関係業務を兼任させずに、専任的に債権の管理回収業務を担当させることを検討することを期待したい。

第3 運営上の課題及び意見

1 神奈川県債権管理条例の運用上の課題

(1) 支払督促を中心的回収手段ととらえていることに関して

神奈川県債権管理条例（以下「債権管理条例」という。）第5条第3項は、債権回収の手法について、「前項の訴訟手続による履行の請求を行うに当たり、民事訴訟法第383条の規定による支払督促の申立てを積極的に行うものとする」と定めている。

その結果、事業所管課は、未収債権について、法的手続きを取るに際しては、支払督促を中心的な手段と捉えており、総務局総務室経理・債権管理適正化グループは、事業所管課に対して、支払督促を代行するなどの支援を行っている。

事業所管課が、例えば母子父子寡婦福祉資金貸付金や高校奨学金など同種類の債権を多数保有する部署である場合には、債権管理回収の便宜という観点から、支払督促を申し立てることに十分な合理性はある。

しかし、県の支払督促の運用については、債務者が督促異議の申し立てをせず、分割払いを希望する場合や出頭もしてこないような場合には、課題がある。

収実務において主として取られる法的措置は支払督促に偏っている。

これに関連して、監査人は、長期的課題として、債権管理条例第 5 条第 3 項の改正も視野に入れて、より効率的な法的措置による債権回収のあり方を検討することを期待したい。

一般的に、地方公共団体の有する債権についての法的措置が必要となった場合は、訴訟を提起したうえで、債務者から分割払いの申出があった場合は、履行延期の特約の手続をとる場合と同様に、債務者からその生活状況や収支状況、財産状況等を詳細に聴取したうえで、債務者の状況に応じた額の分割払いを内容とする裁判上の和解を成立させて債務名義を取得する方法（民事訴訟法第 267 条）、和解に代わる決定（民事訴訟法第 275 条の 2）を得ることにより債務名義を取得する方法、そもそも債務者と分割払いに事前に合意できていれば債務者同意のもと訴訟を提起前の和解（いわゆる即決和解）（民事訴訟法第 275 条）を申し立てて債務名義を取得する方法などにより、分割払いに応じるのが実効的な回収に結びつくといえる。

そのため、監査人は、債権管理条例第 5 条第 3 項の見直しを含めた検討を期待する。

特に、法は、原則として、訴訟提起や裁判上の和解には議会の議決を必要（法第 96 条第 1 項第 12 号）と定めることから、監査人は、県に対して、債権回収を効率的に進めるために、一定の額（500 万円程度が妥当であると考え）以下の債権については、長の専決処分（法第 180 条）により訴訟提起をすることができようとするともに、減額を伴わない分割払いを内容とする裁判上の和解や、訴え提起前の和解の申立などについても議会議決無くして対応することができよう、債権管理条例を改正することやその旨の議会の議決を包括的に得ておくことなどを視野に入れて検討することを期待したい。

イ 債権放棄の要件の見直し

上述のとおり、県において、徴収停止（施行令第 171 条の 5）を活用している事例が少なくもあり、債権管理条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の定めがあることよって、債権所管課が、債権の現実的回収可能性が低いと判断しており、将来、消滅時効期間が経過する時期に債権放棄を念頭に置いているにも拘らず、電話や臨戸訪問による催告を続けるなど債権回収コストをかけ、限られた人的資金的リソースを費消している事例が散見される。

特に、債務者である法人が、形式的に法人格を残存させているが事業を既にやっていないような事例、解散登記までは経ているものの清算終了していないような事例であつて、かつ、代表者本人については連絡が取れている事例、消滅時効期間が経過しているものの債務者が時効援用をしていない事例については、このような傾向が強い。

者が、債権回収見込みが著しく低いと判断しているような状況は存在しうる。

このような場合において、事業所管課が、消滅時効が完成していないという理由で債権管理条例第 6 条第 1 項に基づく債権放棄ができず、消滅時効期間経過まで電話や書面による催告、臨戸訪問などの努力を形式的に継続し、行政コストを負担している事例が散見された。

このように、現場担当者が回収可能性が著しく低いと判断している場合であつても、県において徴収停止措置（施行令第 171 条の 5）が活用されていないことに加えて、債権管理条例第 6 条第 1 項の債権放棄の要件のあり方が上記のとおりであることから、事業所管課の現場担当者が、消滅時効期間経過後まで形式的に債権管理をし続ける方針を採用し、限られた人的・資金的リソースを回収可能性の低い債権の管理にあてざるを得ない。

(3) 議会議決による放棄がほとんど検討されていないこと

債権管理条例第 6 条の債権放棄の規定は、法第 96 条第 10 号が「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか」権利を放棄する場合には議会の議決を経なければならぬと定めていることを踏まえて、条例を定めているものである。

すなわち、債権管理条例第 6 条に基づく債権放棄は、法第 96 条第 1 項第 10 号に基づく債権放棄に関する、条例による特則であり、両者は一般規定と特別規定の関係性にある。

つまり、県は、債権管理条例第 6 条に基づく債権放棄ができな事例に関しても、法第 96 条第 1 項第 10 号に基づき議会の議決を経れば、債権放棄をすることは可能である。

しかし、県においては、債権管理条例の制定以降、法第 96 条第 1 項第 10 号に基づく債権放棄は、ほとんど活用されていないのが現状である。

そして、債権管理条例の制定により、債権管理条例に基づく債権放棄事例は議会への報告事項（債権管理条例第 7 条）とされたことから、かえって現場担当者が債権回収を見込めないと判断する事例については、債権管理条例制定以前には、法第 96 条第 1 項第 10 号に基づく債権放棄議案として議会に提案され、可視化されていたにも拘わらず、これが可視化されることなく、現場担当者が債権管理条例第 6 条第 1 項の定める消滅時効完成の要件を充足するまで、電話連絡や郵便による督促、臨戸訪問などの債権管理コストをかけ続け、消滅時効完成の要件充足後に債権管理条例に基づき放棄されるという運用に変化したように見受けられる。

(4) 債権管理条例の見直しの検討

ア 支払督促に偏らない（訴訟や和解をいやすくする）

上述のとおり、債権管理条例第 5 条第 3 項は、法的措置による履行の請求として「支払督促の申立てを積極的に行うものとする。」と規定しており、県の債権回

そのため監査人は、債権所管課が債権の現実的回収可能性が低いと判断している債権について、柔軟に債権放棄をして、限られた人的・資金的リソースを回収可能性の高い債権に集中できるように債権管理条例第6条の見直しを視野に入れた検討を期待したい。

この点、例えば、三重県債権の管理及び私債権の徴収に関する条例第14条は以下のとおり定める。

『(私債権の放棄)

第十四条 知事等は、私債権について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 第十一条(注：徴収停止を定める規定)の規定による措置を採った私債権について、当該措置を採った日から三年を経過した日以後において、なお同条各号のいずれかに該当する事由があると認められるとき(消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる事由があるときを除く)。

二 債務者が死亡し、当該債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該私債権に優先して弁済を受ける債権(法第二百四十条第四項第一号に掲げる債権を含む。)及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

2 知事等は、私債権のうち消滅時効の期間が経過したもの(債務者が援用していないものに限る。)について、次の各号のいずれかに掲げる事由があると認められるときは、当該私債権及びこれに係る損害賠償金等を放棄することができる。

一 債務者に差し押さえられることができる財産がないとき。
二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。

三 債務者の所在及び差し押さえられることができる財産が共に不明であるとき。』
また、大阪府債権の回収及び整理に関する条例第6条は以下のとおり定める。

『(債権の放棄)

第六条 知事は、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十一条の五の規定によりその保全及び取立てをしないこととした債権であって、消滅時効の期間が経過していないものについて、同条各号のいずれかに該当する事由が三年間継続しているとき(消滅時効の期間が経過するまでに同条各号のいずれかに該当しなくなると見込まれる特別の事由があるときを除く。)は、当該債権の放棄に係る地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第一項第十号の規定による議会の議決を求めるものと

する。

2 知事は、私法上の債権のうち消滅時効の期間が経過したもの(当事者がその援用をしていないものに限る。次項において同じ。)であって、債権金額が一万円を超えるものについて、次の各号のいずれかに掲げる事由があるときは、当該債権の放棄に係る地方自治法第九十六条第一項第十号の規定による議会の議決を求めるものとする。

一 債務者に差し押さえられることができる財産がないとき。
二 強制執行をすることによって債務者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
三 債務者の所在及び差し押さえられることができる財産がともに不明であるとき。

四 債権金額が債権の回収に要する費用に満たないと認められるとき。
五 債務者が当該債権につき消滅時効を援用する蓋然性が高いとき。

3 知事は、私法上の債権のうち消滅時効の期間が経過したものであって、債権金額が一万円以下のものについて、当該債権を放棄することができる。
4 知事は、前項の規定により債権を放棄したときは、これを議会に報告しなければならない。』

いずれの規定も、消滅時効期間の経過(債務者が援用をしていないもの)を要件の中心においたり、徴収停止を活用することを前提として人的・資金的リソースを効率的に回収可能性の高い債権に配分することを柔軟にできるように定めている例といえる。

監査人は、県においても、他の広域自治体の事例を参考にしながら、県にとつて限られた人的・資金的リソースを回収可能性の高い債権に効率的に配分できるように、債権放棄の要件の柔軟化を視野に入れた検討を期待したい。

2 徴収不能引当金にかかる運用上の課題

(1) 地方公会計マニュアル(貸借対照表計上編<固定資産台帳以外>)上の定め

引当金等算定要項第4条第1項は、長期延滞債権、未収金、長期貸付金、短期貸付金及びその他の金銭債権について、「徴収不能の恐れがある場合には」、当該徴収不能見込み額を徴収不能引当金として計上すると定める。

そして、その計算方法については、同条第2項に原則的な定めがあるが、同条第3項に例外的な定めがなされている。

同条第2項の定められた原則的な計算方法は次のとおりである。

徴収不能引当金 = 当年度未償債権残高 × 不能欠損率 (%)

※ 円未満の端数切り上げ

不能欠損率(%) = 過去5年間の不能欠損決定額

÷ 過去5年間の不能欠損決定前年度未償債権残高 × 100

※小数点第 4 位未満の端数切り上げ
 これを受けて、地方公会計マニキュアル(貸借対照表計上編<固定資産台帳以外>) (以下「公会計マニキュアル」という。) 7 頁は、徴収不能引当金の計上について、以下のように徴収不能引当金の計上場面を例示して記載する。

「各債権管理所属にあっては、『多額の収入未済額があり、例年欠損処分を行っている(この場合下記の不納欠損実績率等により引当金を算定)』、『時効等により翌年度に欠損処分を予定している(この場合不納欠損見込額を引当金として計上)』等の場合は徴収不能引当金を計上されるようお願いいたします。」

そして、各事業所管課においては、公会計マニキュアルの記載を前提とした結果、債権の元本額に比して「徴収不能の恐れがある」にも拘わらず、上記 2 つの例示場面に該当しないとして、徴収不能引当金計上を行っていない事案が散見された。

しかし、本来であれば、県の法体系上、財務書類作成基準、引当金等算定要領が上位規範であり、その運用のための指針として公会計マニキュアルがあるに過ぎない。それにも拘わらず、事業所管課の担当者が、公会計マニキュアルの例示記載に従った結果、引当金等算定要領第 4 条第 1 項の定める本質的な趣旨を没却するなど、本末転倒な結論が導かれている。

上述のとおり、公会計の制度は、全て地方公共団体が、住民に対して、ストック情報並びに減価償却費及び引当金といった現金移動のない費用・損失などを含めた財政状況の現実を可視化することによって、住民によるチェックアンドバランスを適正に実現することに繋がるものである。

適切に徴収不能引当金計上がなされていないことは、住民によるチェックアンドバランスを適正に実現することを阻害するものと言わざるを得ない。

また、引当金等算定要領第 4 条第 2 項で原則的な計算方法を定めた上で、第 3 項で例外的な計算方法を定め、事業所管課の担当者が、債権の種類、債務者の属性、債権回収の現実的可能性に配慮して、独自の計算により引当金を計上することを可能とする定めにはなっていない。

しかし、例えば、警察本部(捜査第三課)の保有する 3,892,000 円の債権については、徴収不能引当金の計上をしている点については十分に評価されるべきであるものの、引当金等算定要領第 4 条第 2 項の計算式に従って、警察本部の雑入科目に係る債権全体における不能欠損実績率の平均値を乗じた結果、令和 2 年度の徴収不能金 4,717 円を計上している(令和元年度に 5,578 円、平成 30 年度に 6,228 円)。

かかる結論は、現実の債権回収可能性に比して明らかに実態と乖離した金額の引当金額と言わざるを得ず、これでは徴収不能引当金の計上を要求した公会計の制度の期待した意味をなさない。

このような場面は、本来であれば、引当金等算定要領第 4 条第 3 項による独自の計算方法が採用された上で、徴収不能引当金が計算されるべきであるが、現実には、そのような事例は会計局会計課の保有する債権を除いては存在しておらず、仮に徴収不能引当金の計上を行っていたとしても、債権の属性や種別、現実的回収可能性などを十分考慮されない結果となっている。

(2) 徴収不能引当金の適切な計上に向けての検討

ア 公会計マニキュアルの記載

上述のとおり、公会計マニキュアル 7 頁の規定する 2 場面は、あくまで引当金等算定要領第 4 条第 1 項の定める「徴収不能の恐れがある」場合の例示に過ぎない。そして、上記 2 場面のうち前者は、高校奨学金債権、県営住宅賃料債権、母子父子寡婦福祉貸付金などの同種類似の債権を多数保有する場面には適合しやすが、損害賠償金や違約金など各事業所管課が保有する個別性の高い債権には適合しづらい。

また、上記 2 場面のうち後者は、基本的に個別性の高い債権に関する例示と思われるが、少額ながらも分割弁済を継続して受けている事案など時効等により翌年度に欠損処分を予定している場面には該当しないが、現実的回収可能性が著しく低いという場面に対応しづらい。

しかし、徴収不能引当金の計上に関する上述の趣旨に鑑みれば、各事業所管課は、債権の現実的可能性そのものを開示する必要性が高い。引当金等算定要領第 4 条第 1 項において、「徴収不能の恐れがある場合には、当該徴収不能見込額を『徴収不能引当金』として計上する。」と明示するのは、まさにその趣旨を明示したものである。

そのため、監査人は、公会計マニキュアルの徴収不能引当金計上場面の例示について、より実態に即して対応できるよう改正することを視野に入れて検討することを期待したい。

イ 債権区分

引当金等算定要領第 4 条においては、徴収不能引当金を計上するべき債権区分については、特に債務者の属性などに応じた詳細な定め方をしているわけではなく、引当金等算定要領第 4 条第 3 項は、事業所管課が債権の特性を踏まえて、個別的に徴収不能引当金を算定する余地を残しているが、この算定方式は県においてほとんど活用されていない。

引当金等算定要領第 4 条第 2 項が定めるとおり、回収可能性の高い債権と低い債権とを一括して、当年度末債権残高に不能欠損実績率を乗じることが原則的な徴収不能引当金の計算方法として理解されており、徴収不能引当金を計上している大半の債権所管課は、これに従って徴収不能引当金を算定している。

その結果、上記の警察本部(捜査第三課)の保有する 3,892,000 円の債権のよ

一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債権者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債権者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債権者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に對する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。

- 貸倒等懸念債権に該当する債権は、当該債権者が債務の弁済の免除を申し出ている場合、又は債務の弁済が概ね1年以上延滞している場合など、債務を条件どおり弁済できない可能性が高いと判断されるものをいう。
- 一般債権における過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績に基づき算定金額の算定は、同種の債権ごとに、次の方式により算定する。

$$\begin{aligned}
 & \text{不納欠損引当金又は貸倒引当金の要引当金額} \\
 & = \text{当該会計年度の収入未済額又は貸付金残高} \times \text{不納欠損・貸倒実債率} \\
 & \quad \text{※円未満切り上げ} \\
 & \text{不納欠損・貸倒実債率} \\
 & = \frac{\text{過去3か年度の不納欠損額及び貸付金償還免除額の合計額}}{\text{過去3か年度の収入未済額又は貸付金残高}} \\
 & \quad \text{※小数点以下第5位を切り上げ}
 \end{aligned}$$

- 貸倒等懸念債権の要引当金額について、見積高を算定する特段の方法が存在しない場合は、債権額から当該債権に対する担保又は保証の金額を差し引いた残額の半額を要引当金額とする。
- 修学のための資金を貸付けの貸付金について、当該貸付金の施策目的の達成を理由に債権者に対し当該貸付金の債務の返済を免除する金額は、要引当金額の算定において考慮しないこととする。』

3 人員不足による債権回収事務の停滞

- 人員不足による債権回収事務の停滞**
県が、各事業所管課において債権管理を行う実務を維持する場合には、その債権管理・回収状況は、事業所管課の人的・資金的リソースに依存せざるを得ない。

うに、徴収不能引当金が計上されたいとして、その金額が5,000円に満たないなど、現実の回収可能性にそぐわない徴収引当金計上の運用がなされている。その原因は、回収可能性の低い債権について、一般の債権における過去の徴収不能実績率の平均値を乗じることによって徴収不能引当金の算定を行っていることに起因している。

しかし、一般的に用いられる民間企業の会計基準では、貸倒引当金を計上するべき債権について、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等の3区分をしたうえで、それぞれについての引当金の計算方法を定める。

また、民間会計に準じた公営企業会計が適用されている企業庁の貸倒引当金取扱要領第3条は、貸倒引当金を計上するべき債権について、一般債権と破産・更生債権の2区分に分けた上で、それぞれの債権についての引当金の計算方法を定める。

例えば、債務者が、破産手続等の法的整理の申立を行っている場合、分割払いを継続しているもの、弁済額が債権全体額と比して明らかに僅少であり、分割払いの結果元金の完済が見込まれない場合、そもそも弁済を一切行っていない場合など、典型的に徴収不能となるリスクが高いことを把握できる債権については、一般的な債権とは別の債権区分を設けた上で、個別に回収可能性を検証し、引当金の算定方法を定める方が合理的である。

上記の県警察本部の保有する債権は、債務者が長期にわたって一切の弁済を行っていない債権であるから、一般債権とは区別し、貸倒懸念債権などの債権区分に組み入れて、一般債権における徴収不能引当金の計算方法とは別の計算方法に従って徴収不能引当金を計算する方が合理的である。

この点、例えば、「大阪府評価引当金取扱要領」第5条は、以下のとおり、3つの債権区分を設定し、評価引当金の計算方法を定めているようである⁵⁾。

監査人は、県においても、徴収不能引当金の算定方法について、かかる大阪府の定め方を参考にしながら、債権区分を定め、各債権区分に対して異なる徴収不能引当金の算定方法を定めるなどとして、債権所管課が債権の現実の徴収可能性を踏まえた上で、徴収不能引当金を計上することができよう検討することを期待したい。

『大阪府評価引当金取扱要領第5条

(要引当金額の算定)

第5条 要引当金額は、債務者の財政状態又は経営状態等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。

債権の分類	要引当金額の算定方法
-------	------------

⁵⁾ 大阪府令和2年度包括外部監査人報告書 42頁

監査人は、各事業所管課の恒常的人員不足によって、債権管理・回収事務が停滞する状況も確認できた。

(2) 債権管理回収業者、弁護士などの民間委託の更なる活用

監査人は、県の債権回収事務に当たたる各事業所管課の人的不足に対処するために、債権管理回収業者、弁護士法人などの第三者機関の活用をさらに行うことも視野に入れて、債権回収事務の効率化を図ることの検討を期待したい。

ア 債権管理回収業者の更なる活用

法第 243 条は、「普通地方公共団体は、法律又はこれに基づき政令に特別の定めがある場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行なわせ得なければならない。」として、原則として収入に係る債権の徴収を私人委託することを禁ずる。

その上で、施行令第 158 条第 1 項は、使用料、手数料、賃貸料、物品売私代金、寄付金、貸付金の元利償還金、これらに係る延滞金若しくは遅延損害金について、「その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる。」と定め、例外的に一定の債権の徴収又は収納の事務を私人に委託することを許容する。

他方で、債権管理回収業者は、債権管理回収業に関する特別措置法(平成 10 年法律第 126 号)第 2 条第 1 項に定義する特定金銭債権に關してのみ、債権回収業を受託できるにとどまる。

債権回収会社は、地方公共団体の保有する、貸付金、高校授業料と県営住宅賃料などの債権の回収事務について、受託することはできるが、これ以外の私債権の回収業務については受託できない。

ここに、地方公共団体の保有する債権の回収事務について、民間事業者に委託をすることの限界がある。

しかし、これに関して、総務省(平成 28 年以前は内閣府が所管)官民競争入札等監理委員会・地方公共サービス小委員会は、継続的に、公金に係る債権回収を民間委託することに關して、事例検討を行っている。

また、債権管理回収業者は、平成 27 年 5 月以降、法務大臣の兼業承認(債権管理回収業に関する特別措置法第 12 条但書)を得た業者については、非特定金銭債権に關しても、納付勧奨業務として、案内業務(集金代行業務)に加えて、「納付意思の確認」、「納付予定時期の確認」、「滞納理由の聞き取り」に係る業務を受託することができるようになった。

監査人は、県においても、現時点において既に債権管理回収業者に委託している特定金銭債権に該当するもの以外についても、納付勧奨業務の範囲で債権管理回収業者に委託することを視野に入れて、各事業所管課における債権回収業務にかかる人員不足を解消し、債権回収体制の整備を検討することを期待したい。

なお、この際、県が債権管理回収業者に対して債権管理回収業務や納付勧奨業務を委託する期間については、1 年間とすることが常であるようだが、監査人は、実査の過程で、債権管理回収業者と事業所管課との引継ぎの期間によりかえって債権回収事務が停滞する事例も確認できたことから、少なくとも 2 年程度(3 年程度が合理的と思われる。)の長期にわたって委託することの検討も期待したい。

この点、法第 234 条の 3 及び施行令第 167 条の 17 においては、地方公共団体が長期継続契約を締結することについて一定程度の制約があることから、県は、これを受けて「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」及び「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」を定めている。同条例施行規則は、公営企業の公金収納事務の委託契約について上限 3 年と定めているが、知事部局の保有する債権にかかると管理回収事務や納付勧奨事務の委託契約は掲げられていない。

したがって、監査人は、県が、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則を改正することも視野に入れて、債権管理回収業者への委託の長期化を検討されることを期待したい。

イ 弁護士の活用

(ア) 外部弁護士への委託

債権管理回収業に關する特別措置法は、法務大臣の許可を受けた者が、法律事件に關する法律事務に該当する特定金銭債権の管理及び回収業務を、委託を受けて、業として行うことを認めた、弁護士法の特例を定める法律である。

すなわち、債権の管理回収業務は、法律事件に關する法律事務であり、本来的に、弁護士法第 72 条により弁護士の独占的業務とされる業務である。

県は、既に、高等学校奨学金資金については、公募型プロボナールによる随意契約によって、弁護士法人に対して債権回収業務の委託を行っている。

監査人は、県に対して、高等学校奨学金資金以外にも、施行令第 158 条第 1 項の許す範囲で、弁護士に対して積極的に債権管理回収業務の委託を行うことによって、債権管理回収事務に携わる人員の圧倒的不足による債権回収事務の停滞という課題を解決し、債権回収事務の効率化を図ることの検討を期待したい。

(イ) 弁護士への相談の内製化

監査人は、上記のように、県が外部委託の形式で債権管理回収事務につき弁護士を活用する以外にも、県庁組織の内部に非常勤嘱託職員として雇用することによって弁護士を活用を検討することも期待したい。

上述のとおり、大阪府は、弁護士資格を持つ者を債権管理回収のアドバイザーとして非常勤嘱託職員の形式で雇用している。

また、大阪弁護士会は、地方公共団体に対して、行政連携センターを通じて

債権管理・回収支援弁護士を、週 2 日 13 時から 17 時 30 分まで勤務体制（2 名の弁護士が 1 日ずつ）で、非常勤嘱託職員として派遣するなどのサポート体制を構築している。これによって、大阪弁護士会の支援を受けた地方公共団体は、非常勤嘱託職員による法律相談を行政組織の内部に内製化させることにより、保有する債権を時効消滅させないための管理方法、債務者の死亡による相続、債務者の破産等の事情への対応など、法的な助言を受けることができるのは当然のこと、支払いを拒む債務者との交渉、分割納付等の現場対応まで指導を受けることができる。

また、当該地方公共団体は、非常勤嘱託職員の弁護士による法律相談を内製化させることにより、生活困窮状態などにある債務者については、適切な徴収緩和制度（履行延期の特約等、徴収停止など）を用いて、最終的には不納欠損処理をするなどして、未収債権を減少させることができている。

このように地方公共団体内に弁護士を内製化することによって、当該地方公共団体が、仮に保有する債権の回収ができなくなるとも、適法かつ適切に債権管理を行っていることを証明できる状態を作っておき、住民監査請求や住民訴訟が提起された際にも、十分に主張反論することができるようになる。

監査人は、事業所管課の担当者からヒアリングをした限りにおいて、県においては、事業所管課の担当者が外部の法律相談に出るに当たり、事前に膨大な資料を準備した上で政策局策務課に相談し、同課から外部の法律相談の承認を得なければならぬとされており、外部弁護士の法律相談を受けるまでの事前の説明コストが著しく高いことが確認した。

しかし、監査人は、弁護士としての経験上、相談者が事前の論点整理に手間と時間をかけるよりも、生煮えの状況であっても早期に法律相談をした方が結果としてよい解決につながる場合があることを知っている。そのため、監査人は、県の職員が外部法律相談のための事前の準備に膨大な時間と手間を割くことによって、かえって効率的な債権回収に繋がらない結果となりかねないことを懸念する。

そこで、監査人は、大阪弁護士会と地方公共団体との協体制制などを参考にしながら、県が神奈川県弁護士会との間で、弁護士を内製化することにより効率的な債権管理回収体制の構築をすることを可能とするための協議を開始することの検討を期待したい。

4 遅延損害金（違約金、延滞金と称するものも同様）について

(1) 遅延損害金の不請求

私債権に関する遅延損害金は、元本である金銭債権について履行遅滞が生じれば

民法第 415 条 1 項、第 419 条 1 項に基づき当然に発生するものであり、債権者はこれを請求することが可能である。

この点、監査人は、県において、保有するすべての債権について遅延損害金を請求するといふ運用になっておらず、特定の所管部署においては、遅延損害金を請求していない事例を確認した。

これに関して、監査人は、事業所管課の担当者から、民法第 415 条が、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。」と定める任意規定であることから、債権者である事業所管課に遅延損害金の請求の有無について裁量があると理解している旨の説明を受けた。

しかし、特定の事業所管課は、債権者に対して遅延損害金を請求し、別の事業所管課は、債権者に対して遅延損害金を請求しない、という事業所管課ごとの運用の差異が存在するとすれば、行政の公平性を害すると言わざるを得ない。

また、事業所管課の裁量により、債務者に対して、遅延損害金債権を請求しないという運用は、事実上、事業所管課の裁量により債権放棄を認めていることと同様の効果をもたらすものであると言える。かかる運用は、債権放棄を原則として議会の承認事項（法第 96 条第 1 項第 10 号）とした法の趣旨、債権放棄を債権管理条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の要件を充足した場合に限るとした債権管理条例の趣旨に明らかに反すると言える。

そもそも、遅延損害金は、債権者が履行遅延を行うことによって生じた債権者の回収コストの増加を、金銭的に賠償する趣旨のものであるから、地方公共団体である債権者は、遅延損害金を含めた金銭までも債務者から回収しなければならぬ。

また、国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号）第 10 条は、「債権の管理に関する事務は、法令の定めるところに従い、債権の発生原因及び内容に応じて、財政上もつとも国の利益に適合するように処理しなければならない。」と定めているところ、地方公共団体における債権管理に關しても、これに準じて考える必要があることから、地方公共団体も、その債権管理に關しては、最も当該地方公共団体の利益に適合するように処理しなければならない。

さらに、上記最高裁判平成 16 年 4 月 23 日判決の趣旨に従えば、基本的に地方公共団体において、債権の行使不行使に裁量はないと解するのが適切である。

以上を踏まえれば、県において、事業所管課ごとに遅延損害金債権の請求の有無について、事業所管課の裁量によって差異が生じている運用には、課題があると言わざるを得ない。

(2) 遅延損害金の調定と弁済充当ルール

県は、遅延損害金を請求している場合について、元金（履行延期の特約やそもそも契約上分割弁済の合意がなされている場合には、当該分割弁済金。以下、総称

6 大阪弁護士会ホームページ
<http://soudan.osakaben.or.jp/gyouseinkei/menue/management/>

したことを意味するので、債務者が履行延期の特約により合意した期限どおりに分割金を弁済する限り、遅延損害金は新たに発生しない。

しかし、現実には、県は、債務者との間で履行延期の特約を行わず、債務者からの申出によって、差入書形式の分納誓約書を提出させることによつて、事実上、債務者から分割弁済を受けることを許容するに過ぎない。かかる事例において、県は、債務者からの差入書形式の分納誓約書の提出によつて期限の利益を明示的に付与しておらず、債務者が分納誓約書に自ら指定した分納期限に分割金の弁済を行つてきたとしても、遅延損害金が発生し続けるという不合理な結論が導かれる。

このような県の運用は、行政の公平性を害する運用と言わざるを得ない。

(4) 遅延損害金債権の可視化の検討

監査人は、債権回収事務における弁済充当ルールの明確化及び当事者との合意、遅延損害金の請求に関する裁量の排除、遅延損害金の随時調定などを含めた遅延損害金の請求に関する論点整理を行うことを期待したい。

ア 遅延損害金の請求を原則とし、例外を明示的にルール化すること

事業所管課によつて、遅延損害金を請求しない運用となつていることは、債務者間の公平性を害するおそれもあり、県民財産である私債権の一部によつて、事業所管課の裁量で、事実上放棄したものと同等の効果を生じていることから、債権放棄をすることができざるを得ない場面を限定した法及び債権管理条例の趣旨にも反する。

したがつて、監査人は、県が、私債権に関する遅延損害金を債務者に対して請求することを原則とする運用に改めるべく検討することを期待したい。

その上で、監査人は、債権の性質上、遅延損害金を請求しないとするものによつては、事業所管課の現場職員の裁量に委ねるのではなく、適切に民主的コントロールを及ぼすべく、明示的に条例において例外場面を明確化することを期待したい。

例えば、監査人は、高等学校奨学金債権によつて、事業所管課の担当者から、債権の性質上遅延損害金の請求は適切ではないという説明を受けたが、神奈川県奨学金貸付条例第 10 条が明示的に延滞利息を徴収することができると定めていゝる以上、仮にかかる債権によつて、その性質上延滞利息を徴収することが適切ではないという政策判断をするのであれば、事業所管課の職員の裁量によるべきではなく、同条例第 10 条を削除するなど明示的に条例改正を行うことによつて、民主的コントロールを及ぼした上で、条例に基づき行われることが望ましいと思料する。

イ 弁済充当ルールの明確化

県は、上述のとおり、債務者との間で元金を優先的に回収する旨の合意をした会計局会計課の債務弁済契約公正証書を除いて、元金等の弁済がなされないと選

して「元金等」という。)の完済後に請求するという実務となつて例が多い。

すなわち、施行令第 154 条第 1 項は、債権の調定について、「当該債権について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を照つていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならぬ」と定める。これを踏まえ、遅延損害金の債権額は日割計算となるため、元金等の完済時に初めて遅延の日数が確定して、遅延損害金の金額が特定されるとして、県は、各事業所管課の債権管理において、概ね、遅延損害金については、元金等の弁済がなされた後に調定を行うという実務となつていゝる。

しかし、通常、私債権においては、債務者が元本のほか利息(遅延損害金を含む)及び費用を支払うべき場合において、弁済をする者がその債務の全部を消滅させるのに足りない給付をしたときにどの債務に充当するのかについて、民法上の弁済充当ルールが適用されるものである。

すなわち、弁済をする者と弁済を受領する者との間に弁済の充当の順序に関する合意があれば、その順序に従う(民法第 490 条)が、特に弁済充当に関する合意が存在しない場合には、基本的に、費用、利息(遅延損害金を含む。)及び元本に充当しなければならぬ(民法第 489 条 1 項)とされている。

この結果、私債権によつて、遅延損害金が発生している場合には、特に当事者間の合意が無い場合には、まず遅延損害金に充当するのが原則である。

それにも拘わらず、県は、遅延損害金の調定が元金等の完済後に行われるという行政実務的な運用から、事実上、遅延損害金の請求を元金等の弁済の後に先送りしている。

その結果、債務者から元金等が完済されない事案においては、遅延損害金の請求が全くなされておらず、債務者間の公平性を害している。

また、県は、遅延損害金の請求を元金等の弁済の後に先送りして調定するという運用を採用することにより、事実上、元金等の弁済ができぬ債務者に関して、遅延損害金の請求によつて債権放棄をしているのと同等の効果を生じている。このような運用は、債権放棄を原則として議会の承認事項(法第 96 条第 1 項第 10 号)とした法の趣旨、債権管理条例第 6 条第 1 項及び第 2 項の要件を充足した場合に限るとした債権管理条例の趣旨に明らかに反する。

(3) 分割弁済に関する差異(履行延期の特約の未活用)

県は、長期の分割弁済合意を行っている債権によつて、債務者に対して、期限の利益を付与しているから、債務者が各分割弁済金の弁済期日において履行遅延をした場合のみ、遅延損害金が発生することとなる。

また、仮に、県が、債務者が一括払いの債権に関して、既に履行遅延の状況にある場合、債務者との間で履行延期の特約を行ったときは、過去の既発生した遅延損害金債権は消滅しないものの、履行延期の特約後には、県が期限の利益を再度付与

延損害金額が確定しないという行政実務上の運用を元に、元金を優先的に弁済する旨の債務者との合意がないまま、事実上、元金への充当を優先する弁済充当ルールを定めたのと同等の効果を生じる運用をしている。

しかし、現実的には、債権回収において、元金と遅延損害金のいずれを優先的に回収するかによって、債務者の弁済総額は異なることになる。債権者に対する行政の公平性という観点からも、明確に弁済充当ルールを定めておくことが望ましい。

債務者の視点に立てば、遅延損害金から弁済するよりも、元金優先弁済を定めること自体は、債務者の利益に資することも事実であるから、県が、民法の定める弁済充当ルールとは異なり、元金優先充当を定めることにも十分に合理性はある。

そこで、監査人は、県が、元金への優先充当ルールを債権管理条例に定めるなど、弁済充当ルールを明示的に定め、債務者との間の共通認識としておくことを原則とする運用に改めることの検討を期待したい。

ウ 遅延損害金の随時の調定と請求

上述のとおり、県は、事実上、元金等の弁済の後に遅延損害金を調停するといふ運用をしている。

そのため、債務者は、遅延損害金債務の金額がどの程度に上るのかを全く把握することができない。

しかし、平成 29 年法律第 44 号による民法改正の結果、民法は、保証人との関係性において、極度額の定めのない保証契約を無効と定め（民法第 465 条の 2 第 2 項）、債権者に対して、保証人の請求に応じて、債務の履行状況、残額及び弁済期限が到来しているものの金額並びに期限の利益を喪失したものについては、その旨など、一定の情報提供義務を負わせた（民法第 458 条の 2、第 458 条の 3）。

この点、遅延損害金は、元金一括払いであっても、元金額と遅延損害金の利率さえ確定していれば、一定の時点を超えて、当該時点における債権額を計算すること自体はできる。

そこで、監査人は、県に対して、毎年度末に遅延損害金を随時調定するなどして、時点を区切った遅延損害金を定期的に債務者に対して請求することなどにより、債務者及び保証人の利益を過度に害さないような運用を検討し、遅延損害金については債務者に請求する場合には公会計上も債権として貸借対照表上に計上することも検討することを期待したい。

エ 分納誓約書による分割弁済時の遅延損害金

上述のとおり、監査人は、元金一括払いの債権などについて、債務者からの申出に応じて、分納誓約書のような差入書形式の書類を提出させることによって、

県が事実上の分割払いを許容する事例を確認した。

上述のとおり、この場合、県は、債務者との間で、履行延期の特約（施行令第 171 条の 6）を締結したわけではなく、期限の利益を新たに付与したわけではなく、たとえ債務者が自ら誓約した分納期日に履行を適切に実施したとしても、遅延損害金は引き続き発生し続ける。

しかし、このような運用は上記のとおり債務者間の公平性を害する結果とならざるを得ない。

そこで、監査人は、県が、債務者からの分割納付の申出を受けた場合には、履行延期の特約（施行令第 171 条の 6）の要件を充足するものについては、債務者との間で履行延期の特約を行い、債務者に対して、新たに期限の利益を付与するように努めるよう運用改善を行う検討を期待したい。

また、監査人は、仮に、債務者からの差入書形式の分納誓約書の提出を求めて、事実上、債務者による分割弁済を許容する場合であっても、債務者が、自ら指定した分割弁済期限に指定金額の支払いをしている限りにおいて、期限の利益を改めて付与したものと整理し、遅延損害金を請求しないという運用に変更するなど、分納誓約書による分割弁済の場合における遅延損害金の請求に関する法的整理の検討を期待したい。

5 時効管理

(1) 消滅時効に関する認識

上記、最高裁平成 16 年 4 月 23 日判決の趣旨に従えば、地方公共団体の長に債権の行使又は不行使についての裁量はない、とされることに鑑みれば、一般論として、地方公共団体が保有債権につき消滅時効を完成させてしまうこと自体は、債権管理事務を怠っているものと言わざるを得ない。

すなわち、神奈川県収入未済金管理ハンドブック（以下「ハンドブック」という。）4 頁に記載のとおり、地方公共団体は、「債権の適切な管理」を行わなければならない。そして、「債権の適切な管理」には、適切な債権保全も含まれるところ、事業所管理課が消滅時効期間を意識せずに保有する債権の管理を行い、消滅時効期間を徒過し、債権を請求できない事態を招くことは、債権の適切な管理とは言えない。

事業所管理課の担当者が、たとえ、債務者への電話や郵便での催告や随戸訪問等の債権管理事務を継続していたとしても、債務者から承認を得られなかったり、分割弁済の合意を得られなかったりするなど時効更新（又は中絶）の成果が得られないうまま、消滅時効期間を経過してしまえば、債権管理の適切さは確保できていないと評価せざるを得ない。

その意味において、債権の適切な管理回収において、時効管理は非常に重要なものであるといえる。

そのため、地方公共団体は、保有する債権が消滅時効期間を経過する前に、回収

を継続するか、回収を断念して整理するか、という処理方針を適切に決定し、回収を継続する債権については速やかに債務名義を取得するなどして消滅時効の更新(又は中断)の対応を行い、回収を断念する債権については徴収停止や債権放棄等の対応により整理をしなければならぬ。

しかし、県は、専用の債権管理システムを利用して同種類似の多数債権を管理している場合など、消滅時効期間を十分に管理できておらず、保有する債権の消滅時効を徒過している事例も散見されたほか、個別債権に関しても、消滅時効期間の経過前に債権処理方針の判断をすることなく、消滅時効期間が経過しているにも拘わらず、債務者の援用がないなどの理由により、債権回収コストをかけ続けるなどの事例が散見された。

(2) 時効管理の徹底

監査人は、県の債権回収事務における時効管理の認識の徹底、消滅時効期間経過までの債権処理方針の判断を行う運用を徹底すること、専用の債権管理システム上の消滅時効期間にかかるアラートの導入、滞納整理パッケージソフトなどの導入など適切な債権管理のための時効管理を合理的に行う運用の検討を期待したい。

ア 時効管理の認識の徹底

上述のとおり、監査人は、事業所管課の担当者が、保有する債権の消滅時効期間に対して十分な意識を有しておらず、債権を放置している事例、消滅時効期間が経過しており、かつ回収可能性が見込まれないにもかかわらず、電話、郵送、臨戸訪問による催告をするなど回収事務に従事し続けている事例などを確認した。

しかし、監査人は、事業所管課の担当者が、保有する債権の消滅時効期間経過前に、回収を継続するか、回収を断念して整理するか処理方針を適切に決定し、回収を継続する債権については速やかに債務名義を取得するなどして回収努力を行い、回収を断念する債権については徴収停止や債権放棄等の整理をするという運用を徹底する検討を期待したい。

上述のとおり、大阪府は、毎年「債権回収・整理計画」を定め、回収見込みの低い未収金債権を「整理対象債権」と区分して徴収停止、債権放棄や不能欠損処理などに向けた整理手続きをするとともに、回収見込みのある未収金債権については「回収対象債権」と区分して、電話や郵便による催告、臨戸訪問、法的手続きなどの回収のための努力をするという振り分けを行っているようである。

監査人は、県も、大阪府の運用を参考にしながら、未収金を整理するのか、回収するのかの方針決定を消滅時効期間経過前までに判断する運用を徹底し、回収可能性の高い債権に限られた人的・資金的リソースを割き、より効率的かつ合理的な債権管理を実施することを期待したい。

イ 専用の債権管理システム上の消滅時効期間にアラート導入、滞納整理パッケー

ソフトの導入など IT 化による時効管理の合理化

監査人は、専用の債権管理システムにより同種類似の多数の債権を管理している事業所管課においても、消滅時効期間がシステム上明示される運用となっていないなど、事業所管課の担当者が、多数の債権の中から、消滅時効期間の終期が近づいている債権を抽出することが難しい状況を確認した。

監査人は、全ての事業所管課の債権管理に共通の滞納整理パッケージソフトの導入や専用の債権管理システムに消滅時効期間のアラート機能を付加するなど、人力に依存せずに、時効期間を自然と担当者の意識に植え付けるシステムへの移行の検討を期待したい。

6 債権管理コストへの意識

(1) 徴収停止の未活用

監査人は、開示された資料を確認した限り、施行令第 171 条の 5 の規定する徴収停止措置が取られた事例は、会計局会計課の保有する損害賠償債権以外に確認できなかった。その意味において、県は、徴収停止措置をほとんど活用していないと言

監査人は、各事業所管課の担当者から、徴収停止の事例が今まで存在しないこと、徴収停止措置を取った後の債権管理の仕方が明確でないことなどを徴収停止措置を活用しない理由として確認した。

しかし、徴収停止については、ハンドブック 24 頁に明確に記載されており、その制度に関する周知は十分に図られている。

そして、徴収停止措置は、施行令上定める要件を充足する債権について、その後債権保全及び取立ての回収事務に当たらないことを許容する措置であり、限られた人的・資金的リソースを効率的に回収可能性の高い債権の回収に配分するために非常に有力な手段である。

この点、県は、原則として、債権を回収するための努力を続けるものとし、限定的な場面に限り債権放棄を認めるという運用を行っており、それ自体は、県民資産である債権の管理における行政の公平性や適法性という点には叶うものの、他方で、県民が毎年負担し続ける債権管理コストに対する意識が低いと言わざるを得ず、効率的な行政運営には叶わないと言わざるを得ない。

特に、事業所管課においては、債務者たる法人が事実上事業を休止しており、将来事業を再開するようない見込みが低く、事実上回収可能性が低い債権などに関して、費用対効果が見込まれないなどと債権回収コストを意識した理由で法的手続きに踏み切らないと説明している反面、他方で債権管理コストを削減できる有力な措置である徴収停止措置を取ることもほとんど確認できなかった。

このように、県が、徴収停止措置の活用を十分に検討せず、回収可能性の低い債権についても、債権回収コストをかけ続ける運用をしていることは、決して効率的

な運用とは言えない。

(2) 債権管理事務の硬直化 (債権の性質や金額による特殊性を考慮しないこと)

監査人が、事業所管課の担当者からヒアリングをした限り、県は、保有する債権の金額の多寡や性質などに拘わらず、原則として回収するための努力を続けるものとし、硬直的な債権管理の運用をしているように見受けられた。

監査人は、事業所管課においては、少額債権については、他の高額債権同様に電話や郵便による催告状、臨戸訪問など債権管理コストをかけ続けていたり、寄付金など債権の性質を考慮せず債権管理コストをかけ続けるなど、硬直的な運用をしている事例を確認した。

このように、債権額の多寡、性質、現実的回収可能性等に対する十分な検討をせずに、漫然と回収可能性の低い債権についても、他の債権と同様に債権回収コストをかけ続ける運用をしていることは、決して効率的な運用とは言えない。

(3) 職員の稼働時間が債権管理コストに含まれるという視点を持つこと

債権管理コストは、現実に予算を使う法的な手続きの費用 (弁護士費用、印紙代及び予納郵便券代)、督促状や催告書の郵送に係る切手代、臨戸訪問にかかる旅費などの目に見えるコストばかりではない。

職員が、債権回収事務に当たるとする時間も債権管理コストとしてとらえることが必要である。

すなわち、職員が、回収見込みの低い債権の回収事務に従事する時間を回収可能性の高い債権の回収事務に当てることによって、より県民資産である未回収債権の回収に寄与することになる。職員の数が限られ、職員の稼働時間も限られる以上、監査人は、県が、債権回収事務に当たるとする職員の稼働時間を可能な限り、回収可能性の高い債権に向けていることが望ましいと思考する。

監査人は、今回監査を行った債権のうち、いくつかの事例において、事業所管課の担当者が、費用対効果の観点から法的措置は取れないと説明しつつ、電話や郵送での催告の実施や臨戸訪問などを行うなどして職員の稼働時間を割いて継続的に債権管理を継続し、時効更新 (又は中断)、分割弁済の合意などの効果を得ていない事例を確認したが、このような矛盾する対応を取ることは決して効率的な債権回収とは言えない。

結局、事業所管課において、各債権に関する整理方針が回収方針かの判断が欠けており、漫然と現状維持の対応を継続し続けており、その結果、回収可能性の低い債権も含め、満遍なく債権回収コストをかけ続けていると言わざるを得ない。

そこで、監査人は、県が、全ての未回収債権について、費用対効果の観点から法的手段を取ることができない債権については整理方針と決めた上で、速やかに徴収停止措置、債権放棄などの措置を取ることとし、反対に、回収可能性が高いと判断した債権については、回収努力を継続する方針を決定し、速やかに法的手続きに入る

などの措置を取る運用に改善することを期待したい。

そのためにも、監査人は、県が、ハンドブック 24 頁に記載されている徴収停止について、徴収停止措置を講じた後の手続や徴収停止の決定手続など詳細を明確化し、徴収停止措置を活用しやすくするなどの検討を期待したい。

また、監査人は、県が、債権の金額の多寡や性質などを考慮に入れて、当該債権の回収にかける債権回収コスト (特に職員が当該債権の管理回収に投入する時間コスト) に差をつけるなど金額比例の原則を取り入れるなど効率的な運用へ改善することの検討を期待したい。

7 説明コストへの意識

(1) 説明コストの加重

監査人は、事業所管課担当者からのヒアリングを重ねてきた結果、事業所管課の担当者に課せられる説明コストの加重さが、職員に対する強い現状維持圧力となっているという印象を持つに至った。

ア 債権管理条例に基づく債権放棄に関して

財務規則第 68 条の 3 及びハンドブック 68 頁によれば、事業所管課は、債権管理条例に基づいて債権放棄をするに際し、各局経理担当者及び総務局総務室による確認という事前協議プロセスを経た上で、債権放棄に係る決定書を起案した上で、経理担当者から承認を得て、局長決裁を経なければならぬ。

そして、事業所管課が、この決裁プロセスにおいて総務局総務室と事前協議をした結果、条例で定めた要件を満たさないため、債権放棄をせずに更なる回収努力に努めるように指示される事例も散見された。

このように、事業所管課が債権放棄の決裁を取るためには、条例で定めた要件を満たすことが確認できる資料を整える必要がある。

イ 議会承認による債権放棄に関して

事業所管課は、議会承認により債権放棄をするなどの場合には、議会提出議案を起案することが必要のため、局長決裁に加えて、副知事及び知事の決裁までを経なければならず、膨大な決議資料を準備することが必要になる。さらに、債権放棄議案に議会承認を経る必要があるとすれば、事業所管課の担当職員は、県議会議員に対する説明をして回る必要も出てくる。これら議会承認の決裁にかかる膨大な事務時間は、限られた人員の職員の限られた稼働時間を大きく割かねばならないものである。

監査人は、事業所管課の担当者からのヒアリングにおいて、議会承認による債権放棄は最終手段と考えているという見解を確認したが、これは事業所管課の現場担当職員が議会承認による債権放棄を現実的に使用可能な手段と考えているという意味に理解できた。

ウ 徴収停止及び履行延期の特約に関して

よる催告を継続したり、臨戸訪問により居住確認を続け、債権回収事務を形式的に継続していれば、特段の過重な説明コストを負担することがないばかりか、任務の懈怠と評価されることはないものであるから、むしろ判断の先送りをすることを肯定するインセンティブ構造となっている。

さらに、総務局総務室経理・債権管理適正化グループや知事部局以外における財務担当課においても、担当者は、事業所管課から債権放棄などにかかる問い合わせを受けられた際に、条例の要件を厳格に解釈し、条例に定める要件を充足していないという理由で債権回収努力を続けるよう助言をする方が、積極的な判断の誤りを指摘されることはなく、住民監査請求や住民訴訟のリスクを負うことはないから、むしろ現状維持の助言を肯定するインセンティブ構造となっている。

これらはゲーム理論における非協力がゲームの構造を持っており、各関連当事者が自らにとって最適な戦略を取る結果、県にとつての全体最適である債権回収事務の効率的な事務分配が導かれられない構造となっている。すなわち、事業所管課の担当者は、債権放棄や徴収停止などの整理方針や訴訟提起などの回収方針の判断を回避し、電話や郵送による催告を続けたり、臨戸訪問により居住確認をし続けるなどの債権回収事務を形式的に継続し続ける方が任務の懈怠と評価されないばかりか事務手間としての説明コストを負担することがなく、総務局総務室経理・債権管理適正化グループが条例の要件を厳格に解釈し、事業所管課に債権回収努力を維持するように助言することの方が任務の懈怠と評価されないばかりか、判断の誤りを指摘されることに助言することの方が任務の懈怠と評価されないことから、結果として事業所管課の担当者が、整理か回収かの判断を先送りし、回収可能性の低い債権についても現状を維持して物理的な債権回収コストをかけ続けることがナッシュ均衡となっている。

このような事業所管課の担当者に課せられる過重な説明コストが、かえって債権を整理するか回収するか判断を遅らせ、非効率的な債権回収事務への職員の負担を肯定するという構造的な問題があり、これは最終的には、県民資産である債権の効率的な回収に繋がらず、県民資産を毀損する結果を導きかねない。

(2) 説明コストの軽減と関係当事者の協力関係の構築

以上のような事業所管課の担当者に課せられる過重な説明コストによって、効率的な債権回収が阻害される結果となるのであれば、上記冒頭に述べたとおり、債権回収専任部署を構築することによって、一元化することで、債権回収事務の現場の事業所管課の裁量をなくすることが解決の一助となり得るといえる。

しかし、債権回収専任部署の構築の検討にも一定程度の時間がかかることから、現在の事業所管課が債権管理回収を継続する体制を前提としても、上記の構造的問題を解決することを検討しなければならぬ。

ア 適正な債権管理回収に繋がる評価の確立

財務規則第 68 条の 2 によれば、事業所管課は、徴収停止や履行延期の特約をすることに際しては、債権放棄に係る決定書を作成した上で、部長決裁を経て初めて、その保有する債権を徴収停止や履行延期の特約をすることができると記載されていない。

また、ハンドブックには、これらの手続きにかかる決裁フローについて明確に記載されていない。

エ 訴訟提起に関して

事業所管課は、債務名義取得のための訴訟提起をするためにも、議会の承認が必要となることから、議会提出議案を起案して、知事決裁まで経る必要がある。これも議会承認による債権放棄同様、事業所管課の担当職員に、膨大な事務手間の負担を課すこととなる。

オ 外部法律相談に関して

事業所管課は、債権管理回収プロセスの中で、法律上の問題点があれば、政策局政策部政策法務課への問い合わせをして、政策法務課からの意見を受領することが求められており、これを経ないと、外部の弁護士に法律相談を行うことができない。事業所管課は、この相談プロセスにおいても、十分な資料を事前に準備することが求められている。

カ 説明コストが高いことによる問題点

このような職員の膨大な事務手間は、行政執行における適法性の確保、行政の公平性確保、県民資産である保有債権をむやみに毀損させるべきではないという価値判断などの観点から課せられているもので、十分に正当性のあるもので、理解可能なものではある。

特に、県庁の職員が、十分に回収可能性がある債権について、その裁量で容易に債権放棄や徴収停止をすることを認めてしまえば、県が住民監査請求や住民訴訟のリスクを負うこととなり、債権放棄や徴収停止を行う判断は慎重に行われるべきという価値判断が働くのも当然である。

しかし、他方で、これは行政執行における、行政職員の負担する事務手間と時間という意味の過重なコストと理解しなければならぬ。

すなわち、事業所管課の担当者に課せられる事務手間と時間の負担は、担当者に忌避感情や心理的ハードルの高さを与え、これが現状維持への心理的圧力となり、結果として、債権放棄や徴収停止などの整理方針や訴訟提起などの回収方針の判断を回避し、連絡のつかない債権者に対して、電話や郵便による催告を続けたり、臨戸訪問により居住確認をし続けるなど、現実的な状況打開に繋がらない債権の管理回収事務を形式的に続けるという選択を取るインセンティブの構造を作ることと寄与している。

むしろ、事業所管課の担当者は、特に債権放棄や徴収停止の判断をしたり、回収のためにコストをかけて訴訟提起の判断をしたりすることなく、電話や郵送に

決裁プロセスに関与するすべての当事者を意味しており、監査人は、回収見込みがない債権については積極的に債権放棄の手続きをすることによって債権管理回収にかかる行政コストを低減するという認識が、関係当事者間で共有されることを期待したい。なお、その中には、議会側に債権放棄をするべき必要性があることへの理解を求め、協働関係を構築することも当然に含むものである。

第 4 終わり

監査人は、包括外部監査の一連の手續において、各知事部局、県教育委員会（教育局）、県警察本部、県企業庁並びに財政的援助団体（県住宅供給公社及び県道路公社）の職員の方々とは多数ヒアリングを重ねてきた。
監査人は、包括外部監査の一連の手續における職員の皆様とのコミュニケーションを通じて、法律に基づく行政の原則、行政裁量のあり方、地方公共団体が住民に果たすべき説明責任などの地方自治を取り巻き巻き本質的概念に考えを及ぼすこととなったからこそ、本意見書をまとめるに至ったものである。

上述のとおり、監査人及び補助者には、地方公共団体の行政組織及び運営に関する専門的知見は持ち合わせていない。本意見書は、包括外部監査の結果に基づき、あくまで監査人及び補助者の専門性から意見を述べたものに過ぎない。

ぜひ、監査委員には、本意見書を批判的に検証していただき、より建設的な反対意見を述べていただくことにより、本意見書が、私債権の管理及び回収に関する財務事務に関連する県の組織及び運営がさらに合理化するための礎となれば、監査人としては望外の幸である。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、全庁コロナ・シフトを敷き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大対策により例年よりも多忙であった中、ご協力いただいたすべての職員の方々及び補助者の方々に対して、心からの感謝を示して、本意見書を締めくくることがとす。

以上

監査人は、事業所管課が、債権の整理方針又は回収方針を早期に判断し、回収見込みのある債権に注力することができるよう、かかる判断をすること自体を債権管理回収業務の本質的かつ中心的任務と位置づけ、かかる判断を実施することこそが評価され、かかる判断を怠ることが債権管理回収事務の懈怠に該当するという評価をされる仕組みを構築することを期待したい。

イ 債権放棄にかかる説明コストの軽減

監査人は、事業所管課が、債権放棄の判断をして、これを実現するための決裁にかかわる事務手間の軽減を検討することを期待したい。

総務局総務室経理・債権管理適正化グループにおいては、事業所管課の債権放棄の判断を容易にすることを肯定することによって、県民資産である債権について容易に毀損することを許すこととなることから、適切なプロセスを踏んだ場合に限定すべきであるという判断をし、債権放棄の決裁に慎重ならざるを得ないのは十分に理解できる。

しかし、この結果、ハンドブック 62 頁に記載の「●債権管理のポイント 回収の見込みのない塩漬債権は放棄⇒回収できる債権の回収に集中する」という債権管理の基本的考え方は実現されていない。

したがって、監査人は、債権放棄の決裁に際しては、現場である債権管理をしている事業所管課の判断を尊重し、容易に徴収停止や債権放棄ができるように決裁手続きフロー及びその必要書類の準備などにおける改善を図ることを期待したい。

ウ 徴収停止及び履行延期の特約の決裁プロセスの見直し

監査人がヒアリングを重ねてきた限りにおいて、事業所管課の担当者が、履行延期の特約を活用せず、分納誓約書による債務者による分割弁済を事実上認める運用を行う理由を、履行延期の特約にかかる財務規則第 68 条の 2 に定める部長決裁にかかる説明コストの高さに求めている例が見られた。

財務規則第 68 条の 2 は、履行延期の特約のみならず、徴収停止についても決裁者を定めているものであるから、監査人は、事業所管課が回収見込みのない債権については容易に徴収停止をして、回収見込みのある債権に人的資金的リソースを集中的に割けるよう、財務規則第 68 条の 2 に定める徴収停止や履行延期の特約にかかる決裁の事務手間の説明コストの軽減を検討を期待したい。

エ 関係当事者との協働

監査人は、総務局総務室経理・債権管理適正化グループが主導して、事業所管課が債権放棄の判断をするに際して、関係当事者に対して理解を求め説明コストを軽減するため、関係当事者との協働関係を構築することを期待したい。

ここでの関係当事者とは、債権放棄（債権管理条例第 6 条に基づく債権放棄のみならず、法第 96 条第 1 項第 10 号に基づく議会承認の下で行う債権放棄）の